

ISSN 0288-8734

# 統計研究参考資料

No. 111

地方ジェンダー（男女共同参画）統計書の  
作成と活用 そのI（暫定版）

2011 年 7 月

法政大学日本統計研究所  
**Japan Statistics Research Institute**  
**Hosei University**





## はじめに

本統計研究参考資料 No.111 は、日本統計研究所が 1990 年はじめから重要視してきた男女共同参画（ジェンダー）統計に関して、特に地方自治体での男女共同参画統計書づくりをめぐる、2冊にわたる、その I である。

本研究所が発行してきたジェンダー統計関係の出版物には以下のものがある。

<統計研究参考資料>（請求に応じて無料配布。初期の一部に残部がない。ウェブサイト to 公開）

- No.34 (1991) 国連事務局『性的ステレオタイプ、性的偏りおよび国家データシステム』（翻訳）田中尚美  
No.39 (1993) 女性と統計』関連主要文献（翻訳）伊藤陽一・杉橋やよい  
No.40 (1993) インストローと女性に関する統計 中野恭子・伊藤陽一  
No.42 (1994) ジェンダー統計の現状 伊藤陽一・杉橋やよい  
No.45 (1995) 国連（1984 年）『女性の状況に関する統計と指標のための概念と方法の改善』（翻訳）田中尚美  
No.49 (1996) 国連（1995 年）『世界規模のジェンダー統計に関するワークショップ』（翻訳）杉橋やよい  
No.51 (1997) インストローとジェンダー統計 伊藤陽一・水野谷武志  
No.71 (2001) 無償労働と有償労働のつながり（翻訳）伊藤陽一・橋本美由紀  
No.75 (2001) ECE 地域のジェンダー統計ウェブサイト（翻訳と論文）伊藤陽一  
No.87 (2004) ICT・メディアとジェンダー問題・ジェンダー統計（翻訳と論文）伊藤陽一  
No.91 (2005) イギリス国家統計局（ONS）世帯サテライト勘定の（試験的）方法論 橋本美由紀  
No.92 (2006) ジェンダー予算・人中心の予算（I）翻訳と論文 伊藤陽一  
No.98 (2008) Eurostat 世帯生産と消費—世帯サテライト勘定の方法と意義 伊藤陽一  
No.109 (2010) UNECE のジェンダー統計—ウェブサイト、関連会議と報告—（翻訳）伊藤陽一

<研究所報>（請求に応じて無料で配布。ウェブサイト to 公開）

- No.35(2007) ジェンダー（男女参画）統計  
No.38(2009) ジェンダー（男女参画）統計 II

<市販本>

- 伊藤陽一編著（1994）『女性と統計—ジェンダー統計論序説』梓出版社  
伊藤陽一・中野恭子・杉橋やよい・水野谷武志、芳賀寛訳（1998）『女性と男性の統計論—変革の道具としてのジェンダー統計』（B.Hedman,F.Perucci and P.Sundstrom(1996) *Engendering Statistics—A Tool For Change—Statistics Sweden*）梓出版社

見られるように、国際的な論議・活動を主にしており、またここでの関係者は日本の全国レベルの問題を NWEC 編『男女共同参画統計データブック』他でとりあげてきている。しかし、日本社会で男女共同参画を推進するため、そしてこのために不可欠な男女共同参画統計視角が広く根付くためには、地方自治体の各レベルでのジェンダー統計活動が重要である。実は、日本の各地方には、都道府県や政令指定都市レベルでの男女共同参画計画とその進捗度報告（年次白書）を中心に多くの貴重な経験や蓄積がある。それにもかかわらず、その best あるいは good practice が取り上げられて論議・一般化されていないし、活動の指針が提起されているわけでない（上記のうち、研究所報 No.35 に論文がある）。

本資料は、こういった地方男女共同参画統計論議・活動に注目して、重要な論点をとりあげ、また実際活動を掘り起こす検討の一環である。I と II の 2 分冊になる。

本資料は、客員研究員の伊藤陽一が担当した。

目次

そのI		
はじめに		i
目次		ii
第1部		
1	地方男女共同参画(ジェンダー)統計書の諸タイプと検討課題	1
2	ジェンダー(男女共同参画)統計とその必要、および地方ジェンダー統計の経過	6
	2.1 ジェンダー(男女共同参画)統計とは何か	6
	2.2 ジェンダー統計の必要性	8
	2.3 地方ジェンダー統計書の作成と利用活動、および研究の経過	25
3	男女共同参画に関わる統計指標の選択	28
	3.1 統計指標の選択に際して検討すべき諸点	28
	3.2 男女共同参画統計指標体系の諸タイプ	28
	3.3 統計指標の選択のいくつかの見地	31
	3.4 候補になる統計指標-関連文献を参照しつつ	37
4	地方の統計およびジェンダー統計データの所在	46
	4.1 地方統計機関の位置	46
	4.2 地方統計の一般的種類(全数統計、標本統計、地方独自調査統計、業務統計)	46
	4.3 都道府県や市区町村の統計書	48
	4.4 地方についての比較統計集および統計集	52
	4.5 統計改革、統計の品質および男女共同参画(ジェンダー)統計の主流化	61
	4.6 全国に関する男女共同参画統計関係文書・サイト	62
	(第1部の以下と第2部以下は、そのII-近い号で刊行予定へ)	

参考資料

1	男女共同参画社会基本法の地方統計関連部分	65
2	第3次男女共同参画基本計画の地方統計関連部分	70
3	第3次男女共同参画基本計画における関係指標	89
4	ワーク・ライフ・バランス：憲章、指針、取組み事例	98
5	男女共同参画関連統計指標-詳細表	104

そのII (近い号で刊行-予定)

第1部	
5	ジェンダー統計データの地方独自の作成(業務統計と標本調査)
6	地方男女共同参画計画等における数値目標設定と実績評価
7	地方ジェンダー統計書の統計表と統計図による表現
8	分析、叙述、仕上げ及び提示・公表
第2部 地方ジェンダー(男女共同参画)統計書の実際	
9	地方ジェンダー統計書の主要事例の紹介と検討
10	地方ジェンダー統計書の作成の実際
第3部 地方ジェンダー統計の学習会教材	
11	地方ジェンダー統計の理解と実践の学習会教材等

# 1. 地方男女共同参画（ジェンダー）統計書の諸タイプと検討課題

## 1.1 男女共同参画統計書の諸タイプ

地方(都道府県、市区町村)における男女共同参画統計活動は、1999年に制定された男女共同参画社会基本法で要請されている。基本法は9、14~16条で地方の責務を規定しており、特にその14条では以下を述べている。「都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して（1）ア、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。……市町村は……基本的な計画（3）ア（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない（3）イ」【参考資料1 参照】。これによって今日、都道府県と政令指定都市は、男女共同参画計画を持ち、その他の市区でも計画をもつ地方自治体が増えている。さらに、日本では、政策をただ提起するだけでなく、政策の実績を評価するスタイルが広がった。1995年の三重県をはじめとした地方での広がりを背景に定められた「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（2001年1月制定、2002年4月施行）に促されている。これらによって、日本の地方自治体における男女共同参画統計活用の文書は、今日では以下の形をとっている。これは、基本法で要請されている都道府県レベルと、その他の政令指定都市、中核都市、特例都市、その他市区町村レベルでは異なっている。

表 1-1 男女共同参画統計書の諸タイプ

	ステップ	作業	使用する指標種類	A	B	C	D
				計画	年次報告（進捗度評価）	独自統計書	リーフレット等
1	I	男女共同参画に焦点を置いた住民の生活分野の叙述	詳細版	○		○	
2			簡易版	○			○
3	II	計画の目標設定	指 標	目標・成果指標	○	○	
4		計画の進捗度評価		参考指標	○	○	
5	III	実績評価		目標・成果・参考指標		○	

**A 計画における住民生活の統計による提示と数値目標** すなわち、多くの地方自治体は5年ないし10年にわたる計画を定めているが、その計画には、その地方の男女共同参画に焦点をおいた住民生活の諸分野の現状を統計で示している場合が多い。1,2:IAである。

計画はもちろん目標を掲げる。多くの場合、目標は数値として示されている。ここには、地方自治体の計画・政策によって成果を得ることのできる実行可能な目標を「成果目標」（3:IIA）と、単に地方自治体の政策のみによっては不可能な、全国的政策あるいは中央・地方政府の政策が直接的には及ばない民間部門の動向にも依存する「参考指標」（4:IIB）、とがある。この2つを区分せずに、一般的に数値目標としている場合もある。

**B 進捗度評価(年次報告あるいは白書)における進捗度の提示と評価** ここでは、計画の目標に向けて年次的にどれだけの進捗があったかが評価される。この場合、計画が数値目標を持つことが求められ、実績値に基づいて計画、政策あるいは行政が評価されるようになった。男女共同参画計画に関しては、多くの場合に、年次報告書(白書と名前をつける場合も多い)が提出されている（3、4、5:IIB）。

**C 独自の男女共同参画統計書** 男女共同参画に焦点をおいた住民の生活諸分野を統計で描いた文書である。計画一年次進捗度評価が定着して、上記のAとBでの男女共同参画統計の利用に至る前の2000年前後までは、この単独の統計書が多く出版されていた。現在では、この書もウェブ上に公開されているケースが多い。

**D 男女共同参画統計リーフレット** Cのいわば簡約版として、広く市民への広報や学習等に活用するために更にしぼった代表的指標だけを掲載したものである。

CとDについて、男女共同参画に焦点をおいた住民の生活諸分野を統計でえがいたものとしたが、男女共同参画統計の活用の目的次第では、例えば、女性の健康や女性に対する暴力といった特定分野の状況に絞って把握し、解決策をうちだすためのものもありうる。

## 1.2 諸タイプにおける検討課題

すでに多くの地方自治体は、上記のA、Bを中心にして多くの経験を重ね、様々の創意工夫を累積してきている。ほぼすべての地方の上記の文書は、ウェブサイト公表されているので、各地方は、他の地方の文書を適宜参照しているであろう。しかし、諸地方自治体のそういった成果を相互交換・検討する機会はないままであり、研究サイドからの検討もない。膨大な作業の中から best practice あるいは good practice をとりだし、一般化することが必要であろう。

さて、こういった現状の中で、地方における男女共同参画統計の一層の活用に向けての検討課題としては以下がある。

表 1-2 検討課題

	男女共同参画に焦点をおいた生活各分野の統計による叙述		計画の数値目標の設定、実績数値提示と評価
1	指標選択	1	指標選択
2	対応する統計データの入手と品質の吟味	2	対応する統計データの入手と品質の吟味
3	統計表と統計図の作成	3	評価
4	分析、文章化、仕上げ	4	提供・公表
5	提供・公表		

### 【語句説明】 統計指標

統計指標という用語は世の中に満ちあふれているとさえ言えるが、統計指標そのものが何かについての説明は意外に少ない。

指標 (Indicator) は、語義等を探ると、自然的、工学的、人体的、社会的、経済的など様々な現象の動きや運行状況を示す、予測する、あるいは監視する pointer、index、(更に barometer という近似語もある)、装置、より広くは情報、といったところである。エコロジーでは、単一の植物や動物の生存の有無が、環境悪化を強く示す場合には、それら種 (の有無) が indicator とされ、軍事や諜報関係では、潜在的敵の意図や能力を反映する情報項目が indicator であるとされる。

全体として、「何らかの状況を代表的に示す」ものが意図されている。Indicator それ自体は質的でもありうる。

これらを念頭におくと、統計指標については、現象の全体あるいは特定の側面を、(i) 代表的に、あ

るいは総括的に（基本的に、さらにはより本質的に）、(ii) 数量で示す、(iii) 項目、標識、属性といえるだろう。

具体的には、① 代表的な単一の統計（系列）、② 多くの場合には、幾つかの原統計系列を指数や、比率等に転換するか要約・総合した（加工）項目である。より丁寧には、この指標（系列や項目）の数値を「指標値」という。統計データそのものも、その統計がとりあげている問題にとって、代表的・総合的に重要であれば統計指標と言われる。指数や比率等の場合には、かなりの数理統計的テクニックを使ってまとめあげた加工度が高いものもある。

提示されている調査結果そのもの（一次統計データ）が詳細な統計原表に満載される数値だけであると、統計利用者は、傾向などを簡単には読み取れない。そこで、比率等に加工された統計指標もあわせて提示することが多い。典型的例としては、人口現象では、人口構成（従属人口指数、老年化指数）、人口動態諸指標（出生率、合計特殊出生率、死亡率、倍化年数）、性比、平均余命等々である。その他、GDP、CPI、景気動向指数など多様な無数に近い統計指標がある。

男女共同参画関係の統計指標に関しては、以下の3でとりあげるし、参考資料の4、5でより詳細な例をとりあげている。

### 1.3 男女共同参画に焦点をおいた生活諸分野の状況の統計による把握

#### (1) 指標の選択

住民の生活諸分野での男女共同参画に焦点をおいた状況をあらわす統計・統計指標は何か。これは、男女共同参画統計書作成の出発点での最重要問題である。生活分野別に、男女の状況、格差や差別をあらわす指標を選択する場合、分野をどう区分し、どう配列し、各分野での不平等を適切に示すためにどのような統計・統計指標を選択するかの問題である。

特に、この指標選択の問題は、過去20年から30年以上、国際的・国内的に多大のエネルギーをかけて論じられてきた。指標選択には、まず、各分野について理論的にどのような統計・統計指標が望ましいかの論議がある。地方の男女参画統計については、(i) その地域の特徴を示す指標、(ii) 地域比較を可能にするための基本的共通指標、(iii) 統計指標のための具体的な統計を入手可能であるかどうか、が検討点になる。今日では、これら統計指標は、長い論議を経て、国際的に、日本全体について、そして地方自治体のレベル別（都道府県、政令指定都市、その他市区町村別）に、具体的に男女共同参画統計書(計画や参考指標)として、各様に用意されている。したがって、理想的な基本的指標を提示しながら、既存の統計指標を検討して選択する作業が効果的であろう。既存の統計指標は、これを作成する原統計データ入手可能であることを示しているからでもある。とは言え、他方で、既存の指標を踏襲してしまって、より適切な指標を開発していく努力に消極的になってはならない。

#### (2) 統計の入手可能性と統計の品質の検討

理論的・理想的に欲しい統計指標を考えたとしても、これを作成する原データを実際に入手できるかを検討しなければならない。指標の具体化に使われる統計には、調査で得られる統計(調査統計)と、行政事務過程から作成される統計(業務統計)とがある。日本の代表的な統計の多くは、国が実施する統計調査の結果である。しかし、国の統計調査結果は、全国、さらには都道府県レベルの統計データを提供しているが、市区町村レベルまでは与えないことが多い。都道府県市区レベルでは独自の統計調査を行う場合があるが、資金や人手の制約もあって、多くはない。この中で、地方で独自に行われている男女共同参画調査としては、意識調査が多い。この意識調査の有用性と限界—意識調査は、現実の諸状況の



客観的な確認ではなく、あくまで人々の意識、感じ方を通じての調査である一を理解していることも重要である。この空白を埋めるのが、行政業務過程に随伴して生みだされる業務統計である。どのような業務統計が提供されるかは、地方のレベルによっては明確ではない。各地方の既存の男女共同参画統計活動の中で提供されている業務統計に注目し検討すべきことになる。

対応する統計データをひとまず入手できたとしても、その原統計データが、正確であり、信用できるかを検討することが必要である。国際的、国内的に出まわっている統計データの中には、信用できないデータもある。現実の状況や政策の進捗状況の不正確なデータは、現実を正しく伝えておらず、判断の誤りを導く。統計データの品質を検討することは、男女共同参画統計活動にとっても不可欠である。

### **(3)統計データの読み(統計に比較・分析)、統計表・図の作成、検討結果の叙述**

統計データを獲得できれば、まず、その地方に関する既存の知識にもとづいてそれらデータを検討することになる。統計データの検討は、統計データを材料にして、現実の状況を理解することである。統計データを揃えてみるだけで、現実の分析ができるわけではない。多くの場合、これまでの知識、経験、研究等によって、その地方の(男女共同参画の)状況に関して予備的な把握があり、統計データを参照して、その把握をより確かなものにするというプロセスが進む。これまでの知識・理解が統計データによって確認されなければ、これまでの知識・理解が部分的あるいは全面的に誤っていたことになる。

予備知識・理解が全くない場合もある。予備知識が無い中で、統計データから新たに事実を発見しようとすることもある。

これらの統計データの分析をどう進めるか。ここでは、他の地方との比較、過去からの変化を比較することが必要である。そして、分析者自身のために、また読者向けに、状況を示す必要な統計データを適確に要約表現する一統計表・図一も必要である。さらに、以上の統計データによる検討結果は、読者が簡単に入手でき、理解できるように、提供されなければならない。

## **1.4 計画の数値目標の設定、実績数値提示と評価**

計画における数値目標の設定では、統計データの入手可能性を考慮した上で、計画に数値目標を与える指標が決定される。このプロセスでは、まず、計画の実施項目に対応する適切な統計指標は何かを理論的に検討し、ついで選択した指標に具体的数値を与える統計データがあるかどうか検討される。すなわち、データの入手可能性を配慮して、選択指標を決定することになる。この指標の選択の適切性が、第一の検討課題になる。

計画の数値の場合には、生活各分野の男女共同参画の状態をどんな指標で表すかという先のケースとは異なり、計画諸項目に対応する数値獲得可能な指標をしぼるのであるから、より容易な過程ではある。

そして、目標年次に到達すべき数値目標が妥当であるかが第二の問題になる。目標値が高すぎるか、低すぎるかに関して基準はない。とはいえ、男女共同参画社会への前進の重要なテコになる施策項目一指標一の目標数値をどう設定するかは、男女共同参画社会の実現、各分野での前進をどれだけ切実かつ緊急にとらえているかを示すものになる。

第三に、年次的な取り組みの実績数値を示し、進捗状況をどう評価するかの問題がある。これは統計データそのものに関してよりも、実績数値データをどう読むかの問題であり、第一、第二の問題がより基本的であり、重要である。この評価に関しては、評価の体制一自己評価・外部評価の実施、評価づけ(A・B・C、1~5、%)など多くのタイプがある。

なお、計画における数値目標に関しては、先にもふれたが、地方政府が項目の実施に関して、権限や

予算等資金その他の資源動員力を持っていて、地方政府の直接責任下にある項目に関する「成果指標」がある。そして、地方政府だけでなく、日本社会全体の動向や中央政府の施策、民間企業他の対応など多くの要因に結果が左右され、したがって地方政府の責任にはならない「参考指標」がある。この参考指標は、1.3 でみた指標と重複する場合が多い。とはいえ、この成果指標と参考指標の区分も必ずしも納得いくものになっていない場合がある。

また、成果指標に関しては、地方政府の業務統計が発掘されてきている。諸地方でのこの成果指標を収集・検討する中で、地方で獲得できる統計データを新たに発見・確認することができる。

## 1.5 男女共同参画統計の市民的活用

上記の 1.3、1.4 は、地方政府が計画や年次報告に統計を織り込む場合の問題であった。他方で、地方政府職員も参加しながら、市民が男女共同参画統計を活用して、地方政府の計画や年次報告を吟味したり、男女共同参画に関わる一般的あるいは特定の問題を検討したり、あるいは男女共同参画統計を学習しようとする動きも一部にはある。地方の男女共同参画が、広い住民の理解を背景に進められるべきであるとするれば、こういった学習的活動の強化はこれから重視するべき方向であろう。

ここでは、(i)統計データを使って現状を把握することの重要性—統計データの機能と利用にあたっての注意点、(ii)代表的な統計・統計指標、(iii)地方で入手可能な統計データ、(iv)統計データの統計表・図での表現、(v)分析結果の文章化と提示、等の全体あるいは一部が、学習すべき要点となろう。

## 1.6 本冊子でとりあげる問題

以上によって、地方の男女共同参画統計書の作成に関わって、説明・検討すべき主な点は、(1)そもそも地方男女共同参画統計の意味と重要性、(2)男女共同参画に焦点を置いた統計指標の選択、(3)地方での男女共同参画統計データの入手可能性、(4)関連して統計を入手できない場合の地方独自の統計作成—標本調査と業務統計、(5)地方男女共同参画計画等における数値目標設定と実績評価<sup>1</sup>、(6)地方男女共同参画統計書の統計表と統計図による表現、(7)分析、叙述、仕上げ及び提示・公表、がある。

そして、地方自治体による男女共同参画統計活動での豊富な経験や蓄積を汲み上げ、また促進するための学習会の教材の検討等の、より実践的な論議も必要であろう。

これらの諸問題を、統計研究参考資料の 2 つの号にわけてとりあげることにした。目次にあるように、本号(No.111)「その I」では、上記のデータの入手可能性までを、参考資料とともに論じる。以後については近い号(「その II」)でとりあげる予定である。

本号の表 3-3 とその元になっている参考資料 5 は、なお作成過程中的暫定的表である。そして、さらに本資料が地方で積み上げられてきている男女共同参画統計書の豊富な経験・実績を十分に吸収しているとはいえない。本資料を基礎にして、また地方の男女共同参画統計活動に持ち込む中で、より進んだ、あるいは平明な冊子や案内書が作成されることを思い描いて「暫定版」としているのである。

<sup>1</sup> 関係文献・規定として、①梅田次郎、小野達也、中泉拓也 (2004)『行政評価と統計』日本統計協会

②総務省「行政機関が行う政策の評価に関する法律」および関連諸規定 ([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/houritu.htm](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/houritu.htm)) 政策評価の実施に関するガイドライン：平成 17 年 12 月 16 日：政策評価各府省連絡会議了承、平成 22 年 5 月 28 日一部改正

## 2 ジェンダー（男女共同参画）統計とその必要、および地方ジェンダー統計の経過

以下の 2.1 の説明は、事例などを省略して必ずしも丁寧ではない。いくつかの事例は 2.2 にある。改めてより丁寧な説明版を用意する必要があると感じているが、ここではあくまで要約にとどめる。筆者は、男女共同参画統計を、国際的に論議されているジェンダー統計と同じ意味で使っている。以下ではジェンダー統計という言い方を主として使う。

### 2.1 ジェンダー（男女共同参画）統計とは何か

(1) **ジェンダー統計データとは、ジェンダー問題に関する統計データである** ジェンダー統計とは、(i) 社会における男女共同参画の状況を把握し、(ii) 参画の遅れとその原因・背景を分析し、(iii) 解決策を立案し、(iv) 解決策の実施状況と効果を評価するため、の統計データである。ここでのジェンダー統計という日本語表現を英語に翻訳すると、「ジェンダー統計」であり、1980 年代以降国際的に議論されてきている。

ここでの説明も、ひとまずは、日本よりも早くから論議されてきた国際的な「ジェンダー統計」に関する議論をふまえて、筆者なりの理解によっておこなう。

あらかじめつけ加えると、「ジェンダー統計活動（運動）」とは、(1) ジェンダー問題を対象とした、(2) 政府、民間、研究者等によるジェンダー統計データ・統計指標の生産・貯蔵・公表、および、(3) ジェンダー統計データの利用・加工（方法と実際の分析）にわたる活動の一部あるいは全体である。

また、ジェンダー統計（理）論とは、ジェンダー統計データとジェンダー統計活動（運動）の一部または全体を研究する理論であり、社会統計学の一部を構成している。

(2) **「女性に関する統計」ではなく、「ジェンダー統計」である。** 留意点の第一は、ジェンダー統計は、「女性」に関する統計ではなく、ジェンダー関係・ジェンダー問題（男女の社会的関係～生じる差別・格差等の問題）に関する統計だ、ということである。女性に関する統計データは、既に 1800 年代の後半から幾つかの国で作成され使用されてきた。この中には、男女の社会関係にかんする重要な統計データや統計書があり、いまでも十分に参照されるべきものがある。しかし、1990 年前後から、性差別や格差を社会的に構成された男女間の関係とみる「ジェンダー」という考え方が統計の分野にも及んで、「女性に関する統計」から、「ジェンダー統計」になった。

これについて、1996 年に書かれた以下の説明がわかりやすいだろう<sup>2</sup>。

過去のアプローチ	今日のアプローチ
女性に関する統計	ジェンダー統計
誰のために？	
女性擁護者のための女性に関する統計	すべての政策立案者、企画者と一般国民のための、社会の全分野における女性と男性に関する統計

<sup>2</sup> 伊藤陽一他訳(1998)『女性と男性の統計論－変革の道具としてのジェンダー統計』梓出版社、p. 43、原本は B. Hedman, F. Peucci and P. Sundstrom(2006) *Engendering Statistics: A Tool for Change*, Statistics Sweden

<b>何が問題か？</b>	
女性に関する統計がない	統計がジェンダー問題を反映していない 女性と男性に関する統計においては、系統的な誤りや偏りがしばしば生じる
<b>何が行われるべきなのか？</b>	
統計が性別に収集されるべきであり、統計と指標が女性についてだけ計算、分析提示されるべきである	すべての統計が性別に生産、分析、提示され、社会におけるジェンダー問題を反映しなければならない
女性に関する統計は	ジェンダー統計の生産は次の点で全統計体系に統合されなければならない
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収集されなければならない</li> <li>・ 女性のデータベースに貯蔵されなければならない</li> <li>・ 別個に提示されなければならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収集</li> <li>・ 貯蔵</li> <li>・ 提示</li> </ul>
<b>それは誰の責任か？</b>	
女性担当本部機構/女性団体	政府統計機構

(3) **ジェンダー統計データは、単なる性別統計ではない** 第二の留意点は、ジェンダー統計データは、単なる性別統計資料のことでないこと、である。これには、2つの意味がある。1つには、例えば、女性と男性の身体的差異を示す体重や身長といった性別統計は、ジェンダー問題を発掘するものとして、前提にはなるが、「単なる性別統計」であって、ジェンダー統計データそのものではない。「ジェンダー問題に関わる性別統計」こそが、ジェンダー統計データの主要な構成部分になる。2つには、「性別に示された統計」は個人や人間の集団に関する限りのものである。「ジェンダー問題に関する統計データ」には、個人あるいは人間集団に直接は関係しない、したがって「性別統計」として示されない重要な「ジェンダー統計データ」がある。例えば、(a) 男女の生活に密着する環境悪化そのもの、リプロダクティブ・ヘルスや安全・暴力等にかかわる医療施設、装備や機器、シェルターや専門家・職員体制等に関する統計データ、(b) 育児休業取得率の高い企業や組織、両立支援政策を重視している企業数等や分布等の統計データ【厚生労働省の『雇用均等調査』がとりあげている】、(c) 起業等をふくめて企業活動に関わる税、金融等、あるいは家族手当や年金給付において男女格差に影響を与える制度・政策に関する統計データ、(d) 性別表示を伴わなくても、無償労働の時間測定・貨幣評価した統計データ、等もまたジェンダー統計として不可欠であるか、重要である。

すなわち、ジェンダー問題を理解し、検討する上で、人々に関わらない企業や組織・施設、制度等のデータもまた不可欠である。したがって、「ジェンダー統計＝性別統計」という理解は、個人や人間集団のデータに関しては正しいのだが、ジェンダー問題にかかわる企業・組織・制度等のデータを除外してしまうことになり、狭くて、一面的な理解にとどまる。ジェンダー統計の中国語訳が「性別統計」とされていることもあって、しばしばこの理解があるが、狭い理解であるということに注意しよう。

(4) **男女を対比しながら示すことが必要である** 男女の社会生活の多様な側面において、特に、男女の社会的状況の差異・格差・差別を、「男女を対比しながら示す」のがジェンダー統計表・図である。女性に関する統計、あるいは統計書は数多くある。しかし、そのかなりが、男女を対比しながら統計表や図を示す「ジェンダー統計」になっていないことについては注意を要する。例えば、特に結婚・出産・育児期の女性の就業率が低下することを示す、年令と労働力率をクロスさせたいわゆる馴染みのM字型曲線の一図(図2-1、14ページ)がある。ここで女性のM字曲線だけを描いた図は「女性の統計」ととどまる。同じ図の中に女性のM字曲線とともに男性の労働力率線を示してはじめて、女性と男性を対比した「ジェンダー統計図」といえる。もちろん、M字型の時系列的変化や潜在的就業曲線をみるために、

女性のみの労働力率線を作成することはありうる。しかし、まず男女を対比した図を描くことから出発するべきである。

以下の(5)～(6)は、いくらか統計の専門的説明なので、読者の関心次第では飛ばしていただきたい。

**(5) ジェンダー統計データには、統計調査の直接的結果である統計データから、関係する統計を分析した結果データ、さらに計画・政策の数値目標などがある** ジェンダー統計データは、(i) 統計調査＝調査にもいろんな種類があるが一例えば、M字型曲線のような労働力調査からの直接的結果であるデータ（一次統計データ）、(ii) 多くの一次統計データを組み合わせて調整加工して作成する無償労働時間あるいは無償労働金額などのような統計データ（総合加工統計と呼ばれる）、(iii) 以上の統計データを統計的計算・分析手法を適用して、得られる、例えば、女性の就業率と合計特殊出生率の相関図や性別賃金格差の計算の一部などの結果数値・表や図、がある。(iv)また、計画や政策の目標として掲げられる数値がある。この数値目標は、社会の実際状況に関するデータではなく、将来に向けて予想した数値なので、(i)～(iii)とは異なっている。とはいえ、数値目標も、現実の延長線上に政策が効果をもって獲得される数値であり、現実と無縁ではない。(iii)の統計分析における公共料金の値上げや政策・計画の経済効果の影響とかの数値と類似といえるだろう。ということであれば、(v)計画・政策の評価において数値がとりあげられる場合も、統計データ、と広く解釈できる。

この(i)～(v)のそれぞれでの統計データや数値は、ジェンダー問題の把握や解決に向けた適切なデータであることが必要である。この適切性は、国際的にはここ15年ほど「統計の品質」の問題として論議されてきた。ここでは、検討している問題に対応した統計データであるか、その調査や分析の過程で使われる調査方法、分析方法、データの提示・公表の方法が適切かどうかを検討されることになる。

**(6) ジェンダー統計データの全体的充実のためには、ジェンダー統計データの生産・提供・分析・貯蔵の在り方や国民的活用を促進する中央と地方の統計機関や男女共同参画機関の体制の整備が関係する。**

上にみたようなジェンダー統計データを充実させ、これを政府、地方自治体、大学等での研究や、住民が有効に活用するためには、統計委員会、そして中央と地方の統計機関の担当者が男女共同参画の重要性を理解し、男女行動参画担当部署の担当者が統計の重要性を深く認識していることが求められる。特に日本の場合には、総務省統計局と各府省の統計担当部署にジェンダー統計に関与する担当者をおき、他方で男女共同参画局と各府省と地方自治体の男女共同参画担当部署にジェンダー統計に責任をもつ担当者をおき、統計機関と男女共同参画担当機関の間で協力・連携することが必要である。これらの措置は日本では不足していたし、現在でもそうである。統計機関と男女共同参画担当部署との間で協力・連携を強めることが、とりわけ地方自治体が必要である。この動きに、大学などの研究活動や関心ある市民のジェンダー統計活動が、適切に関与することが望ましい。そして、統計機関が、研究や市民活動からのニーズをくみ上げて、ジェンダー統計を豊富にし、ジェンダー統計へのアクセスを容易にすることも求められる。ジェンダー統計に関する論議は、これら関係機関の在り方をも取り上げることになる。

## 2.2 ジェンダー統計の必要性

ジェンダー統計はなぜ必要なのか。以下で、ひとつには、統計データには有力な働きがある、ふたつには、特に日本での「ジェンダー問題」が深刻なので、この統計、すなわち、ジェンダー統計データが重要である、という2点において説明する。

## 2.2.1 男女行動参画統計の必要性①—統計データは、社会現象の総数・総量をとらえる数字である—その有効な働き

統計データは、社会・経済の認識（知る）手段として次の特徴を持つ。

(1) **現実の状況に数量的側面がある** まず、あらゆる議論に先だって、自然や社会という**現実（客観）が常に必ず質と数量的側面を持っている**ことをしっかり確認しなければならない。人々は、この現実を知り（認識し、あるいは写しだし＝写真に類似）、働きかけ、人類・生物・環境のために状況を改善している。この認識において、また働きかけの方向づけにおいて、統計データは貢献する。

(2) **統計数は具体的な数字である** 個々の認識において、統計数は、**第一に具体的数字**である。数字には、数学で扱う抽象的数字と、現実を具体的に写しだしている（言い換えれば、何らかの観測を通じて得られる）具体的数字がある。統計数は具体的数字である。具体的なあるもの（質的に定められる）であり、同質であることが前提されて、その事象や側面の数量が与えられる（数え、測定できる）。この数字は、具体的な現実そのものを具体的に、詳細に示すものでもある。

統計学のひとつの出発点に位置するウィリアム・ペティ（William Petty<1623～87>、『政治算術』（Political Arithmetick, or……<1690>—岩波文庫（1955））は以下のように述べた。「私が……採用する方法は、現在のところあまりありふれたものではない。というのは、私は比較級や最上級の言葉のみを用いたり、思弁的な議論をする代わりに……自分の言わんとするところを、数、重量、または尺度を用いて表現し……自然の中に表現しうる基礎をもつような諸原因のみを考察する……個々人の移り気意見、好み、激情に左右されるような諸原因は、これを他の人たちが考察するのに任せておくのである」。言い換えてみよう。「非常に大きい、多い、かなり大きい、わずかである」といったあいまいな表現ではなく、また、「もし〇〇であれば、こう云える、▽▽であるはずだ」と仮定して、あるいは類推によって結論をだすのではなく、何よりも、具体的な数値、事実を確認して、検討を深めようではないか、ということである。

(3) **統計数は個別事例ではなく現実の全体、あるいは総体の構成や動向を示す** **第二に、統計数は個体についての数字ではなく、個体を集めた集団の数量的側面についての数字である**。「誰だれさんの家族は何人」などという場合には、特定のケースに関する個別の数字であるが、世帯員の数が合計されて人口とされるとき、これは集団についての数字であり、統計数である。言い換えると、総計数、合計数でみる、個別のケースではなく多くのケースを総体としてみる、ということである。

**総数・総量の認識材料**である点で、例外的事例にふりまわされることなく、大勢、基本動向、基本構造の把握に貢献する。これによって、「統計で見る」、「統計的に見る」とか「統計的思考」という場合には、数字で、しかも集団的にみる、ということが最初の意味だと考えてよい。

数字データには、個体、例えば1つの企業についての数量資料＝財務諸表がある。これは、あくまでも個体についてのものであり、会計記録（資料）である。多くの企業をとりあげて集団についての数字データになった場合に経営統計あるいは企業統計になるのである。

(4) **統計表は数量的側面と質的側面の両方を示す**。ここまで、統計数が具体的な総数・数量を示すことを述べた。ここで留意したいのは、統計数値が示される統計表は実に多くを語っている点である。具体的数字であるという場合の「具体」とは「質」のことである。統計表は、数値を獲得した社会現象について、タイトル（表題）、表頭（表の一番上にある列区分による説明欄）、表側（表の左右にある行区分による説明欄）によって、どこの地域の（スウェーデン、日本、首都圏など）、何の（人口、労働力）の、どの側面の（性別、活動状態）、何時（2004年など）の、数字であるかを示している。そして、表の下欄に、注意書きや、この表の（統計の）出所（源泉）が示される。これらは社会現象の質的側面

を、具体的に区分して示している。表におけるこれらの区分で与えられるセルに数値が示される、表に質的側面に具体的な区分を与えて分類表（例：国際職業分類－日本標準職業分類）を作ることも統計生産作業の重要な一環であり、成果である。その上で、調査等の統計作成によって新たに合計数が獲得される。すなわち、**統計データ・統計表は質を前提して、総数・総量を示すデータ**である。

(5) さらに、**統計表をグラフ化した統計図表は、変化・発展傾向（時間的、歴史的経過）や国別、地方別（場所的、空間比較）の相違や全体にしめる部分等を直感的に、簡単に認識させる働き**を持っている。

(6) **統計数には、調査結果である統計データの他、計算加工した数値など種々**ある。世界の将来人口予測で先進国と発展途上国の比率を計算すると、1950年の1:2.4が、1990年に1:4.4、2000年に1:5、2025年に1:6になる。統計表には、こういった比率が多く掲載されている。これらの数値は統計比率といわれる統計数値の一種である。数値の大小や変化等がこういった比率に換算することによって、より容易に理解できる。すなわち、統計データには、調査の直接的結果としてのデータと、それらデータをさらに計算加工したデータがある。統計データといっても、計算的な加工の度合い（レベル）が浅かったり、深かったりする様々な数字がある。

(7) **統計データは、事実の代替物として事実**に即した論議に、研究上では**理論や仮説の実証に貢献**するより専門的な話に及ぶが、第一に、統計数字に具体的に写しだされている現実が、自然的現象なのか、社会的現象なのか。その観測過程にひきつけて言って、実験室あるいは自然観測の結果である自然観測値なのか、社会統計調査などの社会観察の結果である数字なのか、も問題になる。この区分は、日常的にもまた自然科学でも、多くの場合に無視されている。しかし、社会研究に馴染んだ社会科学あるいは社会統計学からみると、社会に関するデータは固有の性格を持っている。したがって「**社会**」**観測の結果およびその加工結果である数字を、より厳密な意味、狭い意味（狭義）での統計とする**。自然の観測結果である集団的数値をもふくめて統計というときは広義の統計としてよからう。

第二に、研究上の位置づけにもふれておく。理論的認識（理論的認識：自然・社会の基本・本質についての認識）との関わりから見ると、統計は現実の反映物（写真に類似）であり、従って理論と現実をつなぐ位置にあり、**実証的（経験的=empirical）研究(research)に貢献**する。

すなわち、ひとつには、理論を実証（検証）することに貢献する。（抽象的）理論を現実と照らしあわせて、これまでの理論がなお、現実を説明しているかを検査する働きをする。もうひとつには、理論がない分野で新しい傾向を発見し、そこから新たに理論を発見することに貢献する。実証研究のために材料としては、統計データの他に、個体についての数量的データ、実態調査（質と量について、しかし小規模）結果資料、質的資料等がある。

(8) **統計データのこれまで見てきた働きは、①現実を認識するため、②政策・計画の立案のため、③政策効果の監視・評価するために役立てられる**。これを男女共同参画の点からみれば、ジェンダー統計データは、男女差別や格差の現状を知り、この状況をもたらしている社会的背景や原因・要因（男女平等に向けての前進を阻害している要因）を明らかにし、男女平等を阻害する要因を除去し、男女平等を推進する政策・計画を立案し、政策・計画の効果・進捗状況を把握し、ときには計画・政策を補強修正するための、不可欠の道具である、ということになる。

このうち、ジェンダー統計が男女差別や格差の現状を知るための有力な道具・情報である点で、差別・格差の解消に向けて意識を高め、また広い人々に理解を広め、政策立案者に正しい政策方向を求め、、に進むことができる。ジェンダー統計の国際的に基準とされたテキストでは、ジェンダー統計のこれらの働きをみて、以下のように叙述された。「男女にかかわる統計は、次の理由が必要である。す

なわち、・意識を高め、政策立案者を説得し、変化を促進するため。・変化に向けた措置を激励するため、・政策と措置に偏りのない基礎を与えるため。・政策の措置を監視し評価するため。」

ジェンダー論では、意識を高めること (consciousness raising) が出発点で強調されることがある。格差や差別の正確な把握によって、男女平等の必要を意識することは重要である。とはいえ、ここで十分に留意すべきことは、第一に、男女参画統計が、意識を高めるための道具・武器になることができるのは、これまで説明してきた統計データの働き—現実を具体的、総量的数値として写し出している—からである、という点である。そして第二に、そのジェンダー統計データは、正確性など、高い品質のものであることが前提になる点、である。

この統計の品質に関して、

**(9) 統計データは、一面性や眼りを持つことが多い。この限界に十分注意しなければならない。**

**① 統計データに対して、常に批判的な眼を持ち、注意深い使用を心がけるべきである**

(i) 統計データが提供・公表されるまでの統計作成(統計調査)の各レベルで、その統計データが現実を正しく伝えているか(統計生産<調査>が正しく行われたか、計算加工が正しく行われたか)が問われるべきである。

(ii) 社会・経済に関する統計数字(狭義の統計数)は、社会を対象にして、社会関係の中で作成される資料であるために、**多くの限界や一面性を持ち**、誤差をふくみ、さらには偽りのものであることすらある。この点は、自然を測定した観測値の多くとの大きな相違点である。統計データが示すところは何か(現実をどのように写しだして[反映して]いるのか)、統計データが現実を誤って伝えていないか、の検討が常に必要である。この検討なしにその統計を利用するなら見当はずれとなり、計算を急ぐなら現実の研究とかけはなれた「計算遊戯=お遊び」、さらには「大がかりな計算に基づく数値的詐欺」にはまることになる。

**② 統計に対する2つ(両極)の誤った対応—統計への過信と不信も避けるべきである。**

(i) 「統計データ」=客観的・真実という思い込みはいけない 統計が特に数字で示されることから、多くの人には、統計数が与えられれば、正確(精密)で、客観的であると、信じて(受け入れて)しまう傾向がある。これは、統計(数字)宗という信仰のひとつであり、「事実に即する」、「客観的である」あるいは「まずは全てを疑うところから出発する」という本来的な科学的精神とは無縁である。

統計データは、実験室の測定値とは違って、複雑な社会・経済を対象とし、社会(人と人の)関係の中で生産され、社会的に影響を与える形で発表される。ここから統計数は様々な歪みをふくむことになる。国勢調査その他各種の統計調査の実施の難しさを思い浮かべれば良い。

(ii) **統計不信による使用拒絶も避けるべきである** 他方で、統計データのこの歪みを絶対的なものとみて、統計を頭から否定してしまう対応、統計拒絶主義(統計ニヒリズム)がある。しかし、全体的な把握を統計なしに行うことはできない。統計は正しく生産されるなら、現実の数量的、総体的側面の何らかの反映である。この統計を拒絶してしまうと、現実を知り・理解する(認識すること)の放棄につながる。あいまいな、一部分的・一面的な認識によって、行動することになってしまう。

(iii) **吟味しながら利用すること、さらにはできるなら自分たち自らでデータを獲得することをめざすことが必要** 統計データを頭から信じてしまうことと拒絶することのいずれもが、一面的である。大切なことは、統計データやデータ作成や計算加工の数理的手法を十分に注意をしながら活用していくこと(批判的利用)である。特に、数理統計的手法について見れば、数理的には精緻であっても、社会・経済の現実とはかけ離れたモデルによって、無意味な結果しかもたらさない分析が、実に多く登場したし、登場している。数理的手法の限界を反省しない(従って実は、数理的手法の適用の在り方を理解し



ていない) 利用・応用である。数理的手法の適用が有効であるためには、手法を適用する統計資料の真实性の問題、その手法が持つ仮定・前提に注意し、また計算結果が、社会・経済分析にとって意味があるかどうかを十分注意しなければならない。統計データがふくむ社会的に重要な情報を失わない、社会・経済の基本を抽出する、数理的手法の開発が望まれる。

(iv) **統計データの正確性などを説明し、入手可能性を容易にすること**—「統計の品質」の向上が、統計データの提示にあたっての国際的常識になっている<sup>3</sup> 国際的に先進国の政府統計機関では1990年代以降、特に2000年代に入って、利用者本位の統計活動(国民による統計データの利用)を重視して、発表する統計データの正確性などに関する説明を詳細に行い、利用者が容易に入手できる形で提供するようになってきている。これらの動きは「統計の品質」を向上させる活動として、ヨーロッパ連合を中心にして進み、国連の統計委員会もとりあげている。日本でも最近では、幾つかの動きが進みつつある。これらの動きには、住民・市民が、国や地方の統計活動に要求を提出し、統計機関の側がこれに対応する改善をはかり、回答・説明をすることが必要とされている。

「統計の品質」とは、①適合性：利用者の必要性に込えていること—適切な概念に基づく統計があること、②正確性：数値の誤差が小さいこと、③適時性と定期性：統計が速やかに、また予定日に公表されること、④アクセス可能性と明瞭性：利用者がデータを容易に入手できること、統計データは理解しやすいものであるべきこと、⑤整合性・比較可能性：ある統計が他の統計と組み合わせて利用でき、あるいは比較可能であること、⑥解釈可能性：適切に解釈し、利用可能であること、このためには統計データに関する必要な背景や関連情報、補助的情報が添えられていることが必要である、等々である。今日の統計先進国や国際機関は、統計データの提供を、主としてウェブサイト上で行い、データの品質をふくむ補足的情報を豊富に提供するようになってきている。

## 2.2.2 男女共同画統計の必要性②—極端な男女格差社会であることが、日本の一層の社会発展を阻んでいる。世界と日本と地方で男女共同参画の現状を認識し、参画を推進する必要がある

### (1) 世界で目立つ—そして特に先進国中では極端な—日本社会の男女格差

① **世界を広く支配している男女格差・差別** 男女格差は、改善の動きはあるものの世界的に広く行きわたっている。世界的な男女格差・差別に関する主要な代表的文書は、(i)1995年の第4回国連世界女性会議(北京会議)の「宣言」と「行動綱領」、(ii)国連統計部が1995年から5年毎に出版している『世界の女性』、(iii)2000-01年に世界サミットで採用され、ジェンダー問題と貧困の問題をとりあげている「ミレニアム開発目標」と各年の進捗状況報告書である。

このうち、『世界の女性』2010年版は、およそ、就学、保健および経済参加では前進があったが、意思決定や女性に対する暴力といった分野では、なお多くが行われなければならない、として以下を示している。すなわち、「▼世界全体で女性の数は男性よりも5700万人多く、女性がより高齢で結婚する傾向は継続していて、合計特殊出生率の低下をもたらし、2.5人になっている。しかし、世界の一部では、若年で結婚し、5人以上の子どもの持つ女性がいる。全ての地域で、女性の方が男性より長生きしている。▼ゆっくりとであるが、成人男女の識字率の向上があった。世界の7億7400万人の成人非識字者の

<sup>3</sup> 伊藤陽一(2007)『統計品質論』からみた日本の統計—ヨーロッパ統計実践規約を材料に『研究所報』(法政大学日本統計研究所)No.37、(2010)『統計の品質』論におけるデータ品質構成要素の検討『経済志林』(法政大学経済学部)Vol.77、No.4、同(2011)「利用者本位の政府統計活動—国際的論議と実践の概観と論評」『経済志林』Vol.79、この他に『統計研究参考資料』(法政大学日本統計研究所)No.61(1999)、No.79(2002)、No.89(2005)、No.93(2006)、No.97(2007)、No.102(2009)、No.105(2010)、No.108(2010)が、国際動向を追ってきている。

3分の2が女性である。特に少女の就学率の向上が識字を高めている。▼伝統的に男性が支配的であった職業に女性が進出することによって、男女の労働市場参加率の格差は縮小した。しかし、女性が権力や権威を持つ仕事に就くことは稀である。ある国では性別賃金格差はゆっくりと縮小しているが、他の国では変わらないままである。▼女性議員は1995年に10%であったが、2009年には、17%に増えた。そのほとんどが「割り当て＝クォータ」制度によっている。しかし、政府の意思決定の地位での男女の不平等が世界的に支配している。▼暴力にさらされている女性の割合は、地域によって大きく違うが、女性に対する暴力は、世界的な現象であり続けている。女性は、身体的、性的、心理的および経済的暴力をふくむ異なる形の暴力にさらされており、加害者は親しいパートナーであることが最も多い。多くの地域で、長い習慣が女性への大きな圧力となり、料理が上手でない、夫の事前の許可なしで外出した、子どもの無視や夫に不同意であるといった、全く些細な理由によってすら、夫の殴打を受け入れている。▼自然災害とともに、貧弱なインフラストラクチャや住宅条件によって、貧困な女性の健康や寿命に不均衡な影響を与えている。サハラ以南アフリカでは田舎の世帯の半分以上と都市の世帯の約4分の1が手ごろな水へのアクセスを欠いている。個人のレベルでは、女性は、資源へのアクセスあるいは管理権を持たず、その経済的自立性を制限されている。アフリカの大部分の国とアジアの半分の国では、慣習法が女性の土地や他の財産へのアクセスをなお制限している。」(以上は、国連統計部が示している『世界の女性-2010』出版時の記者会見での要約報告の翻訳である)。

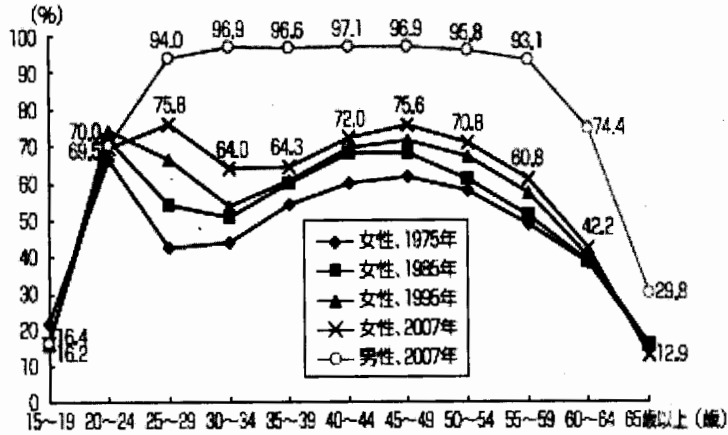
② **世界的にも目立つ日本の男女格差** 日本は先進国中ではもとより、途上国をふくむ世界の諸国の中でも男女格差が大きいことで知られる。必ずしも納得いく統計指標ではないが、世界経済フォーラムが2005年以降に発表している「ジェンダー格差指数」の2010年の数値では、134カ国のうちで日本は101位であった。これは、日本はこの指数がとりあげている(i)「経済への参加と機会」で108位(労働力参加85位、所得格差100位、議員・上級公務員・経営者の女性割合109位、専門的・技術的職業従事者の女性割合77位)、(ii)「教育」で84位、(iii)「保健と寿命」で41位、(iv)「政治的エンパワーメント」110位、の4分野のうち、特に(i)と(iv)で極度な劣位にあることからきている。

政治的エンパワーメントを象徴する指標は、まずは国会議員の女性割合である。日本ではわずかず割合が上昇してきており、現在、衆議院で11%余、参議院で18.4%である。世界の1院制と下院の女性議員割合を順位づけている万国議員連盟(IPU: Inter-Parliamentary Union)の2011年4月末の結果では、日本は、187カ国中の125位にある。女性議員が50%を越えるのが、ルワンダ、アンドラの2国、40%台が、スウェーデン、南アフリカ、キューバ、アイスランド、フィンランドの5カ国、30%台は18カ国、20%台は44カ国である。日本のこの割合では閣僚等の政府機関で意思決定に参加することはわずかしかできない。

日本の経済的参加・機会に関しては、労働力参加率における男女差が、先進国中では特に大きく、結婚・出産・育児期に女性が退職し、この期間の就業継続は難しく、期間後に再就職することが多いが、その多くは非正規職である。労働力率に関しては年令と労働力率の図がM字型を描くのが日本の大きな特徴である。性別賃金格差が大きいことも注目点である。

この理由としては、日本社会に性別役割分担が深く根付いており、この体制の下に高度経済成長を達成したという成功体験が、なお社会の男女平等視角からの変革への踏み出しを押しとどめていることを大きなものとしてあげることができよう。女性の経済参加の弱さと政治分野への進出の低さがあいまって、社会への影響力が強い会社等の役員など経済的権力・意思決定の位置での女性の進出を低いものとしている。これがまた、会社での女性の登用、そして、女性が働きやすい体制を会社自体が用意する点での大きな立ち遅れを生んでいるのである。

図 2-1 性、年齢別労働力率の推移(1975-2007年)

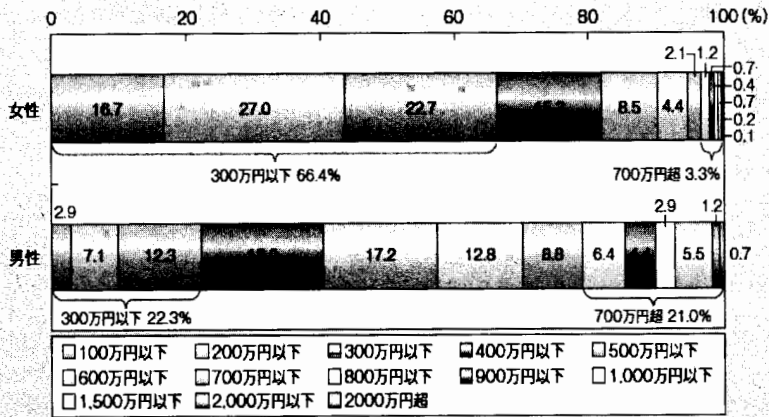


注 男性は女性に比べて変化が少ないので2007年の数値だけを明示した。また、女性には2007年の数値だけを表示してある。

出所 【労働力調査(基本集計)】より作成

NWEC(2009)『男女共同参画統計データブック 2009』p.37

図 2-1 性、給与階級別給与所得者の構成割合



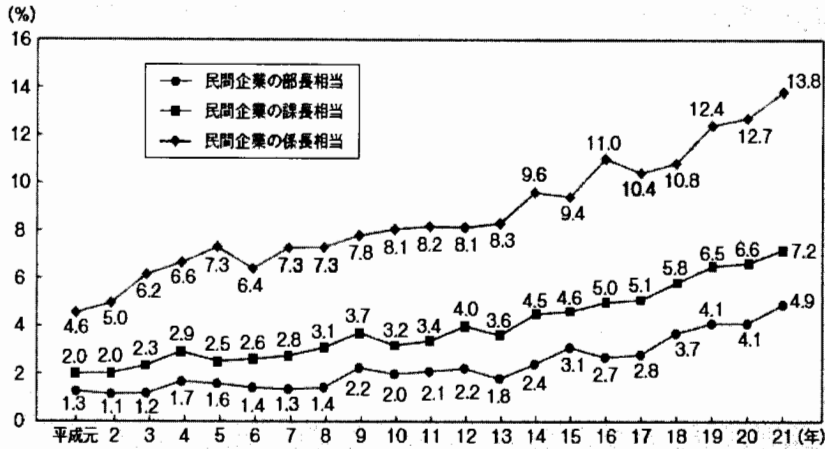
(備考) 国税庁「民間給与実態統計調査」(平成20年度)より作成。

出所 平成22年男女共同参画白書 第1・2・14図、p.61

2-1 図はいわゆる M 字型曲線を示す。これは、(i)女性の労働力率の男性との大きな違い、(ii)男性が台形を示しているのに対して、女性が 25~35 歳階級を底とする M 字型曲線を、(iii)M 字型曲線の底の年次的な上昇と右方向、すなわちより高い年齢への移行がみられる、ことを示している。

図 2-1 は、給与における男女差を示す。(i)年収 300 万円以下の雇用者が男性の 22.3%に対して女性では 66.4%であり、(ii)700 万円以上が男性の 21.0%に対して女性は 3.3%にとどまっている。

図 2-2 役職別管理職に占める女性割合の推移



(備考) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

出所 平成 22 年男女共同参画白書 第 1-2-13 図、p.61

男性に対して、女性の労働力参加率の全体的低さと給与等の労働条件の低さは、対応して、(i)労働の場での意思決定—上級の地位—への女性の進出が、上昇傾向にあるとはいえ、(ii)全体的に非常に低く、部長相当職以上は、なお 5%にとどまっている。

表 2-2 共働き夫妻、4 大生活時間分類別、総平均時間の国際比較

		(単位:時間、分)								
		イギリス	フランス	イタリア	スペイン	ベルギー	ドイツ	フィンランド	スウェーデン	日本
妻	生理的時間	10.20	11.03	10.35	10.23	10.51	10.23	10.12	10.17	10.16
	収入労働時間	5.45	6.10	5.52	6.21	4.40	5.09	5.57	5.41	6.15
	家事労働時間	3.55	3.54	5.05	4.32	4.21	4.04	3.35	3.48	4.24
	社会的文化的活動時間等	4.00	2.51	2.28	2.42	4.07	4.25	4.16	4.11	3.07
夫	生理的時間	9.46	10.54	10.35	10.18	10.05	9.49	9.45	9.33	10.31
	収入労働時間	8.04	7.49	8.19	8.25	6.58	7.31	7.25	7.19	9.56
	家事労働時間	1.57	1.54	1.42	1.56	2.16	2.12	2.07	2.25	0.30
	社会的文化的活動時間等	4.12	3.23	3.23	3.20	4.40	4.29	4.42	4.41	3.05
調査期間		2000年6月～2001年6月	1998年2月～1999年2月	2002年4月～2003年3月	2002年10月～2003年10月	2005年1月～2006年1月	2001年4月～2002年3月	1999年3月～2000年2月	2000年10月～2001年10月	2006年10月

注: 標本の属性について、EU諸国は年齢20～74歳の雇業者、日本は年齢15歳以上の有業者である。

原出所: EU諸国はHETUSデータベース、日本は「2006年社会生活基本調査」調査票B、第18-1表より水野谷氏作成。

出所 水野谷武志「生活時間統計による国際比較研究の到達点と課題『社会生活基本調査』と HETUS を利用した国際比較統計経済統計学会第 52 回研究大会報告資料 (2008 年 9 月 7 日) より作成  
NWEC(2009)『男女共同参画統計データブック 2009』p.70

表 2-2 は共働き夫妻の性別の生活時間を示している。(i)日本は家事労働時間において、夫の 30 分に対して妻は 4 時間 24 分で、妻の 9 分の 1にとどまり、(ii)夫の家事労働時間の少なさは、国際的比較において非常にめだつ。(iii)日本に多いいわゆる「専業主婦」をふくめて考えると、男性の家事労働時間の少なさは、さらに顕著になると推定できる。(iv)これは「男性は家庭の外で収入を獲得し、妻(女性)は家で家事等を担当する」という「性的役割分担」の現れである。この考え方が社会的に優位であり、特に、

税制や会社等の制度・政策に影響して、性に中立的ではなく男性優位なものがある。これらの男女格差を克服することは、社会的な重要事になる。このような状況下で、女性が就業を継続することができ、男性が家事等に従事できる企業等と国・地方の支援体制が必要になり、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が重要視されているのである。

## （２） 世界、日本で男女共同参画を推進する（したがってジェンダー統計の）必要

①人権としての男女平等 人はその性別によって、家庭、教育や仕事の場、地域において差別されてはならないことは、世界人権宣言あるいは日本国憲法で明言されておりである。人間として発達しようとする教育、生活や社会の場で等しい機会を与えられないことは、明確な差別である。

ミレニアム開発目標は、目標 2 のターゲット 2-A：「2015 年までに、すべての子どもが男女の別なく初等教育の全課程を終えることを確保する」で、指標 2.1：初等教育への純就学率、2.2：1 年生から出発して 5 年生に到達した生徒の割合、2.3：15-24 歳の識字率、進捗状況を把握しようとしている。また、目標 3 の「ジェンダー平等を促進し、女性をエンパワーする」のターゲット 3-A：「2005 年までに、初等・中等教育におけるジェンダー不均衡をなくし、2015 年までに、これをすべてのレベルの教育に及ぼす」で、指標：3.1：初等、中等、高等教育における少年に対する少女の割合、3.2：非農業部門の賃金雇用における女性の割合、3.3：国会における女性議員の割合、で進捗状況を測定しようとしているのも、この表れであろう。

女性に対する暴力は、性差別の極端な現れである。国際的、国内的に、この問題への取り組みが、ますます強化されているのも人権視角からである。

② 女性の才能の活用による経済への利益 「一国の競争力の最も重要な要因は、人的才能－労働力の技能、教育および生産性－である。女性は世界中で潜在的才能基地の半分を構成しており、したがって、ときとともに、国の競争力は、その国が女性の才能を教育し利用しているかどうか、どのようにしているかの大きく依存するようになった」とは、世界経済フォーラムが 2010 年 3 月にはじめて発行した『会社のジェンダー格差』（World Economic Forum(2010) *The Corporate Gender Gap Report*）の冒頭の文章である。この報告書は、経済的参加と機会の格差に光を当てることを狙いとしたもので、世界の最大の使用主の間のジェンダー格差の現状に関するこれまでにない深い様子を提供することを狙い」としたものであった。

説明によれば、この調査は OECD の加盟 30 カ国のそれぞれの 100 の最大規模の使用主とブラジル、ロシア、インド、中国の 3400 社を対象とし、使用主に 33 の質問をした。各国で一定規模の回答数を必要とする点で、34 か国中 20 か国になったという。国別にどの会社をとりあげたかはプライバシー保護の見地から伏せられており、結果も詳細方法とデータ処理の詳細は十分に説明されていない。調査結果による結論ではないが、この報告書の結論部分には以下の叙述がある。これは男女共同参画の必要に関する有力な国際的意見とみてよいので紹介する。

「膨大な数の研究は、ジェンダー格差を減らすことは生産性と経済成長を高めること、女性の労働力への参加の障壁を縮小することの経済的利益は大きいことが確認されている。例えば、最近の研究によれば、男女の就業格差を縮小することは、先進諸国にとっては、合衆国の GDP を 9%、ユーロ地域の GDP では 13%、日本の GDP で 16% 増大させるという大きな経済的意義を持つという。それら諸国でのジェンダー格差の減少はまた、人口の高齢化や年金の増大によって引き起こされる将来の問題に取り組む上で重要な役割を果たすだろう。さらに、女性が仕事に就き、子どもを持つことが比較的容易な諸国では、女性の就業と出産率の両方が高い傾向を持つ。イノベーションは、新しい、ユニークなアイデアを必要とする。そして最善のアイデアは、多様性ある環境の中でよく生まれる。会社が利用可能な才能のプールの半分である女性を、その内的なリーダーシップ構造にわたって成功裏に統合させることで、利益を受ける。このつながりを追求した研究は、トップのリーダーシップ・チームにおけるジェンダー

の多様性と会社の業績との間に正の相関があることを示してきた。しかし、女性の経済的統合の重要性に関する山をなす証拠と、知識経済と知識産業および知識労働者への世界経済の依存の増大にもかかわらず、女性に可能な就業機会と男性に比べて女性に支払われた賃金において大きな格差がなお存在する。才能と人的資源は経済成長にとって基本的であり、ビジネスのリーダーと政策立案者は女性の仕事への参入の障壁を除去すること、およびリーダーシップの地位への昇進の同等機会が会社内で提供されることを確かにするべきである。これらは、すべての存在する資源が最も有効な形で使われることを決定するため、そして将来の才能の極大の流れを確かにするために、正しいシグナルを送るための決定的な要因である」。

**③ 両性の「仕事と生活の調和」(ワーク・アンド・ライフバランス)の推進が、社会の発展・活性化・健康・自己実現・安心をもたらす** 日本の第3次男女共同参画基本計画の第5分野の「男女の仕事と生活の調和」では、「基本的な考え方」で以下を述べている。「少子高齢化、雇用の変化、グローバル化等が進展する中、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現することは、『M字カーブ問題』の解消や政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を進める上で不可欠であり、我が国の経済社会の持続可能な発展や企業の活性化につながるものである。仕事と生活の調和は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らし、責任を果たしていく上で重要なものである。このため、子ども・子育て支援策との密接な連携を図りながら、企業、働く者、国、地方公共団体が連携し、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を着実に進める」。さらにその第1項では「仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成、長時間労働の抑制、公正な処遇を伴う多様な働き方の普及、男性の家事・育児参画の促進、職場環境整備等を進める。また、自営業者、農林水産業に携わる人々など多様な働き方における仕事と生活の調和の普及を図る」、第2項では「男女の別や就労の有無に関わらず、安心して子育てができる社会の実現に向け、『社会全体で子育てを支える』という基本的考え方に立ち、『子ども・子育てビジョン』に基づく保育所待機児童の解消、多様な保育サービスの充実、子育て支援拠点やネットワークの充実等を進めるとともに、介護支援策の充実を図る」、第3項は「職場において健康が確保される環境を整備することは、男女ともに能力発揮を促進するという観点に加え、生涯を通じた健康確保の観点から重要な課題である。特に、職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる環境を整備することは、女性の能力発揮の促進に加え、生涯を通じた女性の健康確保等の観点からも重要な課題である。殊に、妊娠中及び出産後も継続して働き続ける女性が増加していることに鑑み、これら女性労働者が引き続きその能力を十分に発揮する機会を確保するための環境を整備する」としている。

②で男女共同参画の推進の経済への直接的な好影響にふれたが、ここに語られているように、男女共同参画を推進するために必要とされるワーク・ライフ・バランスが、健康維持、自由時間を自己実現に活用する、育児・介護をふくむ安心しての暮らしがもたらされるはずであるとされている。

この第1項で語られている「長時間労働の抑制、公正な処遇を伴う多様な働き方の普及」は、ILOが提唱し、ミレニアム開発目標の「目標1：極度の貧困と飢饉を撲滅する」のターゲット1・Bに「女性と若者を含むすべての人々の、完全で生産的な就業とディーセントワークを達成する」としてうたわれているディーセントワークにも通じる。

表 2-3 都道府県人口、人口増減及び人口密度 (平成 12 年～22 年)

都道府県	人 口 (千人)				人口増減 <sup>1)</sup>				増減率の 差 (ポイント)	人口密度 <sup>2)</sup> (人/km <sup>2</sup> )
	平成12年	平成17年	平成22年	増減 (千人)	平成12年～17年		平成17年～22年			
					増減 (千人)	率 (%)	増減 (千人)	率 (%)		
全 国	126,508	127,788	128,068	—	842	0.7	289	0.2	-0.4	343
北海道	5,683	5,628	5,507	4	-66	-1.0	-120	-2.1	-1.2	70
青森県	1,478	1,437	1,373	31	-39	-2.6	-83	-5.4	-1.8	142
岩手県	1,416	1,388	1,331	32	-31	-2.2	-66	-4.9	-1.7	87
秋田県	2,385	2,368	2,348	18	-6	-0.2	-12	-0.5	-0.3	322
山形県	1,189	1,148	1,098	38	-44	-3.7	-80	-6.2	-1.5	93
福島県	2,244	2,218	2,189	36	-26	-1.2	-47	-2.9	-1.6	126
茨城県	2,127	2,091	2,029	38	-36	-1.7	-83	-3.0	-1.3	147
栃木県	2,988	2,975	2,969	13	-11	-0.4	-8	-0.2	0.1	487
群馬県	2,006	2,017	2,007	28	12	0.6	-10	-0.5	-1.1	313
埼玉県	2,025	2,024	2,008	28	-1	-0.0	-18	-0.8	-0.7	316
千葉県	6,928	7,064	7,126	5	118	1.7	141	2.0	0.3	1,894
東京都	5,928	6,058	6,217	6	130	2.2	181	2.7	0.5	1,208
神奈川県	12,084	12,577	13,182	1	612	4.2	685	4.7	0.4	8,017
新潟県	8,480	8,752	8,950	2	302	3.6	288	2.9	-0.6	3,788
富山県	2,418	2,431	2,375	14	-44	-1.8	-87	-2.3	-0.5	189
石川県	1,121	1,112	1,093	37	-9	-0.8	-18	-1.7	-0.8	287
福井県	2,181	1,174	1,170	34	-7	-0.6	-6	-0.3	0.2	280
山梨県	829	822	808	43	-7	-0.9	-15	-1.8	-1.0	192
長野県	889	888	883	42	-6	-0.4	-22	-2.5	-2.0	193
岐阜県	2,215	2,198	2,183	26	-17	-0.8	-43	-2.0	-1.2	199
静岡県	2,108	2,107	2,081	17	-3	-0.1	-28	-1.2	-1.1	198
愛知県	3,787	3,752	3,786	38	25	0.7	-27	-0.7	-1.4	484
三重県	7,043	7,236	7,408	4	211	3.0	164	2.1	-0.9	1,434
滋賀県	1,887	1,887	1,856	22	10	0.6	-12	-0.7	-1.2	321
京都府	1,343	1,380	1,410	28	38	2.8	30	2.2	-0.6	361
大阪府	2,644	2,648	2,637	13	3	0.1	-11	-0.4	-0.5	872
兵庫県	8,885	8,817	8,883	3	12	0.1	48	0.5	0.4	4,870
奈良県	5,581	5,591	5,589	7	40	0.7	-1	-0.0	-0.7	888
和歌山県	1,443	1,421	1,400	28	-21	-1.5	-21	-1.5	-0.0	379
徳島県	1,070	1,038	1,001	38	-34	-3.2	-36	-3.4	-0.2	212
香川県	613	607	588	47	-6	-1.0	-19	-3.1	-2.0	186
愛媛県	782	742	718	46	-19	-2.5	-28	-3.5	-1.0	107
高知県	1,981	1,987	1,948	21	6	0.3	-12	-0.6	-1.0	273
山口県	2,879	2,877	2,881	32	-2	-0.1	-18	-0.6	-0.5	337
広島県	1,828	1,833	1,851	28	-36	-2.3	-41	-2.8	-0.4	237
岡山県	824	810	788	44	-14	-1.7	-24	-3.0	-1.3	190
福岡県	1,023	1,012	998	48	-10	-1.0	-17	-1.6	-0.6	631
佐賀県	1,493	1,488	1,431	28	-26	-1.7	-37	-2.5	-0.8	252
熊本県	814	798	788	46	-18	-2.2	-32	-4.0	-1.8	108
鹿児島県	5,018	5,050	5,073	9	34	0.7	23	0.5	-0.2	1,019
沖縄県	877	888	890	42	-10	-1.2	-17	-1.9	-0.7	348
東京都	1,817	1,479	1,427	27	-38	-2.6	-62	-3.8	-1.0	348
東京都	1,889	1,842	1,817	23	-17	-0.9	-26	-1.3	-0.4	248
東京都	1,221	1,210	1,198	33	-12	-0.9	-13	-1.1	-0.1	189
東京都	1,170	1,163	1,136	36	-17	-1.4	-18	-1.6	-0.1	147
東京都	1,788	1,783	1,708	24	-33	-1.8	-47	-2.7	-0.8	188
東京都	1,318	1,382	1,393	38	43	3.3	31	2.3	-1.0	812

資料：人口密度の算出に用いた面積は、国土交通省国土地理院「平成21年全国都道府県市区町村別面積調」による。

1) 各増減期間の都道府県の面積は、各期間の期末時の実績に組み替えて算出した。

2) 北海道の釧路野島、色丹島、国後島及び択捉島並びに鳥栖島の村島の面積を置いて算出した。

総務省統計局(2011)『人口速報集計結果 全国・都道府県・市区町村別人口及び世帯数 結果の概要』  
表 II-1、p.6





以上から、世界と、とりわけ男女格差の大きな日本で、男女共同参画社会に近づくことによって、格差の解消だけでなく、より進んで、男女個人の能力が十分に発展し、活用され、活性化した経済を持ち、バランスのとれた生活のできる社会へ至るとされている点で、男女共同参画の推進が必要である。この過程で、格差の実情を把握し、その構造を分析し、この克服をめざす政策・計画作成と評価の各過程で、ジェンダー統計が必要になるのである。

### (3) 地方の男女共同参画推進、ジェンダー統計の必要および地方ジェンダー統計活動の留意点

① 地方の現状 (i)人口減少社会日本における地方人口の減少と高齢化の加速 今日日本社会は、2007年をピークとする人口減少の局面に入っている。全国の合計特殊出生率は2005年の1.26から2006年：1.32、2007年：1.34、2008年：1.37、2009年：1.37、2010年：1.39と動いている。ここで地方を表2-3、図2-3、2-4などによって都道府県別にみると、首都圏、阪神圏への人口の集中が続き、これら地域を抱える都府県を除くと人口減少が加速しつつある。図2-3のタイトル文は「東京都、神奈川県、千葉県など9都府県で人口増加、38道府県で減少」、図2-4では「全国1728市町村のうち、4分の3(1321市町村)で人口が減少」とされている。2025年には全都道府県で人口が減少するという推定もある。都道府県の内部でさらに市区町村別をみると、早くから中心都市への人口の集中があり、周辺の市や町村での人口減は激しく進んでいる。

少子化が進んで、若年層が全体として減少する中で、高齢者層の数と割合が全体として増大している。これは地方においても強い傾向である。この人口減少と年齢構成の変化が、地方財政の弱体化をふくめて中・長期的に地方に、そして日本全体にもたらす諸結果を予見しなければならない。

(ii) 地方財政悪化・市町村合併 地域のこの衰弱に関する国の政策は、市町村合併の推進といわゆる財政の「三位一体」改革―補助金の削減、税源移譲、地方交付税の見直し―である。しかし、市町村合併を誘導する国は、巨額の国債残高をかかえて、地方への支出を削減する狙いを基礎においており、合併を進める市町村側も、負債を抱えて国からの一時的な奨励を受けつつ経費削減を狙うものである。広域化した合併後の地方において、特に中山間地域等での住民の交通・通信をふくめ生活の維持が難しくなりつつある。

(iii) 地域格差の拡大 人口減少が全体として人口過小地域で加速して、増減割合に格差を生むとともに、県民所得の格差、財政状況の格差、教育、医療や福祉体制、交通等の便宜における格差の拡大を生み出している。

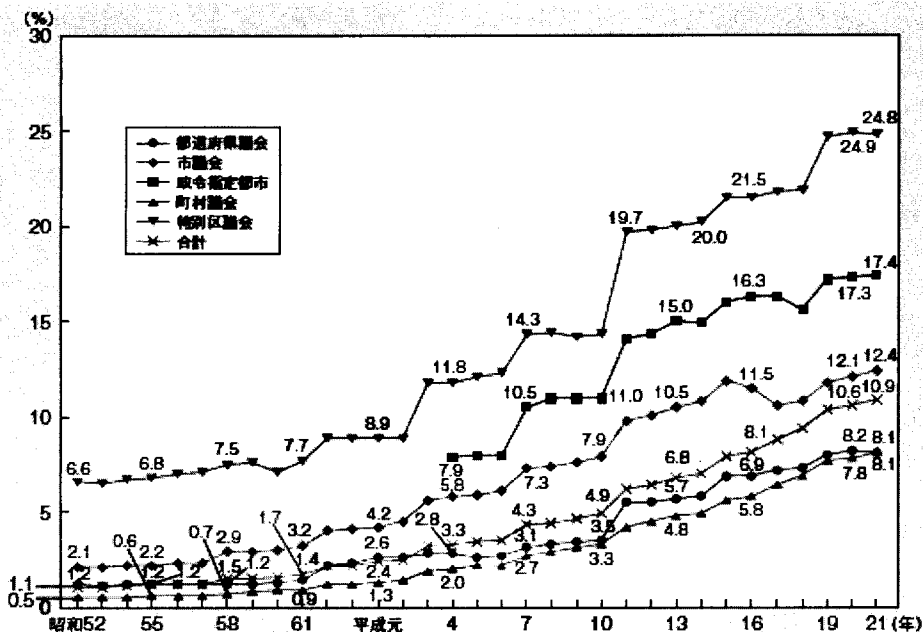
(iv) 地域住民の生活の困難 これら地域格差拡大の中で、特に人口減少地域においては、所得の減少、医療費ほかの福祉など高齢者関係の諸料金の上昇からはじまって、出産、医療、介護等の医療関係の制度・施設の弱体化、縮小・廃止、交通網の間引きなどのセフティネットのほころびが、地方自治体の財政悪化の中で、修復できない形で広がりつつある。

人口を集積しつつある大都市圏でも、表面的には繁栄の側面をみせながら、地域によっては、高齢化が著しく進み、住民の生活の維持はきびしくなっている。

(v) 地域再興への努力 こういった地域に活力をつけて再興させようとする試みは、幾つかの地方で企てられ、地域再生の掛け声は広がっている。国のレベルでは、2004年3月の「都市再生特別措置法」の制定、2004年の改正、2003年の内閣府における都市再生本部の設置、2005年4月の地域再生法の制定と施行があり、国土交通白書等における地域再開発の取り上げ等がある。問題は、国からの誘導・奨励策に依拠しての地域再生なるものが、従来の地域の衰退をもたらしてきた地方政策を根本から反省して、真の地域再生につながるか、という点である。それぞれに耳目をひき、話題になっている地域再生策の企てがあり、広く紹介されている。現在の幾つかの成功例は、他の地域に先んじて差異性を打ち出している振興策であり、後発の全自治体が必ずしも採用できるものではない。これらの企ての中から真に地域

の発展につながる振興政策のヒントを得ることも必要であろう。

図 2-5 地方議会における女性議員の割合の推移



(備考) 1. 総務省資料より作成。  
2. 各年12月現在。

出所 平成 22 年男女共同参画白書 第 1-1-8 図、p.45

**②特に地方における男女共同参画推進の必要** (i)地方における男女共同参画の遅れ すでに日本の男女共同参画の遅れは、国際的に目立つことを示した。その日本を構成しているのが地方なのであるから、地方でもまた男女共同参画の立ち遅れがあるのは当然である。地方の男女共同参画の現状の象徴のひとつとして図2-3で地方の政治的意思決定の総括ともいべき地方議会議員の女性割合の推移をみてみた。この指標では、(i)すべての地方議会レベルで女性の割合は増加している、(ii)特別区-政令指定都市-市議会-都道府県議会-町村議会の順に女性比率は25%弱から8%へと低くなっている。他方で、表や図には示さないが、女性の労働力率は、地方の方が高いことも事実である。これは、地方では自営業への女性の参加が多い、雇用者にしても地方では通勤時間が大都市圏に比べて短くて済むので、女性がより容易に就業している等の事情に支えられているからだ、と言えよう。とはいえ、これら事情をふくめて、総体的には男女共同参画の遅れのある地方の実情の把握が必要である。

(ii)男女共同参画への中央と地方での取組み 大きく遅れをとりながら、なお性別役割分業に固執するリーダー部分を残し、その影響で、逆に男女共同参画の進展が遅い日本ではあるが、1995年の世界女性会議や国連女性の地位委員会からの勧告等の外圧や国内の運動の努力により、男女雇用機会均等法を制定し、また改正を行い、1999年に男女共同参画社会基本法をみた。男女共同参画会議が設立され、男女共同参画局がその事務を担当している。そして、基本法の求めるところにより、男女共同参画計画が第一次(2000年)、第二次(2005年)、第三次(2010年)が策定されて、政策の具体的実施がはかられている。

基本法は同時に第14条で、「都道府県は、男女共同参画計画を勘案して、当該都道府県の区域にお

る男女共同参画社会の形成に関する施策についての基本的な計画（以下、「都道府県男女共同参画計画という。）を定めなければならない。・・・3. 市町村は、男女共同参画計画及び都道府県男女共同参画社会を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下、「市町村男女今共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。」と定めている。これに対応して、地方においても中央と同様の取組を求めており、2000年代に入って都道府県の多くで審議会が設立され、条例が、ついで計画が策定されて実施に移され、その年次の進捗が報告書にまとめられ、ウェブサイトで公表されている。

**(iii) 地方の男女共同参画の推進と地域再興、以後の日本社会の再構築に向けて** ここで、地方における男女共同参画の前進の必要性を改めて指摘しておこう。

先にも述べたように、日本の社会の各領域において、1980年代あるいは1990年代に至る高度経済成長とバブル時代とは根本的に異なる体制で日本社会は再設計されなければならない。すなわち、人口減少・高齢化社会に対応して、環境保護、農業と食糧の安全の確保、企業のパフォーマンスの改革（利益至上主義の転換、環境保護、ワーク・ライフ・バランス、残業の縮小、有給休暇の消化、両立支援の拡大、障害者雇用の拡大、正規職員と非正規職員の格差の是正等）、高齢者・障害者保護、非営利部門やNGO活動の尊重等々である。そしてこの過程には、地方格差の拡大や地方の荒廃を避け、男女共同参画の力強い促進が貫いている必要がある。

これは何故か。地方は国民の生活の拠点であり、この空間と社会が、自然との交わり・調和の中で快適に確保されることによって、人々の個人的あるいは家族的、そして地域的な安定した生活、労働生活への活力が保証される。こうして、この場が、劣悪な格差のもとに放置され、荒廃し、破壊されることを阻止・防衛し、地域の生活を活性化しなければならない。

この過程に、女性が積極的関与することで、地域の振興もより確実なものになる。(i)人口、すなわち住民の半数以上は女性である。女性は、これまで家族生活、地域生活の多くの分野を担ってきた。このこともあって女性は、地域生活の状況－優位性と問題点－を日々の生活の中で経験的に把握している。(ii) 住民の半数以上を占める女性のニーズを、提供される生産物・サービスをふくめて生活の分野において把握しているのは女性である。生活分野での多くのニーズを把握している者が、住民に提供されるべき生産物・サービスとその体制についての理解を持っているだろう。(iii) これまでの生活や社会の在り方に変革を迫る主導力の1つは、長く無償労働を担うことに主として押し込められ、目下そこからの脱出、21世紀的な体制を求めている女性である。そして、(iv) 当然のこととして、過半数を占める女性の中には、地域再生・振興に関してのリーダーシップをとる人材が増えていくだろう。

これまで、女性は有償労働の場、組織的な場で訓練・経験を積む機会を奪われてきた。しかし、こういった場に進出する女性は、国際的に見て極めて遅く、また低い割合ではあるが徐々に増加しつつある。創意を生み、リーダーシップをとる人材は、人口の半数ではなく、人口全体に求めるべきことは当然のことであろう。以上の一般論を前提して、注目し、発掘されるべきことは、多様に展開されている地域再生活動、NPOなどの新しい分野に対する新しい組織体の活動である。すでに幾つかの事例は報告されているが、ここでは立ち入らない。

**(iv) 東日本大震災・原発事故を経て** 以上の諸点に、さらに、本年3月11日に発生東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故の現在までの経過をふまえて幾つかを付け加えたい。東北地方を中心と

4 伊藤陽一(2011)「災害と男女共同参画(ジェンダー)統計」『NVEC 男女共同参画統計ニュースレター』No.6より詳細には、伊藤陽一(2011)「ジェンダー統計研究(22):災害とジェンダー統計(その1)」『経済統計学会ジェンダー統計研究部会ニュースレター』No.22

する千葉・東京・埼玉の被害は甚大であり、さらに放射能物質の拡散による、農産物、海産物への被害さらには静岡茶等の問題は深刻である。放射性物質の拡散の状況はなお、予断を許さない。6月末現在で、なお地域によっては、被災者救済の初期段階にあり、避難所・仮設住宅をふくめて生活・健康保証から、復興にいたる段階は、はじまったばかりである。原発事故による住民の避難・生活回復は、事故現場での当面の対応措置自体がなお終息しないこともあった、見通しがつかない。

まず、この震災と事故発生以降の経過を男女共同参画の角度からふりかえる。国際的には特に2000年代からもより大きく取り上げられてきた「災害と女性」では、災害予防への女性の参画、災害発生時の人命救済、その後の被災者の住居をふくめた生活の回復・確保過程での女性の参画、女性特有のニーズを汲みあげるべきことを論議してきた。阪神・淡路大震災や中越地震を経た日本では、被害を受けた地域を中心に、この問題の検討は深まり、災害にそくしての指針も具体的されていた。とはいえ、中央レベルでの検討と具体化はかなり遅れて、2008年2月に、防災基本法に基づく防災基本計画の修正で、男女共同参画の視角が一定程度織りこまれた。また2010年12月に定められた第3次男女共同参画計画では、15分野中の第14分野の「地域・防災・環境その他」で、第二次基本計画（2005年）よりは、より具体化された。しかし、これらは、なお全面的でないし、復興過程については言及していなかった。

その後の今次の震災発生以後、男女共同参画局は一連の指示等を発している。一方で、女性団体や自主的女性グループあるいは女性センター、障害者女性団体等が、ネットワークを活用しながら関連情報と必要な示唆・要請を発信している。この過程では、災害下の女性のニーズの汲み上げは遅れがちである。これは、幾多のグループ等の努力にもかかわらず、やはり事前の防災計画・訓練過程での女性の参加の不足、計画における女性ニーズへの対処方針が身につけていないこと、震災発生後の救済や復興過程の意思決定への女性の参加の不足、などによる。

生活のあらゆる分野での男女共同参画の加速の必要を指摘できよう。

次に災害からの地方経済・社会の復興の問題にかかわるのだが、一般論はすでに前項で一定程度ふれた。とはいえ、今次の被害はその大きさは、農業、漁業、製造業等にわたって、町や市のレベルにとどまらず、東北全体、製造業ではサプライチェーンの断絶によって、日本全体、さらには国際的な産業連携にもかかわる規模のものである。雇用先の工場・関連施設等の壊滅や全体として需要の収縮によって、解雇があり、これらに便乗する形の解雇、雇い止めも広がっている。ここでも女性が率先して整理の対象にされている可能性がある。これらの不当な措置を防ぎ、雇用調整助成金その他各種の支援・助成政策などの拡大と活用をはかり、さらに、雇用を拡大し、経済を発展させる過程で、女性のニーズや意向を取り入れつつ男女共同で取り組む構えなしには、力強い復興は描けないだろう。

### ③ 地方ジェンダー統計の特徴と必要

統計の働きに関してはすでに2.1で説明した。そして地方で男女共同参画を進める必要を指摘した。このためにはおのずからジェンダー統計が必要とされる。以下ではこの地方ジェンダー統計が、「地方」のジェンダー統計であることからくる特徴と重要性を指摘する。

(i) 身近な統計として、現状のより深い理解に役立つ。一般に、地方自治体統計あるいは地方統計が重要なのは、国全体とか世界の統計とは違って、住民たちが自分の住んでいる身近な地域の状況を、統計に表し、身近な経験・見聞と照らし合わせることを通じて、現実の状況をより深く理解できることにある。ジェンダー問題についても、他人事ではなく、身近な問題がジェンダー統計に表現されることによって、より深く覚理解できることになろう。

(ii) 男女平等（共同参画）計画・政策への直接的関わり。地方のジェンダー統計は、住民の生活に比較的身近な地方自治体での平等（共同参画）諸政策の基礎となり、また政策にも目標や成果の測定に織り

こまれ、日常的な利害にも直接的に関係してくる。住民が、地方のジェンダー平等政策に影響を行使する際に、地方ジェンダー統計が有効な道具になるのである。

(iii)統計への国民的理解あるいは改善要求そして改善につながる。ジェンダー統計の生産に住民が関心を持ち、統計改善要求が草の根から提出され、これが地方自治体統計そして中央政府の統計生産や利用への便宜提供を全体として改善することにつながる。こういった改善がまた、ジェンダー問題の正確な理解や政策の立案・実施が促進されて、現実の問題の改善を導くだろう。

#### ④ 地方自治体ジェンダー統計書についての留意点

他方で、地方自治体ジェンダー統計書を用意するにあたって、「地方」「ジェンダー」統計書である点で、幾つかの留意事項がある。

(i) 地方の独自性を反映した統計 各地方の自治体において、ジェンダー統計書を作成する場合、その地方の独自性が、その中に示されていなければならない。これは、その地方の生活の独自性、および平等（共同参画）計画・政策において重視されるべきである。日本は全国的に均質化されている国であり、また内閣府の男女共同参画局が示した男女共同参画計画にそって地方がその政策を進めることも理解できる。しかし、全国について語られている内容と類似のものを、地方で示すだけでは、独自に地方ジェンダー統計を用意する意義は少ない。その地方の地理的・経済的・また人口構成等における独自性、したがってジェンダー問題の表れ方の独自性、そしてこれに対応する独自の平等（共同参画）計画・政策を示すことに、地方ジェンダー統計の独自性があるといえる。

(ii) 居住地と勤務地のズレ 地方統計は日本の地方自治体の行政領域ごとに作成されているが、その生活領域・経済領域は、行政地域を越えている。例えば、首都圏では、東京との中心部の勤務先に向けて周辺の千葉、神奈川減の住民が多数移動する。もちろん逆の動きもある。ウイークディ1日の生活の半分以上にあたる時間を、居住地外で過ごしている。昼間人口と夜間人口（住民）とに大きな差がある。自治体統計は居住地の状況を把握しても住民が出かけた他の勤務地・勤務先事業所・企業をとりあげないケースが多々ある。住民男性と女性の生活の全面をとりあげようとするジェンダー統計書として、これらの点をどう克服するか、という問題がある。このズレの程度、そこから生じる問題の大きさも各地方の独自性の1つである。

(iii) 地方統計データの不足 4でとりあげるが、日本の現在の統計作成のシステムの下では、地方の統計機関は、中央政府の統計生産の下請けの機能を担っており、その地方独自の調査は、資金的に余裕のある自治体でしか行うことができない。地方の統計は、全国についての全数調査、および大規模標本調査の当該地方部分として入手できる部分と、地方の独自調査結果である。大部分の標本調査は、全国合計の標本数によって必要標本数が確保されており、地方に細分化すると誤差率が大きくなって使えない場合がある。ジェンダー統計として提示したい統計指標とこれへの統計の不足をどう克服するかが、重要課題になる。

(iv) 地方の計画・政策の限界 地方の男女共同参画計画には数値目標を設定し、また改善に向けての進捗度合いを示すことが求められる。しかし、地方が都道府県から市区町村レベル迄下がるとともに、その地方自治体の政策の影響が及ぶ範囲は限られてくる。全国的政策や政策に導かれる企業等の動向が、改善を促進する主要因となり、地方の計画・政策は背景に退く場合が多いのである。この場合でも、地方自治体の政策の及ぶ範囲を明確にした上で、全体的制度・政策の前進や立ち遅れは、ジェンダー統計書で指摘するべきである。

## 2.3 地方ジェンダー統計書の作成と利用活動、および研究の経過

### 2.3.1 地方におけるジェンダー統計書作成の経過

地域住民の生活の全体あるいは一部を、特に女性と男性に区分した統計で把握しようとする作業は、早くからあり、1980年代の後半から1990年代のはじめにかけて既に一定の広がりを持っていた。もっともこの時期の多くの書物は『〇〇女性白書』、『△△の女性』というタイトルから伺えるように、女性についての統計であった。これが1990年代の後半以降、特にジェンダー概念が広がる中で、「〇〇における女性と男性」の統計書に変わってくる。

2000年代に入ると、男女共同参画社会基本法の要請によって地方政府による男女共同参画条例や計画の作成が進み、これにともなって、地方の女性と男性の状況の統計による検討・叙述がひろがる。さらに共同参画計画における数値目標の導入、そしてこれら計画の進捗状況を年次的に評価する仕組みの導入とともに、都道府県では主として地方共同参画計画の年次報告の中で、統計による検討が行われるようになる。これによって、地方の男女共同参画の状況の統計による分析・叙述・表現は、数カ年にわたる地方ジェンダー計画、計画の年次報告書、独立のジェンダー統計書あるいは冊子の形で提供されるようになった。

この動きは、都道府県と政令指定都市レベルの大部分に及んでいるが、人口規模のより小さな市区町村レベルでは、必要性の認識の弱さ、法律等での要請がないこと、また統計データが不足していることもあって、なお広がりには十分ではない。

地方自治体では、首長の交代で、男女共同参画行政が促進される一方で、停滞から後退に至る場合もある。とはいえ、全体としては、地方では財政的制約が強まる中で、地方ジェンダー統計書の作成と活用において good practice、best practice が生み出されている。(i)住民本位のより丁寧なジェンダー統計書づくり、(ii)男女共同参画に関する独自調査の実施、(iii)独自の統計指標開発と業務データからの統計の入手、(iv)ジェンダー統計書作成の各局面での住民の意向の吸い上げ、(v)数値目標に対する進捗状況の把握・管理、(vi)簡易冊子やパンフレットの作成と活用、などである。本冊子の目次に示したが、2つに分けた地方ジェンダー統計書の作成と活用(II)で、より詳細に取り上げる予定である。

### 3.3.2 地域ジェンダー統計「研究」の経過

地域ジェンダー統計の研究自体はきわめて少ない。上に見た各地域での意欲的な取り組みがあるのだが、地域間のジェンダー統計書などの情報・研究や経験等の交換がないまま進められてきている。地理学、都市社会学領域の研究者による地域研究においてもジェンダー問題の取り上げ自体は大きく不足していたし、ジェンダー問題をとりあげたわずかな例においても、地方統計を意識的に検討するというケースはみあたらない。

地域のジェンダー統計の検討には、地域統計についてジェンダー統計視角をもって研究する自覚が必要であり、このためには社会統計学(研究者)からの接近が必要であった。しかし、ジェンダー統計の重要性に着目して作業を進めてきたジェンダー統計研究者は、国際的あるいは日本の中央政府あるいは日本全体のジェンダー統計の発展に関わる作業に従事しており、地方ジェンダー統計への取り組みは遅れている。このため、上記のように自治体職員あるいは女性団体や研究グループによる様々な取り組みが広がってきており、断片的な言及はそれぞれあるにもかかわらず、それらの作業の全体をみて、成果と弱点を検討しながら、地方ジェンダー統計書の作成を中心に、ジェンダー問題を地域にそくして統計で検討する一般理論はなかったといえる。

この弱点を意識して、本冊子の執筆者の伊藤は、2001-02年にわたる科学研究費補助金のプロジェクト

トの一部に、「地方ジェンダー統計の検討」を設定して、都道府県でのジェンダー統計書の作成状況調査を行った。次いで2005・2006年度に類似のプロジェクトによって、再度の調査を行い、その結果を2006年度にまとめ、学会で発表している<sup>5</sup>。この間、これらのプロジェクトメンバーは、特にNWECの活動の一環としての地域でのジェンダー統計学習やジェンダー統計集作成のセミナーやワークショップ等を経験した。またメンバーの多くは、JICA・NWECのカンボジア政府職員のジェンダー統計学習の研修にも関与した。これらの経験や2回にわたる調査結果を背景に、本統計研究参考資料も叙述されている。

すなわち、地方ジェンダー統計自体への研究サイドからの本格的取組みは大きく遅れていた中で、ごく一部で統計研究者を中心に一定の取り組みがあったといえる。

### 3.3.3 地方ジェンダー統計書作りと活用の運動と促進体制

地域ジェンダー統計書の作成と利用は、一時的なものではなく、ジェンダー問題をふくめて地域住民の生活の向上にむけて、不断に、かつ内容を充実させながら進められるべきものである。そして、このジェンダー統計書の作成と普及・利用をふくめて、地域住民の生活状況に関する理解を深め、政策形成やその実施状況を監視・検討する地方政府職員、女性関係団体や、住民組織や住民が能力を高めていくことが求められている。このためには必要と考えられることを、ここでメモしておきたい<sup>6</sup>。

- (1) 地方ジェンダー統計書づくりに関して、担当部署の職員が研修等を通じてその必要性をしっかりと認識する。
- (2) ジェンダー統計書作成に関わるチームは、男女共同参画問題担当部署、統計担当部署、政策・計画評価担当部署、女性センター担当の職員、ジェンダー統計書作成に関心を持つ住民、そしてジェンダー統計専門家から構成されることが望ましい。

上記(1)、(2)に関して、ジェンダー統計の重要性から活用に至る研修・学習が必要だろう。

- (3) 上のチームの活動が正常に進められるためには、メンバーを提供している部署における当該作業の必要性の理解と、特に必要統計の入手のために統計担当部署の積極的協力が必要である。

自治体の諸部署は縦割り型の中で業務を進めており、横断的に作業を進める機会は少ない。男女共同参画行政は全部署横断的に進められるべきものであるが、現実にはそうっていない。中央政府においては、男女共同参画会議や参画局は内閣府にある。地方においても男女共同参画部署は首長の直轄下にあつて、男女共同参画の事業が全部署にわたって遂行されることが本来的には望ましい。このようなシステムが無い場合にも、男女共同参画担当部署のイニシャチブによって横断的な理解が広がることが望まれる。

地方の統計部署は、後の4で説明するように、中央政府—都道府県—市区町村という系列での統計づくりにおいて、資金が中央から順次交付されることもあつて、いわば下請け機関化しているのが現状である。地方統計部署は、中央に作業結果をあげることと並行して、当該自治体の全部署と住民に対して、地方の経済・社会・住民生活についての統計を提供し、相互に利用を深めることが、自治体の統計部署の重要な任務であるべきである。男女共同参画のための統計活動に関与することは、統計部署にとっては、地域住民のために開かれた統計活動を展開する大きな契機になるはずで

<sup>5</sup> 伊藤陽一(2007)「自治体ジェンダー統計分析書の現状と今後の充実に向けて」『研究所報(日本統計研究所)』No.35、(2003)『ジェンダー統計研究の新展開と関連データベースの構築』(平成13・14年科学研究費補助金研究結果報告書)、(2007)『ジェンダー統計研究の一層の展開—地方自治体へ、アジア・世界へ』(平成17・18年科学研究費補助金研究結果報告書)

<sup>6</sup> 山梨学院大学行政研究センター編(2000)『男女平等社会の実現と自治体の役割』地方自治ジャーナルブックレットNo.24、公人の友社

ある。

- (4) 男女共同参画部署ないしは自治体のトップレベルによる理解も望まれる。
- (5) 議会がこの問題の重要性を認識し、率先して自治体の執行部門に各種の提起を行うべきである。
- (6) これらと並行して、またトップや議会の理解やリーダーシップを下支えする意味もあって、地方の男女共同参画、また地域問題・地域づくりを学習する住民や学生の間での、様々な形態のジェンダー統計学習が進められ、地方自治体に要請を提出されることが望ましい。



### 3 男女共同参画に関わる統計指標の選択

#### 3.1 統計指標の選択に際して検討される諸点

統計指標に関しては、1のボックス語句説明(p.2-3)で説明した。ここでは、「何らかの状況を代表的に示す」統計原データあるいは指数・比率等とする。

さて、男女共同参画に焦点をおいた生活諸分野での状況をあらわす統計・統計指標は具体的に何と何か。これは、男女共同参画統計書作成の出発点での最も重要な問題である。すなわち、分野別に、男女格差や差別をあらわす統計指標を選択する場合、これら統計指標の分野をどう区分し、個別的にどういった統計指標をを選択し、それらをどう配列するかである。

統計指標選択の問題は、国際的・国内的な男女共同参画統計活動において、多大のエネルギーをかけて論じられてきた。統計指標選択は、まず、各分野での経験や理論によることになる。ここで、経験や理論によって望ましいという意味は、(i)男女参画に関する問題—差別、格差、その他の困難—についての現状と、(ii)その原因・背景、および(iii)その格差等の影響・結果、に関して、経験や理論などを基礎にして、欲しい統計、ということである。さらに、(iv)その地方の特徴を示す統計指標、(v)地の地方との比較を可能にする共通な統計指標、(v)次項で説明する具体的な統計の入手可能性、が検討点になる。

上記の(i)～(iv)が検討するべき点であるが、今日では、これら統計指標は、長い論議を経て、国際的に、また日本全体の、そして地方自治体のレベル別(都道府県、政令指定都市、その他市区町村別)に、具体的に男女共同参画統計書(計画や参考指標)として、各様に用意されている。

国際的には、先進諸国において1970年代から1990年代にかけて(特に第4回世界女性—北京—会議前後)に集中的作業が進み、日本国内では1980年代からに幾つかの地方で試みられ、特に男女共同参画社会基本法が地方にも計画を求めた2000年代に入ってから、各地方そして中央で作業が進んだ。

指標選択の研究的作業でも、例えば、国際基準のテキストである1996年の *Engendering Statistics* (日本語版1998年『女性と男性の統計論—変革の道具としてのジェンダー統計—])が、指標選択の国際的諸例を紹介し、国連ヨーロッパ経済委員会のジェンダー統計関係者が指標選択を検討したし、日本では2003年版につづいて3年毎に出版されているNWECの『男女共同参画統計データブック—日本の女性と男性』が指標選択と分野分類の1例を示している。

さて、既存の統計指標は、上記の(vi)入手可能性を検討して入手できた統計指標である。したがって、既存の指標を検討し選択する作業が効果的であろう。他方で、既存の指標を踏襲してしまって、より適切な指標を検討し、入手していく方向を追求する見地を同時に持っていることが必要である。

#### 3.2 統計指標体系の諸タイプ

**3.2.1 統計指標体系(計画対応型と社会構成対応型)** 今日の地方で作成される男女共同参画統計書が提供する統計指標体系の多くは、「計画対応型」である。男女共同参画基本計画に対応して、計画各項目についての統計指標で現状あるいは計画の進捗度を示すのである。この計画対応型によって、政策・計画の対象を絶えず確認し、また効果をみていくことができる。最近では、計画の多くが、冒頭に意思決定を置くことが多いようである。とはいえ、計画にそくしているために、当該地方の人口や世帯の動向、さらに就業者の産業構成など、地域の経済・社会を理解するうえでの基礎的部分がなく、また住民生活の

多くの部分—労働や社会保障・福祉—が、地方の管轄でないと、統計表示から漏れてしまうことがある。このうち、人口や世帯等は、かなりの統計書が基礎データとして人口部分を補足的に提示している。分野区分には、北京行動綱領の12分野、さらに男女共同参画基本計画（とこれに対応する『男女共同参画白書』）がある。これらを表3-1のA、Bに示した。

表3-1 分野分類の諸類型

	A	B	C	D	E
	北京行動綱領 【1995年】	第3次男女共同 参画基本計画 【2010年】	世界の女性 2010 【2010年】	UNECE ジェ ンダーサイト 【2011現在】	NWEC データブ ック 2012 【2012年】
1	女性と貧困	意思決定	人口・家族	国の横顔	人口
2	女性の教育と訓練	社会制度・慣行、意 識の改革	保健	人口と出生	家族・世帯
3	女性と健康	男性、子ども	教育	家族と世帯	労働力・就業
4	女性に対する暴力	雇用等の分野	仕事	仕事と経済	労働条件
5	女性と武力闘争	男女の仕事と生活の 調和	権力と意思決定	教育	企業
6	女性と経済	農山魚村	女性に対する暴力	公的世界と意 思決定	生活時間と無償 労働
7	権力及び意思決定 における女性	貧困等の生活困難の 男女支援	環境	健康と死亡	家計と資産
8	女性の地位向上の ための制度的な仕 組み	高齢者、障害者、外 国人等が安心して暮 らせる環境	貧困	犯罪と暴力	教育・学習
9	女性の人権	女性に対する暴力	(ジェンダー統計 の入手可能性)	科学と ICT	社会保障と社会 福祉
10	女性とメディア	生涯を通じた女性の 健康支援		ワーク・ライ フ・バランス	健康・保健
11	女性と環境	教育・学習			犯罪・暴力
12	女兒	科学技術・学術			災害
13		メディア			意思決定
14		地域、防災・環境他			意識
15		国際規範尊重と平 等・開発・平和			

他方で、いわば「社会構成型」とでも言うべき型がある。これは、社会を構成する人口や世帯・家族をまず示した上で、これも生活の基礎になる労働（仕事）の状況を把握し、その後、教育や健康等を取りあげ、意思決定等に及ぶのである。『世界の女性』、UNECEのジェンダー統計サイト、日本のNWEC/伊藤編『男女共同参画統計データブック』の体系がその例である。表2-1のC、D、Eに示した。人口や世帯・家族の後の分野の配列は、表に見るように違いがある。基礎的部分から積み上げ、かつ生活の大部分の分野を取りあげることによって、もれがなく、更に計画・政策が看過している問題にも目を配ることができる。しかし、この型では、計画・政策との対応をどう示し、計画の実施と評価をどうするか、が問題になる。社会構成型については、計画との対応を別途示す、あるいは計画にそくした数値表を添付するなどの工夫がありうる。

3.2.2 統計指標体系における分野分割と配列 表3-1の諸例にそくして、分野の分割と配列をどうするか、についてもう少し考えてみよう。

(1) **分野区分** Aは開発途上国を強く念頭においている。Bは日本の最新のジェンダー問題に向けての計画の区分であり、2000年から5カ年計画として、第一次、第二次を経て、2010年に第三次男女共同参画基本計画として制定された。第二次計画には12項あり、第12項目は、「新たな取組みを必要とする分野における男女共同参画の推進」（科学技術、防災、地域おこし、環境）であった。第三次計画では、第二次の新たな取組みの科学技術と防災以下が、独立項目となり、3：男性と子ども、7：貧困、12：科学技術・学術、14：地域、防災・環境等の4項目が増えた。男性と子ども、貧困が新項目である。

社会構成型のCは、1993年版と1995年版以降、5年おきに発行されてきており、2005年版は、10年版の第9項目のみが1冊全体で取り上げられていた。2010年版は、2000年版（1：人口、2：家族、3：健康、4：教育・コミュニケーション、5：仕事、6：人権・意思決定）と比較すると、分野区分項目の変化がある。Dは、ジェンダー統計に関して、世界をリードしてきた国連ヨーロッパ経済委員会が、ヨーロッパと北アメリカの加盟各国について具体的数値を示している統計指標体系である。Eは、日本のNWECが2003年版以降、3年毎に出版している学生・研究者・市民向けの書物であり、統計に関する専門的見地から、各分野の統計の解説・評価・改善方向などを提起することをふくめて執筆・編集されている点に特色がある。

今後、自治体の共同参画計画が前提することが多いと考えられるBの分野に注目してみよう。貧困や地域、防災・環境がとりあげられ、独自に科学・技術がとりあげられている点は、広い目配りをしているといえる。とはいえ、幾つかの不明点も持つ。(i)男性と子ども、とは何であろうか。(ii)暴力と健康では、専ら女性が対象にされている一方で、男性と子どもがとりあげられ、また貧困者、高齢者、障害者、外国人というグループが出てきており、防災・・・をふくめて両性をふくむ問題が取上げられている。もちろん、男女共同参画であるから、両性がとりあげられるのは妥当であるが、それぞれにおいて、男女格差・差別等への掘り下げがなければ、男女平等をめざして追求されてきた男女共同参画の本来の見地が弱まる危惧がある。(iii)雇用と自営業を対比しているのか、都市自営業は捨象されて、農山漁村が1項目となっている。(iv)社会制度・慣行の見直し・意識改革は、全分野で、意思決定への女性の進出等を経て進められるものである。(v)分野の配列が、男性と子ども、が第2項に入ったことによって幾らかくぐらぐらである。とはいえ、この計画は、個々の項目が担当諸省庁を通じて実施されることが重要なのであるが。

さて、社会構成型D：UNECEは、分野が8つで人口、世帯、労働・経済、教育、意思決定、健康、犯罪・暴力がある。E：は、企業、無償労働、家計、社会保障・福祉を独自にとりあげている。特に、男女共同参画の推進に不可欠なワーク・アンド・ライフバランス、子育て支援への企業・会社・組織の独自の責任に注目して、予定されている2012年版に登場した。ジェンダー問題での家事労働の重要性－性別役割分担－、さらに地域活動やボランティア活動の今後の社会を考慮すると、無償労働は独立して論じうるかもしれない。しかし、教育・学習、意思決定、健康、犯罪・暴力は、職場と家庭生活の両方に及ぶ相対的に独立した分野であり、なお地方政府の政策対象になりうる分野である。したがって、これらをまとめることは、問題の独自性をあいまいにする可能性がある。政策・計画の大分類として少なくとも7以上から10を越える項目が必要なのではないかと考えられる。諸項目を大きなくりに入れてしまうと、注目する問題がどこにあるかが一見したときあきらかではないという不便が生じる。

(2) **配列** 自治体の共同参画計画そしてそれに対応する男女共同参画統計書は、Bに沿っているからであろうか、意思決定を冒頭に置くことが多い。確かに、議員や上級の地位の公務員の女性割合は共同参画推進にとって重要である。しかし、国民・住民の生活に照らすと、職場、家庭、地域での男女平等がどう進展しているかが、日々経験する重要事である。人口・家族についての基礎データから出発して、労働(有

償、無償（職場と家庭・地域）の場での平等をこれもまた基礎として把握していくことが、順序をふんだ総合的な理解につながると考えられる。

以上 3.1 での検討にからの示唆は、① 表 3-1 の D、E の各分野は落とさずとりあげること、② 大区分にまとめてしまわずに、それぞれを独立させてとりあげるべきこと、③ 人口・家族・世帯を基礎に有償労働、無償労働の順にとりあげるのが望ましいこと、である。

このことは、共同参画計画に対応した年次報告書以外に、独立の男女共同参画統計書を用意して、以上の配列を考慮したいこと、独立の男女共同参画統計書を用意できず年次報告書所蔵のものである場合には、人口や家族・世帯、産業などの地域についての基礎データ部分を提供したいこと、を意味する。

### 3.3 統計指標の選択のいくつかの見地

ここでは、統計指標の選択に関する問題と、例示として労働分野での統計指標選択の 1 ケースをあげ、さらに国際的論議の中での 2 つの見地：「原因－現状－結果図式」、「中核－補助－将来指標」を紹介して、地方での統計選択に際しての参考にする。

#### 3.3.1 選択統計指標(分野内)の適切性－例示－

(1) **問題** 各分野での検討対象に対応する統計指標として何を選択するかが最重要の問題になる。ここでは、第一に、男女共同参画の最重要な問題に対応する必要な統計指標を想定し、第二に、どれだけの数の（詳細に）統計指標をとりあげるか、を決める。第三に、必要な指標は想定できるが、実際に統計データとして入手・作成できるとは限らない。想定した統計データの入手可能性の問題がある。地方における一般的統計の入手可能性は、次の 4 でより詳しくとりあげるが、ごく簡単に述べると、地方自治体の場合には、都道府県→政令指定都市→中核市や区→大都市→中小都市→町村と下がるにつれて、国が発表するデータの入手は困難になる。他方で、役所の業務過程で生み出される資料によってデータを作成・入手するのは容易になるはずである。

多くの自治体ジェンダー統計書は、合計特殊出生率、性、年齢別労働力率などの重要な統計指標を掲載しているが、例えば、無償労働等を採用していない場合が多く、また一般に必ずしも詳細（90 以上）ではない。

(2) **例として労働関係統計指標の選択** 立ち入って労働（ここでは労働として有償労働に限定している）に関して、全国あるいは地方レベルを問わずに、労働関係のジェンダー問題と対応する統計指標の例をとりあげてみる。この分野を中央と地方について考える場合には、当該地方の人口や世帯構成、共働き（フルタイム、パートタイム別）世帯、合計特殊出生率等が既に示されていることを前提している。

① **状況と注目点** 労働分野に関しては、社会的性別役割分業を基礎にして、女性の就業（有償労働）進出には職場に大きな障壁がある。まず雇用者を想定してであるが、**就職する**際に、正規職の場合には、新規学卒か否か、通勤条件、単身赴任の可否、学歴・出身大学等を理由として、また再就職の場合にも、結婚・子どもの有無・年令等によって、それぞれ性別に偏った選別を受ける。既婚者は、家事責任を理由にして正規職につけない場合が多い。求職女性も、男性に比べて一方的に過重な家事・育児・介護等の負担を前提して、非正規職を選択する、あるいはせざるを得ない状況があり、これが、男性そして女性においても当然視されて社会常識になっていたし、現在も支配的である。新卒女性が就職しても、結婚あるいは出産に際して退職するケースがなお多い。これによって、女性の年齢別労働力率は男性の台形型に対して M 字型分布になる。そして、育児期後の再就業における不利になり、また、再就職と就業継続の場合にも職場生活と家庭生活の両立の困難、等々がある。

雇用者以外に自営業者がいる。就職できない場合、および自営業者（自営業主、家族従業者）として仕事をすることができないときに、失業者あるいは求職意欲喪失労働者になる。

**職場の労働条件**はどうか。今日、企業での快適な労働の確保は、21世紀に向けてILOが提唱した「ディーセントワーク」（働きがいのある人間らしい仕事）の確保として国際的に取り組まれている問題である。一般に、労働条件としては、賃金（所定内、所定外、諸手当等）、労働時間（労働日、週、月、年、休暇諸制度等）、生産性－労働密度や疲労、健康・職業病・労働災害、職場環境（事務所、工場等での労働の換気・温度、居心地、休憩施設）、そして昇進・昇格等の処遇がある。このうち、性別不平等にかかわるのは、主として、賃金、労働時間、職場環境、昇進・昇格である。この結果として、あるいはこれらを決定する**企業的意思決定の場**（管理職や役員）における女性割合がある。自営業者の場合にも、収入、労働時間、労働内容が問われる。

男女共同参画・子育て支援・ワーク・ライフ・バランスをめざす今日の社会においては、企業もこれを推進する重要な主体として、どういった**制度・政策**を提供しているかが問われる。政府の「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」が委託した調査結果にみる企業における取組例を、参考資料4に示した（<http://www8.cao.go.jp/wlb/company/index.html>）。とはいえ、この事例は、従業者のワーク・ライフ・バランスなので、企業的意思決定への女性の参加等のとりあげは弱い。経営の上級職や役員での女性割合、および女性起業企業の件数や存続数等にも注目したい。

労働の場での男女共同参画は、もちろん企業によるだけでなく、国や地方、その他による支援によって推進される。上記の企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組み事例も、国の政策に促されているところが大きい。

地方自治体におけるワーク・ライフ・バランスの新しい取組み事例は、例えば『平成21年度 地方公共団体（都道府県・政令指定都市）におけるワーク・ライフ・バランス推進施策一覧』（<http://www8.cao.go.jp/wlb/local/h21suishin-list.html>）に掲載されている。ここにも注目すべき統計指標はある。

主な政策・制度としては、地方における男女共同参画の推進、ワーク・ライフ・バランスの啓発、優良企業・組織の支援・顕彰等があるが、実質的・具体的に支援となるのは、保育園の整備を中心とする子育て支援、高齢者、障がい者支援事業の推進であろう。

以上みてきた有償労働に関係する男女共同参画の状況は、無償労働、すなわち、彼/彼女がどのような世帯・家族を背景にし、そこでの家事・育児・介護を、世帯・家族周囲の地域活動やボランティア活動にどう従事しているかと深くつながっている。労働概念を拡大して、有償労働と無償労働の相互関係が、1日24時間、週、月、年、ライフサイクルにわたって、どうなっているかが注目される。男女が共に、有償労働と無償労働の両方を担当して、更に労働以外の娯楽、家族生活や睡眠を確保して快適な生活を過ごすこと、これがワーク・ライフ・バランスの問題であった。その点で、無償労働の活動内容や時間、労働内容、さらに労働以外の生活行動も独自に取り上げられることになるが、これはひとまず、有償労働以外のトピックスとして、ここではとりあげない。

**②求めたい統計指標と入手可能性** ①でみた状況を示すための想定できる指標として、労働分野について、表3-2をかかげてみた。この暫定表は、全国と地方を問わず、労働関係の指標として入手したい主な項目を掲げている。項目には、さらに細分化して具体的統計指標とするべきもの、言い換えると、細分化する以前のものがある。これら項目に対応する統計データは、政府統計機関が実施している国勢調査、事業所・企業調査、就業構造基本調査、社会生活基本調査、賃金構造基本調査など全国的大規模調査の都道府県編あるいは都道府県別表から入手できるものと、入手は不可能なものがある。この統計デー

タの入手可能性に対応させて、**都道府県レベルで入手可を◎**、**市区レベルでも入手可を○**、**全国レベルでは入手可だが都道府県・市区レベルで政府統計から入手は不可を▽**とした。企業・事業所における両立支援の実施状況等は、国のレベルで、『雇用均等基本調査』が幾つかの項目を調べているが、都道府県別等は無い。したがって、都道府県あるいは市区等のレベルでは、必ずしも困難ではない独自調査によるか、あるいは地方の業務統計によって入手をはかることになる。さらに、**全国についてだけ統計データに一定の加工をして算出可能性を持つ場合を▼**、**全国についても統計データはない場合を×**、とした。

表 3-2 労働分野の統計選択指標 (例示：暫定表)

労働全体 労働分野に関しては、まず、就業形態において、正規と非正規労働があり、労働条件に大きな格差がある。この非正規労働の大部分を女性が担っている。女性の就業(有償労働)と継続には様々の障壁があり、家事・育児・介護という無償労働の多くを女性が担うという家庭での制約がある。これに対応して、結婚・出産に際して離職があり、育児期後の再就業における不利、再就職と就業継続の場合に、仕事と家事等の両立の困難がある。全体として、女性は有償労働から隔離されて能力発揮の機会を閉ざされている。ここから生じる年齢別労働力率のM字型分布が先進国中の日本の特徴となっている。他方で男性の正規就業者は厳しい労働条件下にあって「会社人間」として、無償労働には無縁である。男性にも非正規就業者が増大している。これらの男性の有償労働への偏りと女性の無償労働への偏りが性別役割分担といわれ、社会の基礎に、そして人々の意識に浸透している。これら諸状況の明示と、両立の困難を克服するための国と地方、企業等の制度・政策・活動-両立支援、子育て支援、ワーク・ライフ・バランス等一が掘り下げられるべきである。							
	a	b	c	d	e	f	g
	分野別男女共同参画統計指標		指標の特徴				全国計算
	大区分	統計・統計指標名	データ出所	都道府県	市区	国際	
1	III 労働力・就業	性別中学、高等学校卒業生の就職率の推移	81	○	▽		○
2		性別大学及び短期大学卒業生の就職率の推移(千葉県、図I-1-2-(4),39)	81	○	×		○
3		性、労働力状態別人口・労働力率の推移-NWEC09	1	○	○		○
4		性、年齢階層(5歳)別労働力人口	1,27	○	○		○
5		性、年令階級、非求職理由別就業希望の非労働力人口-NWEC09	29	○	▽		○
6		末子の年齢、妻の就業状態別夫婦と子どもからなる世帯数-NWEC09	29	○	▽		○
7		女性の年齢階級別労働力・潜在労働力率-NWEC09	27, 29	○	○		○
8		性、従業上の地位、規模別有業者数	29	○	▽		
9		性、役職別労働者数-NWEC09	47	×	×		○
10		性別管理的職業従事者	1	○	○		○
11		性、従業上の地位、産業別労働力人口と割合	1	○	○		○
12		性、従業上の地位、職業別労働力人口と割合	1	○	○		○
13		第一子出産前後の女性の継続就業率-4,5,7:成果目標	10	×	×		○
14		子どもの年齢、母親の就業状況別世帯数	29	○	▽		○
15		性、年齢、雇用形態別雇用者数	29	○	▽		○
16		性、年令階級別非正規労働者の割合の推移-NWEC09	29	○	▽		○
17		女性労働者に占める非正規雇用者割合-4:参考指標	29	○	△		○
18		派遣社員数・割合	29, 35	○	△		○

19		非正規から正規への移動率-4,7:参考指標	28	×	×		○
20		在宅型テレワーカーの数-3,5:成果目標	37	▽	▽		○
21		性、自営業主・家族従業者の推移-NWEC09	1,28,29	○	○		○
22		性、農林業・非農林業、年令階級別自営業主と家族従業者-NWEC09	1,27	○	○		○
23		性、理由別退職者数	29	○	△		○
24		妊娠・出産、産前産後休業及び育児休業等の取得等を理由とする解雇 その他不利益取扱い等に関する相談件数-5:参考指標	57, 58,61	○	△		△
25		結婚・出産退職の理由					○
26		就業継続の希望の有無と障碍(意識調査)		○	△		△
27		フリーター数-7:成果目標	28				●
28		性、年令階級(10歳階級)別完全失業率の推移-NWEC09	1,27	○	○		○
29		性、年令階級、前職の離職理由別前職のある完全失業者-NWEC09	29	○	▽		○
30		性、失業期間別失業者数	28	○	▽		○
31		性別就業希望失業者	29	○	▽		○
32		就職希望理由と希望雇用形態	29	○	▽		○
33		性、年令別非正規雇用就業希望者					○
34	IV 労働条件	性別一般職賃金額および対男性比率-NWEC09、4:参考指標	47	○	×		●
35		性別非正規就業者の賃金額および対男性比率-4:参考指標	47	○	×		○
36		性別正規・非正規賃金比較-4,7:参考指標	47	○	×		○
37		一般労働者と短時間労働者の時間当たり賃金格差-NWEC09	47	○	×		○
38		性、年令、勤務形態、雇用形態別時間当たり所定内給与額-NWEC09	47	○	×		○
39		性、雇用形態、年間所得額別就業者分布-NWEC09	29	○	▽		○
40		年収200万円以下及び250万円以下の給与所得者の割合-7:参考指標	49	○	▽		○
41		性別推計年間労働時間と所定外労働時間の推移-NWEC09	27,48	×	×		●
42		性、雇用形態、ふだんの就業時間階級別構成割合-NWEC09	29	○	▽		○
43		性、実労働時間(年間)別雇用者数	29	△	△		●
44		週労働時間60時間以上の雇用者の割合-3,4,5:成果目標	27	×	×		○
45		性別就業者通勤時間	74	△	×		○
46		企業規模別別年次有給休暇の平均取得日数と取得率の推移-NWEC09	54	×	×		○
47		性、企業規模別育児休業取得者割合の推移-NWEC09	54	×	×		○
48		育児休業期間中の会社や共済会等からの金銭支給の有無、内容別事業所割合-NWEC09	57	×	×		○
49		性、一般労働者・短時間労働者別勤続年数の推移-NWEC09	47	×	×		○
50		年次有給休暇取得率-3,4,5:成果目標	54	△	△		○
51		6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事労働時間-3,5:成果目標	74	○	△		○
52		男性の育児休業取得率-3,4,5:成果目標	57	△	△		○
53		職業病・労働災害	62,63	△	△		○
54		過労死・過労自殺	66,67	○	△		○
55		自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)-3:成果目標	5	△	△		○

56		40歳代から60歳代の男性自殺率-3:参考指標	5	△	△		○
57		家族経営協定の締結数-6:成果指標	80	△	△		○
58		性別労働組合員数・推定組織率および女性割合の推移-NWEC09	27,71	×	×		○
59	V 企業・組織の支援体制	コースの内容別新規学卒採用状況の推移-NWEC09	57	×	×		○
60		ポジティブ・アクションの取組み状況別女性管理職を有する企業割合と女性管理職割合-4:成果目標、NWEC09	57	×	×		▼
61		介護休業制度規定のある事業所割合および性別介護休業取得者の推移-NWEC09	57	△	△		○
62		次世代育成支援行動計画策定の届出をした企業の割合(京都府、第3次計画、中間案、22)	60	△	△		△
63		育児休業制度の有無(企業、事業所)と性別取得雇用者数	57	△	△		○
64		短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等)-3,4,5:成果目標	55,57	△	△		△
65		多様な働き方を導入している企業の割合[変形労働時間制度、フレックスタイム制度、事業所外労働の見なし労働時間制、裁量労働制等][京都府、第3次計画、22)	57	△	△		△
66		配偶者出産休暇制度の有無と取得者数	57	△	△		○
67		職場保育所の有無と利用者		△	△		△
68		再雇用制度の有無		△	△		△
69		女性従業員の再就職制度の状況(札幌市、H21年次報告書、図48、43)		△	△		△
70		セクシュアル・ハラスメント対策企業		△	△		△
71		セクシュアル・ハラスメントの相談件数(千葉県、図I-1-1(8),32)-県労働局雇用均等室	58	△	△		○
72		VI	国家公務員の男性の育児休業取得率-2:成果目標	178	-	-	
74	国	地方公務員の男性の育児休業取得率-2:成果目標	166	△	△		○
75	・	県職員の休暇取得数等((神奈川県、指標III-1(4)、プラン(第2次),37)		△	-		○
76	地	男女共同参画条例または基本計画制定地方公共団体数-2:参考指標	165	○	-		○
77	方	男女共同参画都市宣言採択市町村数-2:参考指標	167	○	△		○
78	自治体	国、地方公共団体の苦情処理件数(男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について)-2:参考指標		専門委	○	△	○
79	の	都道府県労働局雇用均等室に寄せられた男女雇用機会均等法に関する相談件数-4:参考指標	58	○	-		-
80	取	都道府県労働局雇用均等室が実施した男女雇用機会均等法に基づく指導の是正割合(年度内)-4:参考指標	58	○	-		○
81	組	公共調達でインセンティブを付与している都道府県数-4:参考指標	59	△	-		△
82	み	ボランティア登録会員数(札幌市、H21年次報告書、図38、39)		△	△		○
83	他	シルバー人材センター登録者の男女数・男女比(札幌市、H21年次報告書、図38、39)		△	△		△

注) 1) 参考資料5の分野区分: III:労働力・就業、IV:労働条件、V:企業・組織の支援体制、VI:地方自治体の取り組みから抜粋し、さらにしぼりこんだ。この表の欄や記号の詳細は、参考資料5の注を参照。

2) d~g 列の○や▽等の記号について。「○」は入手可能(データ源あり)、「▽」は、政令指定都市(あるいは、中核都市、大都市)で入手可能、「△」はデータ源からの集計作業あるいは独自調査によって作成可能、「×」は作成不能、「-」は無関係な指標(作成不要)、をさす。▲は区区分なしの統計あり、を意味する。f列の●は国際比較、▼は都道府県比較表、■は異なる指標の数値間の関係の分析に関する表あるいは図である。「△」の「独自調査によって入手可能」は、こう云ってしまえば、どのようなデータも入手可能になるが、ここでは、調査の実施例があるか、その調査の実施が期待されるか、調査が比較的容易である場合について、「△」とした。なお、全国について作成可能としている場合、政府統計ではなく民間の業界団体の作成による統計も、多くはないが前提している。

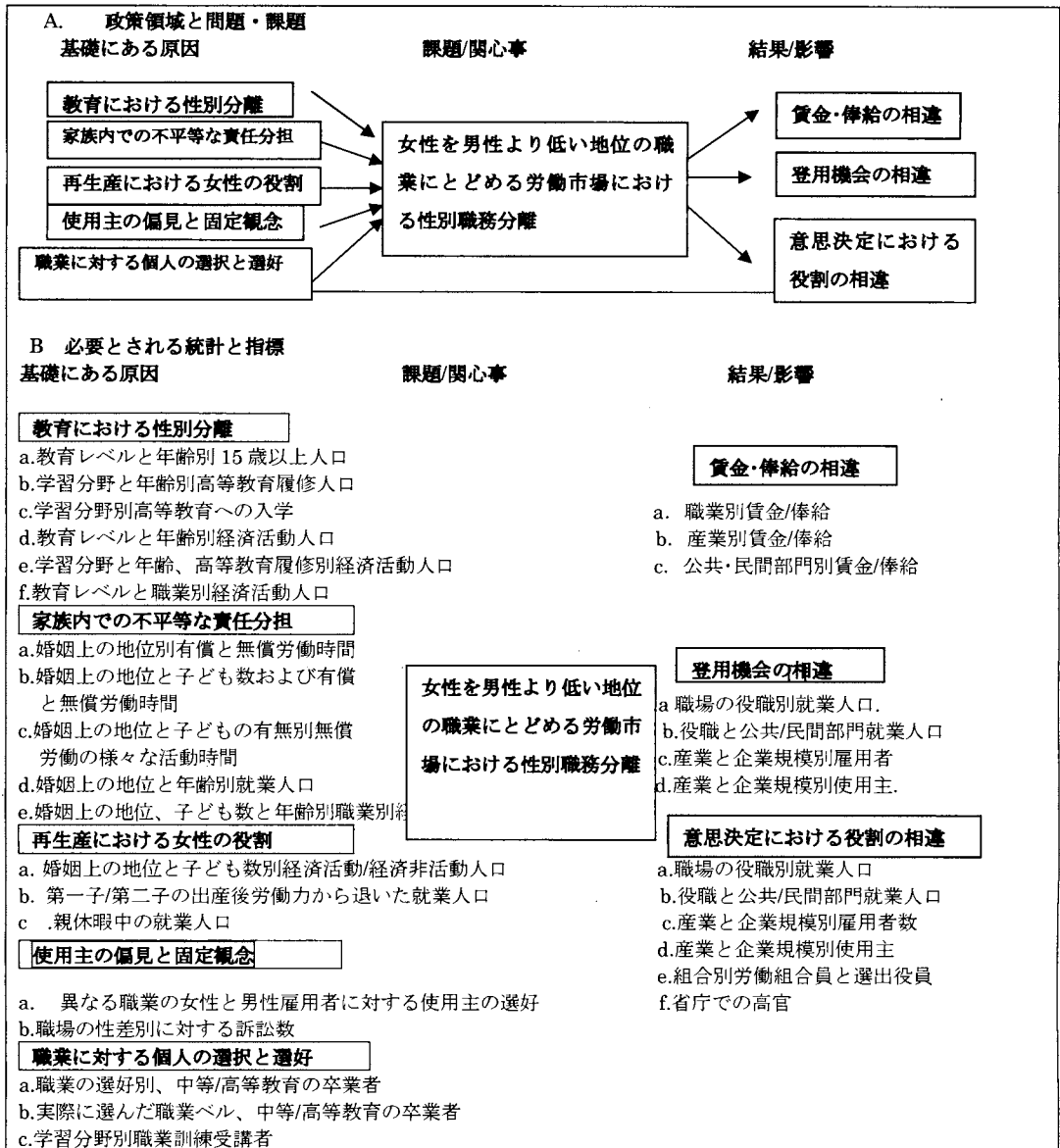


さて、これら必要指標にこれまでの中央と地方の男女共同参画統計書は対応してきたか。

第一に、これら統計指標のごく一部分をとりあげているにとどまる。

第二に、これら指標に関しては、全国レベルと地方レベルのそれぞれにおいて統計が入手できない場合がある。特に規模別との組み合わせ表示をはじめとして『NWEC 共同参画統計データブック』ですら詳細にはとりあげていない。データの入手困難は、都道府県から都市へと小区域に下がるとともに大きくなる。第三に、とはいえ、より強く問われるのは性別役割分業の存在と、これを支えてきた企業・地域・家庭の体制を確認し、これを克服するための両立支援等の手立ての開始・定着などに十分な関心を持ち、

図 3-1 政策領域と問題・課題



これらを統計で確認していこうとする問題意識は十分なのか、である。多方面の男女共同参画統計書が一般的に掲げる指標について機械的に統計を用意するだけでなく、当該地域の特徴―職業と家庭の生活の両立を困難にする生活の実情、阻害要因を一確認・観察して解決の手立てを発見するための統計分析をふくめ、計画・政策の提起、に統計を役立てることが求められる。

第四に、以上に関わって、主要必要指標体系を提示し、データの入手可能性を都道府県、指定都市、市区、町村レベルで検討し、男女共同参画統計書の当面の問題点を示すのが、必要な課題でもある。

**3.3.2 原因・背景・関係要因→現状→結果・影響** ジェンダー統計書作成の後の段階にある分析に材料を提供するため、ジェンダー問題の現状と同時に、現状をもたらしている原因・背景・関係要因、および現状がもたらす結果・影響のそれぞれを示す統計指標を選択することも望まれる。国際的なジェンダー統計の基準テキストである B.ヘッドマン等による性別職務分離の例を図 3-1 で示そう。

A は、性別職務分離―すなわち、職場において女性と男性では従事する職業や産業、そして地位に格差があること―という問題の原因および結果・影響を要因的に整理したものである。

B はこれを統計によって確認あるいは検証するために、各要因を示す統計指標を選択して列挙している。性別区分をもつこれら統計指標は、いわば理想指標あるいは理論的指標とでもいうべきもので、これらに掲げた上で、実際に、統計値が入手できるかの検討の段階に進むことになる。A の原因―現状―結果・影響図は、すでに問題をもたらしている原因を推察している。このような統計指標があれば、問題の原因を数値によって確認して政策の立案に進むことは容易になる。

**3.3.3 中核指標、補助指標、将来指標** これはジェンダー統計活動において先導的である国連ヨーロッパ経済委員会 (UNECE) 統計部が、加盟国についての統計集を作成しようとして、統計指標の選択作業を行い、その結果として掲げた統計指標においた区分である<sup>7</sup>。問題分野別の統計指標の提示に当たって、中心になる「中核指標」と、中心指標を補足する「補助指標」と、データの入手可能性等を考慮したとき、現在直ちには指標の実際値を入手できないが、必要なので、将来的に作成を試みるべき「将来指標」を区分している。これも、実際統計値の入手において多くの困難にぶつかる地方統計指標の想定・選択において設定して良い区分であろう。

## 3.4 候補になる統計指標

表 3-3 は、全国と地方自治体について取り上げる指標として、全生活分野について合計 200 以下をめざした簡約統計指標の候補である。これは、付属資料 5 に収録した 600 を越える統計指標(詳細)表から抜粋したものである。そこで、まず付属資料 5 の統計指標(詳細)表、次いで表 3.3 を説明したい。

**3.4.1 参考資料 5 : 全国統計指標(詳細)表** 第一に、この分野分類は、目下作成作業に入った予定 NWEC 男女共同参画統計データブックの 2012 年度版の区分 (2009 年版の「労働条件」を、「労働条件」と「企業・組織の男女共同参画政策」にわけた) を前提にした。そして、「企業と組織」の部分で、「企業と組織」と「国と地方の男女共同参画政策」に区分した 14 分野で構成してみた。この分野配列は、いわゆる計画対応型ではなく、社会構成対応型である。ここには、メディアや ICT 分野がない。他方で、子どもや高齢者、障害者に重点をおいて分野を設定するタイプがありうるし、これら分野分類をさらに集約することも可能であろう。

<sup>7</sup> 伊藤陽一(2001)「ECE 地域におけるジェンダー統計ウェブサイトの構築―関係報告書の翻訳と論評―」『統計研究参考資料』No.75

第二に、付属資料5の統計指標は、①NWEC男女共同参画統計データブックの統計指標、②第3次男女共同参画基本経計画が新たに示した目標、成果目標と参考指標、これに加えて、③幾つかの都道府県、市区町村の男女共同参画計画、男女共同参画白書（あるいは年次報告書）等でとりあげている指標の一部を対応するそれぞれの分野にふくめて、全国版と地方版の作成の参考のために用意された。

②においては、複数以上の分野で同じ指標が掲げられている場合がある。その統計指標が異なった分野の問題の理解にとって重要だからであろう。この表では、特定分野にその指標を位置づけた上で、引用されている他の分野の番号を示した。③でとりあげたのは、北海道、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県、仙台市、千葉市、川崎市、横浜市、川西市、大阪市等である。筆者が、男女共同参画統計に熱心な自治体として注目して選んだものである。筆者は、都道府県と市区のすべてを調べたわけではなく、他に優れた統計指標を提示している自治体はまだあると思う。

第三に、上記の①および③の男女共同参画計画とこれに対応してとりあげられている統計指標には、子どもと高齢者や、ボランティア等がとりあげられているが、その中には男女平等の状況やその推進に直接的には関わらないものが多くとりあげられている点に留意したい。育児支援関連政策も育児支援を通じて、女性の職場進出と男性の育児参加の条件整備になるだろうが、特に男性の家事育児参加を促進するのではなく、女性の家事・育児を支援して、性別役割分業を再生産・固定することになる政策もふくまれているようにもみえる。また高齢者の生活支援・保護も、社会問題として重要であるが、高齢者に女性が多い点で、女性高齢者の生活の確保を通じて、高齢者の男女平等あるいは女性高齢者の不利を克服する限りにおいて、男女平等につながる。子どもや高齢者施策がすべて男女平等に向けた政策ではない。これと関連して、これらすべての政策にあてられる予算が、男女共同参画にあてられる予算と計算されてしまうと、みせかけの過大計上につながるので注意を要する。

第四に、ここに掲げられた諸指標には類似のものがあり、これらをひとまとめにしてしまうことも可能であるが、参考資料5では、そのまま残しているものが多い。また統計指標には、問題の幾つかの側面を1つの統計表にまとめて示している場合と、複数以上の表に分解して示している場合がある。まとめた場合には、問題の諸側面の関連を浮かび上がらせることが可能であり、効果的な場合がある一方で、表が多次元のクロスになって複雑になり、その読み取りが、統計に慣れていない読者にとっては難しいことになろう。幾つかの表に分解すると、表の読み取りは簡単ではあるが、関連性が表示されないことになる。参考資料5の統計指標には、多面的な表と、これらを分解した表がある。これらを並列したまま示しているのである。複合的な表・図にするか、単一の表・図にするかは、狙い、スペース、そして説明の流れによるだろう。

第五に、参考資料5の表と本文の表3-3にも表頭にc,d,e,f,g欄(列)を設けている。cはこの統計指標のデータ源泉、dは都道府県で、eは市区での作成可能性に関する欄であり、gは、全国についてだけ意味を持ち、作成可能性に関する欄である。fは、国際比較に関する指標を示している。国際比較指標とfに対応する指標は、地方自治体の男女共同参画統計の作成においては、必要に応じて参考として引用するという性質のものである。

d,e,fでは、中央政府が公表する統計によって作成可能なもの、あるいは地方機関がデータ収集過程に関与しているので、地方レベルで集計すれば作成可能なものについて○、政令指定都市など一部については入手可能だが、一定人口数以下の市区に関しては入手不可能なデータを▽、以上によっては入手できず、地方自治体の独自調査によって作成可能にあるものを△で示した。地方では作成が無意味、あるいは不可能な場合には×で示した。

第六に、参考資料5では、特に基本的であり、重要と考えられる統計指標に網(薄色)を付した。ここで

基本あるいは重要と判断した基準は、筆者による暫定的判断による。

第七に、参考資料5と表3-3の両方とも、なお作成作業半ばの暫定表である。この作業にはかなりの時間を投入しているが、作業効率を大きく阻害しているのは、政府統計資料の統計表の表題、したがって表一覧や目次が、表の内容（地方区分の有無、性区分の有無等）を適確に伝えていないことであった。統計による地方別、性別表示に関心を持つ利用者にとっては「統計の品質」が劣るといえる。

表3-3 簡約統計指標一覧（暫定表）

	A	b	c	d	E	f	g
	分野別男女共同参画統計指標		指標の特徴				全国 計算
	大区分	統計・統計指標名	データ 出所	都 道 府 県	市 区 国 際		
1	I	性、年齢5歳階級別人口の増減の推移	1	○	○		○
2		人口ピラミッド-NWEC09	1	○	○		○
3		性別外国人人口数・割合の推移-NWEC09	1	○	○		○
4		性、国籍（出身地）別外国人登録者数-NWEC09	13	○	○		○
5		性、年齢階層(3区分、65歳以上)別人口・構成、諸比率	1	○	△		○
6		出生数および合計特殊出生率の推移-NWEC09、人口:4	4	○	○		○
7		性別出生数・死亡数、自然増加数の推計と将来推計-NWEC09	4,17,18,19	○	▽		○
8		性別平均寿命の推移-NWEC09	21,22,23	○	○		○
9		普通出生率、死亡率、自然増加率の推移-NWEC09	4	○	○		○
10	II 家 族 ・ 世 帯	一般世帯数と平均世帯人員の推移-NWEC09	1	○	○		○
11		性、婚姻上の地位（未・非婚、既婚、同棲、寡婦、寡夫）、15歳以上人口	1	○	○		○
12		家族類型別世帯数・構成割合の推移と女性世帯主割合-NWEC09	1	○	○		○
13		性、年齢別単独世帯数と女性割合-NWEC09	1	○	○		○
14		婚姻件数、再婚件数推移の推移	4	○	○		○
15		性、年齢階級別未婚・非婚率の推移<北海道：図表7,p.16)	1.4	○	○		○
16		平均結婚年齢・初婚年齢・夫婦の年齢差の推移-NWEC09	4	○	△		○
17		夫妻の一方が外国籍の婚姻件数、国籍別割合の推移-NWEC09	4	○	△		○
18		離婚件数・同居期間別割合・普通離婚率の推移-NWEC09	4	○	△		○
19		18歳未満の子どもの親族のいる世帯の家族類型別一般世帯の推移-NWEC09	1	○	○		○
20		夫婦のいる世帯の家族類型、6歳未満の子どもの有無、就業状態別一般世帯数-NWEC09	1	○	○		○
21		子どもの出生年次別にみた第1子出産前後の女性の就業経歴-NWEC09	10	△	△		○
22		母子世帯数と父子世帯数の推移	1	○	○		○
23		65歳以上高齢者のいる世帯構造別（子どもと同居、カップル）世帯数・割合の推移-NWEC09	24	×	×		○
24		性、年齢階級、配偶者の有無、家族形態別65歳以上の者の構成割合-NWEC09	1	○	○		○
25		性別にみた65歳以上の単独世帯数の推移-NWEC09	1	○	○		○
26	性、年齢階級別にみた65歳以上の単独世帯-NWEC09	1	○	○		○	

27		性、労働力状態別人口・労働力率の推移-NWEC09	1	○	○		○
28	III	性、年齢階層（5歳）別労働力人口	1,27	○	○		○
29		性別、中学、高等学校の就職率の推移	81	○	▽		○
30	労働力	性別、大学及び短期大学の就職率の推移（千葉県、図I-1-2-(4),39）	81	○	×		○
31		20歳から64歳までの就業率-4,5,7,8：成果目標	1, 28,29	○	○		○
32		性、年齢階級、非求職理由別就業希望の非労働力人口-NWEC09	29	○	▽		○
33		末子の年齢、妻の就業状態別夫婦と子どもからなる世帯数-NWEC09	29	○	▽		○
34	就業	性、年齢階級別労働力率の推移-NWEC09	1, 28,29	○	○		○
35		女性の年齢階級別労働力・潜在労働力率-NWEC09	27,29	○	○		○
36		性、主要職業、年間所得別就業者数-NWEC09	29	×	×		○
37		性、役職別労働者数-NWEC09	47	×	×		○
38		性、従業上の地位、産業別労働力人口と割合	1	○	○		○
39		性、従業上の地位、職業別労働力人口と割合	1	○	○		○
40		性、年齢、雇用形態別雇用者数	29	○	▽		○
41		性、年齢別非正規雇用者数	29	○	▽		○
42		女性労働者に占める非正規割合-4：参考指標	29	○	△		○
43		在宅型テレワーカーの数-3,5：成果目標	37	×	×		○
44		性、農林業・非農林業、年齢階級別自営業主と家族従業者-NWEC09	1,27	○	○		○
45		結婚・出産退職の理由⇄世帯・家族					○
46		性、年齢階級（10歳階級）別完全失業率の推移-NWEC09	1,27	○	○		○
47		性、年齢階級、前職の離職理由別前職のある完全失業者-NWEC09	29	○	▽		○
48		性、失業期間別失業者数	28	○	▽		○
49		就職希望理由と希望雇用形態	29	○	▽		○
50		性別一般職賃金額および対男性比率-NWEC09、4：参考指標	47	○	×		●
51	IV	男女間賃金格差-7：参考指標	47	○	×		○
52		性別非正規就業者の賃金額および対男性比率-4：参考指標	47	○	×		○
53	労働条件	性別正規・非正規賃金比較-4,7：参考指標	47	○	×		○
54		性、年齢、勤務形態、雇用形態別時間当たり所定内給与額-NWEC09	47	○	×		○
55		低所得層(第I四分位)の賃金-7：参考指標	47	○	×		○
56		性、雇用形態、年間所得額別就業者分布-NWEC09	29	○	▽		○
57		年収200万円以下の給与所得者の割合-7：参考指標	49	○	▽		○
58		性、雇用形態、ふだんの就業時間階級別構成割合-NWEC09	29	○	▽		○
59		週労働時間60時間以上の雇用者の割合-3,4,5：成果目標	27	×	×		○
60		性別推計年間労働時間と所定外労働時間の推移-NWEC09	27,48	△	×		●
61		性、実労働時間(年間)別雇用者数	29	△	×		●
62		性別就業者通勤時間	74	△	×		○
63		企業規模別別年次有給休暇の平均取得日数と取得率の推移-NWEC09,3,4,7 成果目標	54	×	×		○
64		性、企業規模別育児休業取得者割合の推移-NWEC09、3,4,5：成果目標	54	×	×		○

65		育児休業期間中の会社や共済会等からの金銭支給の有無、内容別事業所割合－NWEC09	57	×	×	○
66		性、一般労働者・短時間労働者別勤続年数の推移－NWEC09	47	×	×	○
67		6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事労働時間－3,5：成果目標	74	○	△	○
68		職業病・労働災害	62.63	△	△	○
69		過労死・過労自殺	66.67	○	△	○
70		自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)－3：成果目標	5	△	△	○
71		40歳代から60歳代の男性自殺率－参考指標	5	△	△	○
72		家族経営協定の締結数－6：成果指標	80	△	△	○
73		性別労働組合員数・推定組織率および女性割合の推移－NWEC09	27.71	×	×	○
74		相談事項別都道府県雇用均等室に寄せられた相談構成割合および相談件数の推移－NWEC09	厚労	△	△	○
75	V 企業・組織の支援体制	コースの内容別新規学卒採用状況の推移－NWEC09	57	×	×	○
76		ポジティブ・アクションの取組み状況別女性管理職を有する企業割合と女性管理職割合－4：成果目標、NWEC09	57	×	×	▼
77		介護休業制度規定のある事業所割合および性別介護休業取得者の推移－NWEC09	57	△	△	○
78		育児休業制度の有無(企業、事業所)と性別取得雇用者数	57	△	△	○
79		多様な働き方を導入している企業の割合(変形労働時間制度、フレックスタイム制度、事業場外労働の見なし労働時間制、裁量労働制等)(京都府、第3次計画、22)－3,4,5：成果目標	57	△	△	△
80		配偶者出産休暇制度の有無と取得者数	57	△	△	○
81		職場保育所の有無と利用者		△	△	△
82		再雇用制度の有無		△	△	△
83		女性従業員の再就職制度の状況(札幌市、H21年次報告書、図48、43)		△	△	△
84		セクシュアル・ハラスメント対策企業		△	△	△
85	セクシュアル・ハラスメントの相談件数(千葉県、図I-1-1-(8),32)－県労働局雇用均等室	58	△	△	○	
86	VI 国	国家公務員の男性の育児休業取得率－2：成果目標	178	－	－	○
87	と地方	地方公務員の男性の育児休業取得率－2：成果目標	166	△	△	○
88	自治体	県職員の休暇取得数等((神奈川県、指標III-1-(4)、プラン(第2次),37)		△	－	○
89	の取組	男女共同参画条例または基本計画制定地方公共団体数－2：参考指標	167	○	○	○
90	み他	男女共同参画都市宣言採択市町村数－2：参考指標	167	○	△	○
91	VII 生活時間と	性、雇用形態、4大生活時間、平日・日曜日別の総平均時間－NWEC09	74	○	△	○
92		性、週間就業時間、4大生活時間分類、平日・日曜日別総平均時間－NWEC09	74	○	△	○
93		共稼ぎ夫妻・夫が有業で妻が無職の夫妻・有業の独身女性、4大生活時間分類、平日・日曜日別総平均時間－NWEC09	74	○	△	○
94		子どもの有無、共稼ぎ夫妻・夫が有業で妻が無職の夫妻、4大生活時間分類、平日・日曜日別総平均時間－NWEC09	74	○	△	○
95		世帯の家族類型、6歳未満の子どものいる雇用されている夫妻、行動の種類(注分類・主行動)、平日・日曜日別総平均時間－NWEC09	74	○	△	○
96		要介護高齢者のいる家族介護者の性、介護支援の利用の有無・利用頻度別、1日当たりの家事時間と介護・看護時間－NWEC09	74	○	△	○
97		性、年令階級、4大生活時間分類別高齢者の生活時間－NWEC09	74	○	△	○

98	無 償 労 働	性、年令階級別全労働時間-NWEC09	74	○	△		○
99		性、企業規模、無償労働時間・有償労働時間・全労働時間、全労働時間 に対する無償労働時間の割合-NWEC09	74	○	△		○
100		性、妻雇用形態(フルタイム、パートタイム)・無職別収入労働と家事労働時間	74	○	△		○
101		子どもの就学前・就学後別、性、共働き雇用者夫妻の有償・無償労働時間	74	○	△		○
102		親と同居の子どもあり共働き雇用者夫妻の有償・無償労働時間	74	○	△		○
103		性別単身労働者有償労働時間と無償労働時間	74	○	△		○
104		性別、高齢者(65歳以上)世帯の生活時間	74	○	△		○
105		介護者のいる高齢者世帯の生活時間	74	○	△		○
106		VIII 家 計 と 資 産	世帯の家族類型、主な家計の収入種類別一般世帯数-NWEC09	1	-	-	▼
107	2人以上の勤労者世帯の月平均家計収の推移-NWEC09		76	×	▽		○
108	勤労者世帯員別勤め先収入割合の推移-NWEC09		76	×	▽		○
109	2人以上の勤労者世帯における世帯主の年齢階級、世帯の年間収入別にみた 世帯主の性別割合-NWEC09		77	○	×		○
110	2人以上の勤労者世帯の年間収入十分位階級別、消費支出の構成割合-NWEC09		76	×	▽		○
111	勤労者世帯の月平均家計収入および性別世帯員別勤務先収入割合		76	×	▽		○
112	勤労者収入階級別の貯蓄と負債額		76	×	▽		○
113	貯蓄現在高階級別世帯分布-勤労者世帯-NWEC09		76	×	▽		○
114	負債現在高階級別世帯分布-勤労者世帯-NWEC09		76	×	▽		○
115	世帯収入階級別消費支出		76	×	▽		○
116	収入第IとV階級世帯の消費支出		76	×	▽		○
117	相対的貧困率-7:参考指標		24				○
118	共稼ぎ世帯と片稼ぎ世帯の月間収入と支出-NWEC09		76	×	▽		○
119	共稼ぎ世帯と片稼ぎ世帯の貯蓄・負債の現在高および構成割合-NWEC09		76	×	▽		○
120	40歳代の「共稼ぎ世帯」・「世帯主だけが稼いでいる世帯」の月平均家 計収支-NWEC09		77	▽	×		○
121	性、年令階級別単身勤労者世帯の月平均支出と格差指数-NWEC09		77	▽	×		○
122	性、年令階級別単身勤労者世帯の貯蓄・負債現在高-NWEC09		77	▽	×		○
123	母子・父子世帯の親の雇用形態・年間就労収入階級別割合-NWEC09		25	×	×		○
124	母子世帯の貯蓄金額階級別分布-NWEC09		25	×	×		○
125	65歳以上、男女単独世帯と夫婦のみの世帯の所得階級別構成割合-NWEC09		24	×	×		○
126	性、所得の種類別 65歳以上の単独世帯の平均所得金額と構成割合-NWEC09	24	×	×		○	
127	性、年令階級、収入の種類別夫婦高齢者世帯(65歳以上の夫婦のみの世帯) の年間収入-NWEC09	77	▽	×		○	
128	自己破産申し立て件数の推移-NWEC09	143	△	×		○	
129	IX 教 育	性、学校の教育段階・種類別在学者数の推移-NWEC09	81	○	○		○
130		性、高等教育の種類別学校への進学者の推移-NWEC09	81	○	○		○
131		世帯の年間収入別、学校種類別学習費総額-NWEC09	86	△	△		
132		国・公・私立、女子高・男子校・共学別高等学校の推移-NWEC09	81	○	○		

133		初等・中等・高等学校における本務教員・校長・教頭数と女性割合-NWEC09	81	○	○		○
134		性、中・高校、担当科目別教員	81	○	○		○
135		世帯類型別被保護世帯数の推移-NWEC09	92	○	▽		○
136	X	生活保護を受ける高齢単身世帯数の推移（東京都、データ 2010、87、全国結果のみ）		○	○		○
137		性、年齢階層別貧困率の推移（東京都、データ 2010、88、全国結果のみ）		△	△		○
138	社会	性、現役時代の経歴別公的年金受給額-NWEC09	98	-	-		○
139	保	世帯類型別児童扶養手当受給者数-NWEC09	93	○	▽		○
140	障	離別母子世帯の養育費の受給状況-NWEC09	25	○	▽		○
141		保育所利用児童数と利用率の推移-NWEC09	93.95	△	△		○
142	・	待機児童数と待機理由		△	△		○
143	福祉	休日・夜間（延長）・病児病後児・事業所内・院内保育を行っている保育所数（京都府、第3次計画、中間案、22）		△	△		▽
144		放課後学童保育（児童クラブ）設置数の推移（北海道：図表 23、44）		△	△		○
145		児童扶養手当受給者数の推移（千葉県、図 III-2-5-(2),89）		△	△		○
146		児童虐待相談における主な虐待者の推移-NWEC09	93	△	△		○
147		介護保険の性、要介護度別受給者数の推移-NWEC09	105	△	△		○
148		被虐待高齢者の性別と虐待者の被虐待高齢者との続柄-NWEC09	107	△	△		○
149		介護労働者の職種別・就業形態別従業員数-NWEC09	108	△	△		○
150		介護労働者の賃金の他産業・職業別賃金との比較-NWEC09	108	△	△		○
151	XI	性、年齢階級、現在の健康状態、将来への健康不安の有無別労働者割合-NWEC09	62	△	×		○
152		性、仕事や職業生活への強い不安・悩み・ストレスの内容別労働者割合-NWEC09	62	△	×		○
153	健康	性、年齢階級別有訴者率と通院者率-NWEC09	24	○	▽		○
154		性、主要傷病別患者数と女性割合-NWEC09	117	○	▽		○
155	・	性、主要死因別年齢調整死亡率の推移-NWEC09	4	○	▽		○
156	保健	乳がん検診受診率/子宮がん検診受診率（大阪府、施策、図 7-①-1,113） -10：成果目標	24	△	△		○
157		性別自殺者数の推移の推移-NWEC09	131	△	△		○
158		人工妊娠中絶実施件数（10代、20代、30代）-10：参考指標	116	△	△		○
159		性別 HIV/AIDS 報告数の推移-NWEC09	126	△	△		○
160		性、主な性感染症別報告数と若年者の占める割合の推移-NWEC09	120	△	△		○
161		常時診療体制が確保されている小児救急医療権数-3,10：成果目標	厚労	△	△		○
162		性、病院・診療所、内科・外科・小児科・産婦人科別医師数と女性割合の推移-NWEC09	121	△	△		○
163	XII	災害・事故種類別発生件数、死者・行方不明数および負傷者の推移-NWEC09	警察	△	△		○
164		女性委員のいない都道府県防災会議の数-14：成果目標	167	○	-		○
165	安全	全国の女性消防団員数-14：成果目標	135	△	△		○
166		刑事手続き（一般刑法犯）の流れ別件数・人員数-NWEC09	140	△	△		○
167	・	一般刑法犯の認知件数、性別検挙人員数と女性割合の推移-NWEC09	140	△	△		○
168		児童虐待に係る事件の加害者と被害者の関係-NWEC09	警察	△	△		○



169	犯 罪	性的虐待事件の検挙件数－9：参考指標	140	○	○		○
170		性犯罪の被害件数・発生率の推移－NWEC09	140	○	○		○
171		強姦の認知件数－9：参考指標	140	○	○		○
172		高齢者虐待と被虐待者（兵庫県、H22 白書、16）		○	○		○
173		夫(内縁をふくむ)からの暴力検挙件数・相談数の推移－NWEC09	149	○	○		○
174		配偶者からの暴力の頻度と性別被害者数－NWEC09	147	○	○		○
175		ストーカー事案に関する認知件数の推移－NWEC09	152	○	○		○
176		売春防止法違反検挙件数－9：参考指標	140	○	○		○
177		人身取引事犯の検挙状況の推移－9：参考資料、NWEC09	156	○	○		○
178	意 思 決 定	地方議会における女性議員割合の推移	163,167	○	○		○
179		地方における首長に占める女性割合の推移－NWEC09	163,167	○	○		○
180		都道府県審議会女性割合－1：成果目標	163,167	○	－		○
181		市区町村審議会女性割合－1：成果目標	163,167	－	○		○
182		都道府県・政令指定都市における性別「地方公務員管理職数・女性割合の推移－NWEC09	163,167	○	○		○
183		地方公務員女性割合－1：参考指標	163,167	○	○		○
184		都道府県中小企業団体中央会役員－1：参考指標	163,167	○	－		○
185		森林組合役員に占める女性の割合－6：参考指標	163,167	○	○		○
186		漁業協同組合役員に占める女性の割合－6：参考指標	163,167	○	○		○
187		民間企業役員における女性の割合	1	×	×		○
188	当該都道府県に本社を置く中小企業の役員における女性の割合		△	△		○	
189	当該市区町村に本社を置く中小企業の役員における女性の割合		△	△		○	
190	民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合－1：成果目標	文科	○	○		○	
191	意 識	「男女共同参画社会」という用語の周知度－2,13：成果目標	171	△	△		○
192		女性の人権が侵害されていると感じること（千葉県、図 I-1-1-(1),34)	171	△	△		○
193		「男は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方の推移－NWEC09－	171	△	△		○
194		結婚 10 年未満の夫婦の理想子ども数の構成割合と平均理想子ども数の推移－NWEC09	10	△	×		▽
195		夫婦間における「平手で打つ」、「なぐるふりをして、おどす」を暴力として認識する人の割合－9：成果目標	147	△	△		○

注) 1) 参考資料 5 から抜粋したものである。表中の提示等は、参考資料 5 の注を参照。

2) d～g 列の○や▽等の記号についてだけ示す。「○」は入手可能（データ源あり）、「▽」は、政令指定都市（あるいは、中核都市、大都市）で入手可能、「△」はデータ源からの集計作業あるいは独自調査によって作成可能、「×」は作成不能、「－」は無関係な指標（作成不要）、をさす。▲は性区分なしの統計あり、を意味する。f 列の●は国際比較、▼は都道府県比較表、■は異なる指標の数値間の関係の分析に関する表あるいは図である。「△」の「独自調査によって入手可能」は、こう云ってしまえば、どのようなデータも入手可能になるが、ここでは、調査の実施例があるか、その調査の実施が期待されるか、調査が比較的容易である場合について、「△」とした。なお、全国について作成可能としている場合、民間の業界団体の作成による統計をも、数は多くないが前提している。

3) データ出所として、警察、厚労、文科等の文字がある場合は、府省庁の業務資料によることを意味する。

3.4.2 簡約統計指標（表 3-3） これは、第一に、参考資料 5 から、重要として網を付した統計指標を中心に、全分野にわたって合計数を 200 以下におさえることにして抜粋したものである。

第二に、重要性や選択の基準は、筆者の判断による。他の選択もありうるので暫定案として提出している。議論次第で他の指標の選択がありうる。今後も検討作業を続けたい。

第三に、参考資料にあるような、国際比較や全国についてのみ意味のある国の機関での女性割合等は削除している。地方の状況の特徴として取り出す際の比較には、都道府県は全国との比較、あるいは都道府県間比較、政令指定都市の場合は、全国、所属都道府県、あるいは政令指定都市間の比較、市区の場合は、全国、所属都道府県、同一都道府県内市区間比較、がまずとりあげられるだろう。しかし、まずは、どの統計指標について比較するのがまず検討されるべきであり、比較の問題は捨象している。

第四に、全体としては人口と家族を基礎におき、生活各分野の男女共同参画関連統計指標をあげている。

第五に、各分野について、全体的平均的指標をとるか、その分野の状況を特定問題にしぼって典型的に示す統計指標をとるか、の問題では後者を選択することにしたが、なお、その分野の全体を示す指標もふくまれており、完全には後者に特化してはいない。

第六に、XIII に意思決定がある。しかし、労働や企業では役員や管理的位置にある職員など、他の分野にも幾つかの意思決定に関する統計指標が分散している。

第七に、上記の点をふくめて、統計指標には他の分野に深くかかわるものがある。第3次男女共同参画計画が掲げる成果目標や参考指標では、同じと統計指標が複数以上の分野で掲げられている場合がある。この表では、関連する分野を「⇔」で示している、

第八に、全国統計調査において、都道府県データの提示がある場合は、都道府県について○、市区のうち、政令指定都市（更に中核都市）について提示があるが、それ以外について提示がない場合は▽、都道府県市区が独自に調査を行ってデータを獲得することになる場合に△をあてた。×は、市区について、独自調査も困難であろうとみなした場合に、×をあてた。△を UNECE でいう「将来指標」とみることができる。

第九に、表 3-3 には、生活全分野にわたる基本的ものである。特定問題にしぼる場合は、労働分野に関して表 3-2 で示したように、さらに多くの指標によって、問題の検討を深めることが望まれる。

参考資料 5 と表 3-3 を通じて、3.3.2 で示した原因－現状－結果図式を分野の主要問題にあてはめて、統計指標を選択するまでには至っていない。また、関連して、例えば、女性の就業率と合計特殊出生率との対応など、男女共同参画問題をさらに深く検討する上で重要な統計指標・図は、不足している。更に、表 3-3 のような統計指標を使って特定地方自治体について男女共同参画統計書の作成を行ってはいない。この作業を進めつつ、並行してすでに豊富な地方自治体の男女共同参画統計文献をさらに吟味する中で、選択すべき統計指標や統計の入手可能性－特に、全国統計調査では入手できない統計データについて、地方の業務の中から作り出す可能性－も、明らかにできると考えている。この本統計参考資料の II の「第 2 部 地方ジェンダー（男女共同参画）統計書の実例」での実例の吟味を経て、この I での暫定的な部分をより確定的にしたいと考えている。

## 4 地方の一般統計データと男女共同参画統計データの所在

### 4.1 地方統計機関の位置

日本の中央と地方の統計作成機関の関係は徹底して中央集権的である。全国統計の作成にあたって中央統計機関は、都道府県の統計部署の調査を依頼し、都道府県は、さらに市区町村の統計担当者に依頼する体制をとっている。そして、この統計活動のための人件費や調査関連の費用は中央政府が負担するのである。これによって指揮系統は中央統計機関→都道府県統計担当部署→市区町村統計担当者の流れの下にある。すなわち、下請け体制である<sup>8</sup>。地方統計機関は、その地方の統計集の編集を担当していることが多いが、東京都などの大きな地方自治体を除いては、地方独自に統計調査や分析を広く行っていない。

総務省統計局のウェブサイトが、この関係を、**図 4-1** とともに説明している。参考のためにこれを引用しよう。まず「統計調査の実査の流れ」として、以下のように言う。

「国の行政機関が行う統計調査についての企画、調査票の設計等は、通常、その行政機関の統計実施部署が自ら行います。/ 統計調査は、国が直接実施する場合、都道府県（統計主管課又は事業主管課）や市町村等へ委託して実施する場合及び国の地方支分部局を通じて実施する場合があります。/ 統計調査員は、受託機関（調査実施主体の場合もあります。）から任命される非常勤の公務員で、調査対象（個人・法人・事業所・団体等）に対する協力依頼や調査票の配布・取集を行うなど当該調査活動の最前線を担っています。」

### 4.2 地方統計の一般的種類(全数統計、標本統計、地方独自調査統計、業務統計)

地方男女共同参画状況の統計による分析のために利用可能な統計データは、(1)中央の統計機関が行っている全国的統計調査の結果に示されている地方の統計データと、(2)全国とは関係なく、その地方の統計機関の独自調査による統計データ、(3)地方の統計担当以外の機関・部署が通常業務過程で届出・申告あるいは許認可作業等に伴って作成している統計データ(業務統計)からなる。

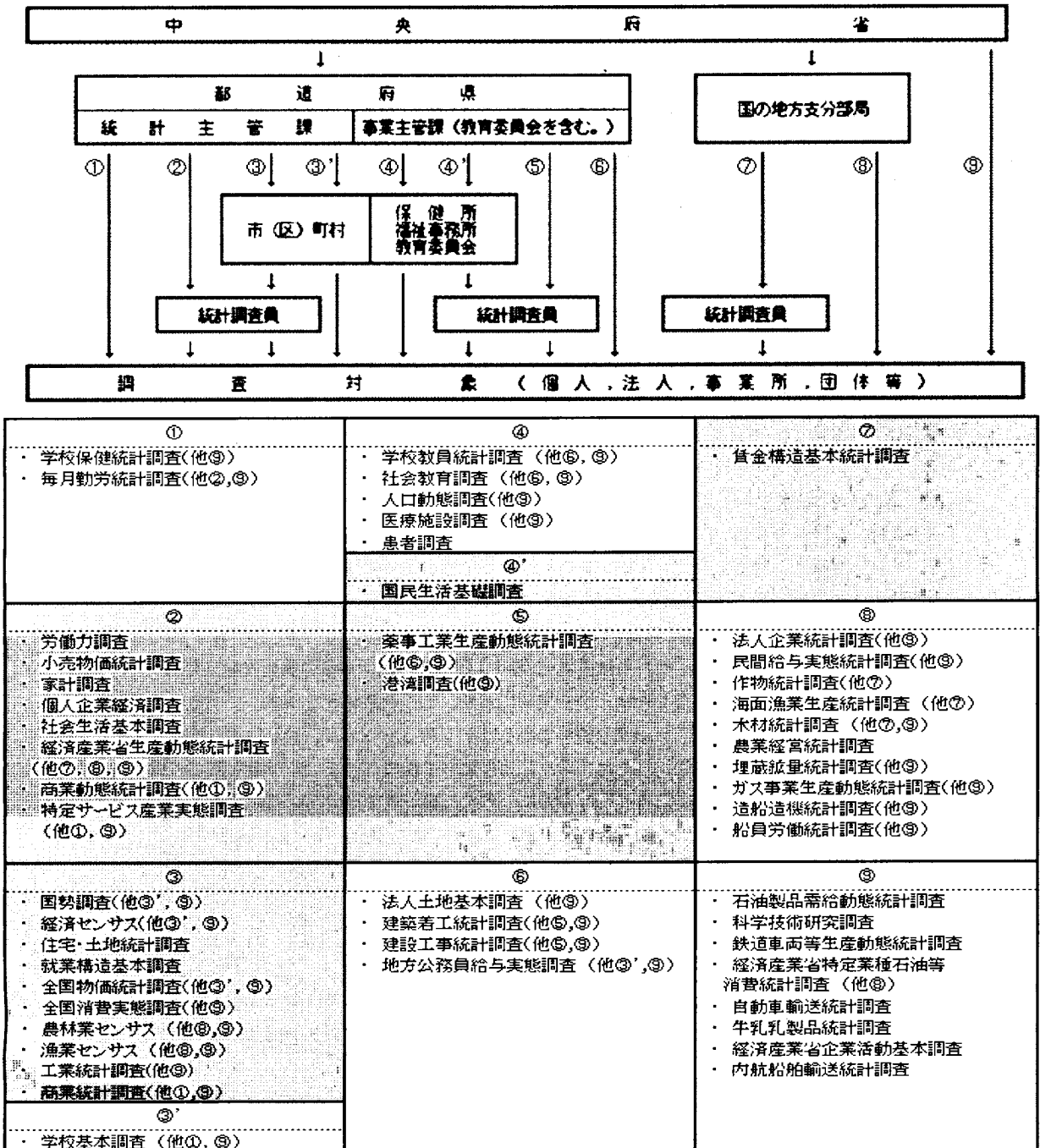
#### 4.2.1 全国統計の地方表章部分

①**全数調査** 全数調査は、調査対象の全員を調査する。日本の全数統計調査には、a. 国勢調査、b. 事業所・企業統計調査、c. 工業統計調査、d. 商業統計調査等がある。全数調査は正確に行われるなら、調査票の数値を合計するだけであるから、正確性をもつ。しかし、日本の世帯や事業所のすべてを調査するには費用と時間がかかるので、ひんぱんに行くことはできない。Aやbは5年に一度の調査であり、結果は中央統計機関から発表される。日本の全国について全構成者を調べているので、主要統計表には市区町村レベルの結果がある。

②**標本調査** 結果を得たい全体の構成員の全員ではなく、一部（標本）をとりだして、その結果から全体を推定する調査である。一部分を調査するので、調査結果もより速やかにまとめられ、費用も安くすむ。このため、物価や家計、さらには雇用・失業動向など月々の変動を把握するために主として使

<sup>8</sup> 地方統計の現状については「地方統計の現状と課題」『研究所報』（日本統計研究所）40号—2010.9—と巻頭の菊地論文が適確に説明している。

図 4-1 国の統計調査における調査の流れ図(基幹統計調査)



注) 1 調査系統については、主要な系統に区分しつつ、他の系統がある場合には( )に示した。

2 調査名における網掛け部分(②,③,④',⑤,⑦)は、調査員調査を示す。

3 平成22年10月時点における、52基幹統計調査について整理した。

4 網掛けは調査員調査である。

われる。しかし、一部分から全体を推論するという手続きをとるので、この標本調査に固有の推論に伴う誤差－標本誤差（サンプリング・エラー）－を持つ。標本誤差の大きさは、調査の際に選択する標本の大きさによる。標本が大きければ標本誤差は小さい。標本調査には以下の二種類がある。

- (i) **大規模標本調査**。構造分析を目的とする。就業構造基本調査、社会生活基本調査・・・大規模調査なので費用と時間がかかり、多くの場合 5 年おきに行われる。標本調査ではあるが大規模なので、都道府県別、さらには政令都市レベルまでの統計データは標本誤差が小さいので、これらについて地域区分した表章を持つ。
- (ii) **小規模標本調査**。全体の平均的動きを速やかに把握する目的で行われる。労働力調査、家計調査等があるが、道府県の数値はわずかしか示されていない。特に男女共同参画統計として重要な『女性雇用管理基本調査』には地域表章はない。

#### 4.2.2 地方の独自調査や新調査

地方自治体で独自に調査を行う。住民の意識調査は多いが他の調査はわずかしかない。独自調査の多くは標本調査として行われる。ここでは、標本設計（標本をどれだけ、どう選出するか）をしっかりと行うことが重要である。

#### 4.2.3 地方行政記録からの統計

通常業務（統計獲得を第一の目的とはしない）過程から副次的に統計が生産される場合である。例えば、人口動態統計（出生、死亡、結婚、離婚）は、役所窓口への住民から届出を役所がまとめて地方の保健所に送られ、全国の保健所から厚生労働省の担当部署に報告があって、作成されている。これらは役所の業務過程から生産されるので、「業務統計」と呼ばれる。

住民基本台帳人口統計の他、地方の諸機関・部署は、届出や登録、事故の調査記録（労働災害、交通事故、犯罪・・・）によって多くのデータを集めており、ここから統計を作成している場合がかなりある。税務関係も多くの記録、データを持っているはずである。しかし、統計機関以外の部署のそういった統計データは、業務過程に埋もれており、その地方で作成されている統計として一覧あるいは集積されていない。わずかに、地方の統計集等に、その一端が顔を出す程度である。

中央統計機関が発表する統計の地方表章に限られており、地方独自の作成統計は弱体な状況下では、地方の非統計諸機関・部署が作成・保有する統計の収集が非常に重要である。

### 4.3 都道府県や市区町村の統計書

4.1 の経路で、4.2 でみた統計生産の手続きによって、自然環境から経済や生活・文化等にいたる諸分野の統計が全国および地方区分をもって公表される。これに地方独自の統計調査と業務統計結果が加わるが、これらをもくめて、主要な統計を集めた地方の統計集が作成されている。最近では都道府県レベルでもウェブサイトに掲載して紙媒体の書物の形態での発行を停止したケースがあるが、当該自治体の統計書（年報）は、なお紙媒体の書物であるケースが大部分である。

これら統計書は、統計データを提供するとともに、統計の資料源を示している。男女共同参画統計書の作成にあたっては、この統計データ自体を使用できることがある。本来的には、この一般統計書に、男女共同参画問題にかかわる重要な統計や統計指標を収録していることが望ましい（これが男女共同参画統計の「主流化」である）。

しかし、全体のスペースの制約と、これら一般統計書づくりの際に、男女共同参画視角や共同参画統計視角は意識されて来なかったのが実情であり、使える統計は少ないことを前提しなければならない。とはいえ、自分たちが住み、生活している地域について主なことを伝えているのが、これらの一般統計なのであるから、使いやすさ、分かりやすさが確保されているのかを検討することをふくめて注目し、統計データに慣れることも必要なことである。また、特に統計の資料源を通じて、男女共同参画統計分析にとって必要な統計が存在する可能性を追跡する糸口を得ることが大切である。以下では、都道府県レベルから町レベルまで、順次、自治体統計書をみていく。

#### 4.3.1 都道府県統計書

表 4-1 都道府県統計書の構成例—東京都：第 61 回東京都統計年鑑（平成 21 年）（2011 年 3 月刊）

分野	ページ	分野	ページ
まえがき・目次等	14	13 物価・地価	194-207
1. 土地・気象	1-13	14 家計	208-213
2 人口・世帯	14-39	15 金融	214-221
3 建設・住居	40-65	16 都民経済計算	222-225
4 運輸	66-109	17 教育・文化・スポーツ	226-249
5 通信・情報	110-113	18 社会保障	250-265
6 電気・ガス・上下水道	114-121	19 医療・衛生・環境	266-285
7 労働	122-131	20 司法・警察・消防	286-319
8 事業所	132-151	21 財政	320-341
9 農林水産業	152-159	22 選挙・職員	342-347
10 卸売市場取引	160-167	事項索引	350-357
11 工業	168-177	統計資料の御案内	358-362
12 商業・サービス・貿易	178-193		

- ① 一般に、都道府県の統計書（年鑑）は、地方では最も古い起源をもつ。前身にさかのぼると、明治・大正期にも行き着く。
- ② 自然環境、人口・世帯からはじまって、経済活動、労働・家計や警察・財政・選挙・職員等に、都道府県の住民が関わる全分野の統計の主な部分を収録しており、大部であり、おそらくその地方の統計関係書では最大であろう。例とした東京都統計年鑑の最近の 2009(平成 21)年版は A4 版 14+362 ページである。現行版は 1948 年の出発になる。ここでは東京都 2009（平成 21）年版の構成を表 4-1 として示した。東京都の場合、2009 年版で分野区分と配列が大きく変更され、またページ数も前年の 19+556 ページから 200 ページ弱少なくなった。次でみる横浜市の標準的配列とは若干異なる。
- ③ 人口・世帯、労働、家計、教育・文化・スポーツ以下の幾つかの分野では、個人に関する性別統計がある程度掲載されている。しかし全体として、総計的、平均的統計が多く、また性別表示も限られているので、男女共同参画の見地から統計を編集し、分析する上では、一部分のみを利用することになる。その地方の経済活動等の特徴を把握するのに役立つだろう。
- ④ 都道府県統計書はその都道府県に属する市区町村別の統計表を多くふくむ。特定の市区町村の把握のためにこれら統計表を利用できる。これは国の統計表が、都道府県別、ときには政令指定都市の統計数を分類して掲載しているのと類似である。
- ⑤ 各統計表には、統計の出所の記載がある。これによって男女共同参画に関する統計を掘り起こすことができる場合がある。
- ⑥ 性別表示の不足は著しい。人口に関する国勢調査と賃金、教育関係等については性別表章があり、2008 年版には 15-6「女性福祉」という項目があったが、2009 年版では消えた。例えば、賃金・労働時間、犯罪、都議会議員、教育、医療従事者、警察等をふくむ都の職員体制に関する統計は少なく、あっても性区分がなく、また属性のクロス集計が少なく、統計表の一層の利用を妨げている。
- ⑦ 巻末には事項索引と統計資料の解説等を伴うことが多い。その都道府県で利用可能な統計資料がリ

ストされているので、男女共同参画統計活動に役立つ、あるいは改善を求めるべき統計書の有無を知ることができる。

- ⑧ 東京都をはじめとかなり数の統計書が、統計表は原数値表示が主であり、比率等が少なく、「利用者しやすい」とはいえない。
- ⑨ かなりの都道府県統計書はウェブサイトで公表されるようになった。

#### 4.3.2 政令指定都市統計書

表 4-2 政令指定都市の統計書例—横浜市『第 89 回 横浜市統計書—平成 21 年度』(2011 年 3 月刊)

分野	ページ	分野	ページ
はじめに 目次	10	10 建物及び住宅	197-230
主要統計長期指標	1-6	11 電気、ガス及び上下水道	231-238
1 土地及び気象	7-22	12 物価及び家計	239-258
2 人口	23-74	13 労働	259-278
3 事業所	75-88	14 社会福祉	279-304
4 農林業及び漁業	89-96	15 衛生及び環境	305-330
5 工業	97-110	16 教育及び文化	331-378
6 商業及びサービス業	111-134	17 司法及び治安	379-410
7 金融及び保険	135-142	18 市民経済計算	411-416
8 貿易及び港湾	143-154	19 財政	417-436
9 道路、運輸及び通信	155-196	20 選挙、議会及び市職員	437-450

- ① 例としてとりあげた横浜市統計書の表 4-2 に示した分野区分と配列が、これまでのところ都道府県市区統計書の標準であろう。その地方の自然的条件の後に、人口（この見出しの中に、国勢調査による労働力・就業や世帯・家族、結婚・離婚がある）、経済活動、そして労働以下、住民の状況や活動を示す順序である。人口・世帯・家族という丁寧なタイトルが望まれる。
- ② 2009 年版は A4 版 460 ページであり、第 89 回目である。
- ③ 索引や資料案内等はない。
- ④ 男女別区分は、完全とはいえないが、かなりいきとどいている。
- ⑤ 横浜市では、2009 年 3 月に出版した『横浜市民生活白書 2009』が統計の解説の役割を果たしている。
- ⑥ ウェブサイトでのこの統計書の案内は、全統計表名を一覧しており、親切である。

#### 4.3.3 市区統計書

表 4-3 市の統計書例—八王子市『平成 22 年版』(23 年 3 月発行)

分野	ページ	分野	ページ
まえがき+目次	8		
統計図表	8	10 金融・財政	95-102
統計表 1 土地・面積・気象	9-15	11 物価・消費	103-105
2 人口	17-28	12 労働	107-112
3 国勢調査	29-40	13 社会保障	113-125
4 事業所	41-52	14 教育・文化	127-141
5 農林水産業	53-59	15 衛生・環境	143-151
6 工業	61-67	16 議会・選挙・行政	143-160
7 商業・サービス業	69-74	17 治安・消防	161-166
8 建設・住居・ガス・上下水道	75-84	参考資料 1 八王子の歩み	170-178
9 運輸・通信	85-94	2 主な基幹統計調査	179

注) ウェブサイト版では統計図表と参考資料が PDF 形式、その他の統計表は Excel 形式、であることが示されている。

- ① 分野配列は標準的である。表 4-3 の八王子の例では A4 版 205 ページ。2010 年で 45 回を数えている

- ②人口、労働、教育に一定の性区分があるが、また市議会議員に性区分が無い。市の委員会等に関する統計ない。市の職員に関しては性別がある。賃金・労働時間は東京都全体の統計で代替している。国勢調査からとった労働力状態・年齢階級表（表 33）に性別がないので、M 字型曲線を描けない。
- ③冒頭にある統計図は、利用者によりわかりやすい。ウェブサイトでの提供は、統計表のタイトルが示されていてアクセスしやすい。依拠している主な統計調査として、国の統計が示されている。求めたいのは、市独自の調査、業務統計の所在である。

#### 4.3.4 町村統計書あるいは町村概要書

町村統計書の例として、東京都の瑞穂（みずほ）町を表 4-4 にとりあげてみた。東京都には、13 の町村があり、町は、瑞穂（みずほ）町【平成 22 年国勢調査速報による人口：33,467 人】、日の出町【同上、16,652 人】、奥多摩町【6,045 人】、島部の大島町【8,454 人】、八丈町【8,222 人】の 5 つである。筆者に近いところにある点と提示資料からみでの選択である。

表 4-4 瑞穂町（東京都）『瑞穂町勢要覧 2008』 資料編中の統計データ

分野	提示統計	ページ	資料源
土地	●土地利用状況（地目別面積）の推移		
人口	●人口・世帯数 ●年齢別人口 ●人口と世帯数の推移(図)		国勢調査
産業	●平成 18 年度産業別就業者数●農業の推移●専業別農家数（販売農家）●商工業の推移（業種別商店数、従業者数）●産業別人口●工業の推移●商業の推移		農業センサス
教育	●小中学校の児童・生徒数の推移●体育施設利用状況●図書館利用状況		
財政	●性質別構成比の推移（普通会計） ● 普通会計決算 ●特別会計決算額の推移		
福祉	●国民年金の状況●保育所（入園児の推移）		
防災	●瑞穂町消防団 団員数及び消防ポンプ数●火災発生状況の推移		
生活環境	●ごみ処理実施状況推移● 下水道布設状況推移●瑞穂町配水量合計●し尿処理状況推移		

- ①町のレベルになると、人口規模にもよるが、統計書ではなく町政要覧に資料・統計データがふくまれていることが多い。
- ②例にあげた東京都瑞穂町の場合は、2011 年時点でもなお、2008 年版以降、ウェブサイト上では更新されていないので、そのまま引用した。瑞穂町を都管あげたのは、東京都下の町としては、瑞穂町と日の出町の 2 つがあり、瑞穂おらずの町勢要覧が最新のものである。
- ③町の状況を町民その他に伝える上で、なお統計データとして多くの統計を所有しているはずである。
- ④男女共同参画の見地からも、多くの統計を掲げることができるし、人口関係に性別が一切入っていないのが惜まれる。
- ⑤町勢要覧はウェブサイトにもそのまま掲載されている。

#### 4.3.5 地方の統計年報・年鑑全体と男女共同参画統計活動での利用

全体としてみると、地方自治体の統計担当部署が発行する統計年報・年鑑は、その地方の自然から経済活動、住民生活の諸分野にわたる主要統計を編集しており、その地方自治体の状況を把握するための出発点での統計書である。今日では、ウェブサイトに掲載されているので入手しやすい。とはいえ、原



数値表の羅列であることが多く、指数・比率が不足しており、利用者にやさしいとはいえない。

男女共同参画統計の角度からこれら統計年報をみると、国勢調査結果、家族・世帯、教育等の場合を除いて、幾つかの例外があるが、人口・労働・生活関係の重要な統計表で性別区分がない。目下のところ、これら年報類の編集当事者（あるいは統計担当部署）において、利用者本位と男女共同参画(統計)の視角が希薄といわざるをえない。

とはいえ、関連統計表の一部は使用可能であるし、性別区分が欠如していても、その統計表の出所が示されているので、それらの出所・担当部署にあたって、男女共同参画に関わる統計を発掘するための手がかりを与えてくれるので十分に検討するべきである。

#### 4.4 地方についての比較統計集および統計集

地方の男女共同参画の状況を把握し、推進するために統計を検討するときに第1歩として必要なことは、過去との比較で変化傾向をとらえ、また他の地域との比較によって、その地域の水準を把握することである。このためには、男女共同参画統計ではなく、一般の統計に関しての地域別情報を一覽的に提供してくれる統計書が有効である。民間出版社ではなく政府関係からの出版物は、ウェブサイトにも掲載されているので、活用の余地は大きい。以下、主要な統計書・ウェブサイトを紹介する。

##### 4.4.1 地方比較統計のウェブサイト・統計書

###### (1) 総務省統計局のe-Stat サイト(政府統計の総合窓口)

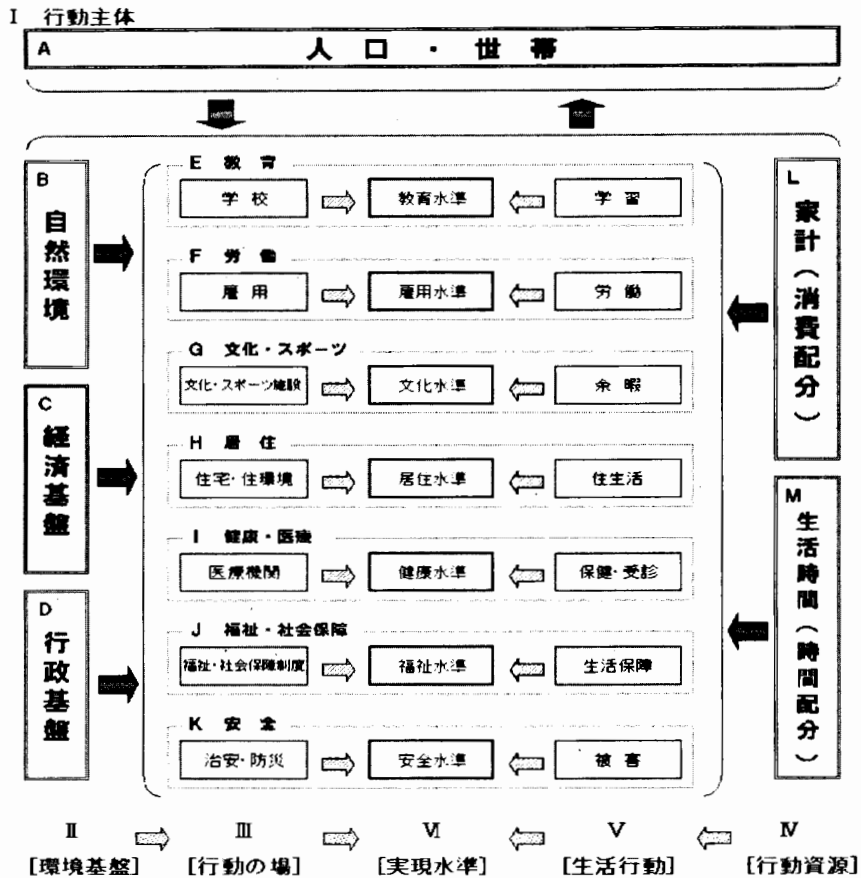
①「都道府県・市区町村のすがた」 e-Stat(政府統計の総合窓口)の「地図や図で見る」の第2行の「都道府県・市区町村のすがた」にある。「主要な統計データで全国の各地方公共団体を紹介するとともに各種分野別統計データを提供します」という説明のもとに、「収録データ：社会・人口統計体系」、「地域統計概観」、「地域別統計データ」、「データ数値検索」の欄がある。

「社会・人口統計体系」に入ると「統計でみる都道府県・市区町村(社会・人口統計体系)」の下に、膨大な内容が蓄積・提供されている。

男女共同参画統計に隣接するか、関わる統計を見る場合には、政府統計における、この社会・人口統計体系関連の統計・統計指標を取り上げることになるので、この「社会・人口統計体系」を把握しておこう。これは政府統計の体系として、国民勘定体系と並ぶ人口や社会生活関係の大きな体系である。サイトの説明は、「社会・人口統計体系は、国民生活の種々の側面を13の分野に分けて把握しています」として、以下をあげる。1.人口・世帯 2、自然環境3、経済基盤4、行政基盤5、教育6、労働7、文化・スポーツ8、居住9、健康・医療10、福祉・社会保障11、安全12、家計13、生活時間 をあげている。、これらは、行動主体(生活の行動主体である国民、住民)、環境基盤(生活行動や行動の場の背景となる自然環境、経済基盤、行政基盤)、行動の場(生活行動を行う施設、便益)、行動資源(生活行動の基礎となる金銭的、時間的資源及びその配分)、生活行動(住民の具体的な行動の態様)、実現水準(住民の生活行動の結果として達成される結果)の観点から整備され、相互に関連付けられている」として図4-2の説明図をつけている。

さらに、この体系の沿革、特徴、整備されているデータ項目一覽として、上記の13分野にAからMのコードをつけ、この各項目の、コード、所在原、周期、対象年次等を示している。また、出所となっている統計調査や業務報告資料の概要を示している。とりあげられている調査等名も下に示しておく。整備されている項目は、都道府県別に約4200項目、市区町村別に約1500【別の説明では、都道府県データ(基礎データ748項目、指標データ638項目、市区町村データ(基礎データ109項目、指標データ

図 4-2 社会・人口統計体系の構成概念図



出所) 総務省統計局ウェブサイト: <http://www.stat.go.jp/data/ssds/1-03.htm>

表 4-5 主要統計データ (例: 川西市)

主要統計データ			
項目名	年度	統計値	
	2005	157,668	人
一般世帯数	2005	58,492	世帯
総面積	2009	5,344	h a
可住地面積	2009	3,244	h a
事業所数	2006	3,971	所
財政力指数	2008	0.84	
小学校数	2009	17	校
就業者	2005	68,556	人
公民館数	2008	10	館
一般病院数	2008	8	施設

44項目という表現もある】。これらデータによる集計結果は、『社会生活等駅指標—都道府県の指標』、『統計でみる都道府県のすがた』、『統計でみる市区町村のすがた』にまとめられて、ウェブサイトに掲載されていてダウンロード可能であると同時に、冊子として発刊されている。これらは以下でふれることにして、なお「都道府県・市区町村のすがた」その他をみよう。

② **地域統計概観** 「収録データの内、主要な項目により都道府県及び市区町村を概観するとともに、各地方公共団体の統計関連ページのリンク情報を提供します。また、グラフ等により時系列データ比較や地域間データ比較を行なうことが出来ます。」との説明がある。これは全国地図あるいは地区名一覧から市区町村を選ぶと、まずは、主要指標についてそして保有する全項目の指標が示されるシステムである。例えば、兵庫県川西市を指定すると、表4-5の指標一覧が示される。指標項目をクリックすると直ちに項目の説明をみることが出来る。時系列比較、地区間比較も可能である。

更にこの指標の下に「関連リンク」があり、「川西市」が示されている。クリックすると市のトップページがでてくる。指標表の隣には地図が示されており、都道府県、市区町村の概観を理解するためには非常に便利なサイトである。

③ **地域別統計データベース** 「都道府県、市区町村の各種主要統計データから地域、項目を抽出して統計表表示、グラフ表示、ダウンロード等を行なうことが出来ます」との説明がある。地図あるいは地区名から都道府県・市区町村を選び、項目選択からデータを選択できる。異なる種類のグラフ表現も選択することができる。

## (2) 政府統計機関および大都市統計協議会による地方比較統計書

① **総務省統計局『社会生活統計指標—都道府県の統計指標』(2011年版：B5版550ページ、2011年2月刊)** 同じく「社会・人口統計体系」からとりだした指標の統計集である。I 社会生活統計指標、II 基礎データ、III 基礎データの説明、の3部構成をとって、AからMの13分野に関して、322統計指標項目(1項目でも、例えば年令3区分のように3項からなるなど、1項目が多数の項からなる場合と単一の項からなる場合があるので、この項目数はおおよそのものとみるのが妥当である)を用意し、3年次(2011年版では、2000.2005、2008年)の比較表として示している。ウェブサイトからダウンロードでき、また文献として出版されている。

② **総務省統計局『統計でみる都道府県のすがた』(2011年版：B5版193ページ、2011年3月刊)**

上記①の都道府県部分から選択した統計指標からなる統計集であり I：社会生活統計指標、II：指標計算式、III：基礎データの説明、の構成からなる。

Iの社会生活統計指標は、以下のAからLまでの12分野の450個の指標について都道府県別の数値と都道府県順位を与えている。

A：人口・世帯—No.1～40、B：自然環境—41～54、C：経済基盤—55～91、D：行政基盤—92～139、E：教育—140～179、F：労働—180～213、G：文化・スポーツ—214～230、H：居住—231～288、I：健康・医療—289～342、J：福祉・社会保障—343～386、K：安全—387～424、L：家計—425～450。  
ウェブサイトからダウンロードでき、また文献として出版されている。

③ **総務省統計局『統計でみる市区町村のすがた』(2011年版：A4版328ページ、2011年6月刊)**

(1)の①と②としてみた社会・人口統計体系から選出された104の統計項目指標からなる。I：市区町村編、II：基礎データの説明、から構成されており、2011年版は328ページである。ウェブサイトからダウンロードでき、また文献として出版されている。この文献は、都道府県の場合と異なって比率・指数等に換算しないで基礎データをそのまま提供している点に弱点がある。とりあげられている統計項目の幾つかについては、比率・指数化によって地域間比較が可能であるが、市区町村についてはこういった処理が行われていない点は、生産・提供者側のサービスの不足といえる。

④ **大都市統計協議会『大都市比較統計表—平成20年』(A4版7+376ページ、2010年3月)**

幾つかの全国的標本調査が、都道府県とともに政令指定都市についての区分を持っている。政令指定都市は最近、市町村合併によって増加しつつあるが、大都市として、独自の統計調査を行ったりしてデータも保有している点で、一般の市とは異なる点もあり、男女共同参画統計書も豊富な内容をもって作

成しやすい位置にある。政令指定都市に関しては、表記の独自の統計集があるのでこれにふれておく。対象は政令指定都市なので、例えば、平成15年版の14都市が平成20年の18都市に増加している。

分野構成は、I：土地及び気象（5—数字は分野で掲げられている統計項目数。以下同じ）、II：人口（13）、III：事業所（4）、IV：農業（6）、V：工業（4）、VI：商業（6）、VII：サービス業（1）、VIII：貿易（4）、IX：金融（3）、X：物価及び家計（4）、XI：労働（15）、XII：建物及び住居（13）、XIII：運輸及び通信（14）、XIV：電気、ガス及び上・下水道（4）、XV：教育及び文化（17）、XVI：衛生（11）、XVII：民生（12）、XVIII：警察・司法及び消防（13）、XIX：市（都）民経済計算（3）、XX：財政（6）、XXI：選挙及び職員（6）である。付録1は公共施設・サービス主要指標、付録2は社会・人口統計体系指標である。

この比較統計集は、大都市協議会の編集担当都市に対して、各都市が統一された書式に統計データを書き込んで提出する形をとっており、編集担当を都市間で交代しながら発行されている。

なお、東京の数値のほとんどは23区についてのものであり、経済計算が都全体のものである。また、本文の21分野の項目には主として統計の実数値が掲載されているが、中には、比率化された指標もある。比較のためには付録2の「社会・人口統計体系指標」（366～375ページ）に注目すべきである。ここには1：人口（12指標）、2：経済基盤（3）、3：財政（16）、4：学校教育（11）、5：社会教育（1）、6：労働（3）、7：家計（9）、8：居住環境（14）、9：社会保障（4）、10：健康・医療（16）、11：安全（10）の11分野にわたって（合計98）の指標が示されている。これらは比率化されているので、比較に適している。

なお、各比較表に資料源が示されている。総務省統計局その他の全国統計からのものもあるが、各市の担当部署である場合もかなりある。このことは、これら統計を実務諸部署が所有していることを意味する。ということは、市区町村の対応部署が類似統計を所有している可能性を示唆していることにもなる。都道府県から市区町村レベルに降りて行って、データの欠如や不足に直面したときのヒントになるかもしれない。

### （3）民間発行の地域統計関係書

① 矢野恒太記念会『データでみる県勢—日本国勢図会地域統計版』（2011年版：A5版510ページ、2010年12月刊） 主として政府統計機関（中央—地方）が生産・発行した統計を独自に編成・解説する点でユニークな統計による現状の解説書【日本国勢図会（ずえ）、世界国勢図会、日本のすがた等】を発行してきた（財）矢野恒太記念会による地域の統計解説書である。2011年版（第20版）[B5版510ページ]についてみれば、第1部：府県のすがた（13-118ページ）、第2部：府県別統計（119-366）、第3部：市の統計（307-444）、第4部：町村の統計（445-503）から構成されている。

第1部は、ほぼ1県2ページにわたって、経済指標と生活指標のレーダーチャートがあり、主な生産物と人口ピラミッドとともに、最近年の主要統計データ、地図と（行政データ）が並べられている。短いスペースに主要指標が詰め込まれていて、簡単にその県の特徴を把握する上で有効である。

第2部は、1章：国土・人口、2章：労働、3章：資源・エネルギー、4章：産業、5章：金融・財政、6章：運輸・通信・マスコミ、7章：社会・文化、8章：公害と災害・事故、について最近年の都道府県比較統計表と幾つかの比較統計図が配されて、表の資料・注記として用語説明とデータ注意事項の記述が6ページある。約250ページのうち、資源・エネルギー、産業と金融にその半分があてられている。

第3部は、面積・人口（統計指標・8）、労働・産業（8）、商業・財政（7）、行政・生活（7）について市の比較統計表をわずかの図とともに提供している。

第4部は、面積、人口、世帯数、年齢（3区分）別人口、農業産出高、製造品出荷額等、卸売・小売業の年間商品販売額、歳入決算額、財政力、実質公債費、1人当たり医療費（国民健康保険）の13指標についての町村別統計表を提供している。

この書物はいうまでもなく、政府統計機関等が発表した地域統計を独自に加工し編集したものである。この意味でこの書物は 2 次統計集である。レーダーチャートを使い、また工夫した図を織りこんでいるが、独自の統計指標を考案しているわけではない。数多い統計・統計指標の中から、何を選択して地方を描こうとしているかに注目するのが良いだろう。

② 朝日新聞社『民力』（2010 年版：B5 版 605 ページ、2010 年 7 月刊） 「歳出でみる地域のお金の使い方」（20-67 ページ）、「地域圏・地区紹介」（68-186）「エリア・都市圏・市区町村別主要指標」（187-380）、「都道府県別民力指数」（381~398）、「都道府県別資料集」（397~498）「参考資料」（499-548）、「資料の解説」（549-581）、「資料出所一覧」（582-589）と索引からなる。

この書物では、民力という概念と、都市圏・エリアという地域のくくりをしていることに特徴がある、まず、民力とは、「衆参・消費・文化・暮らしなどの分野にわたって国民が持っているエネルギー」であると定義し、民力指数は、基本、産業活動、消費、文化に 2007 年から暮らしを加えた 5 分野の指数を総合して作成している。各分野、すなわち、基本指数(6つの個別指標から計算。以下個数を示す)、産業活動指数(6)、消費指数(6)、文化指数(6)、暮らし指数(6)のそれぞれを総合して民力総合指数(および 1 人当たり民力水準)を作成している。

「都市圏紹介」では、都市圏を 5 つの指数のレーダーチャートと総合指数で示している。都市圏概念とこの指数化を承認した利用者が使用することになろう。筆者は車その他の交通網の発展の中で、ここでの都市圏を越えたより広域の都市圏で考えなければ有効な実質的論議をできないと受けとめている。

「エリア・都市圏・市区町村別主要指標」では都市圏とでの総合とともに、その都市圏を構成する各市町村別と、エリアを構成する市区町村別をふくめて土地・人口・世帯(8 指標)、産業・経済(7 指標)に関する統計も掲載している。「都道府県別民力指数」では、都道府県別に、民力指数の下位指数 6 つと、その指数構成 30 項目の 2010 年値、および民力指数と民力水準の 2006~2010 年の値を示している。「都道府県別資料集」では、都道府県に人口・世帯、土地、産業、経済、建設・住宅、運輸・通信、文化・暮らしのそれぞれについて、比較的詳細な統計値を収録している。「参考資料」には、全体として都道府県別の、生活満足度指標、生活現代化指標、外国人登録者数、年間収入階級別世帯数、高齢者関連指標その他、幾つかの注目すべき指標がある。資料の解説は、資料出所の調査等の簡単な説明がある。

この書物はいうまでもなく、政府統計機関等が発表した地域統計を独自に加工し編集したものである。この意味でこの書物は 2 次統計集である。地方別統計出所としてこの書物で使用可能なのは、都道府県別資料集であり、資料出所先一覧・索引が、資料出所を探索する上で手掛かりになる。

③ 東洋経済臨時増刊『地域経済総覧』2011 年版(B5 版、785 ページ、2010 年 10 月刊) 年ごとに異なる特集は、2011 年版では、地域医療・社会福祉関連統計(7-157 ページ)であり、市区町村別データ(1)で、病院数、一般診療所数、病床数、歯科診療所数、診療科別医師数、(2)で歯科医師数、薬剤師数、老人福祉施設定員数・在所有者数、保育所定員数・在所児童数、障害者支援施設定員数、介護老人福祉・保健施設定員数、各種検診受診率、を収録している。

都道府県別データ(159-293 ページ)では、面積・土地(9 統計・統計指標)、人口・世帯(19)、国勢調査(15)、県民経済計算(8)、都道府県財政(15)、事業所・企業(14)、農林水産業(8)、工業(10)、建設(6)、運輸(9)、商業(16)、サービス業(8)、家計(7)、雇用・労働(8)、預貯金・保険(3)、消費(7)、情報・通信(3)、医療・福祉(15)、教育・文化(14)、住宅(6)、環境(19)、安全・社会環境(9)、府県間流動(6)をとりあげている。すなわち、23 分野について 234 の指標である。

979 市区の経済・社会データ(297-617 ページ)では、①面積・人口(12)、②男女別年令別人口(3)、③国勢調査(9)、④地方財政(15)、⑤農業・製造業(9)、⑥卸売業・小売業(7)、⑦小売業(7)、⑧税・

住宅 (8)、⑨建築・地価・学校 (9)、⑩自動車・医療・環境 (15)、すなわち、10 分野について 94 の統計・統計指標をとりあげている。

941 町村の経済・社会データ (621~765 ページ) では、①面積・人口(10)、②国勢調査・財政等 (14)、③産業・生活 (19)、すなわち、3 区分について 43 統計・統計指標をとりあげている。

資料編 (768~785 ページ) にはデータの解説があり、最後に、市区町村数がある。

タイトルが示唆するように、市区から町村までをもとりあげているが、経済関係中心である。性別に関して言えば、人口について町村レベルに性別合計があり、市区・都道府県について性、年齢別表がある程度である。町村に関して教育等がなく、市区では幼稚園から高校にかけて児童と生徒数があるが、全体にわたって性別はない。2011 年の特集はタイムリーであるが、医療従事者や施設在在者について性別がない。表題どおり、地方の経済的背景を把握するための文献である。

④ 東洋経済別冊『都市データパック 2011 年版—全国 809 市区の実力が分かる』(A5 版、1825 ページ、2011 年 7 月刊) 緊急特集として、東日本大震災(26-36 ページ)、巻頭特集として、特別調査結果—①「集中改革プラン」成果検証、②任意予防接種の助成状況、③「中心市街地活性化計画」(①~③: 30~106) を示している。大震災に関しては、当然のことだが関連統計は少ない。本書の主たる内容は、809 市区の最新情報として各市区について見開き 2 ページでの説明である。市長、議会、市の名前の由来からはじめてほぼ 1 ページにわたって概略を、残り 1 ページで、面積・人口・世帯(14 指標)、少子高齢化 (11)、財政力 (15)、経済力 (23)、雇用・マンパワー (9)、生活基盤・環境 (19) をとりあげ、各指標に順位を付している。少子高齢化に性別がわずかにある。市区の要約データによる概要案内である。

#### ④ 地方関連統計を提供するその他文献

その他に地方の統計データを提供する文献も幾つかある。簡単にふれよう。

① 全分野に関する全国統計集 今日では、上に見た地方の比較統計書や自分の住む地域の一般統計書や地方の比較統計書をインターネットで入手できる。したがって、使用価値は下がってきているが、日本政府統計機関その他が発行する以下の資料 (これもインターネットで入手可能) にも、地方、特に都道府県の比較統計表が掲載されている。(i)総務省統計局『日本統計年鑑』(年刊)、(ii)総務省統計局『日本の統計』(年刊)、(iii)総務省統計局『統計でみる日本』(年刊) [最近は付録に市区町村レベルまでの人口統計を収録] がある。

② 特定分野全国統計集。各府省庁は、自らが管轄する分野に関して A4 版あるいは B5 版の統計集とともにポケットブック的な統計集を発行している。これらに都道府県別統計表を一部掲載しているものと、掲載してないものがある。(i)厚生労働省・労働関係—『労働統計年報』、『労働統計要覧』、(ii)厚生労働省・厚生関係—『厚生統計要覧』、(iii)農林水産省『農林水産省統計表』(掲載している統計表の少なくとも半分は都道府県表である) 等々。

③ 地方に関する統特定分野統計と白書。内閣府経済社会総合研究所『県民経済計算年報』、総務省『地方財政白書』など。

④ 一般の白書の地方特集 地域の過疎化・疲弊、振興策の必要、地方分権への取り組みは今日の日本の最重要課題であることから、各章が発行する一般の白書が地域問題の特集することがある。白書の多くは、巻末に資料集として統計表をまとめ、また本文中にグラフや統計表を掲載している。ときには、他では見られない統計が、出所を、例えば「警察庁調べ」として含んでいることもある。内閣府『平成 16 年版 国民生活白書一人のつながりが変える暮らしと地域—新しい「公表」への道』、中小企業庁『中小企業白書 2008 年版—性賛成工場と地域活性化への挑戦』、厚生労働省『平成 17 年版 厚生労働白書—地域とともに支えるこれからの社会保障』等である。

#### 4.4.2 地方に関する統計集や比較統計集の男女共同参画統計の視角からの利用可能性

それでは男女共同参画統計分析のために、これら資料は、どれだけ使用できるのか。上記のうち、(2)の②『統計でみる都道府県のすがた』[(2)の②]を中心に検討し、それをもとに他の比較統計書について評価しよう。『統計でみる市区町村のすがた』[(2)の③]の一部を収録しているに過ぎないからである。

男女共同参画統計の利用可能性を検討するという場合、男女共同参画統計としてどのような統計・統計指標が必要かの論議を前提しなければならないことになる。これは3でみた。ここでは3での論議を前提して、みていく。

さて、②の特徴としては以下がある、第一に、社会・人口統計、あるいは社会生活統計指標と言っているだけに、地域住民の生活に関わる非常に多くの統計指標を提供している。そして、作成した指標の計算式とともに基礎データを示し、「資料源」を示しているの、示されている統計指標からさかのぼって、男女共同参画統計として使用可能な、あるいは使用可能かもしれない資料源にさかのぼることができる。言いかえれば、社会生活関係の統計資料の所在を探る手引書なのである。

第二に、統計の原数値を示すのではなく、比率化している。読者によりわかりやすい数値を提供していることになる。

第三に、しかし、男女共同参画統計の角度から、必要とされる(i)性区分、(ii)性別対比、(iii)性、年齢区分による把握、(iv)性・年齢区分と諸属性との組み合わせ把握、(v)共同参画問題に関する必要な指標、には至っていない点が基本的弱さになっている。例えば、No.2に男子人口、No.3に女子人口があるが、総人口に占める男女の割合がない。No.11に老年人口割合があるが、性別に大きく違う性別老年人口割合が無い。No.37に高齢単身世帯の割合があるが、性別にはなっていない。No.185と186に労働力人口比率(男)、(女)がある。これが年齢と対比されていれば、いわゆるM字型曲線を描けるのだが、年齢合計の1数値だけである。No.187-189の第一次から第三次に至る産業別就業者比率にも性別はない。No.215-216で女性パートタイムをとりあげるのは良いが、男性はない。健康・医療関係で、No.300から303の平均余命(0歳と65歳)には性別があるが、No.294-295の有訴率、通院者率、No.304-309の死因別死亡に関しても性別はなく、No.329-334、No.340の医者をつくめて医療関係従業者にも性別が無い。No.410、411の交通事故にも性別はない。性別・年齢別が欲しいとことである。

これらの弱さは、ひとつには、この社会・人口統計体系が提唱されたのが、1970年代であり、男女共同参画(ジェンダー)視角の必要性が語られる1980年から1990年前後よりも以前の体系であることから来る。すなわち、女性を取り上げていても、それは女性のための統計であって、男性がどうなのか、男性と女性との違いはどうか、を把握できないのである。この指標体系には、根本的に共同参画統計と言った問題意識が無いのである。もとより社会・人口統計体系は、性別をぬきに、総合指標を描いていくという出発時の意図を今日まで引き継いで、このようになっている。ジェンダー統計視角が論議される前の統計がどのようであったかの一つの見本である。人口・社会を今日語るためには、幾つかの指標に性別の見地を入れなければ説明力は著しく低くなる。この体系自体の見直しをして、共同参画関係指標を繰り入れる必要がある。もうひとつには、この体系が基礎データに基づいて、合計数あるいは合計数と合計数の対比による1指標にしてしまっていることがある。これは指標としては単純化のために必要なことである。しかし、性・年齢との関係で、国民・住民の状況を見るには、単純化が過ぎて弱点になっている。

第四に、その地域社会の基盤・背景等を予備的に把握する上で必要な指標は多く用意されている。

第五に、共同参画統計として使える指標も幾つかある。その資料源が重要なので、これをふくめ、上記の第四に関する指標とともに表4-6として一覧してみる。

表 4-6 『統計でみる都道府県のすがた 2011』における共同参画関連統計・統計指標

指標番号	統計指標	資料源
19	合計特殊出生率	厚生労働省『人口動態統計』
40	離婚率	厚生労働省『人口動態統計』
144	保育所数(0~5歳人口10万人当たり)	厚生労働省『社会福祉施設等調査』
154	小学校女子教員割合	文部科学省『学校基本調査』
155	中学校女子教員割合	文部科学省『学校基本調査』
160	保育所在所児童数(保育士1人当たり)	厚生労働省『社会福祉施設等調査』
163	公営保育所在所児比率	厚生労働省『社会福祉施設等調査』
180	労働力人口比率(男)	総務省統計局『国勢調査』
181	労働力人口比率(女)	総務省統計局『国勢調査』
208	実労働時間数(月間)[男]	厚生労働省『賃金構造基本調査』
209	実労働時間数(月間)[女]	厚生労働省『賃金構造基本調査』
210	女性パートタイムの給与(1時間当たり)	厚生労働省『賃金構造基本調査』
211	女性パートタイム労働者数	厚生労働省『賃金構造基本調査』
295	平均余命[0歳、男]	厚生労働省『都道府県別生命表』
296	平均余命[0歳、女]	厚生労働省『都道府県別生命表』
297	平均余命[65歳、男]	厚生労働省『都道府県別生命表』
298	平均余命[65歳、女]	厚生労働省『都道府県別生命表』
305	妊娠、分娩及び産じょくによる死亡率 (出産数10万当たり)	厚生労働省『人口動態統計』
306	死産率(出産数千当たり)	厚生労働省『人口動態統計』
307	周産期死亡率(出産数千当たり)	厚生労働省『人口動態統計』
308	新生児死亡率(出産数千当たり)	厚生労働省『人口動態統計』
309	乳児死亡率(出産数千当たり)	厚生労働省『人口動態統計』
8	昼夜間人口割合	総務省統計局『国勢調査』
10	年少人口割合	総務省統計局『国勢調査』
11	老年人口割合	総務省統計局『国勢調査』
12	生産年齢人口割合	総務省統計局『国勢調査』
25	人口の社会増加率	総務省統計局『住民基本台帳人口移動報告』
32	一般世帯の平均人員	総務省統計局『国勢調査』
34	単独世帯の割合	総務省統計局『国勢調査』
36	高齢夫婦のみの世帯割合	総務省統計局『国勢調査』
37	高齢単身世帯の割合	総務省統計局『国勢調査』
38	共働き世帯割合	総務省統計局『国勢調査』
55	1人当たり県民所得	内閣府経済社会総合研究所『県民経済計算年報』
66	従業者1~4人の事業所割合	総務省統計局『事業所・企業統計調査』
67	従業者100人以上の事業所割合	総務省統計局『事業所・企業統計調査』
76	国内銀行預金残高(1人当たり)	日本銀行統計・特別掲載



92	財政力指数	総務省自治財政局『地方財政統計年報』
185	完全失業率	総務省統計局『国勢調査』、『就業構造基本調査』
186	雇用者比率	総務省統計局『国勢調査』
187	県内就業者比率	総務省統計局『国勢調査』
318	一般病院数（人口10万人当たり）	厚生労働省『病院報告』
343	生活保護被保護実人員（人口千人当たり）	厚生労働省『被保護者全国一斉調査』

第六に、2011年3月に発行された2011年版の内容は、主として2006-09年のものであり、国勢調査によっているために、関連指標値は2005年の内容であったりしている。調査自体に5年毎のものがああり、発表された後しばらくたってから本書に収録されるために、書物のタイトルの年次と内容の年次にはかなりのズレ・遅れがある。できるだけ最新の統計によって現状をとらえる、という統計利用の基本原則からみると、全体としてのデータの旧さが問題になるところであり、この文献の利用者は、資料源の統計にあたって、最新のものを入手できないかを検討する努力が必要になる。

第七に、③『統計でみる市区町村のすがた』をみれば、収録統計数は大幅に少なくなる。『人口動態統計調査』、『就業構造基本調査』、『賃金構造基本調査』、『学校基本調査』、『都道府県別生命表』などは、都道府県別の提示はあるが、市区町村別の統計は掲載していないからである。男女共同参画統計の角度からみれば、都道府県に関する上掲の男女共同参画関連指標のうち、指標がズバリ掲載されているものは少ない。

なお、②と③がかかわって、日本の社会・人口体系に対応する統計に関して、都道府県、政令都市、市区、町村別の表章はどれだけあるかを整理する作業を一定程度進めたが、完成に至らなかった。

第八に、上で、人口動態、学校基本調査に市区町村の統計はないと言った。しかし、これらは、標本調査である『就業構造基本調査』や『賃金構造基本調査』とは異なって、市区町村の集計結果が都道府県そして全国統計として積み上げられているのであるから、市区町村レベルでの中間集計表があるはずである。これらは、統計担当部署以外にあるのではないかと考えられる。

第九に、地方の一般統計書には、男女共同参画統計分析を行うべき統計・統計指標は基本的に欠けている。そもそも多くの場合、これらは、経済活動を中心に編集されており、また住民生活に関係する統計も増加してきているが、男女共同参画統計はほとんど意識されていないからである。地方の人口レベルが大きい自治体の統計書は、当然のことながら統計・統計指標が豊富である。男女共同参画統計に近い分野の統計がどの程度掲載されているか検討した上で、資料出所の説明（町村レベルではこの説明が少ないか無いケースがある）によって、男女共同参画統計を発掘できる可能性を探る際に有効であろう。

第十に、『県勢』と『民力』について言えば、ここにも、男女共同参画統計の視角はない。『県勢』は都道府県のみならず市区に加えて町村の統計を取り上げているし、多くの工夫の跡がみられるが、重点を経済（産業や金融財政等）を中心においていることもあって、ここに掲載されている統計を男女共同参画統計分析に使える可能性は持たない。『民力』についてもまた同じことが言える。経済・産業以外にも、かなり詳細なデータを計刺しており、女性統計も一部にはある。とはいえ、これも、男女共同参画統計の探索の手掛かりにする程度である。

『県勢』と『民力』の両方が地域の分析に役立つ文献を志すのであれば、NVEC『男女共同参画統計データブック』を参考に男女共同参画（統計）の重要性和視角を考慮した編集に進むことが期待される。

## 4.5 統計改革、統計の品質および男女共同参画（ジェンダー）統計の主流化

次項 4.6 でとりあげられる文書にもかかわるが、ここまで地方統計を掲載する統計データ集とウェブサイトを紹介・解説してきた。次項 4.6 でふれる文書にも関連するが、ここで日本で最近行われた統計の改革と国際的に進行中の「統計の品質」論議について述べておきたい。

**4.5.1 統計改革** 日本の全国的統計体制は 60 年来とも言える改革の山を越した過程にある。それは、2007 年に、国の統計活動の基本法というべき統計法が抜本的に改訂されて、この新「統計法」の下に、国の統計活動全体を審査・検討する機関として「統計委員会」が 2007 年末に創設され、内閣府総合社会経済研究所と総務省統計基準部が事務的に支えることになった。この統計委員会は、国の主要な統計を「基幹統計」として認定し、5 年を目途とする「統計基本計画」を定めて、統計活動の改善・充実を図っていく形となった。新統計法では、統計の利用者は、従来のように政府機関のみでなく、広い国民とされ（ここから生産者と利用者との対話が導かれる）、行政記録や匿名化個票セット（マイクロ統計データ）の利用を進めるべきことがうたわれている。

とはいえ、新統計法においては、地方統計をどう方向付けるかの規定は無い。地方統計の充実、今後の基本計画の制定と、中央統計機関と地方の関係等が改めて整備されていく過程で、語られ、実現されていかなければならない。

**4.5.2 「統計の品質」論の拡大** 「統計の品質」論とは、統計の作成者である政府統計機関が、利用者を顧客とみて、世の中にでまわる一般の生産物やサービス—例えば食品—と同じように、利用者が求める正確な統計を、利用者に入しやすく、わかりやすい形で提供するような体制をつくらうとする論議と活動である。統計の品質論では、利用者に提供される統計データの品質の良し悪しを公開すること、統計データだけでなく、統計活動を行っている一国の統計制度全体の品質を評価するところまで進んでいる。この動きは、カナダ、オーストラリアやアメリカ合衆国とヨーロッパで 1990 年代後半から進められ、特にヨーロッパ連合（EU）では、ヨーロッパ統計品質会議が 2001 年からほぼ 2 年に 1 回開催されて今日および、この統計の品質改善という考えを、政府統計活動の規約として定めている。この統計の品質論は、今日では国際基準ともいべきものになっており、2011 年 3 月の国連統計委員会でもとりあげられるに至っている<sup>9</sup>。

ここでの考えによれば、国民・住民の政府統計への要求に対して、統計生産者がしっかり対応すべきことになる。政府が提供する統計データ、そして政府統計制度は、こういった利用者本位であるべきことをとされている。日本の政府統計活動においては、この「統計の品質」論議と実践は、政府統計機関の統一的文書で指示され、あるいは明示されているわけではない。とはいえ、今後上げられるべき方向と考えられているようである。

この「統計の品質」論は、国際的基準だからということだけでなく、「国民・住民本位の統計活動」を徹底するという点で、本来的に統計活動のあるべき姿を提唱しているし、統計利用者からみて当然のものである。地方住民もまた統計利用にあたっては、地方統計機関や国の統計機関に対して統計に関わる要求を提出して、例えば男女共同参画統計書の作成等に役立てることは当然の行動といえる。住民の統計に関する要求の統計機関が対応する中で、統計や統計機関の活動への国民・住民の理解や支援が生まれて

<sup>9</sup> 関係文献は p.12 の脚注 3 で示した。

くる。この点で、統計機関にとって統計の品質論で提唱されている諸点の内実化は根本的原則である。

**4.5.3 男女共同参画（ジェンダー）統計の主流化** ジェンダーの主流化（メインストリーミング）という概念がある。男女共同参画思考（ジェンダー視角）思考を、世の中の通常の思考、通常の制度・政策、すなわち通常過程（主流）に組み込み、定着化をはかることである。周辺的問題とせずに、中心的问题とみなして取り組むこと、である。主流化をはかり、男女共同参画を常識とし、制度・政策が進行するとともに、なお長い期間を要するであろうが、男女参画・男女平等が進み、男女共同参画は大きな問題ではなくなることを期待しているのである。

統計に関しての男女共同参画（ジェンダー）統計の主流化とは、通常の統計活動—統計の作成、提供、利活用—の過程に、ジェンダー統計視角が定着することである。これは統計の提供についていえば、これまで見てきた一般の統計書の中に、人については性別を、また男女共同参画に関わる政策・制度が組み込まれることを意味する。そもそも人口、就業・労働、生活時間、社会福祉、教育、健康、安全・犯罪等のすべてに関する状況、出来事、行動で男女の違いがあるにもかかわらず、性別を無視して合計や平均だけを受け止めては、現実の立ち入った、丁寧な把握や分析はできないという常識的な要請でもある。すでに指摘してきたように、一般の統計データ集は、地方によって相異を持ち、この点では多くの不足・不十分性を持つといえよう。一般統計集が、ジェンダー統計視角を持って、必要な表・図を提供することが望まれる。

## 4.6 全国に関する男女共同参画統計関係文書・サイト

4.3 までは、地方の一般統計をとりあげた。一般統計集や統計分析書には、男女共同参画を統計によって分析する視角が欠けているか不十分なので、独自に男女共同参画統計書が用意されてきている。地方に関する男女共同参画統計書には、本資料が検討対象としている地方の男女共同参画統計書がある。これらについては、資料 II で改めてとりあげることにして、ここでは日本全国を対象にした男女共同参画統計書あるいはそれに近い文献をとりあげる。

### 4.6.1 全国の全生活分野についての男女共同参画統計書・ウェブサイト

#### ① 内閣府男女共同参画局編『男女共同参画白書』（年刊）

当初は、国内行動計画、新国内計画に関する報告書として第 1 回と 1978 年以降の『女性の現状と施策』というタイトルで発行されてきた文書（いわゆる「女性白書」）が、1997（平成 9）年には『男女共同参画の現状と施策』として、1998（平成 10 年）年から『男女共同参画白書—男女共同参画の現状と施策』、2000（平成 12）年から総理府男女共同参画室編、2001 年からは内閣府男女共同参画局編で『男女共同参画白書』として発行されてきた。内容は、その 1 年間の状況、施策を叙述しており、報告書として内閣で承認を受けているのは「現状と施策」である。副題をはずし、また白書というタイトルになったのは一般国民向けの書物においてである。これら白書はウェブサイトからダウンロードできる。

2011（平成 23）年版を、まず内容的に見ていくと、第 1 部（特集と 8 章からなる）「男女共同参画社会の形成の状況」で、冒頭の「特集編—ポジティブ・アクションの推進—『2020 年 30%』に向けて」と第 1 章で地方の首長・議員の女性割合がとりあげられている。第 2 部（13 章からなる—第 2 次男女共同参画計画に対応）は、「平成 22 年に講じた・・・施策」の第 5 章に 1 ページ程度、第 13 章の第 3 節に「地域おこし、まちづくり、観光」があるが、6 行の文章にとどまる。第 3 部（16 章からなる）では、

第1章第4節、第7章、第15章第2節で13行、地方がとりあげられているが、叙述はわずかである。

第2部と第3部は、政策の説明であり、統計は第1部に115枚の表と図、第2部に4枚の計119枚がある。この中では図が大半をしめている。グラフの中には女性割合が極度に低水準にもかかわらず、グラフの縦軸を正確に書かずに、かなりの前進があるかのようなミスリーディングなものもある。付属の統計表の掲載が行われなくなったこともあって、統計書として価値は低まった。地方統計はわずかである。資料4に、計画の進捗度の評価に関わって第3次基本計画の成果目標と参考指標の進捗度が示されるようになった。これは注目されるべきである。

② 国立女性教育会館ウェブサイト「女性と男性に関する統計データベース」 NWECのトップページの右列中の「情勢情報ポータル」の中の表記の項目から入れる。日本の政府統計のうち、男女共同参画に関わる主要な統計を所蔵する膨大なデータベースである。分野別での人口、世帯・家族、労働、生活時間・無償労働、家計・資産、教育・学習、社会保障・福祉、健康・保健、安全・犯罪、意思決定、意識調査の11分野、と省庁別にExcelの統計表を検索できる。この表から各タイプの統計図を作成できる。収蔵表に関して新しいデータが発表されるとともに更新作業が続けられている。

なお、男女共同参画の「ミニ統計集：日本の女性と男性 2009」と「NWEC 男女共同参画統計ニューズレター」（これは1号遅れで公開している）

③ 国立女性教育会館・伊藤陽一編『男女共同参画統計データブック、日本の女性と男性』（2003、2006、2009年、2012年版の作業進行中）ぎょうせい 日本全体についての男女共同参画統計分析書を専門の見地から狙ってきた。全12章の各章に統計解説として主要な統政府計資料、検討・評価、改善すべき方向を示している。付属資料も豊富である。2006年版から12章中の11章の最終2ページに都道府県別の7から10程度の指標を掲載するようになった。

④ 日本婦人団体連合会編『女性白書』（年刊）ほるぷ出版 1975年以降『婦人白書』として、2000年から『女性白書』として発行されてきた。2010年版でみると319ページの約半分にあたる（10-179ページ）が、問題別の解説で、統計表や図は散見される程度である。関係資料（182-224）と付属統計表（230-307）があり、本文に41枚統計表と図は本文に41枚、付属統計表に137がある。かなりの分野の統計をとりあげているが、労働力・失業・雇用関係の表には女性のみ表があり、男性と対比できない弱さを持つ。地域区分を持つ統計表はない。

⑤ 三冬社『女性の暮らしと生活意識 データ集』 1999年からであろうか、出版社・編集者を変えながら出版されてきている。2009年版（2008年出版）でみると、第1章の官庁統計によるデータ、第2章以下6章まで、社会・仕事、結婚・家族、家計・消費、健康・美容、生活全般、にそれぞれ関するデータと題されている。第1章は、国勢調査、人口動態統計、簡易生命表、労働力調査、家計調査、社会生活基本調査、消費動向調査からの統計表の抜粋である。第2章にも女性雇用管理基本調査からの抜粋がある。この書物は、書物の狙いを語るべき序文や、章編成の説明など一切無い。統計やデータの引用においては、それら統計等をもたらしたアンケートや意識調査についての、特に標本数等をふくむ説明が添えられていることが必要なのだが、それを欠いている。官庁統計データの選択基準もはっきりしない。アンケートや意識調査のほんの一部を収録したに過ぎないと思われるが、その選択基準の説明もない。なお、『男女共同参画社会データ集 2005年版』が2005年に出版されている。この第1章：官庁統計によるデータには、賃金構造基本調査、毎月勤労統計調査特別調査、就業構造基本調査、人口動態統計特殊報告―出生前後の就業変化に関する統計、学校基本調査からの統計が抜粋収録されており、第3章は、「自治体実施した調査」と題されている。男女共同参画社会に関するデータとえば、この第1章にも関連統計があり、自治体調査も他に多くあるはずである。しかし、やはり選択理由をふくめて説明がない。

「暮らしと生活意識」には地方への注目はなく、上記の『参画社会データ集』の自治体調査も特定自治体での意識調査にとどまる。

⑥井上輝子・江原由美子編『女性のデータブックー性・からだから政治参加まで』（1991,1995,1999,2005年）その後の版は出版されていない。そこで2005年版（A5版x+321ページ）についてみると、Part I:データファイル（1-182ページ）では、79事項について、基本的には見開き2ページに説明と統計がおかれ、Part II(183-261)が戦後女性史年表、Part III(263-298)が女性関係主要法令、にあてられ、参考文献と図表資料出処一覧がある。Part Iに使用されている統計表・図は政府統計が主だが、研究文献や雑誌からの引用も多く、それら統計の代表性や品質が問われることになる。地域に関しては、地方の首長や議会議員数の全国合計が示されており、地域別にはなっていない。

#### 4.6.2 特定分野の男女共同参画統計書

① 厚生労働省雇用均等・児童家庭局編『女性労働の分析』（年刊）労働省から1961（昭和36）年以来『婦人労働の実情』、1993（平成5）年から『働く女性の実情』、『平成11年版 女性労働白書ー働く女性の実情』（2000年発行）として、2002年発行の『平成13年版』から厚生労働省の雇用均等・児童家庭局編となり、2007年から『女性労働の分析 2006年』と書名を変えて発行されてきた。

2010年版(2011年6月刊、A4版・10+277ページ)にそくして内容を見ると、副題は「女性労働者の就業の推移」とされ、I:働く情勢の状況ー第1章 平成22年の働く女性の状況、第2章 女性のM字型カーブの解消に向けて、に図表が43枚、II:働く女性に関する対策の概況ーに資料として統計表が7枚、そして付属統計表として108枚が掲載されている。本文解説中に図と表が多くあり、付属統計表とともに、労働関係の統計はかなり掲載されている。女性労働というタイトルではあるが、男性との対比で女性が多く取り上げられるようになった。「本冊子で使用した資料」が明示され、付属統計表の中に、国際比較表と都道府県別統計が一定程度掲載されている。他方で、均等待遇やワーク・アンド・ライフバランスの推進を掲げながら、進捗状況は示されていない。女性労働者の労働条件の検討が中心になってしまっ、育児・家事などの労働以外の生活との関連の分析への広がりがない。

② 内閣府『女性の政策・方針決定参画状況調べ』（年刊）男女共同参画局・公表資料サイト 各意思決定分野の女性の数・割合をまとめている。地方に関しては以下の指標をあげている。

**地方議会：**(1) 年度別状況（都道府県議会、市議会、町村議会、特別区議会）、(2) 都道府県別状況（都道府県議会、市区議会、町村議会）、(3) 統一地方選挙における当選者、(4) 統一地方選挙における投票率。

**行政：**(1) 首長等、(2) 地方公共団体の管理職、(3) 地方公務員の職種別・男女別職員数（全地方公共団体）、(4) 地方公共団体の採用者の状況。

**審議会：**(1) 都道府県の審議会、(2) 政令指定都市の審議会、(3) 市区町村の審議会。

**自治会会長、**を調べている。

地方区分があるのは、地方議会の都道府県別で、市町村は当該都道府県内の合計である。

## 参考資料

1	男女共同参画社会基本法の地方統計関連部分	65
2	第3次男女共同参画基本計画の地方統計関連部分	70
3	第3次男女共同参画基本計画における関係指標	89
4	ワーク・ライフ・バランス取組み事例	98
5	男女共同参画関連統計指標一詳細表	104

### 参考資料 1 男女共同参画社会基本法の地方統計関連部分

(地方公共団体の責務)

**第9条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策（1）及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策（2）を策定し、及び実施する責務を有する（3）。

#### 1 趣旨

本条は、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進する上で地方公共団体の果たす役割の重要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成について、地方公共団体の責務を宣明したものである。

従来、地方公共団体でも様々な男女共同参画社会の形成に向けた取組が行われてきたが、その法的位置付けは行われていなかった。地方分権が進む中で、地方の取組は重要性を増してくることが考えられるが、この基本法において地方公共団体の責務を規定したことにより、地方公共団体の取組が一層進むことが期待される。

本条では、国の施策に準じた施策と区域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を定めており、地方公共団体の施策が国の施策を後退させる内容であってはならない。

**2 用語解説**（1）「国の施策に準じた施策」 男女共同参画社会の形成の促進に関して国が講じている施策にのっとり、若干の修正を要する点はあるがおおむね同様である、又は類似する施策であって、地方公共団体が行う施策のことである。例えば、地方公共団体における審議会委員への女性の登用促進などが考えられる。また、第8条において国は「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（「積極的改善措置」を含む。以下同じ。）」を策定・制定する責務を有すると規定されていることから、本条における「国の施策に準じた施策」には、積極的改善措置が含まれる。

論点整理においては、地方公共団体は「基本理念にのっとり、地域の状況に応じた総合的な施策を策定・実施する責務を有すること」、「男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められるあらゆる施策の策定・実施に当たって、基本理念の反映に努める責務を有すること」とされていた。その後のパブリックコメントにおいて、地域の状況が遅れているという理由で国の施策より遅れると困るという意見が多数出された。そこで、基本法答申においては「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国の施策に準じた施策及びその地域の特性に応じた施策を策定し、これを実施する責務を有する。」と記載された。男女共同参画社会基本法はこの基本法答申を踏まえた条文となっている。なお、法定受託事務は国の事務そのものであるので、「国の施策に準じた施策」には該当しない。

（2）「その他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策」：国が同様の施策を講じていない場合において、地方公共団体がその区域の特性に応じて行う施策のことである。国の施策は全国的見地から行うものであるが、男女共同参画社会の形成を隅々にわたって進めるためには、地方公共団体において、単に国の施策に準じた施策だけではなく、地域の特性に応じた施策の実施も必要である。また、そうした取組は地方分権の方向にもかかなうものである。

（3）「責務を有する」 責務の具体的内容は、第14条（都道府県男女共同参画計画等）、第15条（施策の策定等に当たっての配慮）、第16条（国民の理解を深めるための措置）である。

**<参考1>国の施策との整合性について** 地方公共団体は、男女共同参画社会の形成のため、国に施策に準じた施策、その地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定、実施する義務があるが、それらの施策を行う場合には「基本理念にのっとり」行う責務がある。

一方で、国は第8条に基づき「基本理念にのっとり」施策を策定し、実施している。

すなわち、国、地方自治体の施策は、同じ基本理念にのっとり、策定・実施されているので、結果として地方公共団体の施策と国の施策との整合性が図られ、国、地方公共団体との間で男女共同参画社会の形成が整合性をもって進められることとなる。

**<参考2>条例の制定について** 法律制定時には地方公共団体で条例を定めたところはなく、東京都（東京都男女平等参画基本条例平成12年3月31日公布）等で検討が進められていた段階であった。また、条例の制定は、各地方公共団体の固有の権限であり、国が男女共同参画社会基本条例の制定を都道府県、市町村に課することを基本法では法定しなかった。

地方公共団体の条例の制定については、「法令に違反しない限り」において制定できる旨、憲法（第94条）、地方自治法（第14条）に規定されており、また、市町村及び特別区は、「当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない」（地方自治法第2条）とされている。なお、最高裁判例（徳島市公安条例事件：最大判昭50.9.10）においては、「法令に違反」しているかどうかは、国の法令と条例の趣旨、目的、内容及び効果等を総合的に勘案して個々に判断すべきものとされている。

（都道府県男女共同参画計画等）

**第14条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して（1）ア、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

**2** 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

一 （2）ア

前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項（2）イ

二 つ計画的に推進するために必要な事項（2）イ

**3** 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての 基本的な計画（3）ア（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように 努めなければならない（3）イ。

**4** 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 1 趣旨

地方公共団体においても、各地方公共団体の男女共同参画社会の形成の状況等を踏まえ、基本計画を策定し、計画的、総合的に取り組む必要があることから、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画を定めることを規定している。

また、国と地方公共団体は、共通の基本理念にのっとり、施策を行うことにより、全体としての男女共同参画社会の形成を目指すものであり、第9条においても「地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されている。このため、都道府県は国の男女共同参画基本計画を、市町村は国の男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案してそれぞれ計画を策定することとしている。

都道府県には計画策定を義務付け（第1項）ているが、市町村へは努力規定（第3項）としている。これは、市町村についてはその行政規模が様々であること及び計画策定の状況等を考慮したものであるが、できる限り速やかに計画が策定されることが望ましいのは言うまでもない。

なお、市町村男女共同参画計画を策定していない市町村にあっても、第9条に定める地方公共団体の責務は課せられるので、男女共同参画社会の形成の促進に関して、国に準じた施策及び市町村の区域の特性に応じた施策を策定し、実施することは必要となる。

また、地方自治法又は政令上特別の定めをするものを除くほか、市に関する規定は、特別区に適用されることになっており、特別区（都の区）は本条の第3項が適用される。

**2 用語解説（1）第1項 ア 「男女共同参画基本計画を勘案して」：** 地方公共団体も国と連携して、全体として男女共同参画社会の形成に取り組んでいくものであることから、両者の取組の整合性を確保するため、男女共同参画基本計画を勘案することとしている。「勘案」とは、関連のある事柄をよく引き比べてそれを考慮に入れるということである。地方公共団体の状況、抱えている問題にも違いがあり、地方分権の時代でもあるので、国の計画をそのまま準拠するのではないという意味で勘案することとしている。

**（2）第2項 ア 「都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関**

**する施策の大綱**： 第13条第2項第1号と同旨で、都道府県の区域にかかわるもので、国の男女共同参画基本計画を勘案した、国の施策に準じる施策の大綱である。この大綱には、国の男女共同参画基本計画には盛り込まれていない、第9条に規定する地方公共団体の区域の特性に応じて行う施策が含まれることになる。

なお、第8条の規定により、「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策」には積極的改善措置が含まれる。次号、次項についても同じである。

**イ 「都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」**： 第13条第2項第2号に定める国の規定と同旨である。

**(3) 第3項 ア 「基本的な計画」**： 市町村に対しては計画に規定すべき事項については規定されていないが、国の基本計画及び都道府県の計画を考慮に入れた策定を求めており、国、都道府県に準じた事項（前条第2項第1号及び2号、第2項第1号及び第2号）が含まれる。イ 「努めなければならない」 市町村については、その行政規模が様々であること等にかんがみ、一律に計画の策定を義務付けることは適当ではないことから努力規定としている。なお、「都道府県及び指定都市における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（平成10年7月総理府男女共同参画室）においても市町村では計画の制定は、13.3%であり、これを義務とする状況にはなく、努力することを求めたものである。

なお、地方公共団体には本条以外にも第9条により、国の施策に準じた施策等の策定、実施義務は課せられており、仮に計画が定められない場合であっても男女共同参画社会の形成の促進が図られなければならない。

**<参考>地方公共団体における計画の策定手続** 国の基本計画は男女共同参画審議会（現在は男女共同参画会議）の意見を聴いて案を作り閣議にかけることとしている。地方公共団体については審議会等の意見を聴く旨の規定がないが、これは、地方公共団体の自主性に委ねることとしたためである。

（施策の策定等に当たっての配慮）

**第15条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響（1）を及ぼすと認められる（2）施策（3）を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮（4）しなければならない。

## 1 趣旨

国及び地方公共団体の施策は、社会経済活動全般を対象に展開され、当該施策に伴って生じる影響も広範多岐にわたるため、直接的に男女共同参画社会の形成の促進に係る施策ではなくとも、結果的に男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすことがあり得ることから、そのような施策について男女共同参画社会の形成への影響を適切に配慮する必要があると規定したものである。

また、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策は、国においては男女共同参画基本計画に盛り込まれ、地方公共団体においても都道府県男女共同参画計画、市町村男女共同参画計画に盛り込まれるなどして、実施されることになる。これらの計画に盛り込まれない施策であっても、策定、実施に当たっては男女共同参画社会の形成に配慮すべきとしたものである。

この施策への配慮は、施策を策定等する者が行うことは当然であるが、基本法第22条第4号の規定（政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること）により男女共同参画会議の所掌事務ともされており、男女共同参画会議が施策の影響調査を行うことが明記されている。

第15条が地方公共団体を含んでいるのは、地方公共団体の施策もその区域の住民に与える影響が大きいためである。

**2 用語解説**（1）「影響」 「影響」には様々なものが考えられ、男女共同参画社会の形成という視点で見た場合、形成を促進する影響と阻害する影響の両方があり得る。（2）「及ぼすと認められる」ある施策が影響を及ぼすか否かの判断は、第一義的には、施策を策定、実施する主体によって行われるべきものである。（3）「施策」男女共同参画社会の形成の促進に関する施策だけでなく、およそ国及び地方公共団体が策定、実施する施策すべてが含まれ得るものである。（4）「配慮」 本条における「配慮」とは、具体的には当該施策の策定・実施に当たり、男女共同参画社会の形成が図られるよう努めることである。当該施策に男女共同参画社会の形成に対する阻害要因がある場合は、阻害要因をなくすように努め、形成の促進に資する場合は、その推進に一層努めることである。

もとより求められる配慮の程度及び具体的内容については、施策の種別・内容に応じて異なるので、「配慮」は、個別施策の実施の上で具体化されるものである。（国民の理解を深めるための措置）

**第16条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。



## 1 趣旨

国、地方公共団体に、基本理念に関する国民の理解を深めるよう、広報活動等を通じて適切な措置をとることを義務付けている。

これは、人々の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた性別に基づく固定的な役割分担意識などが男女共同参画社会の形成の障害となっていることを踏まえ、基本理念が国民に周知され、理解されることにより、男女共同参画社会が形成されていくこととなるからである。

男女共同参画社会の形成は正に「社会」の形成であり、国民の意識、理解にかかわってくる非常に重要な基本的施策であるため、特に国民と密着した施策を展開する地方公共団体にも、地域の実情に応じ、この措置を採ることを求めている。

**2 用語解説** 「適切な措置」 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等のマスメディア、インターネットといった多様な通信媒体を通じた広報活動や各種の講演会、イベント行事、学校教育及び社会教育における取組などが該当する。

また、基本法の公布・施行日を中心とする男女共同参画週間もこれに該当する。

**<参考1>** 男女共同参画社会基本法第4条の基本理念において、社会における慣行についても「男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものにするように配慮すること」が求められている。国、地方公共団体はこれを受けて施策を実施することになるが、その中には本条の「適切な措置」も含まれる。

また、「この（注：第16条）適切な措置の中には、人々の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた性別に基づく固定的な役割分担意識が男女共同参画社会の形成の障害になっていることを踏まえて講ぜられる広報活動等を通じた措置をイメージしていると思います。具体的には、広報活動、各種講演会、イベント、行事、学校教育等、いろいろな面での取り組みを指す」との答弁（5月18日）もされている。

**<参考2>** 広報等の例：えがりて～男女共同参画推進本部ニュース～

昭和53年8月創刊～平成15年8月終刊（男女共同参画推進本部ニュースとして簡素化・継続）

男女共同参画局インターネットホームページ：平成8年10月開設

男女共同参画週間：平成12年12月男女共同参画推進本部決定（男女共同参画社会基本法の公布・施行日（6月23日）を踏まえ、6月23日から29日までの一週間を男女共同参画週間とした。）

男女共同参画社会づくり功労者表彰：内閣総理大臣表彰（昭和60年、平成7年）、内閣官房長官表彰（平成9年度から）女性に対する暴力をなくす運動：売春防止特別活動（昭和27年以降）からの経緯、国連総会の決定（11月25日を「女性に対する暴力撤廃国際日」と指定）等を踏まえ、11月12日から25日までの2週間と男女共同参画推進本部で決定。

共同参画21：平成14年度創刊

男女共同参画白書：概要のホームページ掲載、市販の許可

### （苦情の処理（1）等）

**第17条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（2）又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策（3）についての苦情の処理（1）のために必要な措置（4）及び性別による差別的取扱い（5）、その他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合（6）における被害者の救済を図る（7）ために必要な措置を講じなければならない。

## 1 趣旨

本条は、本法が基本法であることから、具体的にどのような措置を講ずるかについては規定していないが、男女共同参画社会の形成を促進するためには、苦情の処理等が重要であることから、国は、政府の施策についての苦情の処理のために必要な措置及び人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない旨規定しているものである。

本条は、個別の苦情に対する処理手続等を定めたものではないが、本条に規定する一定の施策についての苦情について、これが適切に処理されるよう仕組みが整備され、適切に運用されること、及び本条に規定する一定の場合における被害者について、適切に救済がなされるよう仕組みが整備され、適切に運用されることを求めるものである。

本条は、国として必要な措置を講じるための規定であって、そのための措置として、例えば、行政相談制度や、人権擁護委員会を含む人権擁護制度の活用が想定される。また、各省庁においても、所管の行政に関する苦情等に関し適切な処理等がなされるよう措置することが考えられる。

本条は、個別の施策自体の充実を直接に目的としたものではないが、各種の施策についての苦情等があった場合にその処理が適切になされるよう措置することにより、男女共同参画社会の形成の促進を図るものである。

なお、本条は第15条、第16条と異なり、国だけの規定で、地方公共団体に義務付けていない。しかし、第9条により、地方公共団体には国の施策に準じた施策等を行う責務があり、この「国の施策」には苦情の処理等の施策も含まれている。

また、苦情の処理、人権の侵害による被害者の救済は、政府だけでなく、立法、司法にも担われるものであり、措置を講じる主体を「国」としている。

**2 用語解説** (1)「**苦情の処理**」行政上の事項について不満をもつ関係者からの苦情の申し出を、当該事項を所掌する機関又は他の行政機関において受け付け、争訴手続(行政不服審査など)とは異なる簡易・迅速・柔軟な方法でこれを処理することである。(2)「**男女共同参画社会の形成の促進に関する施策**」第8条(国の責務)に規定する「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策」のうち、「政府」が実施するものである。第13条の男女共同参画基本計画に盛り込まれた施策が中心となり、これには積極的改善措置も含まれる。(3)「**男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策**」第15条(施策の策定等に当たっての配慮)に規定する「男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策」と同義であり、男女共同参画社会の形成の促進のための施策でなくても、影響の度合いはともあれ、およそ政府が策定、実施する施策は全てこれに含まれ得る。(4)「**必要な措置**」施策についての苦情を受け、必要な処理を講ずることを国に義務付けている。なお、具体的な苦情処理機関、処理方法については規定していない。(5)「**性別による差別的取扱い**」人権が侵害された場合の代表的例示。基本理念の第3条(男女の人権の尊重)に「男女が性別による差別的取扱いを受けないこと」と規定されているのと同義である。(6)「**その他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合**」社会における制度、慣行、暴力等により人権が侵害された場合のことである。侵害主体は特定していないので、国、地方公共団体、民間の団体、私人等様々である。(7)「**被害者の救済を図る**」「被害者」とは、一般に犯罪その他の不法行為により害を被った者のことをいう。本条では、人権が侵害された被害者が対象となる。

「被害者の救済」とは、被害者が人権侵害から救い出されることである。

**<参考1>** 本条の規定に基づき、具体的にどのような措置を講じるかについては、男女共同参画会議苦情処理・監視専門調査会で検討され、平成14年10月17日、「男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強化について」として取りまとめられた。

**<参考2> 施策についての苦情** 施策についての苦情は、苦情を申し出た国民の権利・利益を簡易・迅速に、かつ個々の事案の事情に照らして柔軟に救済するという観点から重要である。さらに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策は広範・多岐にわたることから、施策の改善について行政の自主性にのみ期待するだけでは不十分である。関係施策に対する国民の苦情や意見を幅広く把握し、これを適切に施策に反映させていく上で苦情の処理は有用な手段であり、国民からの期待も大きい。このため、システムを充実・強化させることは、行政の信頼性を高めるとともに、苦情の申し立てという行政への参加を通じて民主主義を活性化することにもつながる。(「男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強化について」(平成14年10月17日男女共同参画会議苦情処理・監視専門調査会)の「はじめに」から抜粋)

**<参考3> 人権の侵害** 人権が侵害された場合に、効果的な支援体制を構築することにより被害者の救済が迅速に図られるようにすることは、個人の尊厳を重んじる民主主義社会の基本であり、極めて重要である。(出典は参考2と同じ)

## 参考資料2 第3次男女共同参画基本計画の地方および地方統計関連部分

【予備的説明 第3次男女共同参画基本計画(2010.12月制定)の中の(i)地方について言及している部分と(ii)統計や調査の必要性等を述べている部分、を引用した。国民が生活しているのは地方であるから、この計画のすべてが地方に関係する。地方という字句がなくても、政策実行の権限が地方に属している分野は、地域に関係する事項になる。ここでは「地方」と云う字句および内容的に地方に関係する政策部分を引用したが、この選択は、内容をどう判断するかによる。また特に、第6分野：農山漁村はもとより、第7分野：貧困、第8分野：高齢者・障害者・外国人等、第9分野：暴力、第10分野：健康、第11分野：教育、のそれぞれで地域諸機関の働きが深くかかわっているが、政策を詳細には引用していない。(ii)の統計に関する部分に網を付した。この部分は、統計への言及部分とともにその周囲をもとりあげている。以上の意味で、この資料は内容的に「暫定的」なものである。

なお、計画には、統計に関わる重要な部分として、各分野には成果指標があり、計画に伴う「参考指標」は、参考資料3として別個にとりあげたので、参考資料2から除いてある。

第3次計画は、第1部と15分野からなる第2部からなる。第2部の各分野は、<基本的考え方>、(目標、成果目標)があり、分野内の1, 2, 3・・・の下に、(施策の基本的方向9と(具体的施策)があり、具体的施策は、ア、イ、ウ・・・、さらにその下に①、②、③があり、それぞれの「・」に小政策項目があり、それぞれについて、担当府省が示されている。】

<b>第1部 基本的な方針</b>		
<b>2 第3次基本計画において改めて強調している視点</b>	⑤ 地域における身近な男女共同参画の推進 地域社会における人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の家族形態の変化などの中で、地域力を高めていくためには、女性も男性も誰もが出番と居場所のある地域社会を形成していくことが重要であり、また、人々に最も身近な暮らしの場である地域における様々な取組が不可欠である。	
<b>3 今後取り組むべき喫緊の課題</b>	④推進体制の強化。男女共同参画社会を実現するため、国内の推進力を一層強化していくことが必要である。国内本部機構の機能を最大限発揮できるようにするため、総合的な企画立案機能横断的な総合調整機能、第3次基本計画や女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能の強化等を図るとともに、政府のあらゆる施策に男女共同参画の視点が反映されるようにする。地方公共団体や民間団体等における取組を支援して各団体等がそれぞれの機能を十分発揮できるように、有機的な連携を図った取組を強化する。	
<b>第2部 施策の基本的方向と具体的施策</b>		
<b>第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大</b>		
<b>1 政治分野における女性の参画の拡大</b>	<b>施策の基本的方向 (省略)</b>	
	<b>具体的施策</b>	担当府省
	<b>イ 地方の政治における女性の参画の拡大</b> ①「地方公共団体の議会の議員における女性の参画の拡大」 ・地方公共団体の議会の議員候補者における女性の割合が高まるよう、仕事と生活の調和の推進体制の整備も含めて、政党や地方六団体に要請する。 ② <b>女性の地方公共団体の長のネットワークの形成</b> ・女性の地方公共団体の長のネットワークの形成について、政党や地方六団体に要請する。	内閣府 内閣府
<b>3 行政分野における女性の参画の拡大</b>	<b>具体的施策</b>	担当府省
	<b>イ 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大</b> ① <b>女性地方公務員の採用・登用の促進</b> ・地方公務員採用試験(上級試験)からの採用者について、各地方公共団体及び地方六団体に対して、女性を積極的に採用するよう協力を要請する。 ・各地方公共団体における採用及び管理職への登用について、具体的な中間目標を設定するなど女性職員の登用が積極的に進むよう協力を要請する。 ・地方公務員の成績主義の原則を前提としつつ、これまでの慣行などにとらわれることなく、女性職員の職域拡大を図るなど職務経験を通じた積極的なキャリア形成を支援するとともに、中途採用、人事交流等を通じて女性の管理職への登用を強力に推進するよう要請する。 ② <b>女性のロールモデルの発掘等</b> ・様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデルを発掘し、活躍事例を提供するほか、女性が働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り助言するメンター制度の導入を促す。	内閣府、総務省 内閣府、総務省 内閣府、総務省 内閣府、総務省

	<p><b>③仕事と生活の調和の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事と生活の調和憲章・行動指針に基づき、仕事と生活の調和に積極的に取り組むよう要請する。</li> <li>・育児休業について、「新成長戦略」における「2020年までの目標」を踏まえて、国家公務員に準じて男性職員の育児休業取得促進を実施するよう要請する。</li> <li>・勤務時間を短縮することができる育児短時間勤務・部分休業や始業時刻を弾力的に変更できる早出・遅出勤務の活用を促進するといった柔軟な働き方を推進するなど、男性職員、女性職員ともに育児休業以外の仕事と育児・介護の両立支援制度についても広く活用促進に努めるよう要請する。</li> <li>・育児休業、介護休暇等の取得促進を図るため、代替要員の確保に努めるとともに、育児休業、介護休暇等の取得を想定した人事配置など仕事と生活の調和を実現しやすい環境整備を推進するよう要請する。</li> <li>・地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)に基づく任期付短時間勤務職員の活用による代替要員の確保等により、地方公務員の育児休業、育児のための部分休業、介護休暇(時間単位のものも含む。)等の取得促進に向けた職場環境の整備を図るとともに、各制度についての職員に対する情報提供に引き続き努めるよう要請する。</li> <li>・業務の効率化を図るとともに、超過勤務の更なる縮減に取り組むよう要請する。</li> </ul> <p><b>④地方公共団体の審議会等委員への女性の参画の拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県・政令指定都市等における審議会等委員への女性の参画の一層の推進を要請する。</li> <li>・職務指定委員に係る法令上の規定について、検討して必要な見直しを行うとともに、地方公共団体に対し柔軟な対応を働きかける。</li> <li>・各都道府県・政令指定都市が設定している審議会等委員への女性の参画に関する数値目標や、これを達成するための様々な取組、女性比率の現状等を調査し取りまとめて提供するとともに、女性の人材に関する情報を提供する。</li> </ul> <p><b>⑤市町村における取組の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村における取組を促進するため、都道府県が市町村に支援と助言を行うよう協力を要請する。また、都道府県と市町村が女性の人材情報を共有することができるよう双方に要請する。</li> <li>・男女共同参画宣言都市等に対して、特に積極的に取り組むよう奨励する。</li> </ul>	<p>内閣府、総務省</p> <p>内閣府、総務省</p> <p>内閣府、総務省</p> <p>内閣府、総務省</p> <p>総務省</p> <p>内閣府、総務省</p> <p>内閣府</p> <p>総務省</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府</p>
--	---	---

<p>4 雇用分野における女性の参画の拡大</p> <p>5 その他の分野における女性の参画の拡大</p>	<p><b>ウ 行政分野における男女共同参画の推進方策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が地方公共団体の職員に対して研修を行う場合には、女性職員の参加を奨励するなど、男女を問わず能力開発の機会を積極的に提供する。</li> <li>・地方公共団体の主体的な取組が進むよう適切な助言、情報の収集・提供を行うとともに、各地方公共団体の取組状況の把握に努め、必要な支援等について検討を行う。</li> <li>・積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進について、実施状況やその効果について調査研究を行うとともに、実効性ある具体的な措置について情報提供を行い、普及に努める。</li> </ul> <p><b>イ 企業における男女共同参画の推進方策</b></p> <p>②公共調達等における企業の評価等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国や地方公共団体が実施する事業について、先進的な事例としての男女共同参画を要件とする「クロスコンプライアンス」(補助金等の採択に当たって男女共同参画等の別の施策によって設けられた要件の達成を求める手法)の活用について検討する。</li> </ul> <p><b>イ その他の分野における男女共同参画の推進方策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体やNGOが行う女性リーダーの育成について支援を行う。</li> </ul>	<p>全府省</p> <p>内閣府、総務省</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府、関係府省</p> <p>内閣府</p>
---	---	---

**第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革**

**基本的な考え方**

男女共同参画社会の形成のためには、社会制度・慣行が実質的に男女にどのような影響を及ぼすのか常に検討されなければならない。社会制度や慣行については、それぞれの目的や経緯を持って形成されてきたものではあるが、男女共同参画の視点から見た場合、明示的に性別による区別を設けていない場合でも、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に男女に中立に機能しない場合がある。

男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の社会における活動の選択に対して中立的に働くような制度構築が必要である。その際、男性片働きを前提とした世帯単位の制度・慣行から個人単位の制度・慣行への移行、男女が共に仕事と家庭に関する責任を担える社会の構築といった視点が重要である。

我が国の社会経済の急速な変化に対応するため、新たな制度の構築や制度の抜本的な見直しが行われる中、男女共同参画の視点に立ち、男女ともにライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けた社会制度・慣行の見直しを進める。

また、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響等に関する調査研究を進めるとともに、社会制度や慣行の背景にある固定的な性別役割分担意識の解消や男女共同参画社会の形成に必要な法律制度等の理解促進のため、効果的な広報・啓発等を行う。

<p>1. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し</p>	<p><b>具体的施策</b></p> <p><b>オ 政府の施策等が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査等</b></p> <p>①政府の施策等が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査等</p> <p>・政府の施策及び社会制度・慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査(以下「男女共同参画影響調査」という。)を実施する。また、地方公共団体に対して男女共同参画影響調査に関する情報提供を行い、地方での同様の取組を促す。</p>	<p>内閣府</p>
<p>2 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開</p>	<p><b>ウ 男女共同参画に大きな影響を有する団体と連携した戦略的な広報・啓発の推進</b></p> <p>①多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進</p> <p>・政府広報等において男女共同参画に関する広報を積極的に実施する。</p> <p>・職場・家庭・地域において、男女共同参画に関する認識を深め、様々な慣習・慣行を見直すとともに、男女共同参画を一層進めること等を目的として、広報・啓発活動を展開する。その際、既に様々な分野に参画している女性の活動の成果が広く世の中に目に見える形で伝わるように配慮する。また、特に、若者世代の男女への普及・啓発について留意する。これらの活動は、地方公共団体、NGO等の協力を得つつ行い、「男女共同参画週間」、「行政相談週間」、「人権週間」、「農山漁村女性の日」等多様な機会を通じ、活字、映像、インターネットといった多様な広報・通信媒体を通じて進める。</p> <p>② 多様な団体との連携による広報・啓発活動の推進</p> <p>・有識者、女性団体、経済団体、マスメディア、教育関係団体等広範な各種団体の代表からなる男女共同参画推進連携会議や地域版連携会議の活動を通じて、広く各界各層との情報及び意見の交換や広報・啓発を行い、男女共同参画社会づくりに向けての国民的な取組を推進する。また、地方公共団体、NGO等との連携の下に、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」の開催など全国レベル、地方レベルで関係者が一堂に会する機会を提供することにより、男女共同参画の課題に関する意識の浸透を図る。</p>	<p>全府省 全府省</p> <p>内閣府</p>
<p>3. 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実</p>	<p><b>オ 政府職員の理解の促進等</b></p> <p>・男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、政府職員、警察職員、消防職員、教員、地方公務員等に対して、研修等の取組を通じて理解の促進を図る。また、法曹関係者についても、同様の取組が進むよう、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力を行う。</p>	<p>全府省</p>
<p>4 男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供</p>	<p><b>施策の基本的方向</b></p> <p>男女共同参画社会の形成の基礎的な条件整備として、男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供が必要である。このため、男女共同参画社会の形成に関する総合的・基本的な課題に関する調査研究を進める。また、男女の置かれている状況を客観的に把握することのできる調査を実施するとともに、業務統計を含めた統計情報の収集・整備・提供を充実する。調査の実施や統計情報の収集等に当たっては、可能な限り、個人、世帯員、従業者、利用者等の男女別データを把握し、利用者の要望やプライバシー保護に配慮した上で、可能な限り男女別データを表示して公開する。</p> <p><b>具体的施策</b></p> <p><b>ア 男女共同参画の現状・国民意識、苦情処理等に関する実態把握の実施</b></p> <p>①男女共同参画社会の形成に関する調査研究</p> <p>・男女共同参画社会の形成に関する先進的な取組を行っている諸外国の事例等について調査研究を行う。その際、諸外国における社会制度について総合的な視点から調査研究を行う。調査研究の成果は、各種の情報ネットワーク等を通じて、迅速かつ広範に公表する。</p> <p>②統計調査等の充実</p> <p>・男女共同参画をめぐる現状や国民の意識、苦情の処理等について、統計調査、意識調査</p>	<p>担当府省</p> <p>内閣府</p>

	<p>等を活用して、定期的の実態を把握する。</p> <p><b>イ 調査や統計における男女別等統計（ジェンダー統計）の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女の置かれた状況を客観的に把握できる統計の在り方について検討を行い、男女及び家族に関する学習・調査・研究に資するための情報を含め、男女共同参画社会の形成に資する統計情報の収集・整備・提供に努める。なお、統計情報の提供に当たっては、国民による分析、研究の利用を可能とすることに留意する。また、統計調査の設計、結果の表し方等について、男女共同参画の視点から点検し、必要に応じて見直す。</li> <li>・統計情報について、可能な限り、男女別データを把握し、年齢別にも把握できるように努めるとともに、都道府県別データについても公表に努める。また、男女共同参画に関わる重要な統計情報は国民に分かりやすい形で公開し、周知を図る。さらに、研究者による男女共同参画に関するより高度な分析を可能とするためにも、統計法（平成19年法律第53号）に基づく二次的利用を推進するとともに、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定。以下「公的統計基本計画」という。）において決定された統計データ・アーカイブの整備に係る検討と連携し、男女共同参画に関するより高度な分析に活用できるような仕組みに関する検討を進める。</li> <li>・各種の政府の計画における数値目標等についても、その達成状況を可能な限り男女別に示すよう努める。</li> </ul> <p><b>ウ ジェンダー予算の推進に向けた検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各国の具体的な実施状況等を調査した上で、男女別等統計（ジェンダー統計）も踏まえ、我が国におけるジェンダー予算の在り方等について検討する。</li> </ul> <p><b>エ 無償労働の把握及び育児・介護等の経済的・社会的評価のための調査・研究の実施</b></p> <p><b>① 育児・介護等の時間の把握</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女の育児、介護等の時間の把握については、社会生活基本調査における調査を通じて引き続き行う。</li> </ul> <p><b>① 無償労働の把握等のための調査・研究</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家事、育児、介護、ボランティア活動などの無償労働の把握や家庭で担われている育児・介護などの経済的・社会的評価のための調査・研究を行う。</li> </ul>	<p>内閣府</p> <p>全府省</p> <p>内閣府、総務省、関係府省</p> <p>関係府省</p> <p>内閣府</p> <p>総務省</p> <p>内閣府</p>
--	--	--

**第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画**

<p><b>1 男性にとっての男女共同参画</b></p>	<p><b>施策の基本的方向</b></p>	
	<p>男女共同参画の実現の大きな障害の一つは、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的性別役割分担意識である。このような意識は時代とともに変わりつつあるものの、依然として根強く残っており、特に男性により強く残っている。男性にとっても生きやすい社会の形成を目指し、男性自身の男性に関する固定的性別役割分担意識の解消に関する調査研究を行うとともに、男性への意識啓発や相談活動などを行う。</p> <p>男女ともに仕事と生活が調和する社会を目指して、働き方の見直しなど、男性が育児・介護、地域活動等に参画できる環境整備を推進する。また、定年で退職した男性が、地域活動等に積極的に参画することができるよう支援する。</p>	
	<p><b>具体的施策</b></p>	<p>担当府省</p>
	<p><b>ア 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進</b></p> <p><b>① 男性にとっての男女共同参画に関する広報・啓発等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画週間」、「人権週間」等を通じた広報・啓発活動や、学習機会の提供を通じて、男性が固定的性別役割分担意識から脱却するための意識啓発を行う。</li> <li>・男性にとっての男女共同参画の意義と責任、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報・啓発活動及び男性を対象とした教育プログラムの開発・実施を推進する。</li> <li>・地方公共団体に対して、男性にとっての男女共同参画の意義の理解を図る施策を展開するよう支援する。</li> </ul> <p><b>② 男性の男女共同参画に関する総合的な調査の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定的性別役割分担意識が男性にもたらす重圧や男性の心身の健康の問題等、男性に関する総合的な調査を行う。</li> </ul> <p><b>ウ 男性の家庭・地域への参画を可能にする職場環境の改善</b></p> <p><b>① 仕事と生活の調和のとれた働き方の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性が地域社会や家庭生活に参画し男女共同参画を実現するため、長時間労働の抑制</li> </ul>	<p>内閣府、法務省</p> <p>内閣府、関係府省</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府</p> <p>厚生労働省</p>

<p>2 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進と将来を見通した自己形成</p>	<p>など環境を整備する。</p> <p><b>② 多様な働き方の普及、普及のための検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、短日数勤務、テレワーク等、ライフスタイルに応じた多様な働き方について、公正な処遇が図られるよう留意しながら、普及（あるいは普及のための検討）を進める。</li> </ul> <p><b>③ 育児休業その他仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（ILO第156号条約）の趣旨も踏まえ、仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備を促進する。特に、両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備、育児・介護休業後の職場復帰支援、企業経営者の意識改革等を図る。</li> <li>・男女労働者ともに、希望すれば育児休業を取得できるよう、育児休業給付制度も含めた制度の周知徹底及び企業における育児休業制度等に係る規定の整備や育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）違反に対する是正指導を行い、その定着を図る。</li> <li>・3歳未満の子を養育する労働者の短時間勤務制度、所定外労働の免除など育児・介護休業法の定着を図る。</li> <li>・男性が育児参加できる働き方を普及促進するため、「パパ・ママ育休プラス」（両親ともに育児休業を取得する場合の特例）等も活用し、男性の育児休業取得を促進する。</li> <li>・育児休業を取りやすい環境を整備するため、育児休業中の経済支援の在り方について検討を行う。</li> <li>・男性の育児休業取得を要件としている次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定制度及び認定マーク（くるみん）の広報・周知に努め、企業が認定の取得を目指して、次世代育成支援の取組に着手するようインセンティブを高めることにより、男性の育児休業取得を促進する。</li> </ul> <p><b>④ 介護休業その他仕事と介護の両立のための制度の定着促進等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護休業制度や介護休暇制度、介護のための勤務時間短縮等の措置、介護を行う労働者の深夜業を制限する制度、介護休業給付制度等についての周知徹底及び企業における介護休業制度等に係る規定の整備や育児・介護休業法違反に対する是正指導を行い、その定着を図る。</li> </ul> <p><b>⑤ 職場における健康管理の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間労働の抑制によるメンタルヘルスの確保等、職場における健康管理を進める。</li> </ul> <p><b>エ 男性の家庭・地域への参画を可能にする地域等の取組支援</b></p> <p><b>① 男性の地域活動への参画支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭や地域においていきいきと活躍する男性のロールモデルの発掘を行い、活躍事例を積極的に発信する。</li> <li>・退職時などのタイミングをとらえて、地方公共団体やNPO等で行っている「地域デビュー講座」や企業の退職者講座等、高齢男性向けに地域等への円滑な参画を支援する講座等の充実を促進する。</li> </ul> <p><b>② 高齢男性の日常生活自立支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画センターや生涯学習施設等との連携の下に、男性向けの家事等日常生活能力の獲得・向上への支援を促進する。</li> </ul> <p><b>③ 男性の子育てや家庭教育への参画支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や地域など様々な場で、男女が協力して子育てに関わることについての学習機会の提供、子育て親子の交流の場や子育てに関する情報の提供等を通じ地域の子育てを支援する等により、男性の子育てへの関わりの支援・促進を図る。</li> </ul> <p><b>イ 子どもの健康の管理・保持増進の推進</b></p> <p><b>① 食育の普及促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、豊かな人間性を育めるよう、家庭・学校・保育所・地域等が連携した食育の取組を推進する。その際、思春期の女性の健康を守る食に関する知識を普及啓発する。</li> </ul> <p><b>② 健康教育の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯を通じ自己の健康を適切に管理・改善するための健康教育を推進するとともに、生涯にわたる健康に関する学習機会の充実を図る。学校においては、児童生徒が健康の</li> </ul>	<p>総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p> <p>内閣府、関係府省</p> <p>文部科学省</p>
---	--	---

	<p>大切さを認識できるようにするとともに、自己の健康を管理する資質や能力の基礎を培い、実践力を育成するため、健康教育の推進を図る。</p> <p><b>③HIV／エイズなどの予防から治療までの総合的な対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ HIV／エイズや、子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染を始めとする性感染症の予防に関する積極的な啓発活動を行う。</li> <li>・ 学校においては、児童生徒が発達の段階を踏まえ、正しい知識を身に付け、適切な行動が取れるようにするため、HIV／エイズについて発達の段階を踏まえた教育を推進するとともに、性感染症についても、その予防方法を含めた教育を推進する。</li> </ul> <p><b>④薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未成年者や20歳代の若年層による覚せい剤・大麻等の乱用については、いまだ憂慮すべき状況にある。このため、薬物の供給源に対する取締り、薬物を乱用している少女を含む末端乱用者の早期発見・検挙・補導、再乱用防止のための施策等を推進する。</li> <li>・ 児童生徒が薬物乱用と健康との関係について正しく理解し、生涯を通じて薬物を乱用しないよう、学校において、薬物乱用が健康に与える影響について指導するとともに、全ての高等学校及び中学校において、地域の実情に応じて小学校においても、薬物乱用防止広報車や薬物乱用防止キャラバンカー等を活用しての薬物乱用防止教室を開催するなど、薬物乱用防止教育の充実を図る。</li> <li>・ 喫煙、飲酒について、その健康被害に関する正確な情報の提供を行う。特に女性については、喫煙や飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすこと等十分な情報提供に努める。また、未成年者の喫煙、飲酒については、家庭、学校、地域が一体となってその予防を強力に推進する。</li> </ul>	<p>厚生労働省</p> <p>文部科学省</p> <p>警察庁、厚生労働省</p> <p>警察庁、文部科学省、厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p>
<p><b>3 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現</b></p>	<p><b>④防犯・安全対策の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪等の被害を防止するため、学校、家庭やPTA等の団体、地域住民、関係各機関等が連携し、地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備を推進する。また、警察においては、通学路や公園等における防犯・安全対策を強化し、性犯罪等の前兆となり得る声かけ、つきまとい等の行為者の特定に関する情報収集及び分析を行うとともに、特定した当該行為者に対する検挙又は指導・警告措置を的確に実施する。</li> </ul> <p><b>カ 安心して親子が生活できる環境づくり</b></p> <p><b>①世代を超えた貧困の連鎖の防止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貧困が世代を超えて継承されることがないように、自立の前提となる子どもの学びを支援する。家庭の経済状況等によって子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないように、教育費負担軽減を進めるとともに、学校、保育所等の公的施設を利用して、子ども一人ひとりに対して教育や福祉関係者、地域のボランティアなどが連携し、生活面での支援、学習面での支援、家庭への支援などを行う取組について検討する。</li> </ul> <p><b>②障害のある子どもへの対策の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進する。さらに、障害のある子どもが、身近な地域で安心して生活できるよう在宅サービスや放課後支援の充実を図るなど、障害の特性に配慮した適切な支援が提供されるよう取組を推進する。</li> </ul> <p><b>③小児医療体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休日・夜間を含め、小児救急患者の受け入れができる体制を整備する。また、子どもについては、親の保険料の滞納状況に関わらず、一定の窓口負担で医療にかかれるようにする。</li> </ul> <p><b>キ 社会全体で子どもを支える取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女とも子どもに関わるような仕事と生活の調和の実現に向け、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。</li> <li>・ 子どもに関わるNPO・NGOの取組に対する支援を推進する。</li> <li>・ 次代を担う一人ひとりの子どもの育ちを学校や個人、家庭だけの問題とするのではなく、社会全体で応援するという観点から、子ども手当を実施するとともに、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す。</li> </ul>	<p>警察庁、文部科学省、厚生労働省</p> <p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省 内閣府 文部科学省、厚生労働省</p>

**第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保**



1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進施策	<b>具体的施策</b>	担当府省
	<b>ア 男女雇用機会均等の更なる推進</b> <b>②男女雇用機会均等法に基づく行政指導</b> ・男女雇用機会均等法の履行状況等について実態把握を行った上で、指導を実施し、同法に違反する取扱いについては是正指導を行うとともに、採用、配置、昇進等における男女間の格差の大きい企業に対しては、問題点を把握し、その改善に向け、具体的取組に関する助言を行う。 ・行政指導に当たっては、助言、指導、勧告の各措置を的確に講ずるとともに、是正が見られない場合には、企業名公表制度も念頭に置きつつ、対応する。 ・労働基準行政と雇用均等行政の連携を図る。また、雇用均等行政の実効性を高め、全国どの地域においても企業への指導や労働者の救済が等しく円滑に行われる必要があるため、都道府県労働局雇用均等室がその機能を十分発揮できるよう、体制の強化を図る。	厚生労働省  厚生労働省  厚生労働省
2 非正規雇用における雇用環境の整備	<b>具体的施策</b>	担当府省
	<b>① 地方公務員における非常勤職員制度の改善</b> ・非常勤の地方公務員に育児休業・部分休業等の制度を導入する。	総務省
5・多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	<b>具体的施策</b>	
	<b>ア 再就職に向けた支援</b> <b>①r 育児・介護等により退職した者に対する支援</b> ・育児・介護等を理由に離職した者の再就職は、離職期間が長期にわたる場合が多いこと、職種によっては職業能力の維持が難しいこと、本人の希望する職種や就業条件と企業の人材ニーズとの適合が困難であることなどから、子育て女性等の再就職を重点的に支援するマザーズハローワーク事業を推進するとともに、再就職のための情報提供、職業能力開発等きめ細かい支援の実施に加え、地方公共団体や民間団体とも連携し、情報提供のワンストップ・サービス化を推進する。	内閣府、厚生労働省、関係省庁
7 女性の活躍による経済社会の活性化	<b>具体的施策</b>	担当府省
	<b>ア 女性の能力発揮促進のための支援</b> ・固定的性別役割分担意識にとらわれずに、いきいきと活躍する身近な女性のロールモデルの発掘を行い、活躍事例を積極的に発信する。また、女性の能力の発揮促進が、ビジネス上の成功につながった企業の事例を収集・検証し、発信する。 ・国、地方公共団体、NPO、経済団体等による女性の研修・交流を推進することにより、経済活動における女性のネットワークの構築を促進する。 ・女性の起業に関する状況をフォローアップするため、既存の統計調査を見直すとともに、国の地方支部局等の情報収集活動も含めた行政情報も幅広く活用しながら、男女別の起業活動の実態を把握する。 ・女性が意欲と能力を発揮し、労働市場に参加することを促進するため、我が国の成長力を高める観点から、女性が活躍できる経済社会の在り方等に関する調査研究を行う。 ・女性の新しい発想や多様な能力の活用の観点から、女性のチャレンジを推進する。	内閣府、厚生労働省、関係府省  内閣府、経済産業省、関係府省  関係府省  内閣府、関係府省
<b>第5分野 男女の仕事と生活の調和</b>		
<b>基本的考え方</b>		
少子高齢化、雇用の変化、グローバル化等が進展する中、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現することは、「M字カーブ問題」の解消や政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を進める上で不可欠であり、我が国の経済社会の持続可能な発展や企業の活性化につながるものである。仕事と生活の調和は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らし、責任を果たしていく上で重要なものである。このため、子ども・子育て支援策との密接な連携を図りながら、企業、働く者、国、地方公共団体が連携し、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を着実に進める。		
1 仕事と生活の調和の実現	<b>施策の基本的方向</b>	
	仕事と生活の調和と憲章・行動指針に基づき、仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成、長時間労働の抑制、公正な処遇を伴う多様な働き方の普及、男性の家事・育児参画の促進、職場環境整備等を進める。また、自営業者、農林水産業に携わる人々など多様な働き方における仕事と生活の調和の普及を図る。	
	<b>具体的施策</b>	担当府省

2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援	<p><b>イ 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備</b></p> <p><b>②父親の子育てへの参画や子育て期間中の働き方の見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や地域など様々な場で、男女が協力して子育てに関わることについての学習機会の提供、子育て親子の交流の場や子育てに関する情報の提供等を通じ地域の子育てを支援する等により、男性の子育てへの関わりの支援・促進を図る。</li> </ul> <p><b>③企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進、評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事と生活の調和や男女共同参画に積極的に取り組む企業に対する認証・認定制度や表彰制度、融資制度や優遇金利の設定、公共調達における優遇措置など、地方の実情に即した取組を行う地方公共団体の状況を調査し、事例を収集する。</li> <li>・企業と地域の子育て支援グループが連携を図り、地域における子育て支援環境が整備されるよう奨励する。</li> <li>・先進企業の好事例等の情報の収集・提供・助言、業務効率化のノウハウ提供、中小企業が行う労働時間等設定改善の支援等、仕事と生活の調和の実現に取り組む企業への支援を推進する。</li> </ul>	<p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p> <p>内閣府</p> <p>厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省、関係府省</p>
	<p><b>エ 仕事と生活の調和等に関する統計の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化等の進展や仕事と生活の調和等の課題に対し、公的統計基本計画に基づき、就業と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳細に分析するために、関係する統計調査において、必要な事項の追加等を検討するとともに、配偶関係、結婚時期、子ども数等の少子化に直接関連するデータの大規模標本調査による把握の可能性についても検討する。</li> </ul>	<p>内閣府、総務省、厚生労働省</p>
	<p><b>施策の基本的方向</b></p> <p>男女の別や就労の有無に関わらず、安心して子育てができる社会の実現に向け、「社会全体で子育てを支える」という基本的考え方に立ち、「子ども・子育てビジョン」に基づく保育所待機児童の解消、多様な保育サービスの充実、子育て支援拠点やネットワークの充実等を進めるとともに、介護支援策の充実を図る。</p>	
	<p><b>ア 全ての子育て家庭に向けた子育て支援策の充実</b></p> <p><b>⑤ 地域における子育て支援の拠点等の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業の有無に関わらず、子育て中の親子が相談、交流、情報交換できる場を身近な場所に整備する地域子育て支援拠点事業を推進する。</li> <li>・幼稚園の施設や機能を地域に開放し、地域の実情に応じた子育て相談や保護者同士の交流の場の提供等を推進する。また、通常の教育時間終了後も引き続き希望する園児を預かるなど、幼稚園の運営の弾力化を図る。</li> <li>・就労形態の多様化に対応する一時的な保育や、専業主婦家庭等の一時的に子育てが困難となる際の保育等に対応する一時預かりサービスを拡充する。</li> <li>・急な残業や子どもの急病等に対応し、臨時的、突発的な保育等を地域における相互援助活動として行うファミリー・サポート・センター事業の拡充を進める。</li> <li>・高齢者の就業機会・社会参加の場を提供するシルバー人材センターにおいて、子育てや教育分野に関しても、地域の実情に応じて事業を実施する。</li> <li>・各市町村が展開している様々な子育て支援事業について、地域のニーズを踏まえた取組が推進されるよう、支援の充実を図る。</li> </ul> <p><b>⑥地域住民等の力を活用した子育て環境の整備、交流の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもや高齢者を含めた地域の人々の交流の機会を設けることにより、地域全体で子どもたちの豊かな人間性を育む環境を醸成する。</li> <li>・地域に根ざして子育て支援活動を行っているNPOなどに、各種子育て支援に関する情報提供や活動場所の確保等の支援を行う。</li> <li>・地域での子育て支援等、社会的な課題をビジネスの手法で解決するソーシャルビジネスについて、先進的な事業ノウハウ等を他地域に展開して新たな事業者の創出を促進する取組等の支援を行う。</li> <li>・全ての親が安心して子育てや家庭教育を行うことができるよう、地域人材の養成や、子育て経験者、教職員経験者、民生委員・児童委員等の地域人材から構成される家庭教育支援チームの設置、学校等と連携した親への学習機会の提供・相談対応など、地方公共団体等が行う、地域の教育力を活かした子育てや家庭教育の支援における取組が促進されるよう支援する。</li> </ul>	<p>厚生労働省</p> <p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省、内閣府、厚生労働省</p> <p>経済産業省</p> <p>文部科学省</p>

施策の基本的方向		
3 働く男女の健康管理対策の推進	職場において健康が確保される環境を整備することは、男女ともに能力発揮を促進するという観点に加え、生涯を通じた健康確保の観点から重要な課題である。特に、職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる環境を整備することは、女性の能力発揮の促進に加え、生涯を通じた女性の健康確保等の観点からも重要な課題である。殊に、妊娠中及び出産後も継続して働き続ける女性が増加していることに鑑み、これら女性労働者が引き続きその能力を十分に発揮する機会を確保するための環境を整備する。	
第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進		
<基本的考え方>		
我が国の農林水産業・農山漁村を再生させるためには、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図る農山漁村の「6次産業化」を推進することが必要である。その際には、農業就業人口の過半を占め、消費者のニーズや食の安全に関心が高く、農産物の加工、販売等の起業活動などで活躍の場を広げ、農山漁村地域社会の維持・振興に貢献している女性の参画が不可欠である。		
こうした状況も踏まえて、農山漁村に特に根強い固定的性別役割分担意識の解消、政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。女性が対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、男女共同参画と農業経営の改善を一体的に推進する家族経営協定の締結数の一層の拡大と有効活用を進める。また、起業活動等への支援を通じた女性の資産の形成など経済的地位向上を図る。女性の参画の促進と並行して、家事・育児・介護等 関わる女性の負担の軽減など農山 における仕事と 活の調 を促進するとともに、過疎化、少子高齢化の進展など農山漁村 取り巻く状況の変化に的確に対応した 策を推進する。		
1 意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	<b>具体的施策</b> <b>イ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大</b> <b>①女性の能力開発</b> ・意欲のある女性が地域における方針決定の場に参画する上で必要な経営管理能力の向上や技術修得等に向けた研修等を実施する。 ・女性農業委員、女性指導農業士など農山漁村の女性リーダーの育成を図るとともに、女性リーダー層のネットワーク化を推進し、先進的な取組や知識・技術に関する情報交換・提供など登用後のサポート体制の強化を引き続き実施する。 <b>②政策・方針決定過程への女性の参画の拡大</b> ・新たな「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）を踏まえた女性農業委員や農業協同組合等の女性役員の登用目標の設定の促進・達成に向けた定期的なフォローアップの強化や、選出の母体となる地域に対する普及・啓発等の働きかけを推進する。 ・森林組合や漁業協同組合の女性役員の登用目標の設定及び土地改良区、集落営農等における意思決定過程への女性の参画を引き続き進める。 ・都道府県において策定された農山漁村における女性の参画目標に基づき、市町村等各地域レベルにおいても参画目標の策定を行うことを推進し、目標の達成に向けた積極的な取組を促進する。 <b>③調査研究、統計等における取組の充実</b> ・農業経営や社会参画に関する調査等、農山漁村における男女共同参画の実態把握・調査研究を実施するとともに、併せて男女別データの把握に引き続き努め、全体の中の女性の状況を明確化する。	担当府省  農林水産省 農林水産省 内閣府、農林水産省 農林水産省 農林水産省 農林水産省
	<b>具体的施策</b> <b>イ 女性の就業支援及び働きやすい環境の整備</b> <b>①起業等の支援</b> <b>② 就業支援</b> <b>③ 働きやすい環境の整備</b> ・農業法人等において、女性が働きやすい環境整備に向けた調査及び優良な取組の普及を図る。	担 府省 農林水産省
	<b>具体的施策</b> <b>イ 高齢化の進展への対応</b> <b>①高齢者生活支援体制の整備</b> ・農村の高齢者が生涯現役で農業や地域活動に取り組めるよう、助け合い組織の強化	担当府省 内閣府、農林
2 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備		
3 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり		

	<p>や配食サービス等、地域内外での助け合い活動の促進を通じ、高齢者の生活支援体制の整備を進める。</p> <p><b>②高齢者の活動の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の有する豊富な知識や経験を活用して取り組む世代間交流や地域文化の伝承活動を推進する。</li> <li>・安心して快適に暮らせる農山漁村づくりを推進するため、集落道における歩行空間の確保、生きがい農園の整備、農業施設のバリアフリー化等を推進する。</li> </ul> <p><b>④ 老後の自立の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女が共に同等の老後生活を確保することができるように、現行農業者年金制度の女性農業者や若い農業者の加入の促進など各種社会保障制度の普及・定着を図る。</li> </ul>	<p>水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p>
<p><b>第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援</b></p>		
<p><b>&lt;基本的な考え方&gt;</b></p>		
<p>単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化などの中で、貧困など生活上の困難について幅広い層への広がりが見られる。一方、相対的貧困率については、ほとんどの年齢層において男性に比べて女性の方が高く、特に高齢単身女性世帯や母子世帯等ひとり親世帯で高いという特徴がある。</p> <p>このため、非正規労働者の増加、単身世帯の増加等に対応するセーフティネットの再構築の必要性が指摘されている。</p> <p>また貧困など生活上の困難に対応し、防止するためにも、男女共同参画を進める必要がある。女性が働き続けることができ、暮らしていける賃金を確保できるよう、雇用の問題、特に男女間の賃金格差の解消や「M字カーブ問題」の解消、均等な機会と公正な待遇の確保、仕事と生活の調和の推進、非正規雇用における課題に取り組む。</p> <p>生活上の困難に直面しやすい母子家庭等ひとり親家庭に対する支援及び生活上の困難に直面する人々を支援するための施策についても推進を図る。</p> <p>なお、様々な生活上の困難の世代間連鎖を断ち切るためにも、女性の就業継続や再就職の支援、教育費の負担軽減を行い、個人の様々な生き方に沿った切れ目のないサービスの提供を図る。</p>		
<p><b>3 安心して親子が生活できる環境づくりに関わる</b></p>	<p><b>具体的施策</b></p> <p><b>ア ひとり親家庭等に対する支援の推進</b></p> <p><b>①子育て・生活支援策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、子育ての支援や児童・母親の生活・健康に対する支援を行う。</li> <li>・母子家庭、父子家庭などの居住の安定確保に向け、公的賃貸住宅を活用するとともに、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進する。</li> <li>・疾病等の理由により一時的に家事援助等が必要になった場合、家庭生活支援員の派遣や、生活支援講習会及び電話相談の実施など母子家庭等の地域での生活を総合的に支援する。</li> <li>・若年や未婚その他の理由により、妊娠・出産・子育てにおいて困難な状況を抱えた女性に対しては、適切な保護やきめ細やかな子育て支援を行う。</li> <li>・父子家庭については、その実態やニーズを把握し、子育て・生活支援等必要な支援を講じていく。</li> <li>・父子家庭が地域での孤立しがちなこと背景にあると考えられる固定的性別役割分担意識の解消に向け、広報・啓発活動を行う。</li> </ul> <p><b>イ 生活上の困難の次世代への連鎖を断ち切るための取組</b></p> <p><b>①教育費の負担の軽減</b></p> <p><b>②子どもがいる世帯の経済的リスクの低減</b></p> <p><b>③多様な教育機会の確保</b></p>	<p>担当府省</p> <p>厚生労働省</p> <p>国土交通省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>内閣府</p>

<p><b>4 男女の自立に向けた力を高める取組</b></p>	<p><b>具体的施策</b></p> <p><b>ウ 個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援やサービスの提供を図る。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健福祉センター、保健所、市町村保健センター、児童相談所等においてひきこもりの相談・支援を行う。また、「ひきこもり地域支援センター」等ひきこもりの一次的な相談窓口を各都道府県・政令指定都市に整備する。</li> <li>・様々な悩みを持つ少年やその家族等に対し適切な助言、支援等を行うため、学校や青少年センター等における相談体制の整備等に努めるとともに、地域や学校、関係機関等の連携による取組を推進する。</li> <li>・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）などの拡充、施設を退所した者等に対する支援の充実を図る。</li> <li>・様々な生活上の困難に直面する人々に対する支援については、実際にサービスを利用する人が利用しやすいものとなるよう、必要に応じて制度設計の見直しや、必要な手続等業務運用の見直しを行う。また、窓口対応に当たる担当者への意識付けの取組などを実施する。</li> <li>・一人暮らし世帯等、地域から孤立する可能性がある全ての者・世帯が地域で安心して暮らすことができるよう、見守り、買物支援等の基盤支援を提供するため、市町村と協働したモデル事業の実施や、先駆的取組の情報発信等を行う。</li> <li>・様々な生活上の困難に直面している利用者に対して、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援やサービスの提供を図ることが必要である。そのため、パーソナル・サポーターが、個別的継続的に相談・カウセリングや各サービスのつなぎを行う「パーソナル・サポート・サービス」制度化に向けた検討を進める。また、居住の権利を支え、労働・自営を促す「居住・フリーネット」の整備に向けての検討を進める。</li> </ul>	<p><b>担当府省</b></p> <p>厚生労働省</p> <p>内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省</p> <p>厚生労働省</p> <p>内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、国土交通省</p>
----------------------------------	---	--

**第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備**

<p><b>1 高齢者が安心して暮らせる環境の整備</b></p>	<p><b>施策の基本的方向</b></p> <p>高齢社会を豊かで活力ある社会とするためには、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見を除去し、高齢者を他の世代とともに自立し誇りを持って社会を支える重要な一員として、積極的にとらえる必要がある。また、高齢者が自立し、健康で安心して暮らせる社会の実現には、男女の生活実態、意識、身体機能等の違いに配慮したきめ細かな自立支援施策等の展開が必要であり、さらに、若い時期からの働き方や家族の持ち方など世代横断的な視点が必要である。</p> <p>このため、男女共同参画の視点に立ち、高齢者の就業促進と社会参画に対する支援、高齢期の経済的自立につなげるための制度や環境の整備、家庭や地域で健康で安心して暮らせるための生活自立に向けた取組、性差に配慮した医療・介護予防への取組、良質な医療・介護基盤の構築等を進める。</p> <p><b>ア 高齢男女の就業促進、能力開発、社会参画促進のための支援</b></p> <p><b>⑤ 高齢男女の能力の活用に關する検討の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業のほかに地域活動や社会貢献活動など幅広いキャリアを持つ高齢者について、多様な経験・能力を整理し、その経験を、「職業キャリアが長い方向へのジョブ・カード」等を活用し、再就職や地域活動等にいかすための課題について検討する。</li> </ul> <p><b>⑥ 高齢男女の社会参画の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いわゆる団塊の世代が定年を迎えていることを踏まえ、高齢者の社会参加に対する男女共同参画の視点に立った支援を促進する。このため、高齢者の社会参加活動に関する広報・啓発、情報提供・相談体制の整備、指導者養成などを図る。</li> <li>・高齢者の学習活動を通じた社会参加を促進するための方策についての調査研究等を推進する。また、世代間の理解を促進するための各種の交流事業等を推進することのほか、地域高齢者の自主的な組織である老人クラブの活動への支援を行う。</li> <li>・高齢等女性の様々な分野への参画の促進も含め、地域における課題解決に向けた主体的な取組を支援する地方公共団体や女性関連団体等の求めに応じて適切な指導・助言を行うアドバイザーを派遣し、地域における男女共同参画を促進する。</li> <li>・退職時などのタイミングをとらえて、高齢男性向けに、家庭・地域への円滑な参画を支援する講座等の充実を促進する。</li> <li>・総合型地域スポーツクラブにおいて高齢者や女性の参加が促進されるようにモデル事業を推進するとともに、好事例を収集し発信する等、普及啓発に向けた取組を推進する。</li> </ul> <p><b>イ 高齢男女の生活自立支援</b></p>	<p>厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p> <p>内閣府、関係府省</p> <p>内閣府、文部科学省</p>
-----------------------------------	--	---

	<p>・高齢男女が家庭・地域で安心して暮らせるための生活自立に向け、単身高齢者の生活支援、高齢者の状況に配慮したICTの普及や住まいの確保、高齢者虐待問題や消費者被害への対応を進める。</p> <p><b>① 高齢者の日常生活支援施策の推進</b></p> <p>・地域包括支援センターや民生委員等とも連携し、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業に係る生活支援員等の高齢者の日常生活を支援する施策について、男女別のニーズへの配慮を含め、利用者ニーズに応じて一層の推進を図る。</p> <p><b>② 高齢者虐待の防止と早期対応に向けた対策の推進</b></p> <p>・高齢者虐待相談窓口の設置・周知、高齢者虐待に関する知識・理解の啓発、高齢者虐待防止ネットワークの構築等の取組を推進する。</p> <p><b>③ 成年後見制度や消費者被害防止施策の普及啓発と利用しやすい体制の整備等</b></p> <p>・男女共同参画センター・女性センターや女性関係団体等との協力の下に、高齢女性に対する成年後見制度や消費者被害防止施策の普及啓発を一層強化する。また、成年後見制度における女性後見人の育成や、「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク協議会」の活用等、高齢女性が利用しやすい体制の一層の整備を図る。</p> <p><b>④ バリアフリー・ユニバーサルデザイン等の推進</b></p> <p><b>⑤ 高齢者向け住宅等の整備</b></p> <p>・医療・介護との連携により、高齢者が安心して住み続けられるよう、サービス付き高齢者住宅の登録制度を創設するとともに、その供給を促進する。</p> <p><b>⑥ 高齢者の生活におけるICTの利活用の推進</b></p> <p>・高齢者が使いやすいICT機器（例えばタッチパネル式）の開発を進める。また、地方自治体や教育機関、NPO等における講座開催など、高齢者等のICT機器利用を支援する取組の充実・促進を図る。</p> <p>・遠隔医療、見守り等、高齢者の安心・安全な暮らしを確保するためのICT利活用を推進する。</p>	<p>内閣府、消費者庁、総務省、厚生労働省、国土交通省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>内閣府、消費者庁、法務省、厚生労働省</p> <p>内閣府、関係府省</p> <p>厚生労働省、国土交通省</p> <p>総務省、文部科学省</p>
<p><b>2 障害者が安心して暮らせる環境の整備</b></p>	<p><b>施策の基本的方向</b></p> <p>障害のある男女それぞれへの配慮を重視しつつ、障害のある人もない人も共に生活し活動できる社会の構築を進める。その際、障害のある女性は、障害に加えて、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意する必要がある。</p>	
	<p><b>具体的施策</b></p> <p><b>ア 総合的な障害者施策の推進</b></p> <p>・上記の検討・構築に当たっては、「男女の平等」を含む上記条約の原則を十分に踏まえるとともに、男女別の統計情報の充実等についても検討するなどして男女共同参画の視点に十分配慮する。</p>	<p>内閣府・関係府省</p>
<p><b>3 外国人が安心して暮らせる環境の整備</b></p>	<p><b>施策の基本的方向</b></p> <p>グローバル化の進展に伴い、我が国で暮らす外国人が増加している。また、国際結婚は1980年代半ば以降急増しているが、その8割が夫は日本人で妻は外国人という組合せであり、国際結婚の下で外国人の親を持つ子どもも増加している。</p> <p>外国人女性は、言語の違い、文化・価値観の違いや、地域における孤立などの困難に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれており、その状況に応じた支援を進める。</p>	
<p><b>4 女性であることで複合的に困難な状況に行かれている人々等への対応</b></p>	<p><b>施策の基本的方向</b></p> <p>人々が安心して暮らせる環境の整備を進めるためには、障害があること、日本で働き生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意する必要がある。また、男女を問わず性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障害などを有する人々に対し、人権尊重の観点からの配慮が必要である。このため、人権教育・啓発等を進める。</p>	
<p><b>第9分野</b></p>	<p><b>女性に対するあらゆる暴力の根絶</b></p>	
<p><b>基本的な考え方</b></p>	<p>女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その回復を図ることは国の責務であるとともに、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。</p>	
	<p>特に、インターネットや携帯電話の普及により、女性に対する暴力は多様化してきており、こうした課題に対しては、新たな視点から迅速かつ効果的に対応していくことが求められる。また、子ども、高齢者、障害者、外国人等はそれぞれ異なる背景事情や影響を有していることから、これらの被害者の支援に当たっては様々な困難を伴うもので</p>	

あることにも十分配慮し、暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応することが不可欠となっている。こうした状況を踏まえ、女性に対する暴力を根絶するため、社会的認識の徹底等根絶のための基盤整備を行うとともに、配偶者からの暴力、性犯罪等、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。

<p><b>1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり</b></p>	<p><b>オ 女性に対する暴力に関する調査研究等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性に対する暴力についての確な施策を実施し、社会の問題意識を高めるため、被害等の実態を把握することを目的とした調査を、今後も定期的・継続的に実施するとともに、女性に対する暴力の実態が的確に把握できるデータの在り方を検討する。</li> <li>女性に対する暴力に関する社会における問題意識の向上や効果的な施策の立案・展開に資する調査研究を実施する。</li> <li>重大事件等の暴力被害について必要な検証を行い、重大な被害につながりやすい要因を分析し、的確に対応する。</li> </ul>	<p>内閣府 内閣府、関係府省 警察庁、関係府省</p>
<p><b>2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進</b></p>	<p><b>ア ③地方公共団体の取組に対する支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、被害者支援に係るワンストップ・サービスの構築を推進するために必要な助言その他の援助を行う。</li> <li>自立支援プログラムの実施等、市町村を主体とした取組を促進する。</li> <li>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の作成その他地方公共団体における関係施策の推進のために必要な助言その他の援助を行う。</li> </ul>	<p>内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省 内閣府 内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省 法務省</p>
<p><b>3 性犯罪への対応の推進</b></p>	<p><b>イ ⑤被害者等に関する情報の保護</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害者等の安全の確保や二次的被害防止の観点からプライバシーの保護を図るため、刑事裁判手続における被害者等に関する情報の秘匿制度等、現行制度の適切な運用を徹底する。</li> </ul>	<p>警察庁</p>
<p><b>4 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進</b></p>	<p><b>ア ③防犯・安全対策の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通学路や公園等における防犯・安全対策を強化し、性犯罪等の前兆となり得る声掛け、つきまとい等の行為者の特定に関する情報収集及び分析を行うとともに、特定した当該行為者に対する検挙、又は指導・警告措置を的確に実施する。</li> </ul>	<p>警察庁</p>
<p><b>6 人身取引対策の推進</b></p>	<p><b>ア 「人身取引対策行動計画2009」の積極的な推進</b></p> <p><b>①被害の発生状況の把握・分析</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入国管理局における各種手続、警察における風俗営業等に対する立入調査や取締り、婦人相談所における人身取引被害女性の保護等の活動や在京大使館、NGO関係者、弁護士等からの情報提供を通じて、関係行政機関において、外国人女性及び外国人労働者の稼働状況や人身取引被害の発生状況、国内外のブローカー組織の現状等の把握・分析に努めるとともに、人身取引につながり得る事案に関する情報等必要な情報の共有を推進する。</li> </ul>	<p>関係府省</p>
<p><b>7 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進</b></p>	<p><b>施策の基本的方向</b></p> <p>雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントについて、男女雇用機会均等法に基づき企業に対する指導等を徹底するとともに、教育・研究・医療・社会福祉施設やスポーツ分野等においても、被害の実態を把握し、効果的な被害防止対策を講ずる。セクシュアル・ハラスメントの行為者に対して厳正に対処し、再発防止策を講じるとともに、被害者の精神的ケアを強化する</p>	
<p><b>8 メディアにおける性・暴力表現への対応</b></p>	<p><b>イ 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>セクシュアル・ハラスメントの被害実態を把握するとともに、教育関係者への研修等による服務規律の徹底、被害者である児童生徒等、さらにはその保護者が相談しやすい環境づくり、相談や苦情に適切に対処できる体制の整備、被害者の精神的ケアのための体制整備等を推進する。</li> </ul> <p><b>ウ 調査研究等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>性・暴力表現が人々の心理・行動に与える影響についての調査方法を検討する。</li> <li>メディア産業の性・暴力表現について、DVD、ビデオ、パソコンゲーム等バーチャルな分野を含め、自主規制等の取組を促進するとともに、表現の自由を十分尊重した上で、その流通・閲覧等に関する対策の在り方を検討する。</li> </ul>	<p>文部科学省 内閣府 内閣府、関係府省</p>

**第10分野 生涯を通じた女性の健康支援**

**<基本的考え方>**

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言える。心身及びその健康について正確な知識・情報を入手することは、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくために必要である。特に、女性は妊娠や出産をする可能性もあるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要がある、「リプロダクティブ・

ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点が殊に重要である。  
 こうした観点から、子どもを産む・産まないに関わらず、また、年齢に関わらず、全ての女性の生涯を通じた健康のための総合的な政策展開を推進するとともに、男女の性差に応じた健康を支援するための総合的な取組を推進する。

	具体的施策	担当府省
1 生涯を通じた男女の健康の保持増進	<b>イ 地域における医療体制の整備</b> ・安定的な医療提供体制の整備を進める。 <b>キ 科学的根拠に基づいた健康情報の収集・分析・提供</b> ・各種施策の実施状況及び社会情勢の変化に応じて、男女の健康保持に関する施策の充実のための総合的な検討を行う。	厚生労働省 厚生労働省
2 妊娠・出産等に関する健康支援	<b>具体的施策</b> <b>ア 妊娠・出産期における女性の健康管理の充実と経済的負担の軽減</b> ・市町村による妊婦等に対する早期の妊娠届出の勧奨などにより、妊娠・出産期の健康管理の充実を図るとともに、妊婦健診負担や出産育児一時金などより、経済的負担の軽減を図る。 <b>イ 周産期医療や救急医療体制、小児医療体制の充実</b> <b>②周産期医療等の充実</b> ・地域における周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センター及びそれを支える地域周産期母子医療センター等への支援(新生児集中治療管理室(NICU)の整備等)、周産期医療に携わる医師・助産師等の養成・確保、救急搬送受入体制の確保を図る。 ・全ての分娩機関が産科医療補償制度に加入し、分娩に関する紛争の防止・解決を図るとともに、原因分析による将来の同種事例の防止に役立つ情報の提供などにより、産科医療の質の向上を図る。 ・「妊娠と薬情報センター」(独立行政法人国立成育医療研究センターに設置)において、服薬の影響を心配する妊婦からの相談業務を通じ、妊婦の服薬情報とその後の出生児への薬の影響の有無に関する情報を収集・蓄積し、服薬相談や医薬品添付文書の改訂に活用する。 ・休日・夜間も含め、小児救急患者の受け入れができる体制を整備する。子どもについては、親の保険料の滞納状況に関わらず、一定の窓口負担で医療にかかるようにする。	担当府省 厚生労働省 文部科学省、厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省
4 性差に応じた健康支援の推進	<b>施策の基本方向</b> 疾患の罹患状況が男女で異なるなど、生涯を通じた健康の保持のためには、性差に応じた確かな健康支援を受けることが必要である。このため、性差医療に関する調査・研究を進めるとともに、性差医療の重要性に関する普及啓発、医療体制整備、性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策を進める。 <b>具体的施策</b> ・男女の精神的・身体的性差や生活習慣の差等を踏まえた医療に関する調査・研究を充実する。 ・健康や医療サービス提供に関する男女別データの収集を行う。	厚生労働省 厚生労働省
6 生涯にわたるスポーツ活動の推進	<b>具体的施策</b> ・総合型地域スポーツクラブの全国展開を推進するなど、地域において、男女を問わずスポーツに親しむことができる環境を整備する。 ・男女を問わず、地域の実態や住民のニーズに応じたスポーツに関する指導ができる人材について、各地方公共団体が養成・活用に努めるよう支援する。 ・スポーツ団体において男女を問わずスポーツ指導者を育成することや、新たに策定するスポーツ団体の組織運営に関するガイドラインに基づき、スポーツ団体の実態を踏まえた女性の団体役員等への積極的な登用を推進する。 ・身近な地域で健康づくりを図るための環境整備の一環として、総合型地域スポーツクラブにおける高齢者や女性の参加を推進するとともに、好事例を収集し発信する等、普及啓発に向けた取組を推進する。 ・高齢者が自分の体力の現状を把握できる体力測定の仕組み(体力検定制度)を創設するとともに、高齢者が日常生活において手軽に取り組める運動・スポーツプログラムを開発し、そのプログラムを継続的に実施するよう普及啓発を実施する。 ・女性トップアスリートの活躍を支援するため、出産・育児後に円滑に競技活動へ復帰できるようなトレーニング方法やコーチングなどの研究開発を実施する。	文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省



第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実			
<基本的考え方>			
<p>男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要があり、その基礎となるのが教育・学習である。</p> <p>固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を図り、男女共同参画についての理解の深化を促進するため、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ、男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。</p> <p>また、男女が主体的に多様な選択を行うことができるよう、人生を通じたそれぞれの段階におけるライフスタイルに応じたきめ細やかな支援を行うとともに、女性の能力や活力を引き出すため、女性のエンパワーメントを促進する。</p>			
	具体的施策	担当府省	
1 男女平等を推進する教育・学習	<p><b>ア 教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校長を始めとする教職員や教育委員会が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう、各教育委員会や大学等が実施する男女共同参画に関する研修等の取組を促進する。</li> <li>・教員養成課程における男女平等などの人権教育を促進する。</li> <li>・青少年教育活動の指導者など社会教育関係者に対しても、様々な機会を活用し、男女共同参画についての意識啓発に努める。</li> <li>・男女共同参画社会は男女の生物学的な違いを否定するものであるなどの誤解を払拭するためにも、教育関係者等に対し男女共同参画に対する正確な理解の浸透を図る。</li> </ul> <p><b>ウ 高等教育の充実</b></p> <p>① 高等教育機関における調査・研究等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等教育機関において、男女共同参画の正確な理解の浸透を図るため、ジェンダー研究を含む男女共同参画社会の形成に資する調査・研究の一層の充実を促す。また、それらの成果を学校教育や社会教育における教育・学習に幅広く活用し、社会への還元を促進する。</li> </ul> <p><b>エ 社会教育の推進</b></p> <p>① 男女共同参画に関する学習機会の充実</p> <p>② 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭教育等における男性の参画、家庭教育を支える地域ネットワークの構築など、地域の活動を担う人材の育成プログラムの開発・普及等を図る。</li> </ul> <p><b>オ 男女共同参画社会の形成に資する調査・研究等の充実</b></p> <p>① 独立行政法人国立女性教育会館における調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人国立女性教育会館においては、調査研究・情報事業及び大学等の研究の成果を研修・交流事業に活用し、地方公共団体や大学、男女共同参画センター・女性センター等の女性関連施設及び社会教育施設、海外関係機関と連携を図りつつ事業を展開するとともに、男女共同参画社会の形成に資する調査研究や、顕著な業績を残した女性や女性施策等に関する記録の収集・提供等を行う女性アーカイブの構築を進め全国的にその成果の還元を図る。</li> </ul> <p>③ 日本学術会議における男女共同参画に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本学術会議においては、ジェンダー研究を含む男女共同参画社会の形成に資する学術研究及び教育制度について、社会、経済、政策、健康、人口、暴力、災害、環境等の観点から多角的な調査、審議を一層推進する。</li> </ul>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省 文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>内閣府</p>	
	2 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実	<p><b>具体的施策</b></p> <p><b>ア 生涯学習・能力開発の推進</b></p> <p>⑥ 学校施設の開放促進等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の学習機会や子どもたちの活動の場を幅広く提供するために、学校施設を学校休業日や放課後に地域住民や子どもたちに開放し、多様な学習機会の提供を行う。また、学校・家庭・地域社会が連携協力することの重要性に鑑み、地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備や活用の促進を図る。</li> </ul> <p>⑦ 青少年の体験活動等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画の視点に立って、青少年の奉仕活動、自然体験活動等の場や機会の充実</li> </ul>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>

	<p>を図る。</p> <p><b>③民間教育事業との連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間教育事業者に対して、男女共同参画社会の理念を踏まえながら、事業の実施、相互の連携、地方公共団体との連携を図るよう指導、助言を行うなど、民間教育事業者の健全な発展を促進するよう努める。</li> </ul> <p><b>イ エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実</b></p> <p><b>①社会活動の評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職業におけるキャリアだけでなく、PTAやNPO、地縁団体の活動など多様な社会活動をキャリアとして積極的に評価するための手法について検討する。</li> </ul> <p><b>②女性の能力開発の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会的・職業的に自立するために必要な能力開発のための学習プログラム等の充実及び学習機会の提供に努める。特に、結婚・出産等により、職業生活の中断を余儀なくされた女性に配慮する。</li> <li>女性がこれまで担ってきた社会活動をキャリアとして積極的に評価するとともに、従事している者が経済的にも自立できるよう、「新しい公共」を担う人材の育成プログラムを開発・普及等を行う。</li> </ul> <p><b>④女性の学習グループの支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性団体・グループ、NPO等の学習活動の支援、リーダー養成に努め、女性の社会参画の促進を図るとともに、参画した女性の活動成果の普及促進に努める。また、女性団体等の情報活用能力の向上のための取組を促進する。</li> </ul> <p><b>④ 立行政法人国立女性教育会館の事業の充実等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人国立女性教育会館においては、基幹的女性教育指導者の 成、女性のチャレンジ支援のための情報提供や教育プログラム開発など喫緊の課題への対応、アジア太平洋地等の性のエンパワーメント支援、女性アーカイブセンター機能の更なる充実・深化を推進する。</li> </ul>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>
<p><b>3 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大</b></p>	<p><b>具体的施策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>初等中等教育機関の校長・教頭などにおける女性の登用について、都道府県教育委員会等に対して、「2020年30%」の目標の達成に向けた具体的な目標（例えば、平成27年（2015年）の目標など）を設定するよう働きかける。</li> <li>高等教育機関の教授等における女性の登用については、男女共同参画の理念を踏まえた各大学における自主的な取組を促進する。また、国立大学協会が策定した「2010年までに女性教員の割合を20%に引き上げる」という達成目標も踏まえつつ、男女共同参画の推進に向け、国立大学法人評価等を通じて各国立大学法人が積極的な取組を行うよう促す。公私立大学等についても自主的な取組が行われるよう促す。</li> <li>国立大学協会の男女共参画に関するワーキング・グループからの国立大学における男女共同参画を推進するための提言等も踏まえて、学術・研究の分野における女性の参画の促進に努める。</li> </ul>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>
<p><b>第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画</b></p>		
<p><b>&lt;基本的考え方&gt;</b></p> <p>科学技術・学術は、我が国及び人類社会の将来にわたる発展のための基盤であり、「知」の獲得をめぐる国際的な競争が激化している。我が国が国際競争力を維持・強化し、多様な視点や発想を取り入れた研究活動を活性化するためには、女性研究者の能力を最大限に発揮できるような環境を整備し、その活躍を促進していくことが不可欠である。また、科学技術・学術の振興により、多様で独創的な最先端の「知」の資産を創出することは、男女共同参画社会の形成の促進にも資する。</p> <p>しかしながら、我が国の研究分野への女性の参画状況は、他の先進国と比べて依然として不十分である。女性研究者の登用及び活躍の促進を加速するため、女性研究者の出産・子育て等と研究との両立のための環境づくりや、女子学生・生徒の理工系分野の進路選択の支援を図り、各研究機関における先導的な取組の成果の全国的な普及・定着を進めることによって、研究機関が実態に応じて積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進することを支援するなど、科学技術・学術分野における女性の参画拡大を積極的に推進する。</p>		
	<p><b>具体的施策</b></p> <p><b>イ 研究者等の実態把握</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究者・技術者及び研究補助者等に係る男女別の実態把握とともに統計情報を収集・整備し、経年変化を把握する。</li> </ul>	<p><b>担当府省</b></p> <p>総務省、文部科学省、関係府省</p>
<p><b>第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進</b></p>		

1 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等	具体的施策	担当府省
	<b>ア メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重のための取組等</b> <b>③ 域の環境浄化のための啓発活動の推進</b> ・学校・家庭・地域社会が連携した有害環境浄化活動を推進するなど、青少年を取り巻く地域の環境を浄化するための啓発活動を推進する。	内閣府、警察庁、文部科学省

**第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進**

**<基本的考え方>**

「地域」（地域コミュニティ）は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要である。地域においては、高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の様々な変化が生じており、男女が共に担わないと立ち行かなくなる状況となっている。こうした中で行政だけでなく、一人ひとりが加わって「新しい公共」を創造し、地域力を高め、持続可能な社会を築くには、地域における男女共同参画が不可欠である。

そのためには、地域における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や特定の性や年齢層で担われている分野への男女双方の参画（地域おこし・まちづくり・観光、消防団等防災分野への女性の参画、子育て支援活動への男性の参画等）により、男女共同参画の視点を反映させることが必要である。

このため、男女共同参画についての意識啓発を更に進めるとともに、課題解決型実践的活動への移行を推進する。男女共同参画の視点に立った地域や分野横断的なネットワークの構築、地域の男女共同参画拠点の活性化、地方公共団体における男女共同参画行政の積極的推進等を図り、全ての人々にとって身近な男女共同参画を推進する。

また、防災、環境等の分野については、地域に根ざした活動から、全国規模、地球規模の活動まで様々なものがあるが、組織の運営や活動の進め方において男女共同参画を推進する。

1 地域における男女共同参画推進の基盤づくり	<b>施策の基本的方向</b>	
	地域における男女共同参画推進の重要な拠点である男女共同参画センター・女性センター等の機能の充実・強化を図るとともに、公民館や自治会等地域活動が行われている場活用し、地域ネットワークの構築や地方公共団体における男女共同参画の積極的推進を促すなど、男女共同参画の考え方があゆる地域活動の本要件となるよう地盤づくりを推進する。その際、男女共同参画が働く女性のための課題として認識されること多かったことなども踏まえ、男女の別や、就業の有無に関わらず あらゆる人々による積極的な取組を促進する。	
	具体的施策	担当府省
	<b>ア 男女共同参画センター・女性センター等の機能の充実・強化</b>	
	・男女共同参画に関する幅広い知識や実践的な技術等を体系的にまとめた研修プログラム等を作成し、男女共同参画センター・女性センター等職員の人材育成を支援する。 ・男女共同参画センター・女性センター等について、専門的な知識・経験や地域のニーズが適切かつ十分に反映された運営となるよう仕組みづくりを促進する。	
	<b>イ 地域活動が行われている場を活用した男女共同参画の推進</b>	
・地域における課題解決や実践的活動に関する先進事例、ノウハウ等の情報収集・提供・共有を行い、男女共同参画を促進する。 ・男女共同参画の視点を踏まえた地域活動の表彰等の広報・啓発活動を行うことにより、男女共同参画の推進を支援する。 ・女性リーダー等の人材育成のため、研修等の支援を行うほか、リーダー等になりやすい環境整備を図るとともに、多様な動機付けの仕組みを検討する。		
<b>ウ 地域ネットワークの構築の支援</b>		
・男女共同参画の視点を踏まえ、地方公共団体、男女共同参画センター・女性センター、大学、NPO、NGO、地縁団体、企業（ダイバーシティ担当者等）等地域活動を行っている団体とのネットワークの構築、連携を促進する。		
<b>エ 地方公共団体における男女共同参画の積極的推進</b>		
・地方公共団体職員、地域活動を行うリーダー等の理解促進のための研修の実を図る。		
<b>施策の基本的方向</b>		
地域において、固定的性別役割分担意識を解消するための意識啓発を更に進めるとともに、課題解決型実践的活動への移行を推進する。また、地域社会の様々な活動に男性や若年層など多様な人々が参画できるよう、仕事と生活の調和を進める。		

	さらに、地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、女性の自主的な活動を阻害しないように留意しつつ、男女共同参画の視点を踏まえた地域ネットワークの構築を図り、地域コミュニティの再生を図る。	
2 地域の活動における男女共同参画の推進	<b>具体的施策</b>	担当府省
	<b>ア 地域における方針決定過程への女性の参画拡大</b> ・PTA、自治会、消防団、商工会、社会福祉協議会、まちづくり推進協議会など地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る。	内閣府、関係府省
	<b>イ 地域活動への多様な人々の参画促進</b> ・防犯活動、高齢者の見守り活動、子育て支援活動などの地域活動に、男女ともに、多様な年齢層の参画を促進する。 ・男女ともに、地域における多様な年齢層の人々が消費者として自主的かつ合理的に行動できるよう支援する。	内閣府、文部科学省 消費者庁
	<b>ウ 地域ネットワークの構築の支援</b> ・男女共同参画の視点を踏まえ、地方公共団体、男女共同参画センター・女性センター、大学、NPO、NGO、地縁団体、企業（ダイバーシティ担当者等）等地域活動を行っている団体とのネットワークの構築、連携を促進する。 <b>エ 固定的性別役割分担意識解消のための意識啓発</b> ・地方公共団体等が、地域住民等に対する固定的性別役割分担意識解消のための意識啓発等を行うに当たり、地域の課題解決等実践的活動を通じた取組を支援する。	内閣府、文部科学省  内閣府
●3 男女共同参画の視点に立った地域おこし、まちづくり、観光、文化を通じた地域経済の活性化等の推進	<b>施策の基本的方向</b>	
	地域の文化・産業を男女共同参画を踏まえた新たな視点で見直し、地域おこし、まちづくりを進め、さらには基とした観光を通じて国内の人々の交流を深めることで、域や地域経済の活性化、暮らしの善を実する。	
3 男女共同参画の視点に立った地域おこし、まちづくり、観光、文化を通じた地域経済の活性化等の推進	<b>具体的施策</b>	担当府省
	<b>ア ①地域おこし、まちづくり、観光分野における女性の参画の拡大</b> ・地域おこし、まちづくり、観光分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。 ・まちづくりや地域経済活性化等のための計画策定や活動等に男女共同参画の視点が反映されるよう働きかける。 ・地域経済の活性化に果たす男女共同参画の視点の重要性を踏まえ、コミュニティビジネス等における女性の参画を支援する。	内閣府、国土交通省 内閣府、国土交通省 内閣府、関係府省
	<b>②地域活動への多様な人々の参画促進</b> ・男女ともに多様な年齢層の参画が促進されるよう配慮しながら、文化の伝承など地域の文化活動の振興を図る。 ・男女共同参画の視点を踏まえ、行政と、地域おこし、まちづくり、観光に関する地域活動を行っている商店街や団体等とのネットワークの構築や、異業種間での連携を促進する。 ・地域おこし、まちづくり、観光に関する女性の人材育成を促進する。	内閣府、文部科学省 内閣府、国土交通省 内閣府、経済産業省、国土交通省
	<b>イ 地域社会への男女の共同参画の促進</b> ・ボランティア活動、NPO等への参画促進のため、情報提供、相談活動などを通じた環境整備を進める。 ・男女共同参画の推進を支援するため、NPO法人を対象とした制優遇措置の充実などの支援を検討する。	内閣府
4 防災における男女共同参画の推進	<b>施策の基本的方向</b>	
	被災時には、増大した家庭の責任（女性集中することなどの問題）が明らかになり、防災（復興）の取組を進めるに当たっては、男女のニーズの違いを把握し進める必要がある。これら被災時復段階における女性をめぐり、諸問を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた災（復興）体制を立する。	
	<b>具体的施策</b>	担当府省
	<b>ア 防災分野における女性の参画の拡大</b> ・地域防災計画等に男女共同参画の視点や高齢者・外国人等の視点が反映されるよう、地方公共団体に対して要請するなど、その推進を図る。 ・防災分野での固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、防災分野における政策・	内閣府、総務省 内閣府、関

	<p>方針決定過程への女性の参画を拡大する。</p> <p><b>イ 防災の現場における男女共同参画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における女性高齢者等の被災が多いため、防災施策の立案、実施及び情報提供に当たっては、女性、高齢者、外国人等の視点も踏まえる。また、緊急時における連絡体制の整備や、避難誘導等に関して平時からの高齢者、外国人等に対する知の普及・学習機会の拡充を図る。</li> <li>・地方公共団体の災害に関する各種対応マニュアル等に男女共同参画の視点を踏まえるよう支援を行う。</li> <li>・男女の参画や、災害や防災に関する知識の修得を進める。また、固定的な性別役割分担意識の見直し、方針決定過程への女性の参画の促進、及び女性リーダーの育成など、男女共同参画の視点を取り入れることを推奨する。</li> <li>・避難場所や災害ボランティア活動などの場において、安全の確保など男女共同参画の視点からの配慮がなされるよう図る。</li> <li>・消防職員・消防団員、警察官、自衛官等について、防災現場に女性が十分に配置されるよう、採用・登用の段階を含めて留意する。また、平時訓練などその職業能力の向上についても配慮する。</li> </ul> <p><b>ウ 国際的な防災協力における男女共同参画等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「防災協力イニシアティブ」（平成17年1月18日）に基づき、国際的な防災協力に当たっては、男女共同参画の視点を踏まえ支援を行う</li> </ul>	<p>係府省</p> <p>内閣府、関係府省</p> <p>内閣府、総務省</p> <p>内閣府、関係府省</p> <p>内閣府、関係府省</p> <p>警察庁、総務省、防衛省</p> <p>外務省、関係府省</p>
<p><b>5 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進</b></p>	<p><b>施策の基本的方向</b></p> <p>地球環境問題を解決し、持続可能な社会の実現を目指していくためには、環境保全等に関する女性の高い関心や経験等を生かしながら、一人ひとりのライフスタイルを環境への負荷がより小さいものへと変えていくとともに、持続可能な社会の実現に重要な課題である環境分野における女性の積極的参画を推進する。</p> <p><b>具体的施策</b></p> <p><b>ア 環境分野における女性の参画の拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における環境学習の推進やNGO、NPO活動の支援等を図る。</li> </ul> <p><b>イ 国際的な対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成4年に開催された「国連環境開発会議」（地球環境サミット）で採択された持続可能な開発の実現を目指す実施計画である「アジェンダ21」及びその国内行動計画である「『アジェンダ21』行動計画」を踏まえ、環境問題に関する取組については、事業の各段階における意思決定過程への女性の参画を促進する。</li> <li>・平成14年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」（ヨハネスブルグ・サミット）で日本のNGOと日本政府が提案し、同年国連総会で採択された「国連持続可能な開発のための教育の10年」が平成17年から開始されていることを踏まえ、「持続可能な開発」の実現に必要な教育への取組と国際協力を積極的に推進する。その際、政府とNGOが密接連携するとともに、政府においては、関係府省における横的な進体制を整備する。</li> </ul>	<p>文部科学省、環境省</p> <p>外務省、環境省</p> <p>外務省、文部科学省、環境省</p>
<p><b>第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献</b></p> <p><b>&lt;基本的考え方&gt;</b></p>	<p>我が国の男女共同参画施策については、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動してこれを推進してきた。諸外国では、男女共同参画施策が大きく進展している例もある一方、我が国においては女子差別撤廃委員会の最終見解に指摘されているように多くの課題がある。緊急に実施すべき2年以内のフォローアップ項目も含め、勧告された事項に適切に対処する。</p> <p>また、国際的な場における女性の積極的な登用を進める。</p> <p>さらに、男女共同参画は国際的連携をとりつつ進める課題であることを踏まえつつ、ODAの実施に当たってはジェンダー主流化の視点に立ち効果的かつ公正に進める。また、戦時・平時を問わずいかなる女性に対する人権侵害も起きてはならない問題である。女性の平和構築の過程への参画を進める。</p> <p>このような取組を通じて、男女共同参画に関して、国際的な評価を得ていくよう努める。</p>	

### 参考資料3 第3次男女共同参画基本計画における関係指標

【第3次男女共同参画基本計画では、本文の各分野に「目標」と「成果目標」、本文外に「参考指標」が掲げられるに至りました。これらを以下に掲げます。なお各分野の成果指標では分野で同じものが上がっている点に注意ください。参考指標については以下の説明があります。「参考指標は、第3次男女共同参画基本計画の各重点分野に関連して、男女共同参画社会の形成の状況を把握する上で重要な各種指標であり、同計画の具体的施策を着実に実施することによって男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、内閣府において、その推移を定期的にフォローアップし、結果を公表することとしている。】

#### 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

##### <目標>

項目	現状	目標(期限)
衆議院議員の候補者に占める女性の割合	16.7%(平成21年)	30%(平成32年)
参議院議員の候補者に占める女性の割合	22.9%(平成22年)	30%(平成32年)

※「目標」は、政府が政党に働きかける際に、政府として達成を目指す努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。

##### <成果目標>

項目	現状	目標(期限)
検察官(検事)に占める女性の割合	18.2%(平成21年)	23%(平成27年度末)
国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合	26.1%(平成22年度)	30%程度(平成27年度末)
国家公務員採用I種試験の事務系の区分試験の採用者に占める女性の割合	25.7%(平成22年度)	
国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上に占める女性の割合	5.1%(平成20年度) ※平成21年1月現在	10%程度(平成27年度末)
国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合	2.2%(平成20年度) ※平成21年1月現在	5%程度(平成27年度末)
国の指定職相当に占める女性の割合	1.7%(平成20年度) ※平成21年1月現在	3%程度 (平成27年度末)
国家公務員の男性の育児休業取得率	0.7%(平成20年度)	13%(平成32年)
国の審議会等委員に占める女性の割合	33.2%(平成21年)	40%以上60%以下(平成32年)
国の審議会等専門委員等に占める女性の割合	16.5%(平成21年)	30%(平成32年)
都道府県の地方公務員採用試験(上級試験)からの採用者に占める女性の割合	21.3%(平成20年)	30%程度(平成27年度末)
都道府県の本庁課長相当職以上に占める女性の割合	5.7%(平成21年)	10%程度(平成27年度末)
地方公務員の男性の育児休業取得率	0.6%(平成20年度)	0.13%(平成32年)
都道府県の審議会等委員に占める女性の割合	28.4%(平成21年)	30%(平成27年)
市区町村の審議会等委員に占める女性の割合	23.3%(平成21年)	30%(平成27年)
民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合	6.5%(平成21年)	10%程度(平成27年)

##### <参考指標>

各項目に占める女性の割合	直近値	
国会議員	衆議院議員	10.9%(平成22年12月)
	参議院議員	18.2%(平成22年12月)
国務大臣等	内閣総理大臣・国務大臣	11.8%(平成22年12月)
	内閣官房副長官・副大臣	4.0%(平成22年12月)
	大臣政務官	11.5%(平成22年12月)
政党役員	民主党役員	3.2%(平成22年)
	自由民主党役員	11.6%(平成22年)
	公明党役員	10.5%(平成22年)
	みんなの党役員	0%(平成22年)
	日本共産党役員	20.2%(平成22年)

	社会民主党役員	16.7% (平成22年)
	国民新党役員	16.7% (平成22年)
	たちあがれ日本役員	16.7% (平成22年)
	新党改革役員	—
	新党日本役員	—
地方議会議員	都道府県議会議員	8.1% (平成21年)
	市区議会議員	12.9% (平成21年)
	町村議会議員	8.1% (平成21年)
地方公共団体の長	都道府県知事	6.4% (平成22年)
	市区長	2.3% (平成22年)
	町村長	0.6% (平成22年)
司法	裁判官	16.5% (平成22年)
	弁護士	16.3% (平成22年)
地方公務員	市区町村本庁課長相当職以上	9.8% (平成22年)
独立行政法人等	独立行政法人等の部長相当職及び課長相当職の職員	10.4% (平成21年)
経済団体	経済同友会役員	7.5% (平成22年)
	日本経済団体連合会役員	0.5% (平成22年)
	業種別全国団体役員	—
	日本商工会議所役員	0% (平成21年)
	全国商工会連合会役員	4.0% (平成22年)
	都道府県商工会連合会役員	5.7% (平成22年)
	全国中小企業団体中央会役員	1.6% (平成22年)
	都道府県中小企業団体中央会役員	1.1% (平成22年)
	日本労働組合総連合会(連合)役員	24.5% (平成22年)
	連合傘下の労働組合における中央執行委員	7.4% (平成20年)
専門的職業	公認会計士	13.7% (平成22年)
	獣医師	23.3% (平成20年)
職能団体	日本弁護士連合会役員	5.6% (平成22年)
	各弁護士会役員	7.7% (平成22年)
	日本公認会計士協会役員	5.6% (平成22年)
	日本公認会計士協会地域会役員	4.6% (平成22年)
	日本獣医師会役員	0% (平成22年)
	地方獣医師会役員	2.8% (平成22年)

## 第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

### <成果目標>

項目	現状	成果目標(期限)
「男女共同参画社会」という用語の周知度	64.6% (平成21年)	100% (平成27年)
「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	35.1% (平成21年)	50%以上 (平成27年)
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という用語の周知度	37.0% (平成21年)	50%以上 (平成27年)
6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	1日当たり60分(平成18年)	1日当たり2時間30分(平成32年)

### <参考指標>

項目	直近値
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する割合	55.1% (平成21年)
男女共同参画条例制定地方公共団体数	496 団体 (平成21年4月1日)
男女共同参画都市宣言採択市町村数	132 団体 (平成21年4月1日)
女性の人権ホットライン相談件数	23,426 件 (平成21年)
国、地方公共団体の苦情処理件数	国：1,662 件

(男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について)	地方公共団体：33 件（平成21 年度）
----------------------------	----------------------

### 第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画

#### < 成果目標 >

項目	現状	成果目標（期限）
週労働時間60 時間以上の雇用者の割合	10.0%（平成20 年）	5 割減（平成32 年）
年次有給休暇取得率	47.4%（平成20 年）	70%（平成32 年）
6 歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	1 日当たり60 分（平成18 年）	1 日当た 2 時間30 分（平成32 年）
男性の育児休業取得率	1.72%（平成21 年）	13%（平成32 年）
次世代認定マーク（くるみん）取得企業（注2）数	920 企業（平成22 年）	2,000 企（平成26 年）
短時間勤務を選択できる事業所の割合（短時間正社員制度等）	8.6%以下（平成17 年）	29%（平成32 年）
在宅型テレワーカー（注3）の数	330 万人（平成20 年）	700 万人（平成27 年）
自殺死亡率（人口10 万人当たりの自殺者数）	24.2（平成17 年）	2 割以上減（平成28 年までに）
常時診療体制が確保されている小児救急医療圏数	342 地区（平成20 年度）	全小児救急医療圏（平成26 年度）
公立中学校における職場体験の実施状況	94.5%（平成21 年）	96%（平成27 年）
公立高等学校（全日制）におけるインターンシップの実施状況	72.6%（平成21 年）	75%（平成27 年）

（注2）次世代育成支援対策推進法に基づき、一定の要件を満たして厚生労働大臣の認定を受けた企業

（注3）テレワーク人口倍増アクションプラン（平成19 年5月29 日テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議決定）に規定するテレワーカーのうち、自宅を含めてテレワークを行っている者をいう。

#### < 参考指標 >

	直近値
男女別自殺死亡率（人口10 万人当たりの自殺者数）	男性：36.2 女性：13.2（平成21 年）
40 歳代から60 歳代の男性自殺者数	12,677 人（平成21 年）
児童ポルノ事犯の検挙件数	935 件（平成21 年）
性的虐待事件の検挙件数	91 件（平成21 年）

### 第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

#### < 成果目標 >

項目	現状	成果目標（期限）
民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合	6.5%（平成21 年）	10%程度（平成27 年）
ポジティブ・アクション取組企業数の割合	30.2%（平成21 年）	40%超（平成26 年）
在宅型テレワーカーの数	330 万人（平成20 年）	700 万人（平成27 年）
自己啓発を行っている労働者の割合	正社員58.1%、非正社員37.3%（平成19 年）	正社員70%、非正社員50%（平成32 年）
短時間勤務を選択できる事業所の割合（短時間正社員制度等）	8.6%以下（平成17 年）	29%（平成32 年）
週労働時間60 時間以上の雇用者の割合	10.0%（平成20 年）	5 割減（平成32 年）
年次有給休暇取得率	47.4%（平成20 年）	70%（平成32 年）
男性の育児休業取得率	1.72%（平成21 年）	13%（平成32 年）
25 歳から44 歳までの女性の就業率	66.0%（平成21 年）	73%（平成32 年）
第一子出産前後の女性の継続就業率	38%（平成17 年）	55%（平成32 年）
次世代認定マーク（くるみん）取得企業数	920 企業（平成22 年）	2,000 企業（平成26 年）

#### < 参考指標 >

項目	直近値
都道府県労働局雇用均等室に寄せられた男女雇用機会均等法に関する相談件数	23,301 件（平成21 年度）
都道府県労働局雇用均等室が実施した男女雇用機会均等法に基づく指導の是正割合（年度内）	94.3%（平成21 年度）
男女間賃金格差（注1）	69.8（平成21 年）
非正規・正規賃金格差①（注2）	男性：73.1 女性：68.3（平成21 年）
非正規・正規賃金格差②（注3）	男性：65.8 女性：70.3（平成21 年）



非正規から正規への移動率(注4)	男性:39.5% 女性:18.8%(平成21年)
女性労働者に占める非正規割合	53.2%(平成21年)
公共調達でインセンティブを付与している都道府県数	30 道県(平成21年)

(注1) 男性一般労働者の所定内給与額を100とした場合の女性一般労働者の所定内給与額

(注2) 一般労働者、全産業、男女別、大卒、年齢別(30~49歳)の平均所定内給与額について、正社員を100とした場合の正社員以外の値

(注3) 一般労働者、全産業、全年代、男女別の平均所定内給与額について、正社員を100とした場合の正社員以外の値

(注4) 総務省「労働力調査」において、過去3年間に離職した雇用者のうち、現職が正規の職員・従業員で、前職がパート・アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、その他の雇用形態の者の割合

#### 第5分野 男女の仕事と生活の調和

##### <成果目標>

項目	現状	成果目標(期限)
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という用語の周知度	37.0%(平成21年)	50%以上(平成27年)
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	52.1%(平成21年)	100%(平成32年)
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10.0%(平成20年)	5削減(平成32年)
年次有給休暇取得率	47.4%(平成20年)	70%(平成32年)
6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	1日当たり60分(平成18年)	1日あたり2時間30分(平成32年)
男性の育児休業取得率	1.72%(平成21年)	13%(平成32年)
次世代認定マーク(くるみん)取得企業数	920企業(平成22年)	2,000企業(平成26年)
短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等)	8.6%以下(平成17年)	29%(平成32年)
在宅型テレワーカーの数	330万人(平成20年)	700万人(平成27年)
3歳未満児のうち、保育サービスを提供している割合(注4)	22.8%(平成22年度)	44%(平成29年)
小学校1~3年生のうち、放課後児童クラブを提供している割合	21.2%(平成22年度)	40%(平成29年)
放課後子ども教室の実施(注5)	9,280か所(平成22年)	「放課後子どもプラン」などの取組が、全国の小学校区で実施されるよう促す(平成24年度)
地域子育て支援拠点事業	7,100か所(平成21年度見込)(市町村単独分含む)	10,000か所(平成26年)
ファミリー・サポート・センター事業	599か所(平成21年度)	950市町村(平成26年)
メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合	33.6%(平成19年)	33.6%(平成19年) 100%(平成32年)
20歳から34歳までの就業率	73.6%(平成21年)	77%(平成32年)
第一子出産前後の女性の継続就業率	38%(平成17年)	55%(平成32年)

(注4) 待機児童の解消を図るための数値

(注5) 保護者や地域住民等の参画により地域全体で子ども

##### <参考指標>

項目	直近値	
公共調達でインセンティブを付与している都道府県数	30 道県(平成21年)	
自己啓発を行っている労働者の割合	正社員:58.1%、非正社員:37.3%(平成19年)	
子育て バリア フリー に関する	特定道路におけるバリアフリー化率	68%(平成21年度)
	重点整備地区内の主要な生活関連経路における信号機等のバリアフリー化率	91.5%(平成21年度)
	旅客施設のバリアフリー化率	77.2%(平成21年度)

る指標	園路及び広場がバリアフリー化された都市公園の割合	47% (平成21年度)
	不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率	47% (平成21年度)
男女別介護時間の動向 (社会生活基本調査の「ふだん介護をしている人」における性別行動者率、介護時間の分析)		①「行動者率 男: 21.4% 女: 38.6% ① 勤者平均時間 男: 2時間24分 女: 2時間34分 (平成18年)
妊娠・出産、産前産後休業及び育児休業等の取得等を理由とする解雇その他不利益取扱い等に関する相談件数		妊娠・出産: 1,994件 育児休業: 1,657件 (平成21年度)
労災認定事案のうち、脳・心臓疾患の件数		293件 (平成21年度)
労災認定事案のうち、精神障害によるものの件数		234件 (平成21年度)

### 第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

#### <成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
農業委員会、農業協同組合における女性が登用されていない組織数 (注6)	農業委員会: 890 (平成20年度) 農業協同組合: 535 (平成19年度)	農業委員会、農業協同組合とも0 (平成25年度)
家族経営協定の締結数	40,000件 (平成19年度)	70,000件 (平成32年度)

(注6) 農業委員、農業協同組合役員を対象

#### <参考指標>

項目	直近値
全国農業協同組合中央会役員に占める女性の割合	3.4% (平成22年)
全国農業協同組合連合会役員に占める女性の割合	8.1% (平成22年)
全国森林組合連合会役員に占める女性の割合	0% (平成22年)
森林組合役員に占める女性の割合	0.3% (平成20年)
全国漁業協同組合連合会役員に占める女性の割合	0% (平成22年)
漁業協同組合役員に占める女性の割合	0.3% (平成20年)
指導農業者等に占める女性の割合	30.2% (平成21年)
女性の認定農業者数	7,845人 (平成20年)
農村女性起業数	9,533件 (平成19年)

### 第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

#### <成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
公共職業訓練受講者の就業率	施設内: 73.9% 委託: 62.4% (平成21年)	施設内: 80% 委託: 65% (平成32年)
ジョブ・カード取得者	29.1万人 (平成20年4月から平成22年7月まで)	300万人 (平成32年)
25歳から44歳までの女性の就業率	66.0% (平成21年)	73% (平成32年)
第一子出産前後の女性の継続就業率	38% (平成17年)	55% (平成32年)
自立支援教育訓練給付金事業	90.0% (平成21年度)	全都道府県・市・福祉事務所設置町村で実施 (平成26年度)
高等技能訓練促進費等事業	81.8% (平成21年度)	全都道府県・市・福祉事務所設置町村で実施 (平成26年度)
地域若者サポートステーション事業による二つの就職等進路決定者数	-	10万人 (平成32年)
20歳から34歳までの就業率	73.6% (平成21年)	77% (平成32年)
フリーター数	178万人 (平成21年)	124万人 (平成32年)

#### <参考指標>

項目	直近値
相対的貧困率 (注5)	男性: 14.36% 女性: 17.37% (平成19年) (注6)
男女間賃金格差	69.8 (平成21年)
非正規・正規賃金格差①	男性: 73.1 女性: 68.3 (平成21年)
非正規・正規賃金格差②	男性: 65.8 女性: 70.3 (平成21年)
非正規から正規への移動率	男性: 39.5% 女性: 18.8% (平成21年)

低所得層（第4四分位）の賃金	男性：226.10万円 女性：168.89万円（平成19年）	
マザーズハローワーク事業の実績	拠点数	163か所（平成22年度）
	就職件数	54,342件（平成21年度）
	新規求職申込件数	180,665件（平成21年度）
	担当者制による就職率	80.8%（平成21年度）
年収200万以下の給与取得者の割合	男性：10.00% 女性：43.71%（平成19年）	
養育費を受け取っている母子世帯の比率	19.0%（平成18年）	
自己啓発を行っている労働者の割合	正社員：58.1% 非正社員：37.3%（平成19年）	

（注5）等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の貧困線（ここでは中央値の半分としている）に満たない世帯員の割合をいう。

（注6）平成19年の数値は厚生労働省「国民生活基礎調査」をもとに内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員が行った特別集計による。

### 第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

#### <成果目標>

項目	現状	成果目標（期限）
バリアフリーの認知度	93.8%（平成17年度）	100%（平成24年度）
ユニバーサルデザインの認知度	64.3%（平成17年度）	80%（平成24年度）
60歳から64歳までの就業率	57.0%（平成21年）	63.0%（平成32年）
地域自立支援協議会を設置している市町村数	約1,426市町村（平成21年4月）	全市町村（平成24年）
障害者の実雇用率（民間企業）	1.68%（平成22年6月）	1.8%（平成32年）

#### <参考指標>

項目	直近値	
「共生社会」の用語・考え方の周知度	40.2%（平成19年）	
中高年齢者トライアル雇用の開始者数	6,217人（平成21年）	
中高年齢者トライアル雇用の常用雇用移行率	77.3%（平成21年）	
少なくとも一方の親が外国人である子どもの数と構成比率	35,651人（3.2%）（平成18年）	
国際結婚比率	4.86%（平成21年）	
女性を被害者とする人権相談件数	11,428件（平成21年）	
障害者の実雇用率	国の機関（法定雇用率2.1%）	2.29%（平成22年6月）
	都道府県の機関（法定雇用率2.1%）	2.50%（平成22年6月）
	市町村の機関（法定雇用率2.1%）	2.40%（平成22年6月）
	都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.0%）	1.78%（平成22年6月）
	独立行政法人等（法定雇用率2.1%）	2.24%（平成22年6月）
訪問介護員と介護職員の離職率（合計）	17.0%（平成21年度）	

### 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

#### <成果目標>

項目	現状	成果目標（期限）
夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」を暴力として認識する人の割合	58.4%（平手で打つ） 52.5%（なぐるふりをして、おどす）（平成21年）	100%（平成27年）
配偶者暴力防止法の認知度	76.1%（平成21年）	100%（平成27年）
配偶者からの暴力の相談窓口の周知度	29%（平成21年）	67%（平成27年）
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	21か所（平成22年）	100か所（平成27年）
性犯罪被害に関する相談を受けていることを明示して相談を行っている男女共同参画センター	22都道府県（平成22年）	各都道府県に最低1か所（平成27年）

#### <参考指標>

項目	直近値
配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数	72,792件（平成21年度）
警察における配偶者からの暴力に関する相談の対応件数	28,158件（平成21年）
地方公共団体から民間シエルターへの財政支援額	142,135,215円（注7）（平成21年度）
配偶者暴力防止基本計画を策定している市町村数	103市町村（平成22年12月）

配偶者暴力防止法に基づく一時保護件数	4,681 件 (平成21 年)
配偶者暴力防止法に基づく保護命令事件の既済件数	3,87件 (平成21 年)
強姦の認知件数	1,402 件 (平成21 年)
強制わいせつの認知件数	6,688 件 (平成21 年)
性犯罪指定捜査員等として指定された女性警察官・職員数	6,280 人 (平成22 年)
性的虐待事件の検挙件数	91 件 (平成21 年度)
児童ポルノ事犯の検挙件数	935 件 (平成21 年)
児童相談所における性的虐待相談対応件数	1,350 件 (平成21 年度)
売春防止法違反検挙件数	1,562 件 (平成21 年)
婦人相談員の設置数	1,042 人 (平成21 年度)
人身取引事犯の検挙件数	28 件 (平成21 年)
都道府県労働局雇用均等室に寄せられたセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数	11,898 件 (平成21 年度)
全学的に教員に対し、学内におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための対策を実施している大学の割合	91.2% (平成20 年)

(注7)平成21年11月1日時点での見込額

### 第10分野 生涯を通じた女性の健康支援

#### <成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
食育に関心を持っている国民の割合	71.7%(平成21 年)	90%以上 (平成27 年度)
妊娠・出産について満足している者の割合	92.6%(平成21 年度)	100% (平成26 年)
妊娠11 週以下での妊娠の届出率	78.1% (平成20 年度)	100% (平成26 年度)
母性健康管理指導事項連絡カードを知っている妊婦の割合	41.2%(平成21 年度)	100% (平成26 年)
出生1万人当たりNICU (新生児集中治療管理室) 病床数	21.2 床 (平成20 年度)	25~30 床 (平成26 年度)
常時診療体制が確保されている小児救急医療圏数	342 地区 (平成20 年度)	全小児救急医療圏 (平成26 年度)
不妊治療を受ける際に患者が専門家のカウンセリングが受けられる割合	①不妊カウンセラ：専従15.3%/兼任47.4% ② 不妊コーディネーター：専従11.8%/兼任47.5% (平成21 年度)	100% (平成26 年)
不妊専門相談センター	61 都道府県市 (平成22 年度)	全都道府県・指定都市・中核市 (平成26 年度)
妊娠中の喫煙・飲酒	①「煙率：5.5%、4.4%、4.9% (3~4か月、1歳6か月3歳児健診時の結果) ②飲酒率：7.6%、7.5%、8.1% (3~4か月、1歳6か月3歳児健診時の結果) (平成21 年度)	なくす (平成26 年)
子宮がん検診、乳がん検診受診率	子宮がん：21.3%、乳がん：20.3% (平成19 年)	子宮がん：50%以上、乳がん：50%以上 (平成23 年度末)
成人の週1回以上スポーツ実施率	45.3% (平成21 年)	65%程度り早期)

#### <参考指標>

項目	直近値
健康寿命	男性：73 歳 女性：78 歳 (平成19 年)
生活習慣病 (悪性新生物、心疾患、脳血管疾患) による死亡数の死亡数全体に対する比率	男性：58%：女性：56% (平成21 年)
出産後1か月時の母乳育児の割合	48.3% (平成21 年度)
人工妊娠中絶件数	223,405 件 (平成21 年度)
	10 代の人工妊娠中絶実施件数 21,192 件 (平成21 年度)
	20 代の人工妊娠中絶実施件数 98,579 件 (平成21 年度)
	30 代の人工妊娠中絶実施件数 86,069 件 (平成21 年度)
性感染症罹患率 (定点当たりの報告数)	性器クラミジア 27.09 (平成21 年)
	性器ヘルペス 8.07 (平成21 年)
	尖圭コンジローマ 5.50 (平成21 年)

	淋菌感染症	9.65 (平成21年)
就業女性医師数		49,113人(平成20年)
助産師数		27,789人(平成20年)
院内助産所数・助産師外来数		464件(平成22年)
専門的職業	医師	18.1%(平成20年)
	歯科医師	19.9%(平成20年)
	薬剤師	67.0%(平成20年)
	日本医師会役員	3.3%(平成22年)
	都道府県医師会役員	4.6%(平成22年)
	日本歯科医師会役員	0%(平成22年)
	都道府県歯科医師会役員	2.6%(平成22年)
	日本薬剤師会役員	7.3%(平成22年)
スポーツ団体	都道府県薬剤師会役員	15.3%(平成22年)
	日本オリンピック委員会役員	3.7%(平成21年)
	日本体育協会役員	7.1%(平成21年)

### 第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

#### <成果目標>

項目	現状	成果目標(期限)
公立中学校における職場体験の実施状況	94.5%(平成21年)	96%(平成27年)
日公立高等学校(全日制)におけるインターンシップの実施状況	72.6%(平成21年)	75%(平成27年)
ミレニアム開発目標のうち、全ての教育レベルにおける男女格差	-	平成27年までに解消
都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員を1人以上含む教育委員会の割合	93.2%(平成21年)	100%(平成27年)
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合	14.7%(平成22年)	30%(平成32年)
大学の教授等に占める女性の割合	16.7%(平成21年)	30%(平成32年)

#### <参考指標>

項目	直近値
大学(学部)進学率(過年度高卒者等を含む。)	男性:55.9%、女性:44.2%(平成21年)
大学(学部)からの大学院進学率	男性:15.5%、女性:6.8%(平成21年)
初任者研修(校内研修)において男女共同参画に係る研修を実施している都道府県、政令指定都市、中核市教育委員会の割合	小学校:45.3%、中学校:46.2% 高等学校:47.6%(平成21年)
大学院における社会人学生に占める女性の割合	36.1%(平成21年)
国立大学の課長相当職以上に占める女性の割合	10.4%(平成21年)

### 第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画

#### <成果目標>

項目	現状	成果目標(期限)
「女性研究者の採用目標値(自然科学系)」	自然科学系 23.1% (平成20年)	「自然科学系25%(早期)、更に30%を目指す。特に理学系20%、工学系15%、農学系30%の早期達成及び医学・歯学・薬学系あわせて30%の達成を目指す。」 (総合科学技術会議基本政策専門調査会報告)との目標を踏まえた第4期科学技術基本計画(平成23年度から27年度まで)における値
日本学術会議の会員に占める女性の割合	20.5%(平成20年)	22%(平成27年)
日本学術会議の連携会員に占める女性の割合	12.5%(平成20年)	14%(平成27年)

#### <参考指標>

各項目に占める女性の割合		直近値
研究者	研究者	13.0%(平成21年)
	企業等・非営利団体	7.2%(平成21年)
	公的機関	14.0%(平成21年)

大学等	23.3% (平成21年)
理工系の学生	理学：25.7%、工学：10.7%、農学：40.1%、医学・歯学：33.2% (平成21年)

### 第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

#### <成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
「男女共同参画社会」という用語の周知度	64.6% (平成21年)	100% (平成27年)
女「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	35.1% (平成21年)	50%以上 (平成27年)
全「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)」という用語の周知度	37.0% (平成21年)	50%以上 (平成27年)

#### <参考指標>

各項目に占める女性の割合	直近値
記者 (日本新聞協会)	15.6% (平成22年)
日本新聞協会役員	0% (平成22年)
日本新聞協会加盟各社役員	2.1% (平成21年)
日本民間放送連盟役員	0% (平成22年)
日本民間放送連盟加盟各社役員	1.1% (平成20年)
日本放送協会役員	0% (平成22年)

### 第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

#### <成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
自治会長に占める女性の割合	4.1% (平成22年)	10% (平成27年)
女性委員のいない都道府県防災会議の数	13 (平成21年)	0 (平成27年)
全国の女性消防団員	19,103人 (平成22年)	10万人

#### <参考指標>

各項目に占める女性の割合	直近値
日本PTA全国協議会役員	8.7% (平成21年)
都道府県・政令指定都市PTA協議会役員	6.6% (平成22年)
PTA会長 (小中学校)	10.5% (平成22年)

### 第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

#### <成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
平成27年を期限とするミレニアム開発目標	各国、各国際機関、NGOと協力して、ミレニアム開発目標の達成に努める。	
「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	35.1% (平成21年)	50%以上 (平成27年)

#### <参考指標>

各項目に占める女性の割合	直近値	
在外公館	特命全権大使、総領事	2.0% (平成21年)
	公使、参事官以上	4.2% (平成21年)
国際機関等	専門職以上の日本人職員	57.3% (平成21年)



# 仕事と生活の調和推進のための行動指針

## 1 行動指針の性格

本行動指針は、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（以下「憲章」という。）で示す「仕事と生活の調和が実現した社会」を実現するため、企業や働く者、国民の効果的な取組、国や地方公共団体の施策の方針を定める。

## 2 「仕事と生活の調和が実現した社会」に必要とされる諸条件

憲章で示した「仕事と生活の調和が実現した社会の姿」の具体的な3つの社会が実現するために必要な条件はそれぞれ以下のとおりである。

- 1) 就労による経済的自立が可能な社会
  - 若者が学校から職業に円滑に移行できること。
  - 若者や母子家庭の母等が、就業を通じて経済的自立を図ることができること。
  - 意欲と能力に応じ、非正規雇用から正規雇用へ移行できること。
  - 就業形態に関わらず、公正な処遇や能力開発機会が確保されること。
- 2) 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
  - 企業や社会において、健康で豊かな生活ができるための時間を確保することの重要性が認識されていること。
  - 労働時間関係法令が遵守されていること。
  - 健康を害するような長時間労働がなく、希望する労働者が年次有給休暇を取得できるよう取組が促進されていること。
  - メリハリのきいた業務の進め方などにより時間当たり生産性も向上していること。
  - 取引先との契約や消費など職場以外のあらゆる場面で仕事と生活の調和が考慮されていること。
- 3) 多様な働き方・生き方が選択できる社会
  - 子育て中の親、働く意欲のある女性や高齢者などが、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様で柔軟な働き方が可能となる制度があり、実際に利用できること。
  - 多様な働き方に対応した育児、介護、地域活動、職業能力の形成等を支える社会的基盤が整備されていること。
  - 就業形態に関わらず、公正な処遇や能力開発機会が確保されること（再掲）。

## 3 各主体の取組

仕事と生活の調和の実現の取組は、個々の企業の実情に合った効果的な進め方を労使で話し合い、自主的に取り組んでいくことが基本であるが、我が国の社会を持続可能で確かなものとするに関わるものであることから、国と地方公共団体も、企業や働く者、国民の取組を積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりを積極的に行う。

### （1）企業、働く者の取組

（総論）

- 経営トップがリーダーシップを発揮し、職場風土改革のための意識改革、柔軟な働き方の実現等に取り組む。労使で仕事と生活の調和の実現に向けた目標を定めて、これに計画的に取り組み、点検する仕組みを作り、着実に実行する。
- 労使で働き方を見直し、業務の進め方・内容の見直しや個人の能力向上等によって、時間当たり生産性の向上に努める。企業は、雇用管理制度や人事評価制度の改革に努める。働く者も、職場の一員として、自らの働き方を見直し、時間制約の中でメリハリのある働き方に努める。
- 管理職は率先して職場風土改革に取り組み、働く者も職場の一員としてこれに努める。
- 経営者、管理職、働く者は、自らの企業内のみならず、関連企業や取引先の仕事と生活の調和にも配慮する。
- 働く者は、将来を見据えた自己啓発・能力開発に取り組み、企業はその取組を支援する。
- 労使団体等は連携して、民間主導の仕事と生活の調和に向けた気運の醸成などを行う。
- 労使は、就業の実態に応じて、均衡を考慮しつつ、労働契約を締結し、又は変更すべきものとする。（就労による経済的自立）



- 就職困難者等を一定期間試用雇用するトライアル雇用などを活用しつつ、人物本位による正当な評価に基づく採用を行う。
  - パート労働者等については正規雇用へ移行しうる制度づくり等を行う。
  - 就業形態に関わらず、公正な処遇や積極的な能力開発を行う。
- (健康で豊かな生活のための時間の確保)
- 時間外労働の限度に関する基準を含め、労働時間関連法令の遵守を徹底する。
  - 労使で長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進など、労働時間等の設定改善のための業務の見直しや要員確保に取り組む。
  - 社会全体の仕事と生活の調和に資するため、取引先への計画的な発注、納期設定に努める。
- (多様な働き方の選択)
- 育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、テレワーク、在宅就業など個人の置かれた状況に応じた柔軟な働き方を支える制度の整備、それらを利用しやすい職場風土づくりを進める。
  - 男性の子育てへの関わりを支援・促進するため、男性の育児休業等の取得促進に向けた環境整備等に努める。
  - 女性や高齢者等が再就職や継続就業できる機会を提供する。
  - 就業形態に関わらず、公正な処遇や積極的な能力開発を行う。
  - 国民一人ひとりが、個々人の多様性を理解し、互いに尊重し合う。
  - 自らの仕事と生活の調和の在り方について考え、周囲の理解を得ながらその実現を目指す。
  - 家庭や地域の中での自らの役割を認識し、積極的な役割を果たす。
  - 消費者の一人として、サービスを提供する労働者の働き方に配慮する。

### (3) 国の取組

(総論)

- 全国や地域での国民の理解や政労使の合意形成を促進する。
- 自営業者など雇用者以外の人も含めた仕事と生活の調和の重要性についての理解促進を図る。
- 生活の時間の確保や多様な働き方を可能とする雇用環境整備を目指した支援を進める。
- 働き方に中立的な税・社会保障制度の在り方を検討する。
- 経済全体の生産性の向上を図っていく観点から、中小企業対策（新分野への進出支援や事業再生・承継支援、下請取引の適正化の確保、資金調達の円滑化等）など包括的な取組を引き続き着実に推進する。
- 先進企業の好事例等の情報の収集・提供・助言、業務効率化のノウハウ提供、中小企業等が行う労働時間等設定改善の支援等、仕事と生活の調和の実現に取り組む企業への支援を推進する。
- 労働基準法、労働契約法、パートタイム労働法等関係法令の周知を図るとともに、法令遵守のための監督及び指導を強化する。
- 顕彰制度や企業の取組の診断・点検を支援すること、次世代育成支援対策推進法に基づく認定マーク（くるみんマーク）の周知等により、積極的取組企業の社会的な評価を推進する。
- 公共調達において、契約の内容に応じ仕事と生活の調和に積極的に取り組む企業を評価する取組を推進する。
- 働く者等の自己啓発や能力開発の取組を支援する。
- 労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するためにメンタルヘルス対策を推進する。
- 行政機関においても、業務の効率化等により長時間労働の抑制を図るとともに、男性の育児休業の取得や介護のための両立支援制度の活用を促進など、率先して仕事と生活の調和に取り組む。

(就労による経済的自立)

- 勤労観・職業観を形成し、社会人・職業人として必要な能力を身につけた人材を育成するため、学校段階を通じたキャリア教育・職業教育を体系的に充実させる。また、キャリア教育を進めるにあたっては、社会・経済・雇用などの基本的な仕組みや労働者としての権利・義務、仕事と生活の調和の重要性など、キャリアを積み上げる上で必要な知識の理解についても促進を図る。
- 現在のジョブ・カード制度等を発展させ、非正規労働者を含めた、社会全体に通じる職業能力開発・評価制度を構築する。また、職場や地域での活動に必要な能力向上の機会を拡充するため、社会人の学習目的に応じた教育プログラムの提供や学習成果が適切に評価されるような枠組みの構築等により、社会人の大学や専修学校、公民館等における学習を促進する。
- 非正規労働者や長期失業者等に対し、職業訓練とその期間中の生活保障を行う求職者支援制度の創設に向けた検討を行い、トランポリン型の第2のセーフティネットを確立する。
- フリーターの常用雇用化を支援する。

- 若者や母子家庭の母等、経済的自立が困難な者の就労を支援する。  
(健康で豊かな生活のための時間の確保)
  - 労使による長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進など、労働時間等の設定改善の取組を支援する。
  - 改正労働基準法(平成22年施行)に基づく割増賃金率の引上げへの対応や年次有給休暇取得促進を図るために改正した「労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針)」の周知等により、長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進を図る。
- (多様な働き方の選択)
- 育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、テレワークといった多様な働き方を推進するとともに、パート労働者の均衡待遇の推進、働く意欲と能力のある女性や高齢者の再就職や就業継続の支援、促進等、その多様な働き方を推進するための条件を整備する。
  - 女性が主体的に働き方を選択できるよう、結婚、妊娠、出産といったライフイベントを視野に入れ、長期的な視点で自らの人生設計を行うことを支援する。
  - 妊娠・出産を経ても働き続けたいという希望を持ちながらも離職する女性がいまだに多い現状を改善し、育児休業を取得しやすい環境を整備するとともに女性の就業率の向上を図る。
  - 多様な働き方に対応した保育サービスの充実等多様な子育て支援を推進する。
  - 在宅就業の環境整備のための枠組みを検討する。
  - 「パパ・ママ育休プラス」等も活用した男性の育児休業の取得促進や学校や地域など様々な場で、男女が協力して子育てに関わることについての学習機会を提供すること等により男性の子育てへの関わりを支援・促進を図る。
  - 地域のスポーツ活動や自然体験活動、文化活動等への親子での参加を促すとともに、保護者や地域住民等の学校支援活動などへの参加を促進し、男性が子育てに関わるきっかけを提供する。
  - 地方公共団体や市民・NPO等による育児・介護の社会的基盤づくりを支援する。
  - 多様な教育訓練システムの充実等、職業能力の形成支援に係る労働市場の社会的基盤を整備する。

#### (4) 地方公共団体の取組

- 地方の実情に即した、仕事と生活の調和の実現に向けた住民の理解や合意形成を促進する。NPO等の活動を通じて中小企業経営者等の取組の促進を図る。
- 仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業に対する認証・認定制度や表彰、融資制度や優遇金利の設定、公共調達における優遇措置など、地方の実情に即した取組を行い、企業における取組を支援・促進する。
- 多様な働き方に対応した保育サービスの充実等多様な子育て支援を展開する。
- 地方の実情に応じて、育児・介護等を行う家族を支える社会的基盤を形成する。

## 4 仕事と生活の調和の実現の進捗状況の点検・評価

数値目標の設定や「仕事と生活の調和」実現度指標の活用により、仕事と生活の調和した社会の実現に向けた全体としての進捗状況を把握・評価し、政策への反映を図る。また、憲章、本行動指針の点検・評価を行うため、学識経験者、労使の代表で構成される検討の場を設け、数値目標や「仕事と生活の調和」実現度指標についても必要に応じて見直すこととする。

### 5 数値目標 (別紙1 [PDF:31KB])

仕事と生活の調和した社会の実現に向けた企業、働く者、国民、国及び地方公共団体の取組を推進するための社会全体の目標として、政策によって一定の影響を及ぼすことができる項目について数値目標を設定する。この数値目標は、社会全体として達成することを目指す目標であり、個々の個人や企業に課されるものではない。2020年の目標値は、取組が進んだ場合に達成される水準(〈1〉個人の希望が実現した場合を想定して推計した水準、又は、〈2〉施策の推進によって現状値や過去の傾向を押し上げた場合を想定して推計した水準等)を設定する。

### 6 「仕事と生活の調和」実現度指標の在り方 (別紙2 [PDF:30KB])

「仕事と生活の調和」実現度指標とは、我が国の社会全体でみたく〈1〉個人の暮らし全般に渡る仕事と生活の調和の実現状況(個人の実現度指標)と、〈2〉それを促進するための環境の整備状況(環境整備指標)を数量的に把握するものである。個人の実現度指標については、「I 仕事・働き方」、「II 家庭生活」、「III 地域・社会活動」、「IV 学習や趣味・娯楽等」、「V 健康・休養」の5分野ごとに中項目、小項目を設け、環境整備指標については分野を設けず1つの指標とする。「仕事と生活の調和」実現度指標では、本行動指針で数値目標とさ

れた指標を含む別紙2の構成要素に掲げられた指標を合成して作成する。この「仕事と生活の調和」実現度指標は、目標として設定するものではなく、仕事と生活の調和の進展度合いを測るものである。なお、憲章で定める「就労による経済的自立が可能な社会」、「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」、「多様な働き方・生き方が選択できる社会」の3つの社会の姿の実現状況も本指標により把握することができる。

別表1：【分類軸1（施策別）】

分類項目	取組	取組
制度的対応と支援施策		
1	休業 休暇に関する取組	① 育児休業・休暇、②介護休業・休暇、③看護休暇、④妊婦特別休暇、⑤配偶者出産休暇、⑥ボランティア休暇、⑦自己啓発休暇、⑧スクールイベント休暇、⑨リフレッシュ休暇、⑩誕生日休暇、⑪記念日（アニバーサリー）休暇、⑬ファミリーサポート休暇、⑭年次有給休暇の積立制度、⑮半日単位（時間単位）の有給休暇制度 等
2	所定労働時間（日）設定の多様化・柔軟化に関する取組	① 所定労働時間（日）設定の多様化・柔軟化に関する取組、②短時間勤務、③短日勤務、④フレックスタイム、⑤就業時間の繰上げ・繰下げ、⑥時差通勤、⑦変形労働時間制、⑧育児時間の設定 等
3	所定外労働の削減に関する取組	① ノー残業デー、定時退社日の設定、②残業制限、③深夜勤務制限、④定時の強制消灯、強制パソコン終了、⑤残業の事前申請制、⑥朝礼（朝メール）による当日就業時間の宣言、夕礼（タメール）による残業理由の申し出 等
4	就労場所・勤務地に関する取組	① 在宅勤務、②モバイル勤務、③勤務地限定制度、④エリア社員制度、⑤ 勤配慮 等
5	施設・サービスの提供	① 事業所内保育（託児）施設の設置、②授乳室、妊産婦用休憩室の設置、③託児サービス、④学童保育サービス、⑤家事代行サービス、⑥マッサージスペースの確保 等
6	経済的支援	①保育施設利用補助、②ベビーシッター（チャイルドシッター）利用補助、③ホームヘルパー等サービス利用補助、④誕生日手当、⑤リフレッシュ手当、⑥教育研修・通信教育・資格取得の助成、⑦人間ドック受診補助 等

ワーク・ライフ・バランス実効化の工夫

7	休業・短時間勤務者等に配慮した人事労務施策	① 休業・短時間勤務等が不利にならない人事評価・業務配置、②休業者・短時間勤務者のバックアップ体制（派遣スタッフの確保、他部署との連携、多能工化等）、③休業者の復職支援（休業中の職場の情報提供、復帰前セミナー、相談・カウンセリング等）、④出産・育児等を理由にした退職者の再雇用 等
8	仕事（ワーク）の効率化・業務管理	① 業務内容・業務配分の見直し、②業務情報の共有、業務の可視化、③多能工化、④定時の強制消灯、強制パソコン終了、⑤残業の事前申請制、⑥朝礼（朝メール）による当日就業時間の宣言、夕礼（タメール）による残業理由の申し出、⑦業務効率化の人事評価への反映 等

コミュニケーション施策

9	教育研修・意識啓発・風土づくり	① 研修・セミナーの開催、②説明会・勉強会の開催、③推進キャンペーン・月間運動、④社内報、マニュアル・ハンドブック類、ホームページ、イントラネット、ポスター等による情報提供、意識啓発、⑤アンケート等による従業員の意見聴取、⑥推進体制の整備（ワーク・ライフ・バランス推進室設置、両立推進者の選任等）、⑦トップによる推進、⑧管理職・上司による声かけ 等
10	相談・カウンセリング	① 両立支援に関するカウンセリング、②産業医によるカウンセリング、メンタルヘルス相談窓口の設置 等
11	ライフの見える化※	① 家族参観日（職場参観日）、②家族ぐるみのイベント開催、③学校行事等の社員間での情報の共有化 等

※ライフの見える化・・・従業員の家族や趣味など、職場で個人の“ライフ”を見せることにより職場の理解を図ろうとする取組。従業員の家族に対し職場の様子を見せることにより、家庭の理解を促進する面もある。

別表2：【分類軸2（テーマ別）】

分類	取組	取組
1	妊娠・出産・育児（保育）	① 育児休業・休暇、②妊婦特別休暇、③配偶者出産休暇、育児短時間勤務、④事業所内保育（託児）施設の設置、⑤授乳室、妊産婦用休憩室の設置、⑥託児サービス、学童保育サービス、⑦保育施設利用補助、⑧ベビーシッター（チャイルドシッター）

		ドシッター) 利用補助、⑨育児休業が不利にならない人事評価・業務配置、⑩育児休業者、育児短時間勤務者のバックアップ体制 (派遣スタッフの確保、他部署との連携、多能工化等)、⑪育児休業者の復職支援 (休業中の職場の情報提供、復帰前セミナー、相談・カウンセリング等) 等
2	介護・看護	① 介護休業・休暇、②看護休業・休暇、③介護短時間勤務、④ホームヘルパー等サービス利用補助、⑤介護休業が不利にならない人事評価・業務配置、⑥ 介護休業者、介護短時間勤務者のバックアップ体制 (派遣スタッフの確保、他部署との連携、多能工化等) 等
3	自己啓発・能力開発	① 自己啓発休暇、②教育研修・通信教育・資格取得の助成、③キャリアアップセミナーの開催等
4	地域・社会活動	① ボランティア休暇、②従業員の地域・ボランティア活動の推進 等
5	健康	① 産業医によるカウンセリング、②メンタルヘルスセミナーの開催、③メンタルヘルス相談窓口の設置、④社員の健康管理のための EAP (従業員支援システム) 導入、⑤マッサージスペースの確保、⑥人間ドック受診補助 等
6	ダイバーシティ※	①女性のキャリアアップ支援、②女性の管理職登用、③活躍する女性のロールモデル、④女性活躍推進室の設置、⑤障害者の積極的雇用、⑥ダイバーシティ推進委員会の設置 等
7	多様な雇用形態への対応	① 正規労働者・非正規労働者の待遇均衡と機会均等、②非正規労働者のキャリアアップ支援、③非正規労働者から正規労働者への登用 等

※ ダイバーシティ・・・女性、障害者、外国人等多様な人材活用に関する取組

**別表3:【分類軸3(「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」における数値目標設定指標関連)】**

分類		取り組みの具体例
<b>就労による経済的自立が可能な社会</b>		
1	就業率 (就業率向上に向けた取組)	①定年退職年齢の引上げ、②再雇用制度 (結婚・出産退職者や定年後の再雇用等)、③失業者、第二新卒等の積極採用 等
2	時間当たり労働生産性の伸び率 (労働生産性向上に向けた取組)	業務内容・業務配分の見直し、②業務情報の共有、業務の可視化、③多能工化、④業務効率化の人事評価への反映 等
3	フリーターの数 (雇用安定化に向けた取組)	①正規労働者・非正規労働者の機会均等、②非正規労働者のキャリアアップ支援、③非正規労働者から正規労働者への登用 等
<b>健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会</b>		
4	労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合 (労使の話し合いに関する取組)	①労使協議会等による話し合い (長時間労働削減、休暇目標取得率の設定等)、②労使協議会等による従業員の意見・要望の聴取と会社への報告 等
5	週労働時間60時間以上の雇用者の割合 (所定外労働の削減に関する取組)	①ノー残業デー、定時退社日の設定、②残業制限深夜勤務制限、③定時の強制消灯、強制パソコン終了残業の事前申請制、④朝礼 (朝メール) による当日就業時間の宣言、夕礼 (夕メール) による残業理由の申し出 等
6	年次有給休暇取得率 (年次有給休暇取得支援に関する取組)	① 年次有給休暇の積立制度、②半日単位 (時間単位) の有給休暇制度、③管理職・上司による休暇取得推進 等
7	メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所割合 (メンタルヘルスケアに関する取組)	① メンタルヘルスセミナーの開催、②メンタルヘルス相談窓口の設置、③メンタル面の自己診断シート 等
<b>多様な働き方・生き方が選択できる社会</b>		
8	テレワーカー比率 (テレワークに関する取組)	① 在宅勤務、②モバイル勤務 等
9	短時間勤務を選択できる事業所の割合 (短時間勤務に関する取組)	① 短時間勤務
10	自己啓発を行っている労働者の割合 (自己啓発・能力開発に関する取組)	① 自己啓発休暇、②教育研修・通信教育・資格取得の助成、③キャリアアップセミナーの開催 等

<http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/wlb/wlb-category.pdf>

参考資料5 男女共同参画関連統計指標－詳細表（暫定表）

	a	b	c	d	e	f	g
	分野別男女共同参画統計指標		指標の特徴				全国計算
	大区分	統計・統計指標名	データ出所	都道府県	市区	国際	
1	I	世界の主要地域別人口の動向と将来推計－NWEC09	UN	－	－	●	
2		地域、経済発展区分別世界人口、性比、構成比と将来推計－NWEC09	UN	－	－	●	
3		人口の大きい国の人口、性比、構成比の現状と将来推計－NWEC09	UN	－	－	●	
4		主要国のエネルギー消費量とCO <sub>2</sub> 排出量－NWEC09	EDMC	－	－	●	
5		1日1.25ドルあるいは2ドル以下で生活している人数と割合－NWEC09	WB	－	－	●	
6		性別総人口・人口増加数・率・性比の推移と将来推計－NWEC09 (市区町村編は性別なし)	1,17,18,19	○	▲		○
7		性、年令5歳階級別人口の増減の推移	1	○	○		○
8		人口ピラミッド－NWEC09	1	○	○		○
9		年令3区分別人口・増減の推移と将来推計－NWEC09	1,17,18,19	○	○		○
10		少子高齢化に関する指標の推移と将来推計	1,17,18,19	○	▽		○
11		性別外国人人口数・割合の推移－NWEC09	1	○	○		○
12		性、国籍（出身地）別外国人登録者数－NWEC09	13	○	○		○
13		国（地域）別・性別・海外在留日本人数－NWEC09	15	×	×		○
14		性、年齢階層(3区分、75歳以上)別人口・構成、諸比率	1	○	○		○
15		出生数および合計特殊出生率の推移⇄家族・世帯－NWEC09、人口:4	4	○	○		○
16		経済発展地域別合計特殊出生率の推移－NWEC09	UN	－	－	●	
17	主要先進国の合計特殊出生率の推移－NWEC09	社人研	－	－	●		
18	性別出生数・死亡数、自然増加数の推計と将来推計－NWEC09	4,17,18,19	○	▽		○	
19	性別平均寿命の推移－NWEC09	21,22,23	○	○		○	
20	性別にみた平均寿命の高い国・地域－NWEC09	UN	－	－	●		
21	普通出生率、死亡率、自然増加率の推移－NWEC09	4	○	○		○	
22	性別健康寿命－9：参考指標	WHO	▽	×		▽	
23	都道府県表（人口、人口性比、人口増減予想数、合計特殊出生率、老年人口割合、平均寿命、財政規模）－NWEC09		○	－	▼		
24	II 家族・世帯	一般世帯数と平均世帯人員の推移－NWEC09	1	○	○		○
25		性、婚姻上の地位（未・非婚、既婚、同棲、寡婦、寡夫）、15歳以上人口	1	○	○		○
26		家族類型別世帯数・構成割合の推移と女性世帯主割合－NWEC09	1	○	○		○
27		25～29歳の未婚者の世帯構成の推移－NWEC09	1	○	○		○
28		婚姻件数、再婚件数推移の推移	4	○	○		○
29		性、年令別単独世帯数と女性割合－NWEC09	1	○	○		○
30		単身者の性、年令別配偶関係－NWEC09	1	○	○		○
31		性、年齢階級別未婚・非婚率の推移<北海道：図表7,p.16)	1,4	○	○		○
32		性別生涯未婚率（北海道：図表8、p.17)	1,4	○	△		○
33	平均結婚年齢・初婚年齢・夫婦の年齢差の推移－NWEC09	4	○	△		○	

34	夫妻・初婚・再婚別婚姻件数と普通婚姻率の推移-NWEC09	4	○	△		○
35	夫妻の一方が外国籍の婚姻件数、国籍別割合の推移-NWEC09	4	○	△		○
36	夫婦の初婚・再婚の組み合わせ別にみた妻の氏を選択する婚姻の割合の推移-NWEC09	5	△	△		▽
37	離婚件数・同居期間別割合・普通離婚率の推移-NWEC09	4	○	△		○
38	諸外国の離婚率の推移-NWEC09	社人研	-	-	●	
39	申立ての動機別、申立人別婚姻関係事件数-NWEC09	143	○	○		○
40	性、年齢階級、配偶関係別 15 歳以上人口と構成割合-NWEC09	1	○	○		○
41	性、年齢階級、配偶関係別就業状態-NWEC09	1	○	○		○
42	共働き世帯数・割合	1	○	○		○
43	夫婦のいる世帯の家族類型、6 歳未満の子どもの有無、就業状態別一般世帯数-NWEC09⇔労働力・就業	1	○	○		○
44	第一子出生時の母親年齢の推移	4	○	○		○
45	子どもの出生年次別にみた第 1 子出産前後の女性の就業経歴-NWEC09	10	△	△		○
46	母子世帯数と父子世帯数の推移	1	○	○		○
47	母子・父子世帯になったときの子どもの年齢-NWEC09	25	○	○		○
48	離婚時親権を行う子どものいる割合と親権獲得者	4	○	△		○
49	親権を行う子の有無別離婚件数・親の離婚した子ども数・率の推移-NWEC09	4	○	△		○
50	親権を行う者別にみた離婚件数構成割合の推移-NWEC09	4	○	△		○
51	一般世帯に占める高齢者世帯の割合の推移（北海道、図表 6,p.16）	1	○	○		○
52	65 歳以上高齢者のいる世帯構造別（子どもと同居、カップル）世帯数・割合の推移-NWEC09	24	×	×		○
53	性、年齢階級、配偶者の有無、家族形態別 65 歳以上の者の構成割合-NWEC09	1	○	○		○
54	性、年齢階級別にみた 65 歳以上の単独世帯-NWEC09	1	○	○		○
55	合計特殊出生率と女性（あるいは 20-40 歳の女性）の就業率との相関関係	5,6			■	
56	都道府県（一般世帯数、一般世帯の平均世帯人数、単独世帯割合、核家族以外の親族世帯割合、高齢者世帯割合、児童のいる世帯の割合、6 歳未満の子のいる世帯の妻の有業者率<夫婦とこの世帯、夫婦と子と親の世帯>、婚姻率、離婚率、未婚者割合）-NWEC09		○	-	▼	
57	性、労働力状態別人口・労働力率の推移-NWEC09	1	○	○		○
58	性、年齢階層（5 歳）別労働力人口	1,27	○	○		○
59	性別、中学、高等学校の就職率の推移	81	○	▽		○
60	性別、大学及び短期大学の就職率の推移（千葉県、図 I-1-2-(4),39）	81	○	×		○
61	20 歳から 34 歳までの就業率-5：成果目標	1, 28,29	○	○		○
62	25 歳から 44 歳までの女性の就業率-4,7：成果目標	1, 28,29	○	○		○
63	第一子出産前後の女性の継続就業率-4,5,7：成果目標	10	△	×		○
64	子どもの年齢（3 歳以下、就学前、小学校、中学以上）別母親の就業状況⇔家族・世帯	29	○	×		○
65	60 歳から 64 歳までの就業率-8：成果目標	1, 28,29	○	○		○
66	性、年齢階級、非求職理由別就業希望の非労働力人口-NWEC09	29	×	×		○
67	末子の年齢、妻の就業状態別夫婦と子どもからなる世帯数-NWEC09	29	○	▽		○
68	性、年齢階級別労働力率の推移-NWEC09	1, 28,29、	○	○		○
69	女性の年齢階級別労働力・潜在労働力率-NWEC09	27, 29	○	○		○

70	主要国の性、年齢階級別経済活動率-NWEC09	ILO	-	-	●	
71	性、主要職業、年間所得別就業者数-NWEC09	29	×	×		○
72	性、役職別労働者数-NWEC09	47	×	×		○
73	性別管理的職業従事者	1	○	○		○
74	主要国の性別就業者数・管理的職業従事者数-NWEC09	ILO	-	-	●	
75	性、従業上の地位、産業別労働力人口と割合	1	○	○		○
76	性、従業上の地位、職業別労働力人口と割合	1	○	○		○
77	性、規模、年齢、雇用形態別雇用者数	29	○	▽		○
78	性、規模、年齢別非正規雇用者数	29	○	▽		○
79	性、雇用形態(2分類)別雇用者数の推移-NWEC09	27,29	○	▽		○
80	性、雇用形態別雇用者構成比および女性割合の推移-NWEC09	29	○	▽		○
81	性、年齢階級別非正規労働者の割合の推移-NWEC09	29	○	▽		○
82	女性労働者に占める非正規割合-4:参考指標	29	○	▽		○
83	職務が正社員とほとんど同じパート等労働者がいる民間事業所の割合(神奈川県、p.16、但し全国結果)	34	△	△		○
84	派遣社員数・割合	29、35	○	▽		○
85	派遣労働に関する労働相談件数と内容(東京都、データ2010、51)		△	△		○
86	他の就業形態に変わりたい正社員以外の労働者割合(東京都:全国のみ、データ2010、52)	179	△	△		○
87	非正規から正規への移動率-4,7:参考指標	28	×	×		○
88	在宅型テレワーカーの数-3,5:成果目標、(東京都=全国のみ、データ2010、53) 性別なし?	37	×	×		○
89	性、自営業主・家族従業者の推移-NWEC09	1,28,29	○	○		○
90	性、農林業・非農林業、年齢階級別自営業主と家族従業者-NWEC09	1,27	○	○		○
91	女性農業者の人数(川西市、主な指標、74)		△	△		○
92	JA女性部会生活改善グループ会員数(川西市、主な指標、74)		△	△		○
93	別、年齢・動機・業種別開業者(東京都=全国、データ2010,54、日本政策金融公庫研究所編『新規開業白書』)		△	△		○
94	女性起業数		△	△		○
95	起業家講座・再就職支援講座の女性受講者数(札幌市、H21年次報告書、図52、46)(川西市、主な指標,72)		△	△		△
96	性、理由別退職者数	29	○	△		○
97	妊娠・出産、産前産後休業及び育児休業等の取得等を理由とする解雇その他不利益取扱い等に関する相談件数-5:参考指標	57, 58,61	○	△		△
98	結婚・出産退職の理由⇔世帯・家族					○
99	就業継続の希望の有無と障碍(意識調査)		○	△		△
100	公共職業訓練受講者の就業率-7:成果目標	182	△	△		△
101	ジョブカード取得者数-7:成果目標	厚労	△	△		△
102	自立支援教育訓練給付金事業(実施率)-7:成果目標	厚労	△	△		△
103	高等技能訓練促進費等事業(実施率)-7:成果目標	厚労	△	△		△
104	地域若者サポートステーション事業によるニートの就業等進路決定者数-7:成果目標	厚労				△
105	20歳から34歳までの就業率-7:成果目標	1,27	○	○		○
106	フリーター数-7:成果目標	28				●

107		女性の認定事業者数-6:参考指標	40	△	△		△
108		農村女性起業数-6:参考指標	41	△	△		△
109		性、年令階級別失業者数と失業率	1,27	○	○		○
110		性、年令階級(10歳階級)別完全失業率の推移-NWEC09	1,27	○	○		○
111		性、年令階級、前職の離職理由別前職のある完全失業者-NWEC09	29	○	▽		○
112		性、失業期間別失業者数	28	○	▽		○
113		性別就業希望失業者	29	○	▽		○
114		就職希望理由と希望雇用形態	29	○	▽		○
115		非正規雇用希望理由					○
116		パートバンク利用状況(求人数、求職者数、採用件数)(川西市、主な指標,74)		△	△		△
117		マザーズハローワーク事業の実績(拠点数、就職件数、新規求職申込件数、担当者制による就職率)-7:参考指標	厚労	△	△		△
118		都道府県(労働力人口、労働力人口比率、完全失業率、産業別就業者構成比、産業別女性就業者割合、非正規雇用者率、管理職の女性割合)		○	-	▼	
119	IV 労働条件	性別一般職賃金額および対男性比率-NWEC09、4:参考指標	47	○	×		●
120		フルタイムで働く男女間賃金格差の国際比較-NWEC09		-	-		●
121		男女間賃金格差-7:参考指標	47	○	×		○
122		性別非正規就業者の賃金額および対男性比率-4:参考指標	47	○	×		○
123		性別正規・非正規賃金比較-4,7:参考指標	47	○	×		○
124		一般労働者と短時間労働者の時間当たり賃金格差-NWEC09	47	○	△		○
125		性、年令、勤務形態、雇用形態別時間当たり所定内給与額-NWEC09	47	○	×		○
126		低所得層(第I四分位)の賃金-7:参考指標	47	○	×		○
127		性、雇用形態、年間所得額別就業者分布-NWEC09	29	○	▽		○
128		年収200万円以下の給与所得者の割合-7:参考指標	49	○	▽		○
129		いわゆるワーキングプア層	29,47				○
130		性、雇用形態、ふだんの就業時間階級別構成割合-NWEC09	29	○	▽		○
131		週労働時間60時間以上の雇用者の割合-3,4,5:成果目標	27	×	×		○
132		性別推計年間労働時間と所定外労働時間の推移-NWEC09	27,48	△	×		●
133		性、実労働時間(年間)別雇用者数	29	△	×		●
134		性、雇用形態別実労働時間の国際比較-NWEC09		-	-		●
135		性、週労働時間別雇用者	48	○	×		○
136		性別就業者通勤時間	74	△	×		○
137		企業規模別年次有給休暇の平均取得日数と取得率の推移-NWEC09,3,4,5:成果目標	54	×	×		○
138		性、企業規模別育児休業取得者割合の推移-NWEC09,3,4,5:成果目標	54	×	×		○
139	育児休業期間中の会社や共済会等からの金銭支給の有無、内容別事業所割合-NWEC09	57	△	△		○	
140	性、規模、雇用形態別勤続年数	47	△	△		○	
141	性、一般労働者・短時間労働者別勤続年数の推移-NWEC09	47	×	×		○	
142	6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事労働時間-3,5:成果目標	74	○	△		○	
143	職業病・労働災害	62.63	○	△		○	
144	性別脳・心臓疾患と精神障害等に係る労災補償請求・認定件数の推移-	66,67	○	△		○	



		NWEC09					
145		労災認定事案のうち、脳・心臓疾患の件数-5：参考指標	66	△	△		○
146		労災認定事案のうち、精神障害によるものの件数-5：参考指標	67	△	△		○
147		過労死・過労自殺	66,67	○	△		○
148		自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)-3：成果目標	5	△	△		○
149		40歳代から60歳代の男性自殺率-参考指標	5	△	△		○
150		妊娠・出産、産前産後休業及び育児休業等の取得等を理由とする解雇その他不利益取扱い等に関する相談件数		△	△		○
151		メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合-5：成果指標 ⇔健康	62	△	△		○
152		メンタルヘルスの労働相談件数内容（東京都、データ2010,108-）⇔健康		△	△		○
153		家族経営協定の締結数-6：成果指標	80	△	△		○
154		性別労働組合員数・推定組織率および女性割合の推移-NWEC09	27,71	○	○		○
155		相談事項別都道府県雇用均等室に寄せられた相談構成割合および相談件数の推移-NWEC09	厚労				○
156		都道府県（性、都道府県別長時間労働者割合、賃金、最低賃金、年収250万円未満割合）-NWEC09		○	-		
157		コースの内容別新規学卒採用状況の推移-NWEC09	57	×	×		○
158		両立支援実施企業	57	△	△		
159	V 企業・組織の支援体制	ポジティブ・アクション実施企業数・割合	57	×	×		○
160		ポジティブ・アクションの取組み状況別女性管理職を有する企業割合と女性管理職割合-4：成果目標、NWEC09	57	×	×		▼
161		介護休業制度規定のある事業所割合および性別介護休業取得者の推移-NWEC09	57	△	△		○
162		次世代育成支援行動計画策定の届出をした企業の割合（京都府、第3次計画、中間案、22）	60	△	△		△
163		両立支援認証事業者数（神奈川県、指標III-1-(4)、プラン(第2次),37)	57	△	△		△
164		育児休業制度の有無(企業、事業所)と性別取得雇用者数	57	△	△		○
165		市内事業所における男女共同参画研修の開催件数（川西市、主な指標、69）		△	△		▽
166		産業、事業所における育児休業制度のレベルと有無(千葉県、図III-2-3-(1)、84)	57	△	△		○
167		事業所における子育て中の社員に対する配慮（千葉県、図III-2-3-(4)、86)		△	△		△
168		育児休業がもたらす昇進・昇格への影響（千葉県、図III-2-3-(4)、86)		△	△		▼
169	短時間勤務を選択できる事業所の割合、(短時間正社員制度等)-3,4,5：成果目標	57	△	△		△	
170	多様な働き方を導入している企業の割合（変形労働時間制度、フレックスタイム制度、事業場外労働の見なし労働時間制、裁量労働制等）（京都府、第3次計画、22）	57	△	△		△	
171	今後3年間で所定外労働時間縮減を計画している、もしくは予定している企業の割合（京都府、第3次計画、22）		△	△		△	
172	出産・育児・看護休暇に関する制度の国際比較-NWEC09		-	-		●	
173	次世代認定マーク（くるみん）取得企業数-3,4,5：成果目標	厚労	△	△		△	
174	労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合-5：成果目標	184	△	△		△	
175	配偶者出産休暇制度の有無と取得者数	57	△	△		○	
176	職場保育所の有無と利用者		△	△		△	
177	再雇用制度の有無		△	△		△	
178	女性従業員の再就職制度の状況（札幌市、H21年次報告書、図48、43）		△	△		△	

179		「京都モデル」子育て応援中小企業認証数（京都府、第3次計画中間案、22）		△	-	-
180		きょうと子育て応援パスポート事業への提携(?)登録者数（累計）と協賛事業者数（累計）（京都府、第3次計画中間案、22）		△	-	-
181		セクシュアル・ハラスメント対策企業		△	△	△
182		セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修への派遣職員数（川西市、主な指標、73）		△	△	△
183		セクシュアル・ハラスメントの相談件数（千葉県、図 I-1-1-(8),32）-県労働局雇用均等質	58	△	△	○
184		現在の会社・事業所でのセクシュアル・ハラスメントの経験（千葉県、図 I-1-1-(9)、33）-千葉県労働関係特別調査		△	△	○
185		女性管理職（係長相当、課長相当、部長相当、課長以上）を有する企業の割合（東京都、データ 2010、47）	56	△	△	○
186		婦人相談所（千葉県女性サポートセンター）及び婦人相談員の相談件数の推移（千葉県、図 I-1-1-(7),31）-県児童家庭課		△	△	△
187	V	国家公務員の男性の育児休業取得率-2：成果目標	178	-	-	○
188		地方公務員の男性の育児休業取得率-2：成果目標	166	△	△	○
189	I	県職員の休暇取得数等（（神奈川県、指標 III-1-(4)、プラン(第2次),37)		△	-	○
190		男女共同参画条例または基本計画制定地方公共団体数-2：参考指標	167	○	-	○
191	国	男女共同参画都市宣言採択市町村数-2：参考指標	167	○	△	○
192		女性の人権ホットライン相談件数-2：参考指標	158	△	△	○
193	地方自治体の取組	国、地方公共団体の苦情処理件数（男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について）-2：参考指標	専門委	○	△	○
194		都道府県労働局雇用均等室に寄せられた男女雇用機会均等法に関する相談件数-4：参考指標	58	○	-	-
195	自治体の取組	都道府県労働局雇用均等室が実施した男女雇用機会均等法に基づく指導の是正割合（年度内）-4：参考指標	58	○	-	○
196		公共調達でインセンティブを付与している都道府県数-4：参考指標	59	△	-	△
197	他	府内における女性交流事業の参加者数（単年）（京都府、第3次計画、中間案、22）		△	-	△
198		ボランティア登録会員数（札幌市、H21 年次報告書、図 38、39）		△	△	○
199	他	シルバー人材センター登録者の男女数・男女比（札幌市、H21 年次報告書、図 38、39）		△	△	△
200		シルバー人材センター登録者に占める女性の割合（北海道、参考図表 47、92）		△	△	△
201		婦人相談所及び婦人相談員の種類・経路別処理状況（千葉県、表 I-1-1-(2),31）-県児童家庭課		△	△	△
202		男女共同参画に関するイベント・研修等の参加者数(単年)（京都府、第3次計画・中間案、22）、有料貸室利用状況、男女共同参画センター相談窓口と相談件数、男女共同参画センター・ホームページアクセス件数(札幌市、H21 年次報告書、図 70-71、表 12,13、56-57)		△	△	△
203		男女共同参画センターにおける男女共同参画に係る啓発冊子の作成（川崎市、2008 年次報告書、6）		△	△	△
204		川崎市男女平等推進週間における広報状況（ポスター、ちらし枚数と配布場所）（川崎市、2008 年次報告書,11）		△	△	△
205		性、相談内容別外国人相談コーナー実績（大阪府外国人相談コーナー）（大阪府、施策、図 10-①、126）		△	△	△
206		NPO 法人代表者の性別割合（全国）（兵庫県、H22 白書,9）：経済産業研究所『NPO 法人の活動に関する調査研究報告書』（兵庫県、H22 白書,10）内閣府『国民生活選好度調査』（H18）		△	△	△
207		平成 27 年を期限とするミレニアム開発目標-15：成果目標		-	-	○
208		JICA による海外派遣実績（大阪府、施策、表 10-②,127）		△	×	○
209		性、行動の種類、平日・日曜日別の総平均時間-NWEC08	74	○	△	○

210	生活時間	性、4大生活時間分類、平日・日曜日別の1日あたりの総平均時間－NWEC09	74	○	△		○
211		性、雇用形態、4大生活時間、平日・日曜日別の総平均時間－NWEC09	74	○	△		○
212		性、週間就業時間、4大生活時間分類、平日・日曜日別総平均時間－NWEC09	74	○	△		○
213		共稼ぎ夫妻・夫が有業で妻が無職の夫妻・有業の独身女性、4大生活時間分類、平日・日曜日別総平均時間－NWEC09	74	○	△		○
214		共稼ぎ夫妻、4大生活時間分類別、総平均時間の国際比較－NWEC09	74	－	－	●	
215		子どもの有無、共稼ぎ夫妻・夫が有業で妻が無職の夫妻、4大生活時間分類、平日・日曜日別総平均時間－NWEC09	74	○	△		○
216		世帯の家族類型、6歳未満の子どものいる雇用されている夫妻、行動の種類(注分類・主行動)、平日・日曜日別総平均時間－NWEC09	74	○	△		○
217		行動の種類(小分類・主行動)、10～14歳の子どものが父母と一緒にいた時間と行動者率－NWEC09	74	○	△		○
218		性、有業者・無業者、行動分類、要介護高齢者を自宅内で介護している人の生活時間－NWEC09	74	○	△		○
219		要介護高齢者のいる家族介護者の性、介護支援の利用の有無・利用頻度別、1日当たりの家事時間と介護・看護時間－NWEC09	74	○	△		○
220		性、年齢階級、4大生活時間分類別高齢者の生活時間－NWEC09	74	○	△		○
221		性、年齢階級別社会的文化的活動時間に占める高齢者のテレビ等時間の割合－NWEC09	74	○	△		○
222		性、年齢階級別インターネットを利用した人の行動率および行動者平均時間－NWEC09	74	○	△		○
223		性、年齢階級、インターネットの利用者の種類別行動者率－NWEC09	74	○	△		○
224		性、年齢階級別全労働時間－NWEC09	74	○	△		○
225		性、企業規模、無償労働時間・有償労働時間・全労働時間、全労働時間に対する無償労働時間の割合－NWEC09	74	○	△		○
226		性、年齢階級、有業・無業、平日・日曜日の「ボランティア活動」の行動者率および行動者平均時間－NWEC09	74	○	△		○
227		性、団体加入の有無、ボランティア活動の形態別行動者率－NWEC09	74	○	△		○
228		仕事と家庭生活や地域活動への関わり方(神奈川、p.17)		△	△		○
229		性別雇用者平均生活時間	74	△	△		○
230		性、妻雇用形態(フルタイム、パートタイム)・無職別収入労働と家事労働時間	74	○	△		○
231		6歳児未満の子どもの持つ夫の育児・家事時間－2, 3:成果目標	74	○	△		○
232		共働きフルタイム・就学前子どもあり、性、収入労働と家事・育児時間	74	○	△		○
233		性、妻パート収入労働時間と家事育児時間	74	○	△		○
234	育児・家事時間と夫妻の就業状態別育児・家事時間(妻、フルタイム、パート、無業)比較	74	○	△		○	
235	子どもの就学前・就学後別、性、共働き雇用者夫妻の有償・無償労働時間	74	○	△		○	
236	親と同居の子どもあり共働き雇用者夫妻の有償・無償労働時間	74	○	△		○	
237	性別単身労働者有償労働時間と無償労働時間	74	○	△		○	
238	性別、高齢者(65歳以上)世帯の生活時間	74	○	△		○	
239	高齢単身者の生活時間	74	○	△		○	
240	介護者のいる高齢者世帯の生活時間	74	○	△		○	
241	男女別介護時間の動向(社会生活基本調査の「ふだん介護をしている人」における性別行動者率、介護時間の分析)－5:参考指標	74		△		○	
242	性、年齢階級、有業・無業別ボランティアの行動者率と活動時間	74	○	△		○	
243	成人の週1回以上のスポーツ実施率－10:成果目標	74	○	△		○	
244	都道府県(収入労働時間－正規職員・パート、仕事・通勤通学別)、家事労働時間－正規職員従業員・パート、性別、女性を100とした男性の割合、全労働時間－性、正規職員従業員・パート別)、全労働時間に対する家事労働		○	－		○	

		時間の割合（性、正規職員従業員・パート別）－NWEC09						
245	家計と資産	世帯の家族類型、主な家計の収入種類別一般世帯数－NWEC09	1	－	－	▼		
246		2人以上の勤労者世帯の月平均家計収の推移－NWEC09	76	×	▽		○	
247		勤労者世帯員別勤め先収入割合の推移－NWEC09	76	×	▽		○	
248		2人以上の勤労者世帯における世帯主の年齢階級、世帯の年間収入別にみた世帯主の性別割合－NWEC09	77	○	×		○	
249		2人以上の勤労者世帯の年間収入十分位階級別、消費支出の構成割合－NWEC09	76	×	▽		○	
250		消費者物価指数の変化率の国際比較－NWEC09		－	－		●	○
251		世帯収入階級別世帯数・世帯人員数	76	－	－			
252		世帯収入階級別勤労者世帯数、世帯人数	76	×	▽		○	
253		勤労者世帯の月平均家計収入および性、世帯員別勤務先収入割合	76	×	▽		○	
254		勤労者収入階級別の貯蓄と負債額	76	×	▽		○	
255		貯蓄現在高階級別世帯分布－勤労者世帯－NWEC09	76	×	▽		○	
256		負債現在高階級別世帯分布－勤労者世帯－NWEC09	76	×	▽		○	
257		世帯収入階級別消費支出	76	×	▽		○	
258		収入第ⅠとⅤ階級世帯の消費支出	76	×	▽		○	
259		相対的貧困率－7：参考指標	24		▽		○	
260		妻の年齢階級、就業状態、世帯類型別勤労者家計収支	77	×	×		○	
261		共稼ぎ世帯と片稼ぎ世帯の月間収入と支出－NWEC09	76	×	▽		○	
262		共稼ぎ世帯と片稼ぎ世帯の貯蓄・負債の現在高および構成割合－NWEC09	76	×	▽		○	
263		40歳代の「共稼ぎ世帯」・「世帯主だけが稼いでいる世帯」の月平均家計収支共稼ぎ世帯と片稼ぎ世帯の月間収入と支出－NWEC09	77	▽	×		○	
264		性、年齢階級別単身勤労者世帯の月平均支出と格差指数－NWEC09	77	▽	×		○	
265		母子・父子世帯の親の雇用形態・年間就労収入階級別割合－NWEC09	25	×	×		○	
266		母子・父子世帯の親の雇用形態・年間就労収入状況－NWEC09	25	×	×		○	
267		母子世帯の貯蓄金額階級別分布－NWEC09	25	×	×		○	
268	65歳以上、男女単独世帯と夫婦のみの世帯の所得階級別構成割合－NWEC09	24	×	×		○		
269	性、所得の種類別 65歳以上の単独世帯の平均所得金額と構成割合－NWEC09	24	×	×		○		
270	性、年齢階級、収入の種類別夫婦高齢者世帯（65歳以上の夫婦のみの世帯）の年間収入－NWEC09	77	▽	×		○		
271	自己破産申し立て件数の推移－NWEC09	143	△	×		○		
272	性、年齢階級別単身勤労者世帯の貯蓄・負債現在高－NWEC09	77	▽	×		○		
273	個人営業世帯（商人、職人、個人経営者）家計		×	×		○		
274	全国販売農家1戸あたり平均の主な農家経済－NWEC09	78	×	×		○		
275	女性農業者の労働報酬の受け取りの有無・報酬階級別構成割合－NWEC09	79	×	×		○		
276	性、学校のエデュケーション段階・種類別在学者数の推移－NWEC09	81	○	△		○		
277	IX 長期海外滞在者のうち留学生・研究者・教員数、女性割合の推移－NWEC09	16	○	○		○		
278	性、高等教育の種類別学校への進学者の推移－NWEC09	81	○	△		○		
279	IX 国際地域別成人の進学率、初等教育就学率、中等教育就学率－NWEC09	UNESCO	－	－		●	○	
280	世帯の年間収入別、学校種類別学習費総額－NWEC09	86	△	△				

281	・	一般教育政府支出に占める公財政教育支出の割合の国際比較-NWEC09	OECD	-	-	●	○
282	学	国・公・私立、女子高・男子校・共学別高等学校・大学数の推移-NWEC09	81				
283	習	性、専攻分野別にみた学生数、女性割合分布比の推移-NWEC09	81	○	○		○
284		性、分野別生徒の学習到達度-NWEC09	81	○	○		○
285		学校教育での施設・教育レベル、性別児童、生徒、学生	81	○	○		○
286		ミレニアム開発目標のうち、全ての教育レベルにおける男女格差-11：成果目標		-	-	●	○
287		性、国籍別留学生等	13	○	△		○
288		学校レベル（幼稚園、小、中、高等学校）別学費	86	×	×		○
289		高等学校・大学、国立・私立別共学・別学部別学校数	81	○	○		○
290		女性の高校、大学への進学	81	○	○		○
291		大学（学部）進学率（過年度高卒者等を含む）-11：参考指標	81	○	○		○
292		性、専攻分野別大学学生割合	81	○	○		○
293		理工系の学生に占める女性の割合-12：参考指標	81	△	-		○
294		大学（学部）～の大学院進学率-11：参考指標	81	-	-		○
295		大学院における社会人学生に占める女性の割合-11：参考指標	81	-	-		○
296		国立大学の課長相当職以上に占める女性の割合-11：参考指標	159	-	-		○
297		公立学校における人権教育の実施状況（千葉県、表 I-2-1-(2) 千葉県教育庁		-	-		○
298		男女平等教育推進委託研究校園（川西市、主な指標,69)		○	△		▽
299		男女平等教育研修参加者数(男女熱)（川西市、主な指標,69)		△	△		▽
300		初任者研修（校内研修）において男女共同参画に係る研修を実施している都道府県、政令指定都市、中核史教育委員会の割合-11：参考指標	83	△	△		▽
301		初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合-11：成果目標	文科	○	-		○
302		教育段階別女性教員割合の国際比較-NWEC09	82	-	-	●	○
303		初等・中等・高等学校における本務教員・校長・教頭数と女性割合-NWEC09	82	○	○		○
304		性、職階別大学本務教員数・女性割合の推移-NWEC09	82	-	-		○
305		性、分野別大学研究者数・女性割合の推移-NWEC09	82	-	-		○
306		性、中・高校、担当科目別教員	82	○	○		○
307		職階別大学本務教員数・女性割合-11:成果目標	82	△	-		○
308		研究者に占める女性の割合（企業等・非営利団体、公的機関、大学等）-12：参考指標	89				○
309		研究者に占める女性の割合の国際比較-NWEC09			-	●	
310		研究機関、性別研究者の推移-NWEC09	89	-	-		○
311		女性研究者の採用目標値（自然科学系）-12：成果目標	文科	-	-		○
312		大学における性、任期制および非常勤別教員数		△	-		○
313		日本学術会議の会員に占める女性の割合-11：成果目標、NWEC09	159	-	-		○
314		日本学術会議の連携会員に占める女性の割合-11：成果目標	159	-	-		○
315		女性の高等技術専門校及び職業能力開発センターにおける訓練生の科目別終了・就職状況（埼玉県、H21 年次報告,(18)、9)		△	△		○
316		中央図書館における"ジェンダー""男女共同参画""婦人問題"の件名で検索される蔵書件数（川西市、主な指標、69)		△	△		-
317		男女共同参画センター図書コーナーの蔵書数（川西市、主な指標、69)		△	△		-

318		生涯学習センターの学習・授業、総合センターの研修・講座、公民館講座での男女共同参画の取り入れと参加者数（川西市、主な指標、69）		△	△		—
319		青少年補導委員における人権に関わる研修会参加者数（川西市、主な指標、69）		△	△		—
320		社会教育関係団体人権研修会参加者数（男女別）（川西市、主な指標、70）		△	△		—
321		広報紙「人権啓発シリーズ 生きる」でジェンダー問題に関する内容を取り上げた回数（川西市、主な指標、70）		△	△		—
322		人権学習市民講座参加者数（川西市、主な指標、70）		△	△		—
323		性、社会教育施設別受講者数の推移-NWEC09	84	△	△		—
324		公民館における学習内容別受講者数割合-NWEC09	84	△	△		—
325		出前講座・出張講座、対外研修の実施状況（実施回数、受講者数）（札幌市、H21 年次報告書、表 11、54）		△	△		—
326		男女共同参画センター各種講座・セミナー等参加者数（札幌市、H21 年次報告書、図 67、55）		△	△		—
327		男女共同参画センター貸室利用件数、相談件数、ビデオ数、登録グループ数、関連機関共催事業数（川西市、主な指標、76）		△	△		—
328		男女共同参画センター公募制度導入事業数（川西市、主な指標、76）		△	△		—
329		中央公民館の講座における一時保育の実施回数と一時保育人数（川西市、主な指標、71）		△	△		—
330		男女共同参画センターの講座における一時保育の実施回数と一時保育人数（川西市、主な指標、71）		△	△		—
331		日本語講師ボランティア登録者数（男女別）（川西市、主な指標、72）		△	△		—
332		通訳・翻訳ボランティア登録者数（男女別）（川西市、主な指標、72）		△	△		—
333		在日外国人への情報等を提供する「友&愛カード」登録者数（川西市、主な指標、72）		△	△		—
334		女性関連施設設立年ごとの数の推移-NWEC09	90	○	—		○
335		女性教育・学習関連施設の設立年ごとの数推移（指定管理業者）		△	△		▽
336		県内公立特別支援学校における管理職員数都女性割合（校長・副校長・教頭・事務長の推移（千葉県、表 II-1-2-(9)、62）		○	○		○
337		両親学級参加人数（川西市、主な指標、74）		△	△		▽
338		公立中学校における職場体験の実施状況-3,11：成果目標	87	△	△		▽
339		公立高等学校（全日制）におけるインターンシップの実施状況-3,11：成果目標	87	△	△		▽
340		自己啓発を行っている労働者の割合-4：成果目標、7：参考指標	56	○	×		○
341		家庭における子どもの教育方針（性別に関して）（大阪府、施策、図 9-① -1,119）		△	△		▽
342		都道府県（性別大学進学率、高等・中・小学校、校長・教頭別女性割合、小学校児童 1 人当たり経費、中学校生徒 1 人当たり経費）		○	—	▼	
343		世帯類型別被保護世帯数の推移-NWEC09	92	○	▽		○
344	X 社会 保障 ・ 福祉	生活保護を受ける高齢単身世帯数の推移（東京都、データ 2010、87、全国結果のみ）		△	△		○
345		性、年齢階層別貧困率の推移（東京都、データ 2010、88、全国結果のみ）		△	△		○
346		性、現役時代の経歴別公的年金受給額-NWEC09	98	—	—		○
347		性、就業形態別厚生年金等の公的年金加入者状況-NWEC09	34	△	△		○
348		各国の家族関係社会支出の対 GDP 比の比較-NWEC09	OECD	—	—	●	
349		家族類型別児童のいる世帯の相対的貧困率の国際比較-NWEC09	OECD	—	—	●	
350		世帯類型別児童扶養手当受給者数-NWEC09	93	○	▽		○
351		離別母子世帯の養育費の受給状況-NWEC09	25	○	▽		○
352		種類別保育所数と待機児童数の推移		○	○		○

353	保育所利用児童数と利用率の推移-NWEC09	93.95	△	△	○
354	3歳未満児のうち、保育サービスを提供して割合-5:成果目標	社人研,93	○	▽	○
355	待機児童数	94, 96,	△	△	○
356	小学校1~3年生のうち、放課後児童クラブを提供している割合-5:成果目標	94,180	○	▽	○
357	放課後子ども教室の実施-5:成果目標	文科	△	△	○
358	地域子育て支援拠点(子育てひろば)や一時預かり事業の実施箇所数(京都府、第3次計画、中間案、22)		△	△	-
359	休日・夜間(延長)・病児病後児・事業所内・院内保育を行っている保育所数(京都府、第3次計画、中間案、22)		△	△	▽
360	延長保育実施箇所数の推移(北海道、図表24、44、千葉県,78)		△	△	○
361	放課後学童保育(児童クラブ)設置数の推移(北海道:図表23、44)		△	△	○
362	子育てサロン事業参加組数(札幌市、H21年次報告書、図21-1、28、子育て講座受講者・ボランティア活動者数、図21-3、29、子育てサロン設置率(対小学校区)図21-4、29)		△	△	-
363	さっぽろ子育てサポートセンター利用件数(札幌市、H21年次報告書、図23、30)		△	△	-
364	地域子育て支援拠点事業-5:成果目標	厚労	△	△	○
365	ファミリー・サポート・センター事業(箇所)-5:成果目標	厚労	△	△	○
366	母子相談件数(川西市、主な指標,76)		△	△	○
367	児童扶養手当受給者数の推移(千葉県、図III-2-5-(2),89)		△	△	○
368	ひとり親家庭等医療費助成受給者数の推移(千葉県、図III-2-5-(3),89)		△	△	○
369	児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移-(川西市、主な指標,76)、NWEC09	93	△	△	○
370	児童虐待相談における主な虐待者の推移-NWEC09	93	△	△	○
371	一時保護の状況(北海道:参考図表44、91)		△	△	○
372	虐待関連担当員研修参加者数(川西市、主な指標,76)		△	△	-
373	性、障害の種類別障害者数-NWEC09	93,94100,101, 116	○	○	○
374	障害のある人への種類別支援・交流活動への性別参加経験者割合の国別比較-NWEC09		-	-	●
375	地域自立支援協議会を設置している市町村数-8:成果目標	102	○	○	○
376	介護保険の性、要介護度別受給者数の推移-NWEC09	105	△	△	○
377	第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者の割合(千葉県、図表7,p.4)	109	○	△	○
378	要介護(要支援:自立度II以上)認定者における認知症高齢者の将来推計(千葉県:図表8)		△	△	○
379	性、年齢階級別要介護者の構成割合-NWEC09	24	△	△	○
380	主な介護者と要介護者等との続柄及び同別居の構成割合(全国:大阪府、施策、図5-①-2-2,105)		△	△	○
381	主な介護者-要介護者等との続柄・同別居、性、年齢別構成割合-NWEC09	24	△	△	○
382	主な在宅福祉サービスの事業者数・施設数(千葉県、図表10、6、図IV-2-1-(3),109))		△	△	○
383	主な在宅福祉サービスの入所者数(千葉県、図表11、6、図IV-2-1-(4)、110)		△	△	○
384	機能訓練、訪問指導の状況(千葉県、図表12、7、図IV-2-1-(5)、110))		△	△	○
385	介護予防事業の実施状況(千葉、表IV-2-1-(2)、111)		△	△	○
386	ショートステイ専用居室整備数(千葉県、図IV-2-1-(6)、113)		△	△	○
387	通所系施設整備数(千葉県、図IV-2-1-(6)、113)		△	△	○
388	被虐待高齢者の性別と虐待者の被虐待高齢者との続柄-NWEC09	107	△	△	○

389		介護労働者の職種別・就業形態別従業員数-NWEC09	108	△	△		○
390		介護労働者の賃金の他産業・職業別賃金との比較-NWEC09	108	△	△		○
391		障害者の実雇用率（民間企業）-8：成果目標	103	△	△		○
392		都道府県（国民年金給付率、国民健康保険料収納率、生活保護率、性別ホームレス数、介護保険受給者1人あたり費用額<介護予防サービス、介護サービス>、介護保険第1号被保険者1人当たり平均保険料、常勤換算訪問介護員数対65歳以上人口千人あたり、介護老人福祉施設設定員数対65歳以上人口千人あたり、保育所待機児童数、学童保育設置率）		○	-	▼	
393	XI 健康・保健	性、年齢階級、現在の健康状態、将来への健康不安の有無別労働者割合-NWEC09	62	△	×		○
394		性、仕事や職業生活への強い不安・悩み・ストレスの内容別労働者割合-NWEC09	62	△	×		○
395		治療中の病気・症状の有無(千葉県、図 IV-1-1-(6),97)		△	×		○
396		性別、主な栄養摂取量および脂肪エネルギー比率（1人1日当たり平均）の推移-NWEC09	115	△	×		○
397		性、年齢階級別栄養素等摂取量および脂肪エネルギー・炭水化物エネルギー比率（1人1日あたり平均）-NWEC2009	115				
398		性、年齢階級別喫煙率（「現在習慣的に喫煙している者」）の推移-NWEC09	115	△	△		○
399		性、年齢階級別外食の摂取状況(千葉県、図表 33,17)		△	△		▽
400		年齢階級別野菜の平均摂取量(千葉県、図表 34,18)		△	△		○
401		子ども（小学校、中学校）の朝食の欠食状況(千葉県、図表 35,18)		△	△		▽
402		20代、30代の朝食欠食率（千葉県、図表 36、6）		△	△		▽
403		性、年齢階級別運動習慣者の年次推移-NWEC09	115	△	△		○
404		性、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の状況 20歳以上（千葉県、図表 37,19-但し、全国数値）		△	×		○
405		性別、成人肥満比率（BMI>30kg/nf）の各国比較-NWEC09	OECD	-	-	●	
406		性、年齢階級別有訴者率と通院者率-NWEC09	24	○	▽		○
407		性、主要傷病別患者数と女性割合-NWEC09	117	○	▽		○
408		性、主要死因別年齢調整死亡率の推移-NWEC09	4	○	▽		○
409		生活習慣病（悪性新生物、心疾患、脳血管疾患）による死亡数の死亡数全体に対する比率-10：参考指標	4	○	▽		○
410		性、部位別悪性新生物の年齢調整死亡率の推移の推移-NWEC09	4	▽	×		○
411		各がんの早世の件数の男女比較-65歳未満（千葉県、図表 16、9）	4	○	×		○
412		各がんの早世係数の男女比較-65歳未満（千葉県、図表 20、9）	4	○	×		○
413		乳がん検診受診率/子宮がん検診受診率（大阪府、施策、図 7-①-1,113）-10：成果目標	24	△	△		○
414		妊婦健康診査助成人数（川西市、主な指標,74）		△	△		▽
415		妊婦産科検診参加者数（川西市、主な指標,74）		△	△		▽
416		妊娠11週以下での妊婦の届出率-10：成果目標	130	○	○		○
417	出生1万人当たり NICU（新生児集中治療管理室）病床数-10：成果目標	48,127				○	
418	不妊治療を受ける際に患者が専門家のカウンセリングが受けられる割合-10：成果目標	厚労	△	△		○	
419	不妊専門相談センター-10：成果目標	厚労	△	△		○	
420	妊娠中の喫煙・飲酒-10：成果目標	122	△	△		○	
421	出産後1か月時の母乳育児の割合-10：参考指標	122	△	△		○	
422	性別自殺者数の推移の推移-NWEC09	131	△	△		○	
423	人工妊娠中絶実施件数（10代、20代、30代）-10：参考指標	116	△	△		○	



424		年令階級別人工妊娠中絶実施率の推移-NWEC09	116	△	△	○
425		性別 HIV/AIDS 報告数の推移-NWEC09	126	△	△	○
426		性、主な性感染症別報告数と若年者の占める割合の推移-NWEC09	120	△	△	○
427		性感染症罹患率（性器クラミジア、性器ヘルペス、尖圭コンジローマ、淋菌感染症）（定点当たりの報告数）※-10：参考指標	厚労	△	△	○
428		基本健康診査の男女別受診率（北海道、参考図表 45、92）（千葉県,99）		△	△	○
429		市内医療機関における女性専用外来の設置状況（川崎市、2008 年次報告書、14）		△	△	○
430		性と生殖に関する健康と権利に関する講座の実施状況（講座数、日数、性別参加延べ人数）（川崎市、2008 年次報告書、14）		△	△	▽
431		医療施設・病床数の推移-NWEC09	127,128	△	△	○
432		常時診療体制が確保されている小児救急医療種数-3,10：成果目標	厚労	△	△	○
433		就業女性医師数-10：参考指標	121	△	△	○
434		助産師数-10：参考指標	116	△	△	○
435		院内助産所数・助産師外来数-10：参考指標	厚労	△	△	○
436		専門的職業：医師-10：参考指標	121	△	△	○
437		専門的職業：歯科医師-10：参考指標	121	△	△	○
438		性、病院・診療所、内科・外科・小児科・産婦人科別医師数と女性割合の推移-NWEC09	121	△	△	○
439		性、就業場所別就業している保健師・看護師・准看護師数と女性割合の推移-NWEC09	116	△	△	○
440		性、就業場所別就業している看護師（看護婦・看護士）数と女性割合の推移-NWEC09	116	△	△	○
441		都道府県（脳血管疾患標準化死亡率、乳がん標準化死亡率、自殺年令調整死亡率、自殺者数、小児科従事医師数、産婦人科・参加従事医師数、療養病床数、医療施設の医師数、無医地区数、就業看護士数）-NWEC09		○	-	▼
442	XII 安全・犯罪	自然災害・事故種類別発生件数、死者・行方不明数および負傷者の推移-NWEC09	警察	△	△	○
443		子育てバリアフリーに関する指標（特定道路におけるバリアフリー化率/重点整備地区内の主要な生活関連経路における信号機等のバリアフリー化率 /旅客施設のバリアフリー化率 /園路及び広場のバリアフリー化された都市公園の割合 /不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率）-5：参考指標	137	△	△	○
444		性、年齢、状態別若年層と高齢者層の交通事故死亡者および負傷者-NWEC09	132	△	△	○
445		学校、病院等における耐震措置終了率		△	△	○
446		女性委員のいない都道府県防災会議の数-14：成果目標	167	△	△	○
447		全国的女性消防団員数-14：成果目標	135	△	△	○
448		警察相談窓口へ寄せられた相談件数(大阪、プラン、図6-②・3、111)		△	△	○
449		刑事手続き（一般刑法犯）の流れ別件数・人員数-NWEC09	140	△	△	○
450		一般刑法犯の認知件数、性別検挙人員数と女性割合の推移-NWEC09	140	△	△	○
451		5カ国における主要な犯罪の認知件数・発生率の推移-NWEC09		-	-	●
452		少年一般刑法犯の性別検挙人員・性別比の推移-NWEC09	140	△	△	○
453		性、罪名、成人・少年別一般刑法反、特別刑法犯検挙人員数と女性割合-NWEC09	140	△	△	○
454		ひたたくり認知件数の推移（大阪府、施策、図5-②、106）		△	△	○
455		児童虐待相談受付件数・被虐待児年齢（兵庫県、H22 白書,13）		△	△	○
456	児童虐待に係る事件の加害者と被害者の関係-NWEC09	警察	△	△	○	

457	児童ポルノ事犯の検挙件数－9：参考指標	140	△	△	○
458	児童相談所における性的虐待相談対応件数－9：参考指標	93	△	△	○
459	性的虐待事件の検挙件数－9：参考指標	140	△	△	○
460	成人一般刑法犯の刑事司法各処遇段階の性別比の推移－NWEC09	140, 143, 146	△	△	○
461	性、罪名別新受刑者数－NWEC09	146	△	△	○
462	性別収監者数		△	△	○
463	人が被害者となった一般刑法犯認知件数・被害発生率の推移－NWEC09	140	△	△	○
464	性犯罪の被害件数・発生率の推移－NWEC09	140	△	△	○
465	強姦の認知件数－9：参考指標	140	△	△	○
466	強制わいせつの認知件数－9：参考指標	140	△	△	○
467	性犯罪指定捜査員等として指定された女性警察官・職員数－9：参考指標	154	△	△	○
468	都道府県労働局雇用均等室に寄せられたセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数－9：参考指標	58	△	△	○
469	全学的に教員に対し、学内におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための対策を実施している大学の割合－9：参考指標	88	△	△	○
470	性犯罪被害に関する相談を受けていることを明示して相談を行っている男女共同参画センター－9：成果目標	155	△	△	○
471	性犯罪相談件数（千葉県、図 I-1-1-(1) 25)		△	△	○
472	県内公立学校における生徒、職員に対するわいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメント行為（千葉県、表 I-1-1-(11),33）－千葉県教育庁職員課		△	△	－
473	主訴別一時保護の状況の推移（大阪府助成相談センター）（大阪、プラン、図 6-②-1-2、110)		△	△	○
474	高齢者虐待と被虐待者（兵庫県、H22 白書、16)		△	△	○
475	夫(内縁をふくむ)からの暴力検挙件数・相談数の推移－NWEC09	149	△	△	○
476	配偶者からの暴力の頻度と性別被害者数－NWEC09	147	△	△	○
477	DVに関する相談件数（千葉県、表 I-1-1-(3),27）－男女共同参画課		△	△	○
478	DVに関する専門相談件数（千葉県、表 I-1-1-(4),27）－男女共同参画課		△	△	○
479	札幌地方裁判所における保護命令発令件数、保護命令事件新受件数（札幌市、H21 年次報告書、図 56-1,2,48)		△	△	○
480	市町村における配偶者暴力相談支援センターの数－9：成果目標	148	△	△	○
481	配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数－9：参考指標	149	△	△	○
482	警察における配偶者からの暴力に関する相談の対応件数－9：参考指数	153	△	△	○
483	地方公共団体からの民間シェルターへの財政支援額－9：参考指数	151	△	△	○
484	配偶者暴力防止基本計画を策定している市町村数－9：参考指数	150	△	△	○
485	配偶者暴力防止法に基づく一次保護件数－9：参考指数	155	△	△	○
486	配偶者暴力防止法に基づく保護命令事件の既済件数－9：参考指数	最高裁	△	△	○
487	配偶者暴力相談支援センター証明発行件数（札幌市、H21 年次報告書、図 57,2,48)		△	△	○
488	市内民間シェルターへの財政支援の状況（川崎市、2008 年次報告書、13)		△	△	○
489	一時保護利用者数と児童数（千葉県、表 I-1-1-(5),27）－男女共同参画課		△	△	○
490	「出会い系サイト」に関連した事件検挙状況（千葉県、図 I-1-1-(4), 26)・千葉県警		△	△	○
491	ストーカー事案に関する認知件数の推移－NWEC09	152	△	△	○
492	ストーカー行為等の認知件数及び措置状況(千葉県、表 I-1-1-(2))26) 千葉県警、東京都、データ 2010、102 全国：警察庁と都：警視庁)	153	△	△	○

493		売春防止法違反送致状況（千葉県、図 I-1-1-(2),25）－千葉県警		△	△		○
494		売春防止法違反検挙件数－9：参考指標	140	△	△		○
495		売春関係事犯要保護女子未成年者数の推移－NWEC09	警察庁	△	△		○
496		婦人相談員の設置数－9：参考指標	157	△	△		○
497		風俗関係事犯に關与した外国人女性の国別検挙の状況（千葉県、表 I-1-1-(3),25）－千葉県警		△	△		○
498		人身取引事犯の検挙状況の推移－9：参考資料、NWEC09	156	△	△		○
499		市町村消防職員に占める女性管理職員（千葉県、表 I-1-1-3-(2),35）県男女共同参画課		△	△		○
500		市町村消防職員の性別採用状況（千葉県、表 I-1-1-3-(3),35）県男女共同参画課		△	△		○
501		市町村における防災会議性別委員数（千葉県、表 I-1-1-3-(3),35）県男女共同参画課		△	△		○
502		市の保育職・看護職に占める男性比率（川崎市、2008 年年次報告書,6）		△	△		○
503		都道府県（交通事故死傷者、一般刑法犯く認知件数一件数、発生率一、検挙件数、性別検挙人員、女性割合>、殺人認知件数、強姦認知件数、人口 10 万人あたり警察官数）		○	－	▼	○
504	xiii 意見 決定	世界の女性議員割合の推移－NWEC09	IPU	－	－	●	
505		地域別・両院別女性議員割合－NWEC09	IPU	－	－	●	
506		上院・下院別国会議員数・女性議員割合の国際比較－NWEC09	IPU	－	－	●	
507		衆議院立候補者・当選者・女性割合の推移－NWEC09	160	○	－		○
508		参議院立候補者・当選者・女性割合の推移－NWEC09	161	○	－		○
509		衆議院議員の候補者に占める女性割合－1：成果目標	160	○	－		○
510		参議院議員の候補者に占める女性割合－1：成果目標	161	○	－		○
511		国会議員選挙における性別投票率推移－NWEC09	161,162	○	○		○
512		性・年齢階級別衆議院議員選挙投票率－NWEC09	161	○	○		○
513		衆議院の女性割合－1：参考指標	159	－	－		○
514		参議院の女性割合－1：参考指標	159	－	－		○
515		内閣別女性大臣・副大臣・大臣政務官数と女性割合－NWEC09	159	－	－		○
516		内閣総理大臣・國務大臣の女性割合－1：参考指標	159	－	－		○
517		内閣官房長官・副大臣の女性割合－1：参考指標	159	－	－		○
518		大臣政務次官－1：参考指標	159	－	－		○
519		性別統一地方選挙の投票率の推移－NWEC09	163	○	○		○
520	地方議会における女性議員割合の推移	163,167	○	○		○	
521	都道府県議会女性割合－1：参考指標	163,167	○	－		○	
522	市区議会女性割合－1：参考指標	163,167	▽	○		○	
523	町村議会女性割合－1：参考指標	163,167	▽	－		○	
524	地方における首長に占める女性割合の推移－NWEC09	163,167	○	○		○	
525	都道府県知事－1：参考指標	163,167	○	－		○	
526	市区長－1：参考指標	163,167	▽	▽		○	
527	町村長－1：参考指標	167	▽	▽		○	
528	国の審議会等委員に占める女性の割合の推移－1：成果目標、NWEC09	159	－	－		○	
529	国の審議会等専門委員に占める女性の割合－1：成果目標	159	－	－		○	
530	法律に基づいて配置されている委員・相談員の数・女性割合－NWEC09	159	○	○		○	

531	都道府県審議会女性割合－1：成果目標	167	○	－		○
532	市区町村審議会女性割合－1：成果目標	167	－	▽		○
533	政党別役員中の女性割合－1：参考指標	159	－	－		○
534	性別警察官、検察官、裁判官、弁護士数の推移－NWEC09	159	－	－		○
535	性別指定職相当以上の検事、検事総長・次長検事・検事長、指定職相当以上の判事、最高裁判所判事・高等裁判所長官数と女性割合の推移－NWEC09	159	－	－		○
536	裁判官の女性割合－1：参考指標	159	－	－		○
537	検察官（検事）に占める女性の割合－1：成果目標	159	－	－		○
538	弁護士に占める女性の割合－参考指標	159	○	－		○
539	国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合－1：成果目標	159	－	－		○
540	国家公務員採用第Ⅰ種試験の事務系の区分試験の採用者に占める女性の割合－1：成果目標	159	－	－		○
541	国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上に占める女性の割合－1：成果目標	159	－	－		○
542	国家公務員指定職・行政職（一）9級以上の女性の推移－NWEC09	159	－	－		○
543	国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合－1：成果目標	159	－	－		○
544	国の指定職相当に占める女性の割合－1：成果目標	159	－	－		○
545	都道府県・政令指定都市における性別「地方公務員管理職数・女性割合の推移－NWEC09	167	○	○		○
546	都道府県の地方公務員採用試験（上級試験）からの採用者に占める女性の割合－1：成果目標	167	○	－		○
547	都道府県の本庁課長相当職以上に占める女性の割合－1：成果目標	167	○	－		○
548	市職員係長職候補者試験受験者に占める女性の割合（札幌市、H21 年次報告書、図 15、24）	167	－	○		○
549	役職別管理職に占める女性割合（札幌市、H21 年次報告書、図 18、26：全国数字－賃金構造基本調査）	167	－	○		○
550	独立行政法人等の部長相当職及び課長相当職員の女性割合－1：参考指標	159	－	－		○
551	地方公務員女性割合－1：参考指標	159	○	▽		○
552	性、職種別県職員（千葉県、表 II-1-2-(4),58)		△	△		○
553	県内市町村立公民館の館長の女性割合（千葉県、表 II-1-2-(5),59)		△	△		○
554	経済同友会役員－1：参考指標	159	－	－		○
555	日本経済団体連合会－1：参考指標	159	－	－		○
556	業種別全国団体役員－1：参考指標	159	－	－		○
557	日本商工会議所役員－1：参考指標	159	－	－		○
558	全国商工会議所連合会役員－1：参考指標	159	－	－		○
559	都道府県商工会議所連合会役員－1：参考指標	159	－	－		○
560	全国中小企業団体中央会役員－1：参考指標	159	－	－		○
561	都道府県中小企業団体中央会役員－1：参考指標	159	○	－		○
562	各種団体・機関等における性別会員数および役員数－NWEC09	159	－	－		○
563	日本労働組合総連合会（連合）役員－1：参考指標	159	－	－		○
564	連合傘下の労働組合における中央執行委員－1：参考指標	159	－	－		○
565	全国労働組合総連合会（全労連）役員		－	－		○
566	農業委員・農業協同組合・漁業協同組合への女性の参画状況の推移－NWEC09	159	○	○		○
567	全国農業協同組合中央会役員に占める女性の割合－6：参考指標	159	－	－		○

568	全国農業組合連合会役員に占める女性の割合-6：成果目標	159	-	-	○
569	農業協同組合役員	159	○	○	○
570	農業委員会、農業協同組合における女性が（役員に）登用されていない組織数-6：成果目標	159	○	○	○
571	指導農業者等に占める女性の割合-6：参考指標	159	○	○	○
572	全国森林組合連合会役員に占める女性の割合-6：参考指標	159	-	-	○
573	森林組合役員に占める女性の割合-6：参考指標	159	○	○	○
574	漁業協同組合役員に占める女性の割合-6：参考指標	159	○	○	○
575	日本公認会計士協会役員-1：参考指標	159	-	-	○
576	日本公認会計士協会地域会役員-1：参考指標	159	-	-	○
577	公認会計士-1：参考指標	159	-	-	○
578	都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員を1人以上含む教育委員会の割合-11：成果目標	文科	○	○	○
579	全日本医師会役員-10：参考指標	159	-	-	○
580	都道府県医師会役員-10：参考指標	159	-	-	○
581	日本歯科医師会役員-10：参考指標	159	-	-	○
582	都道府県歯科医師会役員-10：参考指標	159	○	-	○
583	日本薬剤師会役員-10：参考指標	159	○	○	○
584	都道府県薬剤師会役員-10：参考指標	159	○	-	○
586	日本獣医師会-1：参考指標	159	○	-	○
587	地方獣医師会役員-1：参考指標	159	○	○	○
588	日本オリンピック委員会役員-10：参考指標	159	-	-	○
589	日本体育協会役員-10：参考指標	159	-	-	○
590	獣医師-1：参考指標	159	○	○	○
591	女性町内会長数と女性割合-14：成果目標	159	△	△	○
592	日本PTA全国協議会役員に占める女性の割合-14：参考指標	159	△	△	○
593	都道府県・政令指定都市PTA協議会役員に占める女性の割合-14：参考指標	159	△	△	○
594	PTA会長（小中学校）に占める女性の割合-14：参考資料	159	△	△	○
595	千葉県老人クラブ連合会に加入している老人クラブの会長数（千葉県、表II-1-1-(2),51)		△	△	○
596	民間企業役員における女性の割合	1	○	▽	○
597	当該都道府県に本社を置く中小企業の役員における女性の割合		△	-	○
598	当該市区町村に本社を置く中小企業の役員における女性の割合		-	△	○
599	民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合-1：成果目標	159	○	-	○
600	NPO/NGOでの幹部職女性割合		-	-	○
601	メディア（新聞、民間放送、日本放送協会）における女性の割合、管理職女性（H17参画白書、神奈川p.24で引用）	159	△	-	○
602	記者（日本新聞協会）-13：参考指標	159	-	-	○
603	日本新聞協会役員-13：参考指標	159	-	-	○
604	日本新聞協会加盟各社役員-13：参考指標	159	-	-	○
605	日本民間放送連盟役員-13：参考指標	159	-	-	○
606	日本民間放送連盟加盟各社役員-13：参考指標	159	-	-	○

607		日本放送協会役員-13：参考指標	159	-	-		○
608		在外公館：特命全権大使、総領事の女性割合-15：参考指標	159	-	-		○
609		在外公館：公使、参事官以上の女性割合-15：参考指標	159	-	-		○
610		国際機関等で働く日本女性の割合の推移-NWEC09	159	-	-		○
611		国際機関等における専門職以上の日本人職員の女性割合-15：参考指標	159	-	-		○
612		都道府県（都道府県議会、市区議会、町村議会、合計の議員総数、女性議員数、割合）-NWEC09		○	-	▼	○
613	IX 意識調査	「男女共同参画社会」という用語の周知度-2,13：成果目標	171	△	△		▽
614		「女子差別撤廃条約」という用語の周知度-2,13,15：成果目標	171	△	△		▽
615		「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という用語の周知度-2,5,13：成果目標	171	△	△		▽
616		女性の人権が侵害されていると感じること（千葉県、図I-1-1(1),34)		△	△		▽
617		「男は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方の推移-NWEC09-	171	△	△		▽
618		「男は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方の性、年齢階級別構成割合の推移-NWEC09-	171	△	△		▽
619		「男は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方の5カ国比較-NWEC09	171	-	-	●	▽
620		「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する割合-2：参考指標	171	△	△		▽
621		男女の優越感（職場、地域、家庭、学校、政治、法律・制度、社会通念において）	171	△	△		▽
622		性別、社会全体の中での男女優越感の推移-NWEC09-	171	△	△		▽
623		分野別にみた性別の男女優越感-NWEC09-	171	△	△		▽
624		「社会全体の中で男性の方が優遇されている」と考える性別意識の国際比較-NWEC09-	171	-	-	●	
625		ワークライフバランスが達成されているか	173	△	△		▽
626		仕事・家事・プライベートな時間の優先度-NWEC09	173	△	△		▽
627		家族と一緒に過ごす時間希望-NWEC09	173	△	△		▽
628		仕事への満足度-NWEC09	173	△	△		▽
629		性、年齢階級別結婚の利点意識の推移-NWEC09	10	△	△		▽
630		理由別結婚の利点-NWEC09	10	△	△		▽
631		女性が理想とするライフコースと予定するライフコース意識の推移-NWEC09	10	△	△		▽
632		男性が女性に期待するライフコース意識の推移-NWEC09	10	△	△		▽
633		専業主婦を望むか否か		△	△		▽
634		仕事を持っていない理由(千葉県、図I-3-1(9)、48)		△	△		▽
635		子どもを望むか否か。持つ場合の人数	10	△	△		▽
636		結婚10年未満の夫婦の理想子ども数の構成割合と平均理想子ども数の推移-NWEC09	10	△	△		▽
637	年齢階級別妻が理想の子ども数を持つとしない理由の分布-NWEC09	10	△	△		▽	
638	子どもを育ててよかったと思うこと-NWEC09	7	△	△		▽	
639	子どもを育てていて負担に思うことや悩み-NWEC09	7	△	△		▽	
640	夫と妻が同程度以上行っている育児の性別活動の国際比較-NWEC09		-	-	●	▽	
641	夫の家事等への協力の度合いについて		△	△		▽	
642	男性の積極的家事参加に必要なこと（仙台市、生活時間調査、図10）		△	△		▽	
643	暴力としての認識	147	△	△		▽	

644	夫婦間における「平手で打つ」、「なぐるふりをして、おどす」を暴力として認識する人の割合-9：成果目標	147	△	△	▽
645	配偶者暴力防止法の認知度-9：成果目標	171	△	△	▽
646	配偶者からの暴力の相談窓口の周知度-9：成果目標	171	△	△	▽
647	バリアフリーの認知度-8：成果目標	112	△	△	▽
648	ユニバーサルデザインの認知度-8：成果目標	112	△	△	▽
649	メディアにおける性・暴力表現（大阪府、施策、図8-①、116）		△	△	▽
650	男性が家事・育児・介護・地球活動などの参加するために必要なこと（大阪府、プラン、図2-②-6、87、133）		△	△	▽
651	食育に関心を持っている国民の割合（性別なし）-10：成果目標	174	△	△	▽
652	妊娠・出産について満足している者の割合-10：成果目標	183	△	△	▽
653	母性健康管理指導事項管理カードを知っている妊婦の割合-10：成果目標	183	△	△	▽

- 注) 1) ①NWEC09：NWEC編(2009)『男女共同参画統計データブックー日本の女性と男性 2009』、②「9：参考指標」、「5：成果目標」は、それぞれ、『第3次男女共同参画基本計画』の参考指標-第9分野、と第5分野の成果目標。①、②の指標は全部収録した。その他は、幾つかの地方自治体男女共同参画統計（データブック、白書、計画、評価書等）から筆者が注目した統計指標を抜粋した。③北海道(2009.3)『第2次北海道男女平等参画基本計画』、(2010.10)『平成22年度 第2次北海道男女共同参画基本計画進捗状況』、④千葉県(2010.3)『平成21年度 千葉県男女共同参画白書』、⑤東京都(2010)『東京都の男女平等参画データ2010』、⑥神奈川県(2008.3)『かながわ男女共同参画推進プラン(第2次)』、(2010.2)『平成21年度版 神奈川県の男女共同参画ー男女共同参画年次報告書』、⑦京都府(2010.12)『KYOのあけぼのプラン(第3次)ー京都府男女共同参画計画中間案』、⑧大阪府(2010.3)『大阪府の男女共同参画の現状と施策ー自分らしく のびやかに 生きることのできる社会をめざして』、⑨兵庫県(2010.9)『平成22年度 ひょうご男女共同参画白書』、⑩札幌市(2010.3)『男女共同参画さっぽろプランー年次報告書(平成21年度)』、⑪仙台市(2003.3)『男女共同参画に関する事業所実態調査報告書』、(2006.3)『生活時間等に関する市民意識及び実態調査』、(随時更新)『男女共同参画関連統計』、⑫川崎市(2009)『川崎市男女平等推進行動計画ーかわさき★かがやきプランー』、『2008(平成20)年度 川崎市男女平等推進行動計画ーかわさき☆かがやきプランー年次報告書』、⑬川西市(2008)『川西市男女共同参画プランー男女の自立と平等をめざしてー後期実施計画』、特に「第5章：プランの進捗に係る主な指標」。
- 2) cは源泉になっている統計調査・資料名をさす。この欄には付属表の統計資料一覧の番号を掲げている。国際比較に関しては資料提供機関を示した。UN：United Nations, . . . . . 社人研：社会保障人口問題研究所の『日本と世界の人口ー人口統計資料』。なお空白のセルがある。今後を期したい。
- 3) d～g列の○や▽等の記号について。「○」は入手可能（データ源あり）、「▽」は、政令指定都市（あるいは、中核都市、大都市）で入手可能、「△」はデータ源からの集計作業あるいは独自調査によって作成可能あるいは望ましい、「×」は作成不能、「―」は無関係な指標（作成不要）、をさす。▲は性区分なしの統計あり、を意味する。f列の●は国際比較、▼は都道府県比較表、■は異なる指標の数値間の関係の分析に関する表あるいは図である。「▽」の「独自調査によって入手可能」は、こう云ってしまうと、どのようなデータも入手可能になるが、ここでは、調査の実施例があるか、その調査の実施が期待されるか、調査が比較的容易である場合について、「▽」とした。なお、全国について作成可能としている場合、政府統計ではなく、民間の業界団体の作成による統計をも、数は多くないが前提している。
- 以上の評価はなお、あいまいな点を残している。より明確なものに仕上げたい。
- 4) 一般的には、市区町村(e)で作成可能な指標は、都道府県(c)で、さらに全国(f)でも作成可能である。しかし、市区町村での地域に密着した男女共同参画の推進に関する指標であり、特に市区町村、そして、都道府県、さらに全国的に集計可能な場合もあるが、全国集計は作業を要するので、あえて全国レベルののでは必要でないものがある。
- 5) 市区町村の市には、政令指定都市や県庁所在地都市や中核都市がある。政令指定都市、次に県庁所在地、そして中核都市の順に、中央政府の公表統計データに含まれているなど、入手可能性が高いケースがある。これらをそれぞれ区分して示すべきかとも思うが、ここでは一括した。

付表 統計等出所一覧

統計調査等		統計調査等	
1	国勢調査	45	農林業センサス
2	住民基本台帳人口移動報告	46	漁業センサス
3	住民基本台帳人口要覧	47	賃金構造基本統計調査
4	人口動態統計調査	48	毎月勤労統計調査
5	人口動態調査特殊報告	49	民間給与実態統計調査
6	人口動態社会経済面調査	50	職種別民間給与実態調査
7	21世紀出生児縦断調査	51	国家公務員給与実態調査
8	21世紀成年者縦断調査	52	地方公務員給与実態調査
9	人口問題基本調査	53	賃金事情等総合調査
10	出生動向基本調査	54	就労条件総合調査
11	人口の動向－日本と世界－人口統計資料	55	最低賃金に関する実態調査
12	人口推計年報	56	能力開発基本調査
13	在留外国人統計	57	雇用均等基本調査
14	出入国管理統計年報	58	男女雇用機会均等法施行状況
15	外国人登録国籍別人員調査表	59	地方公共団体におけるワーク・ライフ・バランス推進 施策に関する調査報告書
16	海外在住邦人数調査統計	60	次世代育成支援推進法施行状況
17	日本の将来推計人口	61	育児・介護休業法施行状況
18	日本の都道府県別将来推計人口	62	労働者健康状況調査
19	日本の市区町村別将来推計人口	63	労働災害動向調査
20	簡易生命表	64	労働安全衛生に関する調査
21	完全生命表	65	労働者災害補償保健事業年報
22	都道府県生命表	66	脳血管疾患及び虚血性心疾患等（「過労死」等事案） の労災補償状況
23	日本市区町村別生命表	67	精神障害等の労災補償状況
24	国民生活基礎調査	68	障害者雇用状況の集計結果
25	全国母子世帯等実態調査	69	厚生労働省「定例業務統計報告」
26	全国家庭動向調査	70	労使関係総合調査
27	労働力調査年報（基本集計）	71	労働組合基本調査
28	労働力調査年報（詳細集計）	72	労働争議統計調査
29	就業構造基本調査	73	個別労働紛争解決制度施行状況
30	職業安定業務統計	74	社会生活基本調査
31	雇用動向調査	75	特定サービス産業動態調査
32	労働経済動向調査	76	家計調査
33	雇用構造に関する特別調査	77	全国消費実態調査
34	パートタイム労働者総合実態調査	78	農業経営実態調査
35	派遣労働者実態調査	79	農業構造動態調査
36	労働者派遣事業報告集計結果	80	家族経営協定に関する実態調査
37	テレワーク人口実態調査	81	学校基本調査
38	有期契約労働に関する実態調査	82	学校教員統計調査
39	船員労働統計調査	83	初任者研修実施状態調査
40	農業経営改善計画の営農類型別認定状況	84	社会教育調査
41	農村女性による起業活動実態調査	85	地方教育費調査
42	事業所・企業統計調査	86	子どもの学習費調査
43	工業統計調査	87	職場体験・インターンシップ実施状況等調査結果
44	商業統計調査	88	大学における教育内容等の改革状況について



	統計調査等		統計調査等
89	科学技術研究調査	129	学校保健調査
90	女性関連施設データベース	130	地域保健・健康増進事業報告
91	所得再分配調査結果	131	自殺の概要
92	被保護者全国一斉調査結果報告書	132	交通事故統計年報
93	社会福祉行政業務報告	133	水害統計調査
94	社会福祉施設等調査報告	134	火災年報
95	児童養護施設入所児童等調査	135	消防年報
96	保育所の状況について	136	消防防災・震災対策現況調査
97	訪問看護統計調査	137	公共交通事業者からの公共交通移動等円滑化実績報告書
98	年金制度基礎調査	138	都市公園等整備現況調査
99	健康・福祉関係サービス需要実態調査	139	建築統計年報
100	身体障害児・者実態調査	140	犯罪統計書(「平成〇〇年の犯罪」)
101	知的障害児・者実態調査	141	少年の補導及び保護の状況
102	障害者自立支援法における障害者相談支援事業の実施状況等について	142	少年非行等の概要
103	障害者雇用実態調査結果	143	司法統計年報
104	介護サービス世帯調査	144	検察統計年報【民事・訴訟・人権統計年報 I,II】
105	介護給付費実態調査	145	保護統計年報
106	介護事業経営実態調査	146	矯正統計年報 I,II
107	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査	147	女性に対する暴力調査(内閣府)
108	介護労働実態調査	148	配偶者暴力相談支援センターに関する情報
109	介護保険事業状況報告	149	配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数
110	老人保健福祉計画等統計調査	150	配偶者暴力防止法に基づく基本計画策定状況
111	事業年報(社会保険庁)	151	地方公共団体～民間シェルターへの財政支援額
112	バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進・普及方策に関する調査研究報告書	152	ストーカー事案対応状況について
113	公的年金加入状況等調査報告	153	ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について
114	国民年金被保険者実態調査	154	女性警察官の性犯罪指定捜査員等
115	国民健康・栄養調査	155	男女共同参画センターにおける性犯罪被害者からの相談対応に関する調査
116	保健・衛生行政業務報告	156	人身取引事犯について
117	患者調査	157	婦人保護事業実施状況報告
118	保健福祉動向調査	158	女性の人権ホットライン統計資料
119	糖尿病実態調査	159	女性の政策・方針決定参画状況調べ
120	感染症発生動向調査	160	衆議院議員通常選挙結果調
121	医師・歯科医師・薬剤師調査	161	参議院議員通常選挙結果調
122	乳幼児身体発育調査	162	衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官審査結果調
123	健やか親子 21 を推進するための母子保健情報の利活用に関する研究	163	地方選挙結果調
124	地域保健・老人保健事業報告	164	地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調
125	循環器疾患基礎調査	165	女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果
126	エイズ発生動向調査	166	地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果
127	医療施設(静態)調査	167	地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する政策の進捗状況
128	医療施設(動態)調査	168	一般職の国家公務員の任用状況調査報告

統計調査等		統計調査等	
169	農業委員会及び農業会議実態調査	177	統計集 統計でみる市区町村のすがた
170	農林水産省統計表	178	一般職の国家公務員の育児休業等実態調査及び仕事と育児の両立支援のための休暇制度の使用実態調査
171	男女共同参画社会に関する世論調査	179	就業形態の多様化に関する実態調査
172	障害者に関する世論調査	180	地域児童福祉事業等調査
173	男女の働き方と仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する調査	181	地域保健医療基礎調査
174	食育の現状と意識に関する調査	182	厚生労働省、定例業務報告統計
175	統計集：統計でみる都道府県のすがた	183	厚生労働省科研費「健やか親子21」を推進するための母子保健情報の利活用に関する研究」
176	統計集 社会生活統計指標—都道府県の指標	184	厚生労働省「労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に関する意識調査」

注：①この統計調査等の配列・番号を変えると、参考資料5の全体のc欄、さらに表3-2、3-3のc欄の書き換えが必要になるので、この表作成の途中から、最後に新たな必要統計資料を追加していくことにした。②このため、この統計資料一覧は、系統的配列にはなっていない。③また関連統計資料を網羅したとはいえ、重要な関連統計を落としているかと思う。④掲げている資料も、統計集、記者会見資料等を含み、原資料名を明記するに至っていない。原資料の明示とともに、二次（統計集）、三次文献（白書など）での掲載状況も示すことができれば、一般の利用者にとっては便利になるだろう。⑤さらに、統計調査の改廃・統合がひんばんに行われる中、資料名をふくめて、現行のものでないものもあろう。これらを含めて、この参考資料5は、暫定的なものである。

## 統計研究参考資料(最近刊行分)

号数	タイトル	刊行年月日
93	統計の品質(4)－IMF・品質サイトとQ2004を中心に	2006. 07. 25
94	中国国民経済計算体系2002	2006. 08. 01
95	韓国「統計法」改正	2007. 02. 01
96	日中韓2000年産業別購買力平価の推計	2007. 04. 01
97	統計の品質論(5)－Q2006と2006サテライト会議から(翻訳と関係論文)	2007. 05. 31
98	Eurostat:世帯生産と消費－世帯サテライト勘定の方法と提案	2008. 01. 31
99	中国国家统计局「都市家計調査」の家計収支項目分類の変遷に関する研究	2008. 10. 20
100	中国産業連関表のデフレーターと実質化	2008. 11. 01
101	ロシア人口センサスの調査環境	2009. 01. 31
102	統計の品質論(6):論文と翻訳－ESSの統計品質論と実践	2009. 08. 31
103	第18回国際労働統計家会議における「労働時間測定決議」	2009. 09. 05
104	ビジネス・レジスター勧告マニュアル	2009. 09. 06
105	統計の品質論(7)フィンランド統計局:政府統計の品質ガイドライン	2010. 01. 20
106	世界銀行の中国購買力平価の推定方法、結果及び問題に関する研究	2010. 04. 01
107	欧州統一生活時間調査(HETUS)ガイドライン－2008年版(翻訳と解説)	2010. 04. 20
108	統計品質論(8) Q2008と2008国際統計機関の統計データ品質会議/主要国－カナダでの統計品質論と実践の展開(翻訳と解説および論文)	2010. 05. 01
109	UNECEのジェンダー統計－ウェブサイト、関連会議と報告(翻訳)	2010. 10. 30
110	フランスの1980年代における企業統計の展開とビジネス・レジスター(翻訳)	2010. 10. 30

### 統計研究参考資料 No. 111

地方ジェンダー(男女共同参画)統計書の作成と  
活用 そのI (暫定版)

2011年7月30日

発行所 法政大学日本統計研究所  
〒194-0298 東京都町田市相原町4342  
Tel. 042-783-2325, 2326  
Fax 042-783-2332  
Email jsri@mt.tama.hosei.ac.jp  
発行人 森 博美